


平成17年第1回定例会
上富良野町議会会議録



開会 平成17年3月 3日
閉会 平成17年3月18日

上富良野町議会

目 次

第 1 号 (3月3日)

議 事 日 程	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
議会事務局出席職員	1
開会宣告・開議宣告	2
諸 般 の 報 告	2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
日程第 2 会期決定の件	2
日程第 3 行 政 報 告	2
日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	4
日程第 5 報告第 2号 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を 定める件)	5
日程第 6 議案第10号 平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	5
日程第 7 議案第11号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号)	12
日程第 8 議案第12号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号) ...	12
日程第 9 議案第13号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4 号)	15
日程第10 議案第14号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第 4号)	16
日程第11 議案第15号 平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予 算(第3号)	17
日程第12 議案第16号 平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	17
日程第13 議案第35号 ポロピナイ川改修工事(H16国債)請負契約締結の件	18
散 会 宣 告	19

目 次

第 2 号 (3月4日)

議 事 日 程	2 1
出 席 議 員	2 1
遅 参 議 員	2 1
欠 席 議 員	2 1
地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 1
議会事務局出席職員	2 1
開 議 宣 告	2 2
諸 般 の 報 告	2 2
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2 2
日程第 2 執行方針	2 2
〔町政執行方針〕 町長 尾 岸 孝 雄 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君	
日程第 3 議案第1号 平成17年度上富良野町一般会計予算	2 2
日程第 4 議案第2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 2
日程第 5 議案第3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算	2 2
日程第 6 議案第4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 2
日程第 7 議案第5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 2
日程第 8 議案第6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 2
日程第 9 議案第7号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 2
日程第10 議案第8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算	2 2
日程第11 議案第9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算	2 2
予算特別委員会の設置について	4 7
休 会 の 議 決	4 7
散 会 宣 告	4 7

目 次

第 3 号(3月10日)

議 事 日 程	4 9
出 席 議 員	4 9
欠 席 議 員	4 9
早 退 議 員	4 9
地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 9
議会事務局出席職員	4 9
開 議 宣 告	5 0
諸 般 の 報 告	5 0
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 0
日程第 2 議案第36号 北24号道路改良舗装工事(H16国債)請負契約締結の件 ...	5 0
日程第 3 町の一般行政について質問	5 1
1 3 番 村 上 和 子 君	5 1
1 地域形成の支援と行政サービスのあり方について	
2 職員の人事異動について	
3 既存施設郷土館の有効活用について	
4 上富良野西小学校の2期制導入の効果は	
5 公営住宅の入居希望待機者が多く、自主財源確保の一つとして、空いて いる教員住宅を転用して、待機者に貸してはどうか	
4 番 梨 澤 節 三 君	5 8
1 市町村合併について	
2 個人情報保護条例について	
3 番 岩 崎 治 男 君	6 2
1 自衛隊、上富良野町駐屯地の存続について	
2 道州制について	
1 番 清 水 茂 雄 君	6 5
1 次世代育成について	
2 ゴミの不法投棄について	
9 番 米 沢 義 英 君	6 8
1 訪問介護保険制度の見直しについて	
2 施設介護制度の見直しについて	
3 指定管理者制度について	
4 農業行政について	
5 給食センターについて	
6 西小学校グランド整備について	
散 会 宣 告	7 7

目 次

第 4 号(3月11日)

議 事 日 程	7 9
出 席 議 員	7 9
遅 参 議 員	7 9
欠 席 議 員	7 9
早 退 議 員	7 9
一時退席議員	7 9
地方自治法第121条による説明員の職氏名	7 9
議会事務局出席職員	7 9
開 議 宣 告	8 0
諸 般 の 報 告	8 0
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	8 0
日程第 2 町の一般行政について質問	8 0
1 6 番 渡 部 洋 己 君	8 0
1 農業問題について	
2 観光対策について	
1 1 番 中 村 有 秀 君	8 4
1 空き教員住宅の町営住宅的な転用により、財源確保と町営住宅入居希望 待機者の対策について	
2 町営住宅家賃滞納と少額訴訟について	
3 富良野協会病院の移転改築に関わる基本構想確認書について	
日程第 3 議案第22号 上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例 ...	9 6
日程第 4 議案第23号 上富良野町ラベンダーハイツ施設整備基金条例	9 7
日程第 5 議案第24号 上富良野町子どもセンター条例	9 8
日程第 6 議案第27号 上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例	9 9
日程第 7 議案第28号 上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例を廃止する条例	1 0 0
日程第 8 議案第29号 上富良野町遠距離通学児童生徒の通学費援助交付条例を廃止する 条例	1 0 2
日程第 9 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の訂正につい て	1 0 2
休 会 の 議 決	1 0 3
散 会 宣 告	1 0 3

目 次

第 5 号(3月18日)

議 事 日 程	1 0 5
出 席 議 員	1 0 5
欠 席 議 員	1 0 5
早 退 議 員	1 0 5
一時退席議員	1 0 5
地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 0 5
議会事務局出席職員	1 0 6
開 議 宣 告	1 0 7
諸 般 の 報 告	1 0 7
日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 0 7
日程第 2 議案第17号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1 0 7
日程第 3 議案第18号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	1 0 8
日程第 4 議案第19号 上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例	1 0 8
日程第 5 議案第20号 上富良野町土地開発基金条例を廃止する条例	1 1 6
日程第 6 議案第21号 上富良野町商業振興条例の一部を改正する条例	1 1 9
日程第 7 議案第25号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	1 1 9
日程第 8 議案第26号 上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例	1 2 2
日程第 9 議案第30号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件	1 2 7
日程第10 議案第31号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	1 2 7
日程第11 議案第32号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	1 2 7
日程第12 議案第33号 上富良野町道路線廃止の件	1 2 8
日程第13 議案第34号 上富良野町道路線認定の件	1 2 8
日程第14 予算特別委員会付託	1 2 9
議案第 1号 平成17年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算	
議案第 4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 7号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算	
日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件	1 3 0
日程第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件	1 3 0
日程第17 発議案第2号 日本郵政公社存続に関する意見の件	1 3 1
日程第18 閉会中の継続調査申出の件	1 3 1
町長あいさつ	1 3 1
議長あいさつ	1 3 2
閉 会 宣 告	1 3 2

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成17年度上富良野町一般会計予算	3月18日	原 案 可 決
2	平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
3	平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
4	平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
5	平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
6	平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
7	平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月18日	原 案 可 決
8	平成17年度上富良野町水道事業会計予算	3月18日	原 案 可 決
9	平成17年度上富良野町病院事業会計予算	3月18日	原 案 可 決
10	平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)	3月3日	原 案 可 決
11	平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	3月3日	原 案 可 決
12	平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第3号)	3月3日	原 案 可 決
13	平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月3日	原 案 可 決
14	平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	3月3日	原 案 可 決
15	平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	3月3日	原 案 可 決
16	平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)	3月3日	原 案 可 決
17	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原 案 可 決
18	上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原 案 可 決
19	上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例	3月18日	原 案 可 決
20	上富良野町土地開発基金条例を廃止する条例	3月18日	原 案 可 決
21	上富良野町商業振興条例の一部を改正する条例	3月18日	原 案 可 決
22	上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例	3月11日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
23	上富良野町ラベンダーハイツ施設整備基金条例	3月11日	原案可決
24	上富良野町子どもセンター条例	3月11日	原案可決
25	上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
26	上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例	3月18日	原案可決
27	上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例	3月11日	原案可決
28	上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例を廃止する条例	3月11日	原案可決
29	上富良野町遠距離通学児童生徒の通学費援助交付条例を廃止する条例	3月11日	原案可決
30	上富良野町財政調整基金の一部支消の件	3月18日	原案可決
31	上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件	3月18日	原案可決
32	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	3月18日	原案可決
33	上富良野町道路線廃止の件	3月18日	原案可決
34	上富良野町道路線認定の件	3月18日	原案可決
35	ポロピナイ川改修工事（H16国債）請負契約締結の件	3月3日	原案可決
36	北24号道路改良舗装工事（H16国債）請負契約締結の件	3月10日	原案可決
	平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の訂正について	3月11日	許可
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成17年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第7号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算 議案第9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算	3月18日	原案可決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	諮 問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月18日	適 任
	執 行 方 針	3月4日	
	行 政 報 告	3月3日	
	町の一般行政について質問	3月10日 3月11日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月3日	報 告
2	専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）	3月3日	報 告
	発 議		
1	町長の専決事項指定の件	3月18日	原 案 可 決
2	日本郵政公社存続に関する意見の件	3月18日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出の件	3月18日	原 案 可 決

平成 1 7 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 1 7 年 3 月 3 日（木曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 3月3日～18日 16日間
第 3 行政報告 町長尾岸孝雄君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
第 5 報告第 2号 専決処分の報告（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 6 議案第10号 平成16年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）
第 7 議案第11号 平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第 8 議案第12号 平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第 9 議案第13号 平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
第10 議案第14号 平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第11 議案第15号 平成16年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
第12 議案第16号 平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）
第13 議案第35号 ポロピナイ川改修工事（H16国債）請負契約締結の件

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田未範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	教育振興課長	岡崎光良君
建設水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君
ラベンダー・ハイツ所長			

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 18名)

開会宣告・開議宣告

議長(中川一男君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成17年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、2月28日に告示され、同日議案等の配付をいたしました。

今期議会運営につき、2月4日及び2月25日、議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号ないし議案第36号までの36件、諮問第1号の1件、報告第2号の1件であります。

議員からの提出案件は、発議案第1号ないし発議案第2号の2件であります。

なお、議案第35号は、本日、お手元に配付いたしました。

また、議案第36号、人事案件の諮問第1号につきましては、後日配付いたしますので、御了承賜りたいと存じます。

監査委員から監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長並びに教育長から、平成17年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成16年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月4日までに受理いたしました陳情要望の件数は、2件であります。その要旨は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の

出席を求め、別紙配付のとおり出席いたしております。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

17番 西村昭教君

1番 清水茂雄君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(中川一男君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの16日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(中川一男君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許可します。

町長尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、2月21日から22日の2日間にわたって実施した十勝岳噴火総合防災訓練については、平成7年度から十勝岳火山防災会議協議会を構成する上富良野町と美瑛町の合同形式により、今回で10回目の実践訓練となりました。

本年も十勝岳噴火による大規模泥流の発生を災害想定として、初動体制構築訓練、情報伝達連絡訓練、避難訓練、救助・救出訓練、避難路確保、道路閉鎖、JR富良野線遮断の5項目を柱に実施をいた

しました。

今回も昨年同様に、十勝岳の火山活動状況にあわせて、郡部地域の緊急危険区域には小規模泥流発生で避難指示を、市街地の緊急危険区域には大規模泥流で避難指示を発令し、火山活動をにらんだ段階的な避難指示を試みました。

昨年同様、避難指示後の訓練にも重点を置き、避難指示区域に避難していない者がいるという想定で、1軒1軒を回る未避難者の確認活動を、自衛隊、警察、消防の協力により実施いたしました。また、緊急危険区域内にある指定避難所から、より安全である避難所への避難者輸送を自衛隊の協力により実施いたしました。

また、草分防災センターにおきまして、泥流により被害を受けた倒壊家屋を想定し、自衛隊、警察、消防の連携による被災者の救助・救出訓練を実施いたしました。

今回で4回目になりますが、北海道上川支庁の主催によります十勝岳噴火災害対策現地合同本部会議が開催され、各関係機関による総合的な防災応急対策が検討されたところであります。ここに、参加された多くの住民の方々を初め、各関係機関・団体の方々の御協力に対しまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

なお、この訓練におきまして、災害対策本部内の関係機関との情報伝達の方法、要請事項などの課題については、その諸対策を確認できたと思いますが、今後の取り組みなければならない多くの課題も検証することができましたので、日ごろから関係機関との連携調整を図り、一層の連携強化に努めてまいります。

次に、行財政改革につきましては、平成16年9月に策定いたしました行財政改革実施計画に基づき、実施項目の実践に取り組みを進めているところであります。

平成17年度予算に向けまして、平成16年度から取り入れました事業別予算により事務事業の評価・検証を行い、予算の編成方針に反映させてまいりました。

また、実施項目の中、システム化や方針等により改革を進めるものにつきまして、主幹職を中心に、課長職を除く全職員により八つのプロジェクトを立ち上げ、各種のシステムや方針等の作成に取り組んでおります。具体案ができ次第、実践につなげてまいります。

今後ますます厳しさが予想される行財政環境にあって、計画の着実な推進に議員各位初め町民皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、富良野協会病院の改築に関してであります

が、協会病院が地域センター病院であるという認識のもと、沿線5市町村の負担について、平成16年2月の委員会から情報交換などを続けておりましたが、本年度に入りましてから、具体的な地域センター病院改築に伴う基本構想についての協議を重ねてまいりました。

自治体病院を持ちます上富良野町といたしましては、地域センター病院がどのように町立病院と連携協力していくのが、建築費に対する負担を考慮するための重要な点であり、医師の派遣や連携について、基本構想に位置づけるべく強く訴えたところであります。

このようなやりとりの中で、本町では平成16年度から病病連携がとられていることや、救急業務に関し救急救命士としての人材育成支援や、乳幼児などの健診業務の支援を受けている実態に加え、将来に向けて医師の派遣や研修への協力が確認できたこと、また、第1次医療機関としての自治体病院を持たない富良野市が、その主体性をもって多くの負担を担う考え方を示されたことなどから、2月13日に行われまして富良野地域広域市町村圏振興協議会委員会において、5市町村で負担することで合意したところであります。

その負担につきましては、沿線自治体支援総額の8億円のうち8割を地元富良野市が負担し、残りの2割を富良野市を含む5市町村で、患者数に応じ負担するよう合意し、本町の負担割合は12.93%の2,068万8,000円となるところであります。

これを受けまして、2月17日に、富良野地区広域市町村圏振興協議会、富良野市、富良野医師会、社会福祉法人北海道社会事業協会の4者で、基本構想についての確認書を取り交わしたところであります。

次に、自衛隊関係であります。1月17日から28日にかけて、6市町村長同行のもと、上富良野駐屯地で、旭川第2師団長、陸上幕僚長、金田財務金融委員長、今津防衛庁副長官に対して、上富良野駐屯地の現状維持及び演習場整備拡充の要望を行いました。

引き続き、地元駐屯地が存続し、国土防衛の中心的な役割を果たし得るよう働きかけてまいります。

次に、北海道における自衛隊削減問題が、これからも予断を許さないものとなっていることから、2月8日に、本町を含む道内50市町村の参加により、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会を発足させたところであります。

次に、平成17年度防衛施設周辺整備事業の要望関係であります。2月2日から3日にかけて実施

計画ヒアリングが防衛施設庁で行われ、上富良野基地協議会構成の関係団体長同行のもと、要望運動を行ってまいりました。

観光関係では、2月の6日、四季彩イベントの最後を飾る第4回上富良野雪まつりを、日の出公園を会場に開催したところ、当日は好天に恵まれ、約2,600人の参加をいただきました。

会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による大雪像1基、商工会青年部の皆様による滑り台製作、イベントでは、町民参加によるファミリー雪像コンテスト、親子で人間ポーリング、スノーモービル体験、激走ボブスレー大会、お楽しみ抽選券の入ったもちまき大会、豚サガリ絶叫大会などに多くの町民の皆様に参加をいただきました。

雪像制作期間中、御支援をいただきました自衛隊、建設業協会、女性連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関の皆様に厚く感謝とお礼を申し上げます。

次に、成人式についてであります。本年は1月10日が成人の日でありましたが、本町では新成人の皆さんが出席しやすいように考慮しまして、前日の1月の9日の日曜日に保健福祉総合センターかみんにおいて、町議会議員を初め来賓各位の御臨席をいただきまして成人式を挙行いたしました。新成人111名の出席のもと、厳粛なうちに式典が行われ、門出を祝福したところであります。

最後に、建設工事の発注状況であります。12月定例議会において報告した以降、入札執行した建設工事は、3月1日現在10件、事業費4億4,769万9,000円で、平成16年度の累計では47件、事業費総額10億1,848万4,250円となっております。

平成16年度建設工事発注状況を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

なお、3月7日に入札執行を行いますので、平成16年度建設工事総括表は後日配付しますので、御了承をお願いいたします。

以上をもちまして、行政報告といたします。

議長（中川一男君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（中川一男君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件。

監査及び例月現金出納検査結果について御報告い

たします。

概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、産業振興課、建設水道課所管の財務事務を監査の対象として、平成16年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の期間は、平成17年1月27日、28日の2日間でした。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取もいたしました。

監査の結果を申し上げます。抽出により試査した結果、財務に関する事務はおおむね適正に執行されていると認められました。

なお、軽易な改善事項については、監査の過程において注意するとともに、所管課長に講評いたしました。

次に、2ページから10ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成16年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては11ページにございますので、参考としていただきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 質疑がなければ、これをもって報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（中川一男君） 日程第5 報告第2号専決処分、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件の報告を行います。

本件の報告を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただきました報告第2号専決処分報告の件につきまして、その概要を申し上げます。

本件につきましては、平成16年12月6日午前9時15分ごろ、当町で運行しております東中線のスクールバスにおきまして、町立病院停留所を出発した直後、大町2丁目交差点を直進中、左側方向から来た相手方乗用車の前面とバスの左側面が衝突したものでございます。

なお、このバスには幸い乗客はおりませんでした。

この事故につきましては、当町のバスが交差点進入に際し、相手方が一時停止を怠ったことによる衝突でありますことから、過失割合は当方20%、相手方80%と決定したものであります。

このスクールバス路線につきましては、委託運行をしている路線でありますので、委託事業者に安全運転の徹底について申し入れをするとともに、職員に対しましても、冬場の交通事故について注意の喚起をしたところでございます。交通事故の発生につきまして深くおわびを申し上げます。

以下、朗読をもちまして説明とさせていただきます。

報告第2号専決処分報告の件。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記。

処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面を見ていただきます。

専決処分書。

町が運行する自動車の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成17年2月21日、上富良野町長尾岸孝雄。

記。

1、和解の相手方。

上富良野町

2、和解の内容。

(1)上富良野町は、相手方、 に対し金4万8,000円を支払う。

(2)相手方 は、上富良野町に対し、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求はしない。

以上、専決処分の報告といたします。御了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） ただいまの報告に対し、質疑があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第6 議案第10号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第10号平成16年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいま上程いただきました議案第10号平成16年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）の要旨につきまして、御説明を申し上げます。

まず、1点目は、新たな施策として農業分野の2点につきまして、所要の予算措置をお願いするものでございます。

その一つは、昨年、南富良野町で確認されたジャガイモシストセンチュウの防除対策として、種子バレイショ生産者が購入する防除機械の費用300万円に対し、町とJA農協が各4分の1ずつ助成するために75万円を計上いたします。

二つ目は、JA農協が事業主体の民生安定事業計画の中で、後年度に予定している酪農用飼料収穫機械などの導入計画を、本年度予算に前倒しして実施できる状況になったことから、その国庫補助金相当額の5,444万円を歳入歳出予算に、それぞれ同額計上し、間接補助金としてJAふらの農協に交付をいたすものでございます。

次、2点目は、草分、富原及び島津地区において実施の道営耕地整備事業の一部が天候不順によりまして、施工が4月以降に及ぶことが明らかになったことから、新たに繰越明許費を設定いたします。

次、3点目は、新年度初日の4月1日から業務を開始させる各公共施設の維持管理業務を初め、バス運行業務、ごみ収集業務について、本年度末までに受託業者を選考する必要から、新たに債務負担行為を設定いたします。

また、既に債務負担行為を設定した二つの事案につきまして、執行額が決定したことから、限度額の変更手続をとります。

次に、4点目は、既定の医療費など扶助費的な費用が不足見込みとなっているもの、あるいは基金運用益の積み戻しに必要なものなどにつきましては、所要の見込み額を追加計上をいたすものであります。そのほか、多くの予算で執行の結果、不用となる見込みのものにつきましては、それぞれ所要の予算額につきまして減額補正をいたします。特に地方債に財源を求めた事案につきましては、地方債の限度額の変更手続をとった上で総体的に余剰となる財源を予備費に計上することで、補正予算の調整をし、上程した次第でございます。

以下、議案の中で議決対象項目の部分につきまして、御説明をまいります。

議案第10号平成16年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)。

平成16年度上富良野町の一般会計の補正予算第7号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,854万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億8,686万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

それでは、1ページをお開き願います。

この第1表、歳入歳出予算補正の中では、款ごとに補正額のみ申し上げてまいります。

歳入の1款町税344万2,000円、12款分担金及び負担金73万1,000円、13款使用料及び手数料100万円の減、14款国庫支出金5,286万3,000円、15款道支出金130万3,000円の減、16款財産収入248万円、17款寄附金31万6,000円、18款繰入金162万2,000円の減、20款諸収入545万8,000円の減、21款町債190万円の減。歳入合計は4,854万9,000円となります。

次、2ページの歳出に移ります。

1款議会費243万7,000円の減、2款総務費675万6,000円の減、3款民生費170

万7,000円の減、4款衛生費1,538万6,000円の減、6款農林業費4,216万7,000円、7款商工費260万5,000円の減、8款土木費169万1,000円の減、9款消防費454万9,000円の減、10款教育費674万9,000円の減。

3ページに移ります。12款公債費81万円、15款予備費4,745万2,000円。歳出合計も4,854万9,000円となります。

次に、4ページの第2表繰越明許費補正についてでございますが、冒頭申し上げましたように、3件の道営事業の事案につきまして、完了が4月以降となる見込みから、設定するものとなっております。

次に、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

まず、追加する各業務につきましては、冒頭申し上げましたように、3月中に受託業者を選考する必要から、設定するものでございます。また、限度額を変更する2件につきましては、事業費がそれぞれ確定したことから、減額手続をとるものでございます。

次に、第4表地方債補正につきましては、事業費確定により、それぞれ減額いたすものでございます。

以上を申し上げましたことが、このたびの補正予算の議決対象項目の説明でございます。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 4ページの債務負担行為の件でお伺いいたしますが、これは単年度単年度で契約をしているかというふうに思いますが、契約の継続性、あるいは業務の執行上でいえば、一定の期間を継続して契約を結ぶ方がより効果的な部分もあるのではないかなというふうに思いますが、前回もこういった部分も見直しながら、こういった経過に至った部分もあるのかなというふうに思いますが、この点についてもう一度確認しておきたいというふうに思います。

次にお伺いしたいのは、歳入にわたってお伺いします。

今年度においては、いわゆる保育所の措置費等が一般財源化された部分というのがあります。これは交付税で確実に入ってくるという形の中で、予算を組んでいるわけですが、最終決定には至っておらな

いかと思いますが、現時点でのその一般財源化された部分についての見込みというのは、実際確実に歳入として確保される予想があるのかどうなのか。聞くところによりますと、国の交付税等の削減化によって、この歳入の確保が難しいという部分もありますので、この点をお伺いしておきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、歳出の33から34ページにわたって、地区敬老交付金という形で地域に敬老祝いの交付金を、1人当たり1,500円という形で助成して、地域で敬老会を行うという形になっています。

そこで、地域の住民会等で問題になっているのは、万が一そこで事故が起きた場合の保障というのはどうなのかという形で、いわゆる地域のその災害のかかわる保険金等を、本来行政が見るべきだが、これがなかなかあいまいな形ではっきり提示されていない。やはり基本は行政が下におろしたのだから、やはり行政で見るべきではないかということは、当然筋だというふうに考えておりますが、こういうものの考え方については、どのように今後対応されようとしているのかという点で、お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、老人福祉費の関係で、35、36ページにわたってお伺いいたしますが、保健福祉総合センターが昨年度から運営されております。そこで、大変喜ばしいことで、利用者も多数にわたるという形で、多くの方が利用するという形になっております。

そこで、問題になってきているのは、いわゆるプール、あるいは浴槽における水の管理等であります。あかが浮いている、あるいはその他のものが、当然お年寄り等の方も利用されるわけですから、若干身体的にも弱まっている部分がありますので、いろいろな弊害というのが今出てきております。そういう意味で、一定プールにおいても塩素滅菌などもしているかというふうに思いますが、逆にそれが身体に余り刺激的であったりだとかという形の中で、水の交換時期を早める、あるいはきちんとした浄化対策を強める。これは浴槽にも言えることであります。この点については、もう既に多くの方から行政側にもいろいろな情報が寄せられており、この点でも部分的には改善された部分があるかというふうに思いますが、この点について一層のやはりこれから努力する必要があるのではないかというふうに考えておりますので、この点について今後どういう対策を、現状はどうなっているのか、今後その現状を踏まえてどういう対策をとられようとしているのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに考

えているところであります。

次にお伺いしたいのは、いわゆる米価の価格暴落という形で、非常に今年度に至ってはまだ精算払いが完全に行われておりませんが、かなりないわゆる実態に即した現状の1俵当たりの単価が9,000円台に落ちるといった形にもなってきております。

それで、現状は、米の価格というのはどういう状況に推移しているのか。このままでいけば当然、生産者米価に対する対価が償えないという状況になるかというふうに思います。こういった点についても、現状と、町としても、てん菜等においてもそのようなのですが、まずお米についてお伺いしたいのですが、やはり自給、生産者、いわゆる生産費に合った価格設定をやはりやっていく必要があるのではないかというふうに思っておりますので、この点の対応と対策についてはどのように考えておられるのか、この点についてもお伺いしておきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、昨年、本年度という形で、社会教育にかかわる部分であります。62ページにかかわって。

今、子どもの地域づくりという形の中で、いろいろな事業展開がやられていると思いますが、今これらにかかわるいわゆる学校回って放課後対策ということも社会教育の中でやられておりますが、この利用状況といいますが、実態といいますが、かなりの成果も上げられているかというふうに思いますので、やはりこういった子供たちの放課後対策という点では非常に重要な部分でありますので、その効果と今後の課題とがありましたら、お伺いしておきたいというふうに思っているところであります。

ちょっと飛んでしまいましたが、保育所関係でお伺いいたします。39、40ページでお伺いいたしますが、近年、保育に対するニーズというのが多様になってきております。入所児童数も定数の枠も限られているという形で、1.5倍等の入所も可能だという形になっておりますが、この平成16年度においては、現状は入所の待機者が出ていなかったのか、もしくは入りたいと思っても、口伝えで入れないという形で、現状申し込みを控えているというような話も聞かれますので、現状、各施設における入所者の現状と待機者等があれば、待機者等の実態等についてもお伺いしておきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9番米沢議員の最初の2点について、私の方から御答弁申し上げたいと思っておりますが、まず、債務負担行為の中での契約年限の件についてでありますけれども、議員がおっ

しゃるように、私ども町としましては、ケースによりましては、やはり契約年限を複数年次にするというのも当然判断をしなければならないというふうに考えてございますが、特に、お願いする業務の内容が年次的に大きく変化するとか、もしくは業務の内容にもよりまして、専門的な人材をそこには担保しなければならないというようなケースに限り、複数契約がより効果的だというふうに考えてございますので、今後もそのようなことを視野に、ケースバイケースで判断をしてみたいというふうに考えているところであります。

それと2点目の、国庫補助金の一般財源化の問題であります。これは地方財政に大きな問題でありまして、議員がおっしゃるように削減の額と同程度財源の補てんがなされるべきというふうに思いますが、今この初年度の中では、いわゆる新たに財源を創設されるものにつきましては、金額が明らかに実体的にふえるわけでありまして、中には交付税の中に算入をするというようなケースもございまして、これらについては項目ごとにそれぞれルールに基づきまして算定されているのは事実であります。残念なことに交付税の総額そのものが抑制されるというようなことから、結果としては、実質的な補てんがされているという実感がないのが実態であります。

いずれにしましても、ルール上はそういう形で制度の見直しをされていますので、項目一つ一つ取り上げられると、明らかにそういう要素が入っているのだなということで、私ども今後そのような推移を十分把握をしていきたいというふうに思っているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の、私の方の3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございます。

地区敬老会の開催の関係でございまして、出席者の方の方が一の事故に対応する保険等のことについての考えの御質問でございますが、これは住民会長さん方の懇談会の中でもこのお話は承っております。この中でも、確かにこれまで町が全体的な敬老会を実施してございまして、それを地域福祉の観点でそれぞれの地域において敬老会を開催していただくということで、平成15年から移行されたことであります。この移行に当たっても住民会長さん方にはいろいろ経費についての部分は公金という形で、お一人1,500円ということでございまして、その中でその開催の直接経費とか、あるいはそ

ういう傷害保険等、万が一の対応の部分でそういうような事態が生じる場合のそういう交付金の使途について、主催者である住民会の方で何とかその交付金の範囲内でお願いできないかというところで、15年度からそういうような数字でスタートさせていただいたところでございます。

ただ、住民会長さん方の御意見の中にも、やはり何かあったときの責任というのは非常に不安だという御指摘も確かに承っておりますが、今いろいろ民間のそういうような対象となる傷害レクリエーション保険等の実態を見ますと、1回当たりお一人10円から100円までのいろいろな保険制度があるように承知してございますので、これらについて住民会長さん方の御照会があれば、その辺の対応をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、2点目でございます。保健福祉総合センターかみんの健康浴プールと浴槽の水の管理の御質問でございます。

これにつきましては、日ごろからこの辺のオープン当時からその辺の管理についての留意をいたしてございましたが、浴槽については、今現在、当初そういう御指摘やいろいろ御照会がありまして、浴室については水張りをていっばいにして、そして循環かけてそのあかとか、そういうごみを除去するような、そういうような対応もさせてもらっております。浴槽につきましては、公衆浴場法に定められておりまして、循環のろ過装置を設備し、週1回の水の取りかえと清掃を行っているというような状況でございます。

プールにつきましては、特に法に定めはございませんけれども、年4回程度の取りかえを行っている状況でございます。

なお、3月の6日から8日間ですが、この水の方のプール、浴室等の清掃とかということで、若干お休みをさせてもらって、こういうような衛生管理等も含めて万全な対応をするようなことで、予定をさせていただいているところであります。

今後ですが、先ほど水質の調査とか目視でもって水管理については万全を尽くしてみたいという考えでございます。

それと、最後、3点目の保育所の入所児の現状でございます。

本年度、16年度の入所児の現状でございますけれども、定数に対しまして22%増の約240名ほどの入所の、現在、そういう状況でお子さんの保育を行わせていただいております。このほかに広域入所といいますが、保護者の方が職場が町外の職場の方で、通勤時にあわせてお子さんをその通勤先の

町での保育をという、そういうような保育制度もございまして、それを広域入所といいますが、この富良野圏域の中での保育所にそういう広域入所の部分含めて保育対応を図っているところでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 米沢議員の米価の状況等につきまして、お答えをいたします。

まず、米価の状況でありますけれども、市場を見てみますと、道産米でありますけれども1万3,000円を切るというような状況になってございます。これから流通経費等を引きますと、手取りと申しますか、俵当たりが1万円を切るような状況になっているかと思えます。こういう価格でありますと、生産者にとりましても、再生産が困難になるような価格かもしれないというようなことで感じてございます。

しかしながら、米価の安定を図るという意味から、国においては、国と生産者が拠出して担い手経営安定対策というようなことで、たしか価格を1万3,250円を切った場合には、これらを発動するというようなことも制度上設けられておりますので、新聞見ていると、発動される可能性が高いというようなことで出ておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 米沢議員の地域子ども教室につきまして、お答えをさせていただきます。

今年度6月からですが、子供の放課後の安心で安全な場所を確保するというねらいによりまして、地域子ども教室を実施してございます。専門の指導員が各学校を巡回しまして、子供と遊び、交流することによって、安心できる安全な放課後の居場所を確保するというねらいでございまして、その効果も上がってございます。実績といたしましては、各小学校におきまして巡回で活動してございます。85回、延べですが85回で参加児童1,278名でございました。そのほかに社会教育事業といたしまして、社会教育施設におきまして活動も展開してございます。51回、1,581名の参加をいただいております。合計で延べ2,859名、1回当たりの参加者は21名ということで、放課後の安全で安心できる子供の活動拠点を確保できたという効果が上がってございます。

そこで、課題と申しますと、やはり平均実施回数は各学校におきまして、週1回程度ということでございまして、そういった点では、巡回型に加えまして、今後は学校における固定型も国の方との検討を

いたしまして、子供の放課後の安心できる居場所づくりの確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中川一男君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にちょっとお答え漏れがございまして、済みません。

先ほどの保育所の待機者の状況についてでございますが、16年度におきましては、待機者はないところでございます。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 保健福祉総合センターなのですが、いわゆる規定でいえば4回という形になっているかというふうに思いますが、やはりこれはその状況に応じて回数をふやすということも非常に重要ではないかなというふうに思います。経費がかかるという話で、極力こういった部分の衛生管理を怠るという、上富良野とは言っておりませんが、という実際中にはあるというふうには聞いておりますが、やはりこういった部分の衛生上からも、健康管理上からも、やはり適時に応じて状況を判断しながら、この年4回にこだわることなく、やっぱり衛生管理を強化するという点での見直しという点も必要ではないかというふうに考えておりますので、この点についてももう一度、今後の対応等についてお伺いしておきたいというふうに思っております。

歳入の確保という点では、確かに企画財政課長がおっしゃられるように、確保されているのかどうかという点では、総体的な枠が少なくなってきていますので、不明確だということでありまして。やはり今自治体というのは、この一般的な通常の管理費も加えた中で、何よりもこの交付税等の削減がやはり地方における大きな収入減になってきております。

本来目的に沿った国庫負担金、補助金という形の歳入が確保されていたものが、それが平均的になればやはりその使用目的も一般化されて、どこに何が使われているのかわからないということで、どこの自治体も苦慮しているというのが実態かというふうに思っています。そういう意味で、今何回も述べておりますが、やはりこういった部分の矛盾をさらに道や国に対しても地方自治体の財政が維持できる、こういう対策をとるべきだという声を必要以上に上げる、今時期ではないかなというふうに思っているところであります。

今後、上富良野町についても、自立という形の中で当面は進むということでありまして。そのしわ寄せというのが当然地方や住民にもいろいろな形で及ぶ

ということで考えた場合、町長は今回の国のこういう制度のあり方等については、どういう問題点を感じて、今後、課題点、問題点という点でどのように押さえているのか、この点について町長の見解等についてお伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問でございます。かみんの健康プールの水管理でございますが、このかみんがオープンして5カ月目を迎えようとしてございますが、そういう中で、一応、当初年4回程度のプールの清掃、水の取りかえというような想定をしてございますが、まだまだ5カ月目と浅い問題でございますので、これから議員がおっしゃるとおり、状況に応じて、これら4回でいいのかどうかということは十分これからの運営の体制の中で見きわめてまいりたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、一般財源化の問題で、非常に小規模町村にとりまして大きな課題でございます。三位一体改革の中で、3年間の中でこの制度の状況がわかってくるわけでございますが、そういう中で非常に小規模町村に薄いような状況でございますので、その点を踏まえて、当然、上川管内におきましては小規模自治体が多いところでございますので、そういう課題につきましては町村長の間でも議論をされているところでございまして、そういう中で、今後対応していくというような方向にございますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々、よろしいですか。

他にございませんか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） まず、25ページから6ページにかけて、総務費の住民台帳費のところでございますけれども、町民生活課の戸籍住民基本台帳ですけれども、この基本台帳のカード、私もこうやって持っておりますけれども、こういったカードの交付状況はどの程度進んでいるのか、それから、町民にどのように周知されているのかということをまずお伺いしたいと思います。

それから、35ページから6ページにかけて、民生費の中の福祉費、水中運動指導士の資格取得助成というのがございますけれども、これはどのようなことを取得されているのか、内容についてお尋ねをいたします。また、このような資格を持った方が、この施設に何名おられるのかも伺いたいというふうに思っています。

それから、温水プール及び運動器具についてで

ございますけれども、これらについて大変好評を博しているようで、利用者というのかなりいるというふうに伺っておりますけれども、私の覚えている患者さんといいますが、病院にかかっている方で、旭川の厚生病院の方に通院されている方なのですが、心臓機能が悪くて、上富良野に今そういったいい施設があるということで、上富良野のその施設を利用してプール、その医師によって判断される、病名によって判断されるわけですが、その方は25分程度散歩という運動をなさいます。また、自転車だとかマラソン器具みたいなを私も行ってみましたけれども、ございます。それらについてもやはり病院の先生の処方箋によって、何分間でどのぐらいのあれかデータをとって、1カ月ごとにそれを提出してくれて、その患者の様態を検査する。医療にも役立っているというふうに伺っているので、まだこれ始まりですから。こういったことについては、そういった医療機関との連携、これについてどのように行われているか。

また、今、私、例をとったのは、旭川厚生病院の場合ですけれども、また他の医療機関についても、そういった連携を考えておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 3番岩崎議員の御質問にお答え申し上げます。

住基カードの交付状況についてでございますけれども、住基カードについては平成15年の8月より発行されまして、現在51件の交付を見ております。

この周知の方法につきましては、平成15年の8月に広報等で周知してございまして、その後については周知はしてございませんけれども、今後もこれらの周知方法については検討しなければならないというふうにして考えてございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 岩崎議員の2点目の御質問でございます。

水中運動士資格取得助成にかかわる御質問でございますが、内容でございますけれども、この健康入浴プール等で水中運動教室を行うときの指導員の資格を取得するというような目的の内容でございまして、専門的には水の特性を基礎から学んで、これらの中での水中運動等の、いろいろな専門的な部分の講習を受けるというようなことでございます。

今現在、健康入浴プールの中での指導員とか、あるいは監視員等も含めた体制の御質問でございますけれども、今現在、全部で7名体制で常時2名がそ

の中で、プールのところでの業務を行っているというようにしてございます。

それから、最後のこの健康運動、水中運動等の効果等の部分での御質問かと思いますが、御質問の内容については、医学的な部分でのちょっと専門的な知識、今持ち合わせてございませんのでお答えできませんが、いろいろこれらの水中運動の効果というのは、実際に御利用されている方や何かも含めて、水中での体が軽くなる、ひざや腰等の負担が軽くなるというようなことで、非常に筋力がついてくるというようなことから、いろいろな相乗効果があるというようなことで、身体には非常に効果があるというふうに私ども受けとめてございますが、その中で、病院・医療機関との連携については、まだその辺の連携はとっているところではございませんが、利用者の方でそういうような疾病等の方がおられて、そういうような御相談が来ましたら、医療機関ともその辺の主治医や何かのお話も聞きながら、プールでの活用ができるような方であれば、大いに利用していただきたいというふうに考えてございます。

議長（中川一男君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 住民基本台帳のカードの件なのですけれども、15年の8月から交付を始めて現在51件、1万2,000の人口から言って、せっかくこういうような設備といいますが、そういう機能をあれした機械を導入しているわけですから、もっと活用するといいますが、住民に町民に周知できるようにいろいろな防災であるとか、いろいろ手を尽くして、もっと利用価値のあるものにしていったらいいのではないかなというふうに考えます。

それから、後ほどその周知方法について、もう少し詳しく考えをお聞かせ願いたいと思いますけれども、福祉費の関係のところの、2名体制でプールの監視というか指導を行っているということですね、7名のうち2名という。それは何かの規則に基づいてやられていることで、結構だと思うのですけれども、そこでいろいろ指導を受けるといって、利用している利用者に対しての何か事故などがあつたときの補償体制はどうなっているのか、伺いたいと思います。

議長（中川一男君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（尾崎茂雄君） 3番岩崎議員の御質問でございます。住基カードの関係でございます。

この住基カードにつきましては、先ほども申し上げましたように、51件の交付でございますが、この交付につきましては、身分証明書のかわりになり

ますことから、51件の中でもかなりのお年寄りの方が、車の免許を持っていない方が活用されているところでございまして、今後につきましても、これら広く周知するようなことで考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 岩崎議員の再質問でございますが、健康入浴プールでの利用者の関係で、もし事故あるときの対応はどうかというものでございますが、水中運動教室を行うときには参加者の中に、そういう保険や何かを掛けてもらうようなことでございまして、一般のプール利用者に対しましては、当然業務体制を、プールの監視も含めた業務体制を会社に委託して行わせている関係上、その中ではその業者には瑕疵ある部分での責任があれば、当然会社にその辺の負担を求めていくこととなりますが、通常の一般的な部分で事故あるときには、公共施設である町の部分かなというふうになってもございますが、それらについては公の施設の損害保険といいますが、それは町で加入してございますので、それらの対応になってくるのかなと思っておりますが、ただ、この指導員につきましては救急救命の資格も持っておりますので、それらの事故あるときの万全な対応でこれらの会社側が、そういう職員の対応を体制をとっているのかなというふうに、そういうようなことで御承知いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 3番議員、よろしいですか。

他にございますか。

14番長谷川徳行君。

14番（長谷川徳行君） きょう、差しかえになりました62ページの教育振興費の防犯教育備品ですね、これは中学校だけでなく各学校には必要なのか、どのようなものなのか。それと、最近また教育現場において痛ましい事件が発生しております。町においては、各学校現場において防犯に対しての再検証をしているのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 14番長谷川議員の第1点目の御質問でございますけれども、防犯教育ビデオにつきましては、中学生を対象といたしまして、身近にある危険であるとか、不登校、あるいは引きこもりの対策のためのビデオを購入いたしまして、中学生を対象としてごらんいただけるように考えてございます。

それから、学校現場における危機管理でございますけれども、先般の大阪の事件を踏まえまして、各

学校におきましてどのような対策を講じているか、教育委員会としても調査、把握をいたしまして、必要な各現場における要望等があれば、その改善に努力するように聞き取りをして、現在対策を講じているところでございます。

以上です。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第11号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第11号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君） ただいま上程されました議案第11号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

まず歳入に関しましては、1点は、平成16年保険税の所得課税標準額となります平成15年所得額が、当初予想より伸びたことによりまして、算定税額が、一般で1,080万円、退職で90万円の増となったところであります。

2点目として、歳出に伴います療養給付費として国庫負担金、交付金を増額するものであります。

3点目といたしまして、共同事業標準拠出額の確定に伴い、国及び道負担金を減額するとともに、共同事業交付金につきましては、確定見込みにより増額するものであります。

歳出に関しましては、医療費適正化事業について精査減をするほか、保険給付費について療養給付費及び高額療養費の増が見込まれますことから、その対応をしようとするものであります。また、共同事業標準拠出金額の確定に伴い減額をするものであります。

また、収支の差額につきましては、予備費として計上するものであります。

以上、議案を朗読し説明いたします。

議案第11号平成16年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成16年度上富良野の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,988万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,315万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1表、歳入歳出予算補正。

款及び補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款国民健康保険税、補正額1,170万1,000円、2款国庫支出金438万1,000円、3款療養給付費交付金191万4,000円、4款道支出金204万5,000円の減、5款共同事業交付金1,386万3,000円、6款財産収入7万4,000円。歳入合計としまして2,988万8,000円となります。

2、歳出。

1款総務費250万円の減、2款保険給付費3,000万円の減、5款共同事業拠出金817万6,000円の減、7款基金積立金7万3,000円、10款予備費1,049万1,000円。歳出合計としまして2,988万8,000円となります。

次のページ、歳入歳出補正予算事項別明細書以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜りまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第12号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第12号平

成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程されました議案第12号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正内容を御説明申し上げます。

1点目といたしまして、介護保険事務費の精査により、認定調査に係る主治医意見書作成件数の減、さらには、当初介護保険情報の電送システム回線の設置を予定しておりましたけれども、他の回線を活用することにより、当該設置費用が不要となったことから、既定の事務費用とその費用の財源であります一般会計繰入金につきまして、それぞれ減額補正を行おうとするものであります。

2点目は、介護保険事業基金の利子が生ずることにより、当該基金への積み立てを行うことの所要の増額補正であります。

以下、議案の朗読により御説明いたします。

議案第12号平成16年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成16年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,213万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正。

以下、款の補正額のみ申し上げます。

1、歳入。

5款財産収入4万円、6款繰入金87万6,000円の減。歳入合計の補正額83万6,000円の減。総額で6億2,213万8,000円となるところであります。

2、歳出。

1款総務費87万6,000円の減、5款基金積立金4万円。歳出合計の補正額、総額とも歳入と同額でございます。

2ページ以降の事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。御審議賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の

説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 質問いたします。

6ページの介護認定調査では、当初予定していたよりも人員が少ないということだったかというふうに思いますが、当初予定していた人員と認定された人員はどのような対比になっているのか、お伺いします。

次に、あわせてお伺いしたいのは、近年、介護認定におけるいわゆる介護度が、年々要介護1から2に上がるという状況、あるいは2から3に上がるというような状況は、この16年度においてはどのような状況で推移したのか。それと、要介護の認定の出現率があると思いますが、当初計画と実際の出現率というのはどのような差があるのか、この点についてもお伺いしたいと思います。

さらにお伺いしたいのは、今、地域の中でもお互いに老々介護という形の言葉がありますが、私余り好きな言葉ではありません。しかし、実際、町では在宅支援という形の中で、いわゆる在宅における介護訪問を中心にして、極力施設介護は高額医療につながるという形の中で、国も地方においても抑制するという動きがあります。しかし、実態を見ましたら、なかなかそうはいっていないという実態が上富良野町でも見受けられます。

そこでお伺いしたいのは、実際にこの人は、Aという人がお互いに年をとって、食事もなかなか思うようにつくれないと。ある程度は訪問介護、ヘルパーとの介在によってかろうじて、いわゆる在宅で何とか生活が維持できているという方もおられるかと思いますが、しかし、この人がいわゆる施設入居で、あいていればこちらの方が比較的やはりどちらか一方の介護の負担が軽減できるのではないかというふうに見られるケースも、見ましたら多分に出てきているかというふうに思います。そういう実態はどのように把握されて、現行そういう方がおられるのかどうなのか、こういう状況についてどのように対処されようとしているのか、お伺いしておきたいというふうに考えております。

それとあわせてお伺いしたいのは、この間、町も制度として特別給付制度等を、上乘せ制度等を活用して、いわゆるこの在宅、あるいは施設介護における、何とか介護者の負担を軽減するというための制度があったかというふうに思いますが、これも比較的地方自治体、国においても利用者の増によって一般財源の持ち出しを極力抑えるという形の中で、なかなか使わせない、あるいはそういった説明をしないという状況もあるかと思いますが、上富良野では

比較的そういった部分も丁寧なされている部分もあります。こういった特別給付にかかわる上富良野町において16年度、過去3年間においてもお伺いしたいのは、この活用されている状況はどのようになっているのか、件数ですね、その件数の内訳はどのようなものがその特別給付の活用されているのか、その内訳等についてもお伺いしておきたいと思います。

この在宅介護という形の中で、今、町は健康もいろいろ体操、いろいろ管理も取り入れてやっておりますが、相当効果も上がっているかと思っておりますので、その点についても、あわせて今後これからのこういう介護認定者もふえるであろうという状況の中での、やはり予防医療という点でも重視しなければならない点も相当出てきていると思っておりますので、その点、この16年度においてはどのような予防医療も含めた対策がとられてきたのか、お伺いしたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、認定調査費の御質問でございますが、この今回減額をさせていただいているのは、対象者が急激に減ったとかということではなくて、認定期間が最大限24カ月までというようなことの、そういうような中で当初予定しておいた延べの認定件数が減ったという背景がございまして、今のよう当初何人で、今それが減ったことで今回この予算が減ったのかということではございませんので、その辺御理解を賜りたいと思います。

それから、次、介護度の実態についての御質問でございますが、今、手元にはちょっと詳しい資料ございませんのでお答えできませんが、町の今各年の介護保険計画でも位置づけをさせていただいておりますけれども、できる限り介護者をふやさない、あるいは重くならないようなというふうな手だての考え方の中で、認定者については軽度な、要支援から要介護度2までの方を軽度な認定者というふうになっているのですが、この軽度なランクの比率というのは、各年大体同じぐらいな状況でこの3年間は推移してございます。毎年多少は介護度というものが上がっていく方の中にはおられますが、一般的には全体的な状況の中ではそういうふうな認定度の割合でいきますと、軽度な方が多く位置づけされているというようなことであります。

出現率についての御質問も、そのような背景の中で、若干少しずつ認定者の方はふえてございますけれども、急激な伸びというようなことにはなってございません。一応高齢者数の15%ぐらいの状況、

国でも15%の出現率というような見方をしておりますが、そのような形で、できる限り要介護者の方をふやさないというようなことが、後段の御質問でも介護予防ということなのですが、これと含めた、あわせてお答えをさせていただきますけれども、そういう視点でいろいろな各施設でのリハビリの運動だとか、いろいろな既存のあるものを活用した運動や何かを取り入れて介護予防やってございますが、もう一つは、健康浴プールにおいて、それぞれのその方の身体の状態に応じた教室を開いてございますけれども、それとか年齢層に応じた教室を開いてございますが、これらのこのオープンしてから、そういう部分での取り組みをさせてもらって、いかに元気な高齢者を維持していくかというようなことの、これがまさに議員おっしゃるとおり予防というのが大事だというような押さえ方で、今現在進めさせていただいているところであります。

それから、施設介護の実態についての御質問がございましたが、これにつきましては、今、町のラベンダーハイツに待機者というのがおられると思っておりますが、この中で、やはり実際の家族の在宅で、家族の状態、介護力といいますが、そういうようなことで、重度な方に対する在宅での介護ができないと、いろいろなサービスを使ってでもできないというような、そういうような方というのが、やはり今施設の申し込みを受けた中で優先度の高い方というふうな方になっておまして、そういう方はやはり施設が、当然特養なりあるいは老人保健施設とか、こういうような介護施設等に必要な方というのは、当然その入所状況に応じた中で入所をしていただくことが一番その家族にも、本人にとっても結構なことだなというふうなそんなようなことであります。

それと、最後の特別給付の上乗せサービスの御質問でございますけれども、今の活用状況の件数ということでございますが、ちょっと手元に資料ございません。大変申しわけありませんが、予算では本年度、16年度については200万円の予算を計上させていただいておりますが、予算の範囲内で執行を今させていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） そうしますと、施設入所に至っては、私が言うように、待機者待ちという形で、いわゆる家庭環境の状況によって、その入所順位も変わるということですから、それはいいかと思っておりますが、実態としては、こういういわゆる入所された方がより効果的だと、いわゆる生活環境も含めてみて、そういう世帯、あるいはそういう人という

のが実際のいるのではないかなというふうに思うのですが、ただ、それは今のいわゆる特養においても、この上富良野、いわゆる富良野圏域、旭川方面も含めてなのですが、なかなか入れないという状況の中で、その施設を利用したいのだが実際利用できないというような実態があるということですね、この点まずお伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問でございますが、現実に施設介護の部分では、やはり町のラベンダーハイツの特別養護老人ホームのほか他町村の特別養護老人ホームも、そういうような施設入所の部分では十分に応じられないというような状況があるというのは聞いてございますが、要するに町としては、先ほど特別給付の御質問ありましたけれども、入所を待っている間、できる限りそういう上乘せ等のサービスも十分活用した中で、活用していただければというように考えておりますが、施設入所の関係につきましても、常に各サービスの事業所機関にあります居宅介護支援事業所にケアマネージャーというのがございますが、町にも在宅介護支援センターという機関を設けて、その中でもそういうケアマネージャーの部門もやってございますが、これらを含めて、いろいろな施設等の情報もありますので、そういう家族の方が御相談等に来たときには、当然それらの施設の状況や何かの情報をお知らせした中で、そういうような対応をさせていただいているという状況でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） ほかになければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時39分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

日程第9 議案第13号

議長（中川一男君） 日程第9 議案第13号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました議案第13号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

1点目としまして、里仁浄水場ろ過施設整備事業の事業費、事業量の精査による主なものとしまして、委託料、工事請負費などの減額でございます。

2点目としまして、西部地区簡易水道配水管布設工事などの事業費精査による減額でございます。

3点目としまして、事業費精査に伴いましての国庫補助金、繰入金の減額及び地方債の変更でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第13号平成16年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）。

平成16年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,498万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,555万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款国庫支出金301万1,000円の減、3款繰入金687万7,000円の減、6款町債510万円の減。歳入の合計といたしまして、1,498万8,000円の減でございます。

2、歳出。

1款衛生費1,498万8,000円の減でございます。

次に、地方債の補正でございます。

第2表、地方債補正。

(1)変更。

起債の目的、簡易水道事業の限度額は510万円減の1億2,200万円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から8ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

9ページをお開き願いたいと思います。

西部地区簡易水道事業、(1)里仁地区、地方債の当該年度末現在高見込み額は、510万円減の2億2,499万9,000円でございます。簡易水道事業債、地方債の当該年度末現在高見込み額の合計としまして、510万円減の7億6,298万4,000円でございます。

以上で補正予算の説明といたします。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第10 議案第14号

議長(中川一男君) 日程第10 議案第14号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第14号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

歳入の1点目としまして、自己財源充当によります繰入金の補正でございます。

歳出の1点目としまして、水洗化等改造補助金精査による一般管理費の補正でございます。

2点目としまして、維持管理業務など確定による浄化センター等管理費の補正でございます。

以下、議案の朗読をもって説明にさせていただきます。

議案第14号平成16年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

平成16年度上富良野町の公共下水道事業特別会

計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ129万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

4款繰入金129万1,000円の減でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費129万1,000円の減でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為補正。

(1)追加。

浄化センターの維持管理業務につきましては、新年度からの水処理、汚泥処理の機器類の稼働に支障が生じないよう、業務の委託契約を年度内に行う必要があることから、債務負担行為の追加として補正をお願いするものでございます。

期間につきましては、平成16年度から平成17年度、限度額につきましては4,190万6,000円でございます。

次のページの歳入歳出予算補正事項別明細書から11ページまでにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、補正予算の説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第11 議案第15号

議長（中川一男君） 日程第11 議案第15号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第15号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨を御説明申し上げます。

補正の内容につきましては、歳入ですけれども、施設利用者が当初見込みよりふえたことによりますサービス収入の増額と、新たに産休職員に対する代替職員設置事業の補助金の40万円の増額補正でございます。

歳出では、サテライトデイサービスの廃止に伴います賃金と経常経費の不用額の減額補正と、賃金の財源の組みかえでございます。

また、本定例会に施設整備基金条例を提案させていただいておりますが、施設整備を目的としまして、収支の差額及び予備費からの一部471万円と合わせまして1,500万円を基金として積み立てるものでございます。

以下、議案を朗読し、御説明にかえさせていただきます。

議案第15号平成16年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成16年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億132万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正。

款の補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

第1款サービス収入780万円、6款道支出金40万円。歳入合計としまして820万円でございます。

2、歳出。

2款サービス事業費209万円の減、6款予備費471万円の減、7款基金積立金1,500万円。歳出合計としまして820万円でございます。

第2表、債務負担行為。

施設の管理業務につきましては、新年度からの業務に支障が生じないように委託契約を年度内に行う必要がありますことから、債務負担行為をお願いするものでございます。

施設整備業務につきましては、限度額を311万9,000円、施設清掃及び洗濯業務につきましては、限度額を558万6,000円としまして、期間はそれぞれ平成16年度から平成17年度とするものでございます。

3ページ以降の事項別明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明とさせていただきます。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12 議案第16号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第16号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） ただいま上程されました議案第16号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算（第3号）につきまして、補正の要旨について御説明いたします。

まず、第1点目につきましては、職員の退職にかかわります給与費の減額でございます。

2点目としまして、平成15年度の所得税法改正

に伴いまして消費税額課税限度額が引き下げられたことにより、課税対象となりましたことから、支出科目の設定と所要税額の補正を計上いたすものでございます。

3点目としまして、年度の初めの4月1日からの病院の診療費請求事務、警備、清掃等の業務について、本年度末中に業者との契約を行い、適正な施設管理を行う必要から、債務負担行為を設定するものでございます。また、収支の差額を予備費に計上いたすものでございます。

以下、議案を朗読をし、説明いたします。

議案第16号平成16年度上富良野町病院事業会計補正予算(第3号)。

総則。

第1条、平成16年度上富良野町病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款、補正額についてはございません。合計額が既設予算と同額の8億7,798万7,000円となります。

次、第1項の医業費用でございます。126万6,000円の減でございます。第2項の医業外費用につきましては89万9,000円、第4項の予備費につきましては37万7,000円でございます。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第3条、第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1)職員給与費、126万6,000円の減。

債務負担行為。

第4条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事項、町立病院管理業務並びに医事等業務。

期間、平成16年度から平成17年度。

限度額、3,637万1,000円でございます。

次の1ページからの実施計画、また補正予算説明書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書等は、説明を省略をさせていただきます。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めいただきますようお願いいたします。

失礼しました。

第2条の医業外費用、補正額88万9,000円。

以上であります。

議長(中川一男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13 議案第35号

議長(中川一男君) 日程第13 議案第35号ポロピナイ川改修工事(平成16年国債)請負契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第35号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の補助事業として実施しております。

本工事の概要としまして、かごマット工179.42メートル、落差工15基、護床工15基、橋梁工4基などが主な工事内容であります。

次に、本議案につきましては、平成14年度より改正しました上富良野町共同企業体取扱要綱の規定に基づきまして、共同企業体の自主結成に向けました資格申請要綱を1月19日に告示、四つの単体企業と五つの共同企業体の申請を受理したところであり、地元業者を含め、単体、共同企業体の計九つの企業体を指名いたしまして、3月1日、入札を行った結果、アラタ・山本特定共同企業体が2億4,900万円で落札し、消費税を加算いたしまして本議案の2億6,145万円であります。

参考までに、2番札は高橋・伊林・遠藤建設特定共同企業体が2億5,770万円であります。

また、本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして公表を行っております。落札率につきましては92.7%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第35号ポロピナイ川改修工事(平成16年国債)請負契約締結の件。

ポロピナイ川改修工事(平成16年国債)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、ポロピナイ川改修工事(平成16年国債)。

2、契約の方法、指名競争入札による。

3、契約金額、2億6,145万円。

4、契約の相手方、アラタ・山本特定共同企業体、代表者、上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役社長荒田裕昭。構成員、上富良野町西1線北24号、山本建設株式会社代表取締役西村三郎。

5、工期、契約の日から平成18年1月31日まで。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第35号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

議長(中川一男君) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

明3月4日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前11時22分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年3月3日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 西 村 昭 教

署名議員 清 水 茂 雄

平成 1 7 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 2 号）

平成 1 7 年 3 月 4 日（金曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 尾 岸 孝 雄 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 中 澤 良 隆 君

第 3 議案第1号 平成17年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第2号 平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第3号 平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第4号 平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 7 議案第5号 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第 8 議案第6号 平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第 9 議案第7号 平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第10 議案第8号 平成17年度上富良野町水道事業会計予算

第11 議案第9号 平成17年度上富良野町病院事業会計予算

出席議員（18名）

1番	清 水 茂 雄 君	2番	德 島 稔 君
3番	岩 崎 治 男 君	4番	梨 澤 節 三 君
5番	小 野 忠 君	6番	米 谷 一 君
7番	岩 田 浩 志 君	8番	吉 武 敏 彦 君
9番	米 沢 義 英 君	10番	仲 島 康 行 君
11番	中 村 有 秀 君	12番	金 子 益 三 君
13番	村 上 和 子 君	14番	長谷川 徳 行 君
15番	向 山 富 夫 君	16番	渡 部 洋 己 君
17番	西 村 昭 教 君	18番	中 川 一 男 君

遅参議員（1名）

4番 梨 澤 節 三 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	尾 岸 孝 雄 君	助 役	植 田 耕 一 君
収 入 役	樋 口 康 信 君	教 育 長	中 澤 良 隆 君
代表監査委員	高 口 勤 君	農業委員会会長	小 松 博 君
教育委員会委員長	久 保 儀 之 君	総 務 課 長	越 智 章 夫 君
企画財政課長	田 浦 孝 道 君	行政改革推進事務局長	米 田 未 範 君
産業振興課長	小 澤 誠 一 君	税 務 課 長	高 木 香 代 子 君
農業委員会事務局長	佐 藤 憲 治 君	町 民 生 活 課 長	尾 崎 茂 雄 君
保健福祉課長	田 中 博 君	教 育 振 興 課 長	岡 崎 光 良 君
建設水道課長	早 川 俊 博 君	町 立 病 院 事 務 長	垣 脇 和 幸 君
ラベンダーハイツ所長			

議会事務局出席職員

局 長	北 川 雅 一 君	次 長	中 田 繁 利 君
主 査	大 谷 隆 樹 君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 17名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 昨日に引き続き、出席御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は、17名であります。

これより、平成17年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日、平成17年度富良野広域申内草地組合一般会計予算書、平成17年度富良野地区環境衛生組合一般会計予算書、並びに平成17年度上川南部消防事務組合一般会計予算書をお手元にお配りいたしましたので、審議の参考としていただきますようお願い申し上げます。

一般質問の通告期限は、本日午後3時まででございます。時間内に通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 徳 島 稔 君

3番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

日程第 2 執行方針から

日程第11 議案第9号まで

議長(中川一男君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程

第7 議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第8 議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第10 議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算、日程第11 議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

町長(尾岸孝雄君) 平成17年度第1回定例議会の開催に当たり、町政執行の基本姿勢について、その概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと思います。

さて、今日の我が国の経済は、設備投資や外需などに支えられ、企業部門の改善がさらに続くことを背景に、雇用や所得環境の改善を通じて家計部門へ波及する動きが強まり、消費が着実に増加し、引き続き民間需要中心の穏やかな回復を続けると見込まれておるところであります。

この全国的な景気動向は、地域や業種によって大きく異なると言われており、そのことから、北海道では、依然としてデフレ状態が継続しており、景気回復の実感はなく、引き続き厳しい経済環境にあると感じております。

また、我が国の財政においては、平成17年度予算で4年ぶりに税収の増加を見込んでおりますが、国債発行額は全体予算の40%を超える状態が続くなど、先進国のいずれの国と比較しても、極めて深刻な状況にあります。

政府は、こうした観点からも、早急に財政構造改革の取り組みを強化し、将来世代に責任が持てる財政に立て直していくことを基本方針としております。

一方、地方財政においても、バブル崩壊以後、国の経済対策と呼応しながら地方経済回復のために発行してきた地方債の借入金額は、平成17年度末で205兆円に達する見込みとなっております。今後、その償還額の負担が一層増加することや、社会保障関係経費の自然増も見込まれるなど、これらの負担増が重くのしかかり、将来の地方財政運営が大きく圧迫されることが強く懸念されております。

このように極めて厳しい状況下で、国・地方を通じて財政構造改革の必要性を踏まえると、引き続き、地方団体においては、地方分権の時代にふさわしい、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進し、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務とされております。

す。

本町においては、このような状況を踏まえて、財政的自立に向けた道筋をつけるため、広く町民の意見を聞きながら、昨年策定した上富良野町行財政改革実施計画に基づき、地方分権の実現や地域の実情にも十分配慮しつつ、計画で位置づけた32項目を着実に実践していくことが私に課せられた責務であると強く認識しているところであります。

したがって、この平成17年度は、その新行財政改革実施計画の実質的な推進を図る初年度であり、安定した財政基盤に転換していくことを目標に、諸改革を具体的に取り進めてまいりますが、困難な課題もたくさんありますことから、議員各位並びに町民皆さんの特段の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、まず、町政執行の基本であります財政運営について申し上げます。

国の三位一体改革の2年次目に当たる平成17年度は、全国の地方6団体が示した改革案の方向におおむね沿った内容となったことなどから、一般会計の歳入においては、4年連続で減少していた地方交付税が前年度並みの額を確保できる見通しとなり、これに町税と各種の譲与税、交付金に臨時財政対策債を加えた主要一般財源の総額は、前年度より6,000万円ほどの減額にとどまり、44億4,000万円の見込みとなるとところであります。

そのほかに、受益者負担の適正化の観点から、在宅福祉サービスや延長保育など、特定の事業に関する行政経費の一部を利用者の方に御負担をお願いすることとしております。

一方、歳出では、会計全般にわたり各種事務事業の総点検と再評価を加え、廃止や縮減するなど、経費の削減に努めたところであります。

また、旅費や施設の管理経費など裁量的経費についても抑制し、さらに投資的経費においても、緊急度の高い事案等に絞り予算化し、財源の捻出に努めましたが、現段階において、人件費を初め扶助費や過去の公共事業等の実施に伴う公債費の増加額などを大幅に吸収するまでには至らず、一般会計においては、最終的にその不足をする財源を、財政調整基金及び土地開発基金で1億1,000万円を、公共施設整備基金など特定目的基金で1億6,000万円を、合計2億7,000万円の繰入充当により財源調整を図ることで平成17年度の予算案を策定したところであります。

第4次上富良野町総合計画の推進期間も、いよいよ後期に入ったわけではありますが、本町の財政の根幹であります国からの地方交付税は、大幅に減額傾向で推移するなど、予想を超える事態を迎え、その

先行きが非常に不透明な状況にあります。

国の財政の動きいかににより本町の財政運営が大きく影響を受けることは否めず、その動向を十分に見きわめながら、平成17年度におきましても、第4次上富良野町総合計画が目標とする「四季彩のまち・かみふらの～ふれあい大地の創造」を目指し、町づくりの基本方針として掲げている「新時代をひらく取り組み」、「町民主役の取り組み」、「ソフト重視の取り組み」、「情報発信・受信の取り組み」、「連携のとれた取り組み」を基本にしながら、四つの柱である「豊かな心の人のまち」、「活力ある産業のまち」、「住みよい快適なまち」、「共に創るまち」の各分野の諸施策を可能な限り推進してまいります。

初めに、一つ目の柱である「豊かな心の人のまち」づくりについてであります。

国際的にも、国内的にも大きく変化する社会の中において、本町が真の豊かさや生きがいと活力に満ちた地域社会を築いていくためには、その基盤となる人づくりが最も重要であります。

このため、教育委員会とも十分連携をとりながら、生涯学習の観点に立って、幼児から高齢者までの各期にわたり、教育、文化、スポーツなど、各領域にわたる学習の場の条件整備に努めてまいります。

健康と福祉の施策については、町民のだれもがいつまでも健康で生き生きと暮らすことができるよう、保健、福祉、医療が緊密に連携して、各種施策に取り組んでまいります。

そのための拠点施設として、平成16年11月にオープンしました保健福祉総合センターは、多くの町民の皆様に御利用いただき、順調に推移しております。引き続き、本施設の機能を生かして、脳卒中予防や転倒骨折予防を目指した水中運動教室や介護予防教室などの各種保健福祉事業を推進し、利用促進に努めてまいります。

また、平成17年度は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、駐車場など外構の整備を実施してまいります。

本町においても、少子高齢化の傾向が着実に進行している中において、社会福祉・地域福祉の推進は一層重要となっております。その推進役として、ボランティアセンターや心配事相談所の運営、老人クラブ団体への育成支援、地域福祉ネットワークの取り組みなど、中心的な役割を担っている社会福祉協議会との連携を密にしながら、引き続き各種事業の推進や運営を支援してまいります。

高齢者福祉については、在宅福祉の推進及び受益者負担の観点から、在宅福祉サービス利用料につい

て一部見直しを図った中で、平成17年度も引き続き生活支援・生きがい活動支援事業を実施してまいります。

介護保険事業については、制度が始まってから6年目を迎え、介護保険サービスの利用も着実に伸びており、介護給付費は、前年比較で約15%の増加が見込まれる状況にあることから、国・道支出金など所要額の財源措置のほか、基金の取り崩しにより事業運営の安定に努めてまいります。

障害者福祉については、上富良野町障害者計画に基づき、障害者が健常者とともに地域で暮らし、社会参加ができるような地域づくりを目指した取り組みを進めてまいります。

子育て支援関係については、平成16年度末、老人身障者保健センターを改修して、施設目的を子供センターに改め、子育て支援と母子通園センター機能を移転・統合した施設としましたので、育児不安についての相談指導や子育てサークルへの活動支援、発達障害児の療育支援など、事業内容の充実に力を注いでまいります。

さらに、児童虐待問題につきましては、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正により、平成17年4月1日から、児童虐待に関する通告先及び相談窓口として、新たに市町村の役割として法的に位置づけられたところであり、そのため、児童虐待や非行児童等、いわゆる要保護児童に関する総合的な支援体制を整備するため、「上富良野町要保護児童対策連絡協議会」を設置して、要保護児童に対する予防対策及び早期発見等の支援体制の整備を図ってまいります。

児童館の運営については、保護者の要望が多いことから、東児童館において厚生員の増員を図り、児童の健全育成に努めてまいります。

また、平成16年度より引き続き、放課後の児童対策健全育成事業として、地域子ども教室を文部科学省の補助事業採択を受け、実行委員会組織により当該事業を推進してまいります。

保健予防関係については、これまで新寝たきり老人ゼロ作戦事業により、生活習慣病の発症予防の取り組みを進めてきたところではありますが、特に65歳以上の方の健診データに改善等の効果があらわれてきており、反面、食生活の変化や運動習慣が少ないことなどにより、生活習慣病の発症の若年化現象も生じていることから、引き続き地域・職域連携による健康教室や食生活改善講習会の開催、保健福祉総合センターを活用した健康運動指導、食生活改善講習会の開催などの予防活動を積極的に実施してまいります。

これらの取り組みを通じて、健康寿命の延長や早

世予防、医療費・介護費用の縮減を目指した「健康21上富良野計画」の一層の推進を図ってまいります。

ラベンダーハイツについては、高齢者が安心して生活できる老人福祉施設の拠点として、ケアプランに基づき、一人一人にきめ細かなサービスを提供してまいります。

デイサービスについては、昨年11月から民間で運営しておりますデイサービス「かみん」と連携を図りながら、在宅福祉施設として利用者ニーズに合ったサービスの提供と、地域ボランティアの協力もいただきながら、健康管理と生きがいのある日常生活が送れるよう、サービスの向上に努めてまいります。

国民健康保険事業については、国の医療保険制度全体のあり方が検討されている中で、平成17年度以降において、三位一体の改革に関連して、国庫負担と保険料負担を均等にしつつ、市町村の国保財政の安定化を踏まえて、都道府県の役割、権限の強化が図られる方向にあり、これらの動向を見きわめながら、国保財政の安定的な運営に努めてまいります。

老人保健事業については、対象年齢の引き上げ改正から2年半を経過してまいりましたが、対象者数は減少しているものの、公費負担割合が段階的に引き上げられることにより、町負担分の増嵩が見込まれますので、予想される厳しい状況を十分認識し、安定した運営に努めてまいります。

病院事業については、診療報酬の改正が4年ごとに行われており、平成18年度の抜本的な医療制度の改革を控え、その対応整備を図ってまいります。

近年の制度改革、見直しにより、患者の定率負担導入などが行われたことにより、病院の医業収入減少傾向が続いており、依然として病院経営を取り巻く環境は厳しいものとなりますが、地域医療支援事業など、他の医療機関と連携して、一層の経営改善に努めてまいります。

次に、二つ目の柱の「活力ある産業のまち」づくりについてであります。

近年の農業・農村をめぐる状況は、経済社会構造の変化に伴い、生産環境も変化し、担い手の減少、高齢化の加速、米政策改革の推進、国際化による農畜産物の輸入拡大などによって収益性も低下してきており、これまでとは異なった厳しい対応が求められております。

このような中において、米政策改革等に対応する農業経営の規模拡大指向も進行しつつあります。

一方で、BSEの発生、食品の偽装表示などを契機として、食の安全・安心への関心が高まる中で、

より一層、消費者の健康志向や、消費者に支持される農畜産物の生産が求められております。

このような状況を踏まえ、町の基幹産業である農業の振興については、農業者の自主的、主体的な取り組みを基本として、営農条件に即した輪作体系の確立、化学肥料を最小限に抑える農産物の生産と生産コストの低減など、創意工夫を発揮し、良質な農産物の生産が図られるよう、第5次農業振興計画の諸施策を関係機関との連携のもとに推進してまいります。

農業委員会選挙委員定数については、平成16年11月に、農業委員会の活動の重点化や組織体制のスリム化、効率化に向けて、「農業委員会等に関する法律」の一部改正が行われたことを受け、種々協議検討し、今般、農業委員会定数を削減することで、条例の改正を提案いたしましたところであります。

農地の流動化については、経営規模拡大を目指す農業者に対し、農地保有合理化事業を主体として、資金の有効活用を図り、流動化を積極的に推進してまいります。

米政策改革については、「主要食糧の需要及び価格の安定に関する法律」が改正施行され、消費者重視、市場重視の考え方に立って、需要に即応した売れる米づくりの推進が求められております。

国においては、米の需要調整システムの検証を平成18年度に行い、平成20年度には政府主導による米生産数量配分から農業者、農業団体が主役となるシステムを国と連携して取り組むこととなります。

農業者の皆さんにとりましては、極めて厳しい状況となりますが、平成16年度に策定した「上富良野町地域水田農業ビジョン」に沿って、地域の農産物作付、販売戦略、水田の利活用について、自主的、主体的な取り組みをお願いするものであります。

認定農業者については、意欲のある農業者を対象に、農業者年金の保険料補助や農地の取得、農業機械、施設の取得等に対し、低利資金の融資制度の特典がありますので、制度活用の奨励に努めてまいります。

特に、国においては、農産物価格補償制度等の施策を認定農業者に集中し、重点化しようとしておりますので、今後示される施策を見据え、認定農業者となり営農を継続できるよう支援してまいります。

演習場周辺農業用施設設置助成事業については、防衛施設庁所管の補助採択を受け、農協が事業主体で設置を進めておりました麦乾燥調整施設は、平成17年度の完成となります。

道営農地基盤整備事業については、生産性の向上

を目指し、平成17年度、新規事業として、島津地区が補助採択を受け、実施します

森林整備地域活動支援交付金事業については、水土保全や大気循環、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を持続させるため、民有林の施業計画に基づき、適切な管理を行う森林所有者の活動に対して、国・道補助金にあわせ、町も引き続き助成を行ってまいります。

商業振興事業については、デフレ経済が長期化する中であって、活力のある商業の振興を図るため、商工会と連携を密にして、小規模事業者の店舗の増改築等に対し、引き続き支援を行ってまいります。

空き店舗対策については、商店街ににぎわいを取り戻すための事業として、平成16年度に商工会が事業主体となり設置しました「中茶屋」を拠点として、地域の住民や高齢者などのコミュニティ活動の場として、また、地場産品の販売の場として活用いただくことで、商店街の集客力の向上につながるよう引き続き空き店舗対策事業を支援してまいります。

観光振興については、経済効果はもとより、地域の活性化や人々の心にも豊かさをもたらすといった効果が期待できますので、町の重要な産業の一つである観光産業についての情報発信を行い、より一層集客に結びつくよう努めてまいります。

観光関連バス運行については、これまでラベンダー観光期間中、シャトルバスを日の出公園駐車場から日の出公園山頂まで、約1カ月間運行してまいりましたが、富良野・美瑛広域観光の推進と観光客等の幅広いニーズにこたえるため、また、地域経済への波及効果も期待しながら、新たに観光シーズンの6月から8月の間の土曜、日曜、祝日に、駅前を発着して町内の観光地をめぐる周遊観光バスを運行する計画であります。

次に、三つ目の柱の「住みよい快適なまち」についてであります。

駅及び周辺商業地域の整備については、通称銀座通りの整備が平成16年度完了し、平成17年度においては、駅周辺を町のにぎわいの拠点として整備するため、採用事業の精査を行うとともに、民間活力導入の観点から、民間の事業参加や、整備後を想定した整備地区の運営や活用方針等について、商工会を初めとする地元事業者の方々との協議を進め、事業者、地域、行政の役割を明確にする中から、具体事業の実施の可能性を探ってまいります。

景観行政については、平成16年4月に「かみふらの景観づくり条例」を、また、国においても、12月に景観法が施行されました。平成17年度においては、条例制定の趣旨に沿い、総合的かつ計画的

な景観施策を今後展開していくため、「かみふらの景観づくり基本計画」の策定を進めてまいります。

公園・緑地の整備については、町民の憩いの場、活動の場、良好な景観形成、地域活性化の観点から、防衛施設庁所管の民生安定事業を活用し、新たに光町3丁目地区に都市計画公園（近隣公園）の設置を図ってまいります。そのために、平成17年度においては、事業用地の買収と実施計画の策定を進めてまいります。

この事業は、北海道開発局において、同地区内の国道バイパス駐車場拡張整備事業が進められることから、土地利用の有機的な連携のため開発整備を図るものであります。

町営住宅の整備については、平成16年度に着工いたしました泉町北団地3号棟8戸の建てかえ事業の完成を目指し、あわせて通路、広場などの整備を行ってまいります。

飲料水供給施設整備事業については、東中倍本地区の配水管等の施設改築事業を完成するとともに、翁地区の専用水道についても、各種電気計装設備の整備及び水量不足解消のため、着水井の増設などを行い、安全で安定した飲料水の供給に努めてまいります。

簡易水道施設整備事業については、平成16年度完成した里仁浄水場の外構整備を初め、江花浄水場の取水井戸の洗浄、老朽化した仕切弁、消火栓の修理を行うなど、良質で安全な飲料水の供給のため、各浄水場の適切な維持管理に努めてまいります。

公共下水道事業については、快適な居住環境の拡大を図る観点から、一部未整備地区の汚水管渠の整備を行ってまいります。

クリーンセンターの運営については、現在、富良野広域圏分担処理の一環として、圏域内他市町村の衛生用品、粗大ごみを受け入れ処理しながら、安定した稼働を続けてまいります。施設整備についても、適時適切に維持、補修を加えながら、地域はもとより町民の皆さんに安心していただける施設運営に努めてまいります。

合併浄化槽設置事業については、平成15年度の事業開始とともに、大変多くの改修設置希望が寄せられたことから、この2年間は抽選によりまして、55基の事業推進を図ってまいりました。平成17年度におきましても、引き続き希望者の要望にこたえながら事業を推進してまいります。

交通安全については、昨年、死亡事故500日達成を目前にして痛ましい死亡事故が発生し、まことに残念な結果となりました。

交通安全は、町民一人一人の安全意識に支えられることから、平成17年度も「交通安全は家庭か

ら」をメインスローガンとして、1件でも事故発生を未然に防ぐため、家庭や地域で交通安全が日ごろの話題となるような参加型の交通安全活動を推進するとともに、関係機関・団体との連携を密にし、町民の皆様の御協力をいただきながら、息の長い活動を進めてまいります。

防犯関係については、町内の発生件数が増加傾向にあり、警察や防犯関係団体との連携を密にするほか、特徴的であります空き巣や車上ねらい等に対し、各地域内での防犯意識の啓発に努めてまいります。

住居表示については、町条例に基づき、昭和57年度に住居表示を実施しましたが、設置から22年が経過し、実態調査の結果、約50%の表示板が破損等により確認できなかったことから、平成17年度において、新規交付とあわせて整備してまいります。また、街区表示板につきましても、大半が破損等により消滅していることから、新設を含めて年次的に整備するよう進めてまいります。

防災対策については、昨年、国内外において、台風、地震、津波などの多くの自然災害が起り、災害対策の大切さを再認識した1年でもありました。十勝岳を抱える町として、噴火などの災害から町民の生命と財産を守る地域防災計画を全面改訂いたしましたので、総合防災訓練などで検証し、十勝岳火山噴火災害に備えてまいります。

道路網の整備や河川・砂防などの施設整備については、安全で安心して暮らせる地域社会への形成と地域の産業を支える基盤づくりを基本に据え、国土交通省、防衛施設庁の補助制度を活用し、有効かつ効率的に事業を推進してまいります。

平成17年度の道路・河川整備については、4路線の道路改良・舗装工事、3河川の改修工事及び調査、1排水路の設計を行うこととしており、平成17年度は、保健福祉総合センター「かみん」へのアクセス道路である南3条通の改良舗装事業を着工してまいります。

また、北海道が管理する河川の改修工事として、デボツナイ川、コルコニウシベツ川、トラシエホロカンベツ川にかかる町道橋及び農道橋のかけかえが必要となっています。平成17年度においては、衣川橋及び谷本農道橋のかけかえ工事が着工となるほかに、町道橋3橋、農道橋1橋の実設計を行う予定となっております。

除排雪対策については、特に交差点の安全対策などに重点を置き、町民が快適に活動できるよう対応してまいります。

次に、四つ目の柱の「共に創るまち」についてであります。

町民との協働による町づくりを進めていくためには、町の保有する情報を広く町民に提供し共有する中で、町民参加による町政を推進していくことが重要であります。

このため、「広報かみふらの」や「防災かみふらの」のほか、行政ホームページなど、さまざまな機会や手段を通じて情報の提供に努めてまいります。

また、町民が考える町づくりについて、意見を交換できる広聴活動の充実に努めてまいります。

町が抱えるさまざまな課題や問題点を、町民の皆さんとともに考え、町の進むべき方向を決定していくためにも、あらゆる分野で、男女を問わず住民参画の拡充を図っていくことが重要であります。政策の決定過程や評価過程などにおいて、より多くの町民の皆さんに参画していただき、町民との協働による町づくりを進めてまいります。

そのためには、町が保有する情報を町民の皆様と共有していくことが大前提となりますので、これまで活用してきた情報提供媒体の充実に努めるとともに、パブリックコメントの制度化や町民の皆さんと直接ひびを交え意見交換し合う機会の拡充に努めてまいります。

自治基本条例については、上富良野町という単位で物事を考え、決定していく場合に、だれがどのような役割を担い、どのような方法で決定していくかを定める自治の基本ルールとして、「共に創るまち」の根幹をなすものでありますので、その制定に向けて具体的な作業に取り組んでまいります。

自衛隊関係については、駐屯地が創立50周年の記念すべき歴史的な節目を迎えることから、各自衛隊協力団体と連携を図り、できる限りの支援をしてまいります。引き続き、演習場整備拡充及び駐屯地の現状維持を含め、関係自治体及び協力団体と連携し、現状体制の堅持のための要望運動の強化に努めてまいります。

石狩川サミットについては、平成17年11月4日に、本町を会場に開催される予定であります。

石狩川サミットは、石狩川水系48の市町村が一堂に会し、流域のような広範囲の地域課題、また、開催地や上流、中流、下流のそれぞれの地域課題や、川からの地域振興・活性化、川からの町づくりなどについて、さまざまな情報交換や意見、提言などを論じる場です。

2年に1度開催される本サミットは、平成17年で8回目を数え、この間、さまざまな町づくりへの提言を発信してまいりましたが、行政側だけの提言ではなく、地域住民にも有効な提言となるよう、本町での開催においても、多くの市町村長の参加により、地域振興への一助となるよう現地事務局を担っ

てまいりたいと考えております。

5年ごとに実施される国勢調査が、平成17年10月1日を調査日として、全国一斉に実施されます。この国勢調査の調査結果は、今後の国や地方自治体の施策・計画の基本資料となる大変重要な調査であり、地方交付税の算定などの基礎数値にも用いられることから、調査実施に当たっては、私を本部長とする「上富良野町国勢調査実施本部」を置き、町内130の調査区に公募による調査員を配置して、適正・的確な調査の実施に努めてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、自主財源として、税収確保は極めて重要であります。課税に当たっては、適正な課税客体の把握に努め、税の公平・公正を期してまいります。

また、納税については、納期内完納の推進を図るとともに、滞納者に対する催告の強化や訪問徴収を徹底し、滞納処分の強化を図るとともに、新たな収納の対策を検討しながら、収納率向上になお一層の取り組みをしてまいります。

行政組織機構については、平成16年4月にスタートした12課26班体制が1年を経過することから、その評価検証を行うとともに、時代の要請に応じた組織体制のあり方をどのように構築していくべきかを課題として、今後の職員数適正化計画の見直しを進めてまいります。

指定管理者制度については、平成16年度にまとめた指定管理者制度導入プランに沿って制度導入を進めてまいりますが、特にこれまで管理委託制度により管理運営をしていた施設については、新制度に移行する平成18年4月に向けて、具体的な準備作業を進めてまいります。

広域行政の推進については、富良野地域5市町村が歴史的・地理的なつながりからも、基本的には運命共同体と考えており、今後とも連携協力していかねばならないものと思っております。特に行財政改革の一層の推進が強く求められる現下で、積極的に広域で取り組むことで行財政の効率化が図られるものや、道州制に伴う事務事業の権限移譲の受け皿づくりなど、富良野地域においても共通の行政課題となっております。

これら時代の要請に具体的な対応が求められている状況にあることから、富良野地区広域市町村圏振興協議会第6回委員会において、今後の富良野圏域における各自自治体のあり方など、将来のあるべき姿がどうあるべきか、その方向性を探っていくことが必要であるとの共通認識から、広域圏振興協議会内に、その検討組織として、実務者レベルによる専任のプロジェクトチームを設置することで合意したところであります。

その組織化のため、5市町村から各1名ずつを派遣することで、4月の定期異動の中で適任者を人選する予定としております。

以上、平成17年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、平成17年度予算案の概要を申し上げます。

平成17年度は、2年目を迎えた国の「三位一体の改革」の動きを注視しておりましたが、主要財源である地方交付税は前年度同水準となったものの、交付税の振りかえ措置として発行される臨時財政対策債が前年に続き23.1%の大幅な減額となり、本町の交付税総体額は1億1,700万円の減少が見込まれ、あわせて、三位一体改革における税源移譲に伴う一般財源化の影響で2,900万円の目減りが見込まれ、合計1億4,600万円の歳入財源が減少する厳しい状況の中で予算編成作業を進めたところであります。

特に、新たな行財政改革の実施計画を策定後、最初に迎えた年度の予算編成でありましたが、歳入においては、町税を初め使用料などの収納額の確保に努めるとともに、歳出では、行政サービスを組織内で評価を加え、廃止あるいは縮小、縮減するなどの方針を定めましたので、その方向に沿って行政経費の削減を行い、また、旅費など事務的経費や施設管理経費などの裁量的経費についても、平成16年度に引き続き抑制を図ったところであります。

一般会計では、ますます厳しさを増す財政状況を想定し、投資的事業の緊急度や必要性についても、再度検討を加えた上で予算化を図ったところでありますが、財源不足額をすべて解消するに至らず、最終的に、特定目的の基金を初め、財源調整のために財政調整基金等の取り崩しを行うことにより、予算総額を平成16年度対比で7.4%減の73億6,200万円とする予算案を定めたところであります。

一般会計からの特別会計及び公営企業会計に対する繰出金及び補助金などの内容としては、「国民健康保険特別会計」へは保険税軽減の措置などとして、「老人保健特別会計及び介護保険特別会計」へは基準に基づくものとして、「ラベンダーハイツ事業特別会計」へは生きがい活動支援通所事業運営費として、また、「公共下水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計」には公債費の償還に要する経費などとして、それぞれ所要の額を計上いたしました。

また、公営企業会計であります「病院事業会計」には基準に基づく経費として、「水道事業会計」には水道事業に伴う負担措置分として、それぞれ計上いたしました。

これらの措置を講ずることによりまして、特別会計及び公営企業会計予算は、国民健康保険特別会計11億3,302万円、老人保健特別会計11億6,932万円、公共下水道事業特別会計3億6,430万円、簡易水道事業特別会計6,687万5,000円、介護保険特別会計6億5,260万5,000円、ラベンダーハイツ事業特別会計2億8,100万円、病院事業会計9億5,427万5,000円、水道事業会計2億4,899万8,000円となっております。

特別会計と公営企業会計予算の合計は48億7,039万3,000円で、一般会計予算とあわせて町の予算総額は122億3,239万3,000円で、平成16年度当初予算対比で7.7%の減額として、10億2,288万2,000円減の財政規模になっております。

以上、議員各位並びに町民皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げます、平成17年度の町政執行方針といたします。

議長（中川一男君） 次に、教育長より教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長、中澤良隆君。

教育長（中澤良隆君） 平成17年第1回定例町議会に当たり、教育行政執行方針について申し上げます。

初めに、現在、我が国では、地方分権や規制緩和等の行財政改革、経済構造改革など、新しい社会システムの構築が進められており、地方においても、これまで以上にその主体性が問われる時代を迎えております。

教育の分野におきましても教育改革が進められ、生きる力をはぐくむことを目指した現在の学習指導要領に基づいて、平成14年4月から総合的な学習の時間が進められてきているところであります。

しかしながら、昨今、国においては、学力重視の観点から、学習指導要領の見直しが検討されようとしていますので、今後の国の動向にも関心を持って、注視していくことが必要であると考えています。

今、上富良野町は、極めて厳しい運営を強いられていますが、「教育は未来への先行投資であり、今日の教育が個人の明日をつくり、社会の未来をつくっていく」という考え方のもと、教育委員会では、子供から大人まで、町民一人一人が意欲的に学び、健康で心豊かな生活を送ることができるよう、家庭、学校、地域社会のさらなる連携・協力のもと、総合的な教育行政を推進してまいります。

学校教育の推進。

学校教育に求められているのは、人間形成の基礎

となる必要な資質を養うことと、豊かな個性や社会性を培うための基礎的・基本的事項を習得し、真の学力と健やかな身体、そして豊かな心を育てることとであります。

そのためには、教育改革の意義と必要性を受けとめ、現在の学習指導要領に基づき、みずから学び、みずから考える「生きる力」を育成し、地域の信頼にこたえる学校づくりを進めていくことが大切であると考えています。

その一つ目として、「地域に根差した、開かれた学校づくり」を進めてまいります。

そのため、学校評議員や保護者、地域の方々の意見を反映させた魅力ある学校づくりと、学校をスポーツ活動や地域活動に積極的に開放し、地域と一体となった開かれた学校づくりを進めてまいります。

二つ目には、「教職員の資質の向上」についてであります。

学校教育に直接携わる教職員の資質が児童生徒の人間形成に与える影響は、極めて大きいものがあります。そのために、教職員みずからが教育者の使命と専門性を自覚して、実践的指導力を高めることが必要なことから、自己研修を初め各種研修会への積極的な参加を奨励いたします。特に、現在の学習指導要領による総合的な学習の時間については、その取り組みが効果的なものとなるよう支援してまいります。

児童生徒の指導等についてであります、「上富良野の青少年健全育成をすすめる会」を初め、各関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒の指導に努めてまいります。

上富良野中学校に配置している「心の教室相談員」は、いじめや不登校など問題行動の未然防止に大きな効果を上げ、関係者から高い評価を得ていることから、引き続き配置し、相談体制の充実に努めます。

僻地・複式教育につきましては、小規模校の特性を生かし、自然に恵まれた環境のもと、体験活動などの学習を推進し、学校規模や地域性を生かした特色ある教育活動の推進に努めてまいります。

特殊教育につきましては、平成19年度から「特別支援教育」への移行が予定されています。移行の準備として、上富良野町における特別支援教育の推進体制はいかにあるべきか、また、学習障害の知識などを学ぶための研修会を開催し、平成19年度を万全の体制で迎えるよう努めてまいります。

さらに、昨年度に引き続き、上富良野小学校と上富良野西小学校に特別支援教育指導助手を配置し、特別支援教育の指導体制の充実に努めることといたし

ました。

学校の危機管理につきましては、昨年11月初旬から中旬にかけて、不審者の出没が連日のように発生いたしました。学校、地域、PTAや上富良野の青少年健全育成をすすめる会など、関係機関の献身的な活動により、幸い大きな事件の発生に至らなかったことを心から安堵しているところであります。

しかしながら、このような事件はこれからも起こり得ることから、児童生徒の安全を第一に考え、危機管理意識の向上に緊張感を持って取り組むよう、教職員への指導の徹底と地域社会の協力を得るよう取り組んでまいります。

また、児童生徒の交通事故や学校における事件・事故、さらに、自然災害などに対する安全教育にも努めてまいります。

教育環境の整備につきましては、現在の財政状況を考え、緊急性の高いものから計画的に整備を進めてまいります。特に、経年変化により老朽化の著しい上富良野小学校校舎整備については、今後、多大な修繕費を投じて改修を進めていくべきか、それとも新築をする方が財政的に有利であるかを判断できるような基本調査を行い、その調査資料に基づき、できるだけ早い時点で整備計画の方向性を策定するよう取り進めたいと考えております。

学校給食につきましては、学校給食センターが昭和54年建設以来25年を経過し、蒸気給湯ボイラーが耐用年数を超過していることから、ボイラー改修工事に取り組めます。

また、知育、徳育、体育、それに最近では食育が重要であると言われていることから、特に安全で栄養価が高く、地元の食材も積極的に取り入れた、おいしい給食の提供に努めてまいります。

幼児教育につきましては、幼児期は人間形成の基礎を培う上で極めて大切な時期であります。そのためには、この時期に運動や遊びの中で十分に体を動かす経験をさせ、生涯にわたってみずからの健康を維持し、積極的に学習活動や社会的な活動に取り組めるようにすることが大切なことから、幼稚園教育の充実が図られるよう支援してまいります。

国際理解教育につきましては、友好都市であるカナダ国アルバータ州カムローズ市から昨年8月より英語指導助手としてマイケル・スティーブを迎え、学校教育や社会教育の場面で国際理解教育の推進と上富良野町とカムローズ市の交流の進展にも努めていただいております。今後も、小・中学校や幼稚園、保育所などで子供たちと触れ合ったり、英会話教室などを通じて、さらに国際理解教育が推進するよう取り組んでまいります。

道立上富良野高校の振興につきましては、平成14年度から校舎の全面改築が進められ、平成17年度には校舎や体育館、グラウンドの整備がすべて完成することとなりました。この10月には校舎落成記念事業が行われることから、町といたしましても、この事業に賛同し、ともに祝い、上富良野町にとって上富良野高等学校が将来とも大きな役割を担い、地域に根差した高等学校となるよう支援してまいります。

社会教育の推進。

社会教育の推進につきましては、生涯学習社会を迎えた今日、心豊かな生活を送るために、生きがいと自己実現を目指す上で、あらゆる機会に行われる各種の学習や文化活動、スポーツ活動などの果たす役割は大きいものがあります。

計画2年次目となる「第6次社会教育中期計画5カ年計画」を基本としながら、生涯各期において自発的で充実した社会教育活動の推進に取り組んでまいります。このため、子供から高齢者まで、生涯のあらゆる時期に、だれもが、いつでも、どこでも自由に学べる環境づくりと学社連携をさらに進め、学校教育と社会教育が一体となって子供たちの教育に取り組む学社融合の活動を推進してまいります。

家庭教育について。

家庭は、教育の出発点であり、子供たちに基本的な生活習慣や倫理観、家族や他人に対する思いやりなどを身につけるとともに、自制する心や自立する心を培う上で、家庭教育は重要な役割を担っています。このため、家庭教育に関する学習機会や幼稚園との連携を進めるとともに、本を通じた親子の対話を助長する取り組みにより、家庭教育力の向上を図ります。

放課後児童の健全育成事業につきましては、昨今、全国各地で子供を巻き込んだ重大な事件が発生していることから、放課後の子供たちを安全で安心な環境のもとで、経験豊かな地域の大人たちが子供たちと接することにより、健全な子供をはぐくむ体制を整えてまいります。このため、平成16年8月に策定された上富良野町次世代育成支援行動計画の中で位置づけられている放課後児童の健全育成事業として、「地域子ども教室」を本年度も国の委託を受けて実施してまいります。

昨年、町内の児童を対象に小学校4校で実施した巡回型の地域子ども教室事業を、本年度は巡回型と新たに固定型を設け、体験活動を主体とした地域子ども教室を開催することにより、「地域の子供は地域が育てる」という意識を醸成してまいります。

青少年の学習活動について。

次代を担う青少年の健全育成は、町民のだれもが

強く望んでいる、町を挙げての重要な課題であります。このため、子ども会、スポーツ少年団の育成を進め、各種の体験学習や社会体験活動などをより活発化させ、心身ともに健全な子供の育成に努めてまいります。

また、「上富良野の青少年健全育成をすすめる会」との連携をさらに深め、「地域の子供は地域全体で育てる」という意識を高め、望ましい環境づくりや各種事業を行い、青少年の健全育成を進めてまいります。

成人（一般・女性）の学習活動について。

成人の学習活動については、各種の学級、講座、文化・スポーツ団体などの活動と、自主的なサークル、グループなどによる活動が大きな成果を上げています。町民の学習ニーズに応じた学習機会の提供と学習活動を支援し、また、地域や職場に積極的な参加を奨励してまいります。

これからの時代は、女性の社会進出が進む中、ますます女性の社会参加と果たす役割が高まっています。男女共同参画社会の意図を反映し、学習機会の提供や、学習活動の支援と女性団体活動の充実と活性化が図られるよう、支援に努めてまいります。

高齢者の学習活動について。

超高齢化社会の到来が間近と言われる今日において、活力のある社会を築くためには、高齢者の生きがいと健康づくりが必要であります。このため、30年を超える歴史のあるいしづえ大学を、さらに魅力ある高齢者の学習の場とするため、異なる世代との交流や、高齢者の持つ経験や能力を生かす機会をつくってまいります。

文化・芸術の振興について。

生活水準の向上や自由時間の増大に伴い、心の豊かさを求め、文化活動に対する欲求が高まっています。

懸案でありました文化活動の拠点となる多目的ホールが、昨年11月に保健福祉総合センター「かみん」内に整備されましたので、道民カレッジを初め各種講演会を開催するとともに、文化連盟や各種文化サークルと連携を図り、芸術文化の発表や鑑賞の機会を設け、文化水準の向上に努めてまいります。

郷土館と開拓記念館について。

この二つの施設は、町の歴史的資料の保護と展示を行い、歴史や文化遺産を大切にす意識の高揚に大きな役割を担っております。しかしながら、昨今、来館者数が低迷しておりますので、興味のある特別展示などを実施するよう工夫を図ってまいります。

図書館の運営について。

公民館図書室は、町の社会教育施設の中でも多くの町民の皆さんが利用している学習活動の拠点施設であります。

永年の懸案でありました公民館の改修についてですが、本年度において改修を実施することといたしました。現在2階にある図書室を1階に移すことにより、利便性と機能性を向上させ、1階を図書館として整備し、社会教育の中核施設として多くの皆さんに利用していただくよう計画したところであります。

また、2階については、公民館機能を保ち、文化サークル活動や各種会合、そして公民館事業に利用できるよう整備を進めてまいります。

今日、読書離れが社会問題となっています。今後も学校、児童館への移動図書や、児童生徒への調べ学習活動への支援、家庭における乳幼児の読書活動や絵本の読み聞かせなど、本に親しむ環境づくりに努めてまいります。

スポーツの振興について。

人々が心身ともに健康で充実した生活を営むため、だれもが気軽に取り組み、さわやかな汗を流すことのできるスポーツ、レクリエーション活動は、ますます重要となってまいります。このため、子供から高齢者までの各年代に応じたスポーツ活動を、体育協会を初め関係団体との連携を深めた中で、パークゴルフ、ミニバレーボール、ウォーキングなどの軽スポーツを広く普及させ、生涯スポーツの振興に努めてまいります。

終わりに。

以上、平成17年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し述べさせていただきました。

今日、地方の時代にふさわしい個性的な町づくりを推進するためには、地域の文化を創造し、地域の発展を担う人材の育成が極めて大切であり、教育の果たす役割はますます重要になってくるものと考えております。

教育委員会といたしましては、当面する教育課題を的確にとらえ、町民の期待と信頼にこたえるため、学校、家庭、地域社会の連携と融合を大切にしながら、上富良野町の教育が着実に前進するよう一層の努力をしてまいりますので、議員並びに町民各位の御理解と御支援、御協力をお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各予算についての説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいま町長から、平成17年度におけます町政全般についての執行の基本的な方針を、また、教育長からは、教育行政につきましてそれぞれ述べられましたことから、その方針等に沿いまして編成いたしました新年度の各会計予算のうち、まず一般会計から、議決対象項目の部分につきまして御説明をしてみたいと思います。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算。

平成17年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,200万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

次、2ページをお開き願います。

第1表におきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げます。

まず、歳入の1款町税8億7,537万4,000円、2款地方譲与税2億1,500万円、3款利子割交付金420万円、4款配当割交付金100万円、5款株式等譲渡所得割交付金60万円、6款地方消費税交付金1億4,200万円、7款国有提供施設等所在市町村助成交付金8,900万円、8款自動車取得税交付金5,100万円、9款地方特例交付金3,400万円、10款地方交付税27億9,700万円、11款交通安全対策特別交付金310万円、12款分担金及び負担金6,145万円。

3ページに移ります。

13款使用料及び手数料1億2,273万5,000円、14款国庫支出金14億8,479万4,000円、15款道支出金4億5,280万2,000

円、16款財産収入1,594万6,000円、17款寄附金1万円、18款繰入金2億7,174万1,000円、19款繰越金6,000万円、20款諸収入2億1,134万8,000円、21款町債4億6,890万円。

歳入合計73億6,200万円であります。

次、4ページの歳出に移ります。

1款議会費6,862万円、2款総務費2億1,180万8,000円、3款民生費7億5,096万4,000円、4款衛生費9億4,378万円、5款労働費77万円、6款農林業費8億2,728万4,000円、7款商工費2億745万2,000円、8款土木費13億407万円。

5ページに移ります。

9款消防費2億5,401万8,000円、10款教育費4億2,310万3,000円、11款災害復旧費220万円、12款公債費11億2,615万9,000円、13款諸支出金1,089万6,000円、14款給与費12億2,087万6,000円、15款予備費1,000万円。

歳出合計73億6,200万円でございます。

次に、6ページでは、債務負担行為を設定する三つの事案につきまして記載をしておりますので、簡単に御説明してまいります。

まず、1点目は、総合行政システム整備事業でございますが、現在まで稼働してございます行政情報システムは、本年度で賃貸契約が満了することに加えまして、メーカー側では開発業務を中止することが決定されていることなどを背景といたしまして、平成18年度に向けまして、後継システムへの移行を目指し、平成17年度中に新システム等の選定及び導入作業に着手しますことから、後年度に債務の負担が発生することによりまして設定するものであります。

2点目の北24号道路及び3点目の旭野川砂防事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき、2カ年継続事業として取り進められることから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。

次に、7ページでは、平成17年度の地方債の限度額を、延べ13件で、金額で4億6,890万円と定めた内容につきまして、各項目ごとに利率やその償還方法を記載してございます。

特に将来の財政見通しが大変厳しい状況にありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案を中心にしまして、そのほか緊急性あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債の財源として計画的に整備をするもので

ございます。

また、加えまして、国の地方財政対策の暫定措置とされてございます臨時財政対策債、あわせまして減税補てん債につきましても、昨年に引き続き地方債の発行になることとしてございます。

ここまで申し上げましたことが一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

議長（中川一男君）次に、国民健康保険特別会計予算及び老人保健特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（尾崎茂雄君）議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展や社会経済情勢の変化などにより、制度的にも経済的にも大変厳しい状況でありますことは御案内のとおりであります。

さらに、現下の経済不況は、保険税収納の低下を来す等、不安定要素を抱えながら運営を強いられているところであります。

国におきましては、市町村の国保財政の安定化を踏まえ、高齢者医療制度を含めた医療保険制度の抜本的な改革が行われているところであります。

本町の国民健康保険財源につきましては、段階的な引き上げを予定しておりましたが、平成16年度において基金への積み戻しを行い、1億2,000万円程度の基金残高を確保できたことから、平成17年度、税額改正は見送ることとし、財政調整基金2,500万円を支消充当することで対応しようとするところであります。

一方、介護納付金につきましては、平成17年度予算編成に当たりまして、前年に比べ7%の増額で、450万円強の納付が示されましたが、その財源確保につきましては、平成16年度決算見込みといたしまして、余剰金が生じ、これらを充当することから、税額改正は据え置くこととしたところであります。

以上によりまして、平成17年度国民健康保険特別会計予算規模を11億3,302万円としようとするものであります。

以上、議案の朗読をもって説明といたします。

8ページをお開き願います。

議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成17年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

れ11億3,302万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

9ページを御参照ください。

第1表、歳入歳出予算。

款のみ申し上げます。

歳入。

1款国民健康保険税3億6,091万1,000円、2款国庫支出金3億9,334万5,000円、3款療養給付費交付金1億5,325万6,000円、4款道支出金5,130万8,000円、5款共同事業交付金1,558万7,000円、6款財産収入1,000円、7款繰入金1億3,840万3,000円、8款繰越金2,000万1,000円、9款諸収入20万8,000円。

歳入合計といたしまして、11億3,302万円となります。

10ページをお開きいただきます。

2、歳出。

1款総務費3,682万円、2款保険給付費7億2,955万円、3款老人保健拠出金2億5,738万円、4款介護納付金6,993万円、5款共同事業拠出金3,117万4,000円、6款保健事業費451万2,000円、7款基金積立金1,000円、8款公債費20万円、9款諸支出金75万2,000円、10款予備費270万1,000円。

歳出合計といたしまして、11億3,302万円でございます。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成14年8月に改正されました健康保険法によりまして、老人保健加入年齢が75歳以上と定められ、受給者自体は自然減の状態が平成18年まで推移することとなり、これに伴います医療給付減が徐々に進み、予算編成におきましては、11億6,

932万円規模となったところであります。

なお、歳入に関しましては、平成14年の老人保健法の改正に伴いまして、公費負担額が平成15年から平成18年度まで段階的に引き上げられ、町の負担割合につきましても、これに応じて増となるところであります。

以上、議案の朗読をもって説明といたします。

11ページをお開き願います。

議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成17年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,932万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

12ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

款のみを申し上げます。

歳入。

1款支払基金交付金6億7,328万8,000円、2款国庫支出金3億2,879万9,000円、3款道支出金8,219万9,000円、4款繰入金8,503万1,000円、5款繰越金1,000円、6款諸収入2,000円。

歳入合計としまして、11億6,932万円となります。

2、歳出。

1款総務費282万8,000円、2款医療諸費11億6,648万9,000円、3款諸支出金3,000円。

歳出合計としまして、11億6,932万円となります。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(佐藤憲治君) 議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、まず予算の概要から説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、制度が始まってから6年目を迎えますが、制度の認識度の深まりに加えまして、要介護者数の緩やかな増加、介護保険サービスの利用回数の伸びなどにより、介護保険給付費が着実にふえている状況でございます。

このような状況を踏まえ、新年度予算につきまし

ては、介護保険事業計画に基づくとともに、平成16年度特に増加の著しい通所介護、短期入所、療養介護などの在宅サービス保険給付の推移を十分見きわめた中で、前年に比較して約7,900万円、15%増の保険給付費の所要額を計上いたしたところであります。

この財源措置といたしまして、介護保険料と国・道・一般会計繰入金の公費負担金を計上いたしたほか、なお不足する額を介護保険事業基金の支消で充当することで対応しようとするところであります。

以上によりまして、平成17年度介護保険特別会計の予算規模を6億5,260万5,000円とするところであります。

以下、議案を朗読して説明とさせていただきます。

13ページでございます。

議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成17年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億5,260万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの予算額についてのみ申し上げます。

1款介護保険料9,338万1,000円、2款国庫支出金1億5,903万円、3款道支出金7,678万2,000円、4款支払基金交付金1億9,656万1,000円、5款財産収入1,000円、6款繰入金1億2,684万2,000円、7款繰越金1,000円、8款諸収入7,000円。

歳入の合計といたしまして、6億5,260万5,000円であります。

15ページ。

2、歳出。

1款総務費3,296万5,000円、2款保険給付費6億1,435万1,000円、3款財政安定化基金拠出金54万4,000円、4款特別給付費150万円、5款基金積立金1,000円、6款諸支

出金5,000円、7款予備費323万9,000円。

歳出の合計、歳入と同額の6億5,260万5,000円であります。

以上で説明といたします。

議長（中川一男君） 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額6,687万5,000円を計上させていただいております。前年度対比では1億6,626万5,000円、71.3%の減となっております。

主な減額要素といたしましては、里仁浄水場の水質悪化に対します恒久対策としまして、平成16年度に膜ろ過施設整備事業を行い、施設が整ったことにより、建設費相当分が減額になったことによるものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成17年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,687万5,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

一時借入金。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億4,300万円と定める。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款使用料及び手数料1,645万9,000円、2款繰入金4,338万1,000円、3款繰越金1,000円、4款諸収入453万4,000円、5款町債250万円。

歳入の合計といたしまして、6,687万5,000円でございます。

2、歳出。

1款衛生費2,738万7,000円、2款公債費3,948万7,000円、3款繰出金1,000円。

歳出の合計、6,687万5,000円でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第2表、地方債。

地方債につきましては、里仁浄水場の膜ろ過施設整備事業の外構整備工事分でございます。限度額は、250万円でございます。

引き続きまして、議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算の概要を申し上げます。

予算総額3億6,430万円を計上させていただいております。前年度対比では3,140万円、7.9%の減となっております。

歳入につきましては、昨年12月議会におきまして、下水道使用料の料金改定を議決いただきましたことから、改定分も含めまして、使用料収入といたしまして、前年度対比2,220万円、9.4%の増を見込んでいるところでございます。

歳出につきましては、主な減額の要因といたしまして、主要な汚水管渠の補助対象及び単独路線などの計画路線も整備が行われてきたことから、建設事業費の前年度対比2,452万2,000円、59.7%減になったものでございます。

今後におきましても、さらに一層の下水道事業の健全化を目指し、常に衛生的で快適な生活環境づくりと経費の節減を念頭に、事業の効率化とサービスの向上に努めてまいります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算。

平成17年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億6,430万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1億円と定める。

次のページをお開き願いたいと思います。

第1表、歳入歳出予算につきましては、款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金2,550万円、2款使用料及び手数料1億3,694万円、3款繰入金1億4,215万6,000円、4款繰越金1,000円、5款諸収入40万3,000円、6款町債5,930万円。

歳入の合計3億6,430万円でございます。

2、歳出。

1款下水道事業費1億902万6,000円、2款公債費2億5,477万3,000円、3款繰出金1,000円、4款予備費50万円。

歳出の合計3億6,430万円でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

第2表、債務負担行為。

水洗化等改造資金貸し付けに伴う利子補給金としまして、今年度は4件を見込んでいるところでございます。

第3表、地方債につきましては、公共下水道事業の一般分1,520万円と資本費平準化分の4,410万円を合わせまして、5,930万円を見込んでおります。

以上、説明といたします。

議長（中川一男君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算について、概要を御説明申し上げます。

予算の総額につきましては、前年比330万円、率にしますと1.2%増の2億8,100万円となったところでございます。

歳入のサービス収入につきましては、前年並びに今後の利用状況を十分勘案いたしまして、予算を計上いたしたところでございます。

また、入所者が安心して生活していただくための施設整備費1,023万円に対しまして、施設整備基金から1,000万円を繰り入れし、施設の整備を図るよう予算を計上いたしたところでございま

す。

歳出につきましては、施設内における経常経費の節減、効率化により、健全経営に努めるよう予算を計上いたしたところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成17年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,100万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、4,000万円と定める。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算。

款のみの金額を申し上げます。

1、歳入。

1款サービス収入2億6,111万5,000円、2款道支出金37万3,000円、3款寄附金5万円、4款繰入金1,088万9,000円、5款繰越金800万円、6款諸収入57万3,000円。

歳入の合計としまして、2億8,100万円でございます。

2、歳出。

1款総務費1億7,184万6,000円、2款サービス事業費9,148万2,000円、3款施設整備費1,123万円、4款基金積立金1,000円、5款公債費634万1,000円、6款予備費10万円。

歳出の合計といたしまして、2億8,100万円でございます。

以上で説明といたします。

議長（中川一男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、会議を開きます。

次に、水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 議案第8号平成17

年度上富良野町水道事業会計予算につきまして、初めに予算の概要を申し上げます。

収益的収入及び支出の予算総額1億8,253万7,000円を計上いたしております。給水収益などの減により、前年当初比では211万3,000円の減、1.1%の減となっているところでございます。

一般会計からは、拡張事業分の償還金などの負担金としまして、1,073万3,000円が繰り入れされております。

また、資本的収入では、予算額ゼロでございます。

支出につきましては、6,646万1,000円の予算額を計上いたしております。前年対比では924万9,000円、12.2%の減となっているところでございます。

主な減額の要因といたしましては、計量法に基づく水道量水器の更新対象個数が、前年度と比較し減少したことによるものでございます。

また、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算。

総則。

第1条、平成17年度上富良野町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数、4,136戸。

(2)年間総給水量、88万4,800立方メートル。

(3)1日平均給水量、2,424立方メートル。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億8,253万7,000円、第1項営業収益1億7,178万円、第2項営業外収益1,075万7,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億8,253万7,000円、第1項営業費用1億1,763万8,000円、第2項営業外費用4,884万3,000円、第3項特別損失166万2,000円、第4項予備費1,439万4,000円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,646万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金6,646万1,000円で補てんしようとするものでございます。

収入。

資本的収入ゼロ、負担金ゼロ、固定資産売却代金ゼロ。

支出。

第1款資本的支出6,646万1,000円、第1項建設改良費2,351万4,000円、第2項企業償還金4,294万7,000円。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、3,859万5,000円。

(2)交際費、3万円。

他会計からの補助金。

第6条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,073万3,000円である。

棚卸資産購入限度額。

第7条、棚卸資産の購入限度額は、975万4,000円と定める。

次の1ページから19ページの予算実施計画、予算説明書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で説明といたします。

議長（中川一男君） 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

病院事務長。

町立病院事務長（垣脇和幸君） 議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、概要を御説明いたします。

病院経営に関する取り組みにつきましては、さきの町政執行方針で述べさせていただきましたことから、省略をさせていただきます。

予算規模につきましては、第3条予算の収益的収支では、8億5,294万1,000円、前年比6,686万7,000円、7.3%の減となりました。

収入の主な減額の要因は、外来収益の減少と不良債権解消に対する一般会計補助の廃止であります。

また、費用の減額の主な要因は、院外処方せんへの移行による診療材料費、医薬品の減少によるものであります。

第4条予算、資本的収支では、1億133万4,000円、前年比1,988万7,000円、24.4%の増であります。

収入の主な要因は、企業償還金に対する一般会計からの出資金の繰入の増、また、本年度から、医療機器更新については、これまでの起債から特定防衛施設周辺整備交付金を充てることとし、後年度の負担軽減を図ることといたしました。

また、費用の増の要因は、平成15年度に更新整備をいたしました医療器械にかかわる企業償還金などの増によるものでございます。

これらのことから、病院事業の予算総額は、9億5,427万5,000円、前年対比4,698万円、4.7%の減となったところであります。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入の負担金及び補助金で1億5,074万円、資本的収入の出資金で7,433万4,000円、合わせた繰入金の総額は、2億2,507万4,000円、前年対比2,492万4,000円、10%の減となっております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

予算書をお開き願います。

議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算。

総則。

第1条、平成17年度上富良野町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)業務量。

イ、病床数、一般病床44床、療養型病床36床。

ロ、患者数、年間7万3,745人、1日平均270人。入院患者、一般病床、年間1万4,235人、1日平均39人。療養型病床、年間9,490人、1日平均26人。外来患者、年間5万200人、1日平均205人。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益8億5,294万1,000円、第1項医業収益7億7,214万1,000円、第2項医業外収益8,080万円。

支出。

第1款病院事業費用8億5,294万1,000円、第1項医業費用8億3,919万9,000円、第2項医業外費用1,373万1,000円、第3項

特別損失 1,000円、第4項予備費 1万円。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入 1億133万4,000円、第1項出資金 7,433万4,000円、第2項補助金 2,700万円。

支出。

第1款資本的支出 1億133万4,000円、第1項企業償還金 6,924万6,000円、第2項建設改良費 3,208万8,000円。

次のページに移ります。

一時借入金。

第5条、一時借入金の限度額は、7億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)医業費用と医業外費用との間。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費、5億8,228万7,000円。

(2)交際費、50万円。

他会計からの補助金。

第8条、一時借入金利息及び特殊経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,511万6,000円である。

棚卸資産購入限度額。

第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億1,695万2,000円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第10条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、医療器械、自動化学分析装置1式、医療器械、多項目自動血球分析装置1式。

次の1ページから24ページの予算実施計画、資金計画、損益計算書、貸借対照表の説明については、説明を省略させていただきます。

以上、説明といたします。

議長（中川一男君） 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

なお、先ほど前段で説明されました町長並びに教

育長の行政執行方針に基づいて、各案件が今議会に提出されております。この質疑は、先ほど町長並びに教育長の行政執行方針の概要についてのみ質疑といたします。

また、質疑の回数は、上富良野町議会運営に関する先例により、1人1回限りといたします。

これより、質疑をお受けいたします。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 先ほどの町長の町政執行方針に対して、数点質問させていただきます。

先ほどの町長の町政執行方針におきまして、将来の町づくりの展望に少々先行きの不安を感じたところであります。現在の町づくりの立場においても、自主自立で進んでいきたいとの方針が見える中におきましても、その財源の大部分において地方交付税にゆだねるところでありまして、国の方針いかんによって非常に振り回されるところを感じました。

住民がもっと上富良野町に夢を持てる町づくりのための方策や、また、風光明媚で豊かな地の利を生かした産業のための町づくりを展開を明示していただきたく考え、また、活火山十勝岳を抱える町の自然災害に対する住民の安全や安心に向けた対策も、若干の不安を感じるところでありますので、2点ほど質問させていただきます。

まず、活力ある産業の町づくりにおいて、観光面において、この北海道への観光入り込み数というのは年々減少傾向にあります。その中においても、近年、非常にアジア諸国の、台湾、中国、韓国等々からの観光客が、この富良野地方にも入り込みがなされておりますが、それらの、国外の観光客も含めた観光客に対して、だれに、いつ、何を観光として提供するのかが見えていない。

また、当町は、自然景観や文化施設、また温泉など、非常に観光資源が多々あるけれども、この観光資源に対しても有効的な活用がされる方策がとられていないし、また、民間活力との町と連携もとられるような方策が見えられておりません。当町のすばらしい地の利を生かした観光資源のPRの手法などが政策に盛り込まれていないのは非常に残念に思われます。

また、北海道でもとり行われている観光と食に関する部分においても、当町は何ら方策がとられていないのが、執行方針の中には見えませんでした。

また、この富良野圏域全体の観光において、上富良野町の観光エリアとしての位置づけと役割がまだまだ確立されていないように見えますが、町長としてはどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたい。

もう1点の、住みよい快適な町づくりにおいて

の、防災において質問をいたします。

先般行われました十勝岳防災訓練においても、一部泥流の被災が起きる地域への避難案内チラシの未配付等におけるよう、一部手法において不備が見られましたが、今後の町民の防災意識の啓蒙や、それから高揚についても、どのような手法をとっていくのかお伺いしたい。

去年は、非常に日本列島、地震が多発して、北海道においても、近年地震が発生しなかったエリアにおいて、大きな地震が見られた年でもありました。十勝岳の噴火のみならず、地震災害に対しての備えをどのように考えられているのか。特に高齢者、障害者、乳幼児、病人等、1人で避難が困難と予想される災害弱者への対応、また昨年、中越地震においても、冬季の防寒対策や、今、ライフラインの中で一番大切とされる電気の通電の対策の準備等はなされているのかも、いささか不安に感じるところでございます。

のど元過ぎれば熱さ忘れるような、最近の防災における上富良野町の対応が見えられますが、災いというのは忘れたころにやってくることを肝に銘じた防災対策が講じられているのか。また、今後10年間においても、自衛隊の大幅削減により、大災害時の緊急対応に住民が大きな不安を持っているところでありますが、各関係機関の装備の整備及び連絡調整等を盛り込んだ政策について、今後どのように行っていくのか、町長の所信をお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 12番金子議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、観光面からでありますけれども、行政執行方針の中では概略的な御説明でありましたけれども、予算説明資料の中にそれぞれ細かく記載させていただいておるところであります。今お話にありましたように、国外からの観光客の方々も非常に多くなってきているということから、これらにつきましては、美瑛・富良野広域観光推進協議会の中で、これらの対策を、自治体だけではなくて広域として対処していくということで、今事業が取り進められておるところでありまして、議員からの御発言にございましたように、この周辺の豊富な自然景観、また温泉、あるいは民間の方々の方でつくり上げていただきました美術館、あるいは、今回、北海道遺産にも指定されました土の館等々の、そういった民間の皆さん方との協力体制を十分に対応しながら、地域の観光推進を図っていかねばいけないと。

今後におきましても、民間の皆さん方の努力に対し、行政がどのように支援できるのかというような

ことを十分に見きわめながら、観光行政の推進を図っていききたいと。そのためには、何といたしても我が町の観光の推進を図る最も重要な観光協会の活力の促進が必要であるというふうに認識いたしておりますので、法人格を持つ観光協会のより一層の充実した活動展開に対し、行政としての支援も含めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

次に、防災関係でありますけれども、防災につきましては、施政方針の中でお話しさせていただきましたように、防災計画の基本的な見直しをさせていただきました。従前までは、防災計画は十勝岳の噴火の対策しか載っておりませんでしたけれども、今回は地震、水害等々すべてを網羅した防災計画をつくり上げさせていただきました。その防災計画をもとに、今後の我が町の防災の対応を図っていくというようなことで、昨年とことしから、その防災計画をもとにした防災訓練の実施をさせていただきました。

言うならば、防災訓練におきましては、行政報告でも報告させていただきましたように、五つの大きな柱を掲げて実施させていただき、対策本部機能の充実と情報の共有化、各連携して活動していただいております各組織との連携化を図ることを重点としながら、地域住民の生命をいかに敏速に、迅速に守っていくかということを中心とした訓練をさせていただきました。これらにつきましては、継続して今後も実施するとともに、そのことによるいろいろな課題を抽出しながら、一つ一つの改善を図っていききたいと。

一番懸念されております、御質問にもありました弱者対策につきましては、今現在、自衛隊あるいは消防機関との調整の中で、それぞれの地域の皆さん方の弱者の名簿は整っておりますので、それらの前もった避難体制を取り組んでいくということを含めながら、今日までの防災訓練の中でも対処をさせていただいておりますので、これらについても忌憚のない体制整備を進めていかなければならないというふうに思っております。

これからも、こういった防災につきましては、ハード、ソフト両面から、いかにして地域住民を守るかということを中心として今後の施策の展開をしていかなければならないというふうに思うわけですが、まず第1に、何はともあれ、行政がそれぞれの個々の人たちを助けるのではなくて、みずからみずからの生命を守ると、避難するということを前提として考えていただきたいと。そういった面を含めながら、それぞれの危険地域内の皆さん方の認識を高揚させていくための施策の展開ということも重要であるというふうに思っております。

す。

議長（中川一男君） 他にございますか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） まず1点お聞きしたいのですが、町長、広域行政の推進ということであつているのですが、これを見ますと、町長が前から言っておられる、相手がいないので自立をしていく道を進むのだということなのですが、これは、今の方針を見ますと、どういう方向に進もうとしているのかははっきり見えないと。

ことは、広域圏の協議会の中にプロジェクトチームを設けて1名派遣するというですけれども、一体派遣して、町長は一体何をしようとするのかというのが見えてこないというのですか、私自身考えるのは、実は、今既に広域的に取り組んでいる物事もあるわけで、そういう中で、道州制とか国の、いわゆる財政の問題もありますけれども、そういう中で、ある面ではきちっと、こういう面についてはこういう形で進んでいくんだよと、そういう中でうちの町は自立を選択した道をきちっと進んでいくというようなある程度の方針がないと、プロジェクトチームを組んで一体、一緒に共同でできるものはしようとするのか、あるいは、合併を前提とした物の考え方をしようとして、検討していく組織であるか、やろうとするのか、どちらにでもとれるような、今ここに出ているのですけれども、そういう面で、もう少しはっきりしたスタンスといいますか、考え方というのを持って臨まないと、広域圏の振興協議会の中に設けたプロジェクトチーム自体も、単なる資料づくりといえますか、沿線の市長が集まって判断するときの資料なり考え方のもとになるようなものをただつくるだけで、決定権はそれは市長にありますけれども、そこら辺のところを、やっぱり私は、もうちょっとはっきりしたものがこの中に見えてこないというのは非常に残念でありますけれども、その点で、町長ははっきり、どういう考えでおられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それからもう1点。「住みよい快適なまち」ということで、光町の3丁目に都市計画公園の設置を図っていくということで、考え方は、その部分だけでは私はいいと思うのですけれども、もう少しあの地点を、広い視点に立って、国道を挟んだこちら側ではなくて、向こうも含めた、観光振興というものも、やはり考えた中で都市計画公園といえますか、そういった計画を持った中に今現在、光町3丁目のここもするのだということであるならば、もっとはっきりした、期待を持てるような事業といえますか、なるのかなと。

ここに地域の活性化の観点ともうたつてあります

けれども、さらにそういう部分が、私は力強く出てくるのかなという気がするのですけれども、今、当面ここだけの考え方で出しているのはわかりますけれども、そこら辺の長期にわたった、大きい、広い視野に立った物の考え方として考えておられるのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 17番西村議員の御質問にお答えさせていただきますが、まず、広域行政の推進につきましては、さきにも述べさせていただきましたように、現状におきましては、我が町は自立の道を歩むというのがそれぞれの自治体の基本的な考えであります。

ただ、一部は合併をという市もあるわけでありまして、自立をするにしても、財政的に厳しいというのはどの自治体も同じでありますので、議員が今質問にありましたように、広域行政を取り進めることによって財源の対応を図っていきたいというのが基本でございます。そういった広域行政を推進するために、今現在、一部事務組合等々があるわけでありまして、それらの部分も含めた中で、またそれ以外のいろいろな分野で、あるいは介護保険だとか国民健康保険だとか、いろいろな分野の中で、広域行政で一括してまとめてやれる部分はないのか、そういったものを検討させるということと、もう一つ、一番大きな課題は、道州制に伴います、北海道が2050からの権限移譲を市町村にしようとしている、それらを、単位自治体で受け入れられる分野と受け入れられない分野があると。これらの部分をひとつ広域の中で、権限移譲を受託する、そういう対応をも含めた中で、広域行政についてどうあるべきかという方向性を定めて研修をさせる専門のプロジェクトでありまして、これらのプロジェクトが方向を定めた中で、次には助役部会、あるいは担当課長部会等々の広域振興協議会の組織の中で審議されて、最終的には首長会議であります委員会に上がってきて詰論を出すと、これを、ひとつとし1年、来年の3月31日までに方向を決定していきたいということでありまして、議員の考えと同じような形で、町村合併ということではないということとひとつ御理解をいただきたいなと思います。

それから、見晴台の整備でありますけれども、行政執行方針でも述べさせていただきましたように、国が駐車帯の拡幅をしていただけないということから、それらの対応の中であの場所を、そのまま国の駐車場だけをつくって、それでいいということにはならないと。あの地域の景観等々の中で、何ら

かの整備をしていきたいというようなことから取り進めているところでありまして、議員が御質問にありますように、既にあそこには観音様の地域がずっと、東側に整備されており、また、東側にはホテルの敷地等々で整備がされており、また加えて、あの周辺には食堂、あるいはいろいろな観光資源の店等々もあるわけでありまして、そういったものが民間の方々と連動した中で、どのような形でこれからその整備がされていくのか、そういうようなことも含めながら、行政としては、今のところは、国の駐車場を整備していただく、その周辺に町としてできる対応を図りながら、今後の、十分に関係者の皆さん方や地域の皆さん方の知恵をおかりしながら、検討を加えさせていただいて、その施設を、場所を、見晴台をいかに観光と結びつけ、あるいは市街地への誘導をしていく場所として整備していけるかというようなことを含めながら、議員の御質問にありましたような部分も含めて、周辺の整備が民間とともになされることに大いに期待をするとともに、行政としての対応も図っていききたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 14番長谷川德行君。

14番（長谷川德行君） 私も、町長の執行方針に対して二つ、ちょっとお伺いしたいと思います。

まず、財政についてお聞きいたします。

三位一体の改革も2年に当たり、国からの交付税の削減等により、地方自治体の運営も非常に厳しいときにあります。まして、町においても、歳入の減少により、歳出でも会計全般にわたり経費の削減をして予算を立ててこられたと思います。

経費の削減についてで、扶助費や過去の事業費の、公債費の増加を大幅に吸収することができなかつたとありますが、この中で、人件費を今年度において増額の予算となっている点について、受益者負担で住民に痛みを押しつけ、身内に優しい体質になっているように思われます。今、世論の動向を見ると、非常に実態にそぐわないように思われますが、この点をどのようにお考えか、お聞きしたいと思えます。

次に、自衛隊関係ですが、少子化、そして防衛大綱の改変により、自衛隊の再編が行われます。上富良野駐屯地でも人数の減少が、これから10年間で900人の予想とされています。自然減少は緩やかであります。この社会的要因による人口減少は、商業の衰退、交付税の減少にもつながり、ましてや町全体の衰退にもつながります。5年先、10年先を見据えた、今からの全般的な人口減少を緩和する何らかの手だてが必要と思えます。人口減少は多くの課題を引き起こす原因になると思えますので、

町長はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 14番長谷川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、財政運営の件であります。既に配付させていただいております今予算におきます説明資料の中に、中期の財政計画、既に昨年の2月にも提示させていただきました。総合計画の期間であります平成20年までの財政見通しと財政運営について説明をさせていただいておりますが、これからの対応の中で、その中期財政計画の推進を図っていく、そのことが行財政改革の推進を図って対処していく。いかなければ、自立の財政運営ができ得ないというのが基本であります。

平成17年度につきましては、教育予算と、並びに農林予算、それと扶助費等々については増額をさせていただきまして、他の部分については大幅な削減をさせていただきました。しかし、御指摘のとおり、人件費につきましても、応分の増額に相なったということでありまして、このことにつきましては、従前まで、基本的にラスパイレスの是正を図るために、職員の皆さん方に2%、1.8%、1.5%の基本給の削減をまいりました。

今後、ラスパイレスの恒久的な対応を図るために特別昇給等々の中止・延伸、あるいは55歳昇給停止というような、あらゆる面でその対応を図ってまいりまして、おかげさまで、ラスパイレスについても97%台にまで落とすことができたというようなことで、今後、増額する部分を抑えさせていただく内容で解決がしたということで、従前まで2%、1.8%、1.5%の基本給の削減をしておいたものを、今年4月1日にもとに戻すという形をとったために、単年度において、残念ながら、これから今まで進めていたラスパイレス是正の助長を減少させるための協定が段階的に生きてくるわけでありまして、当年度、17年度におきましては、残念ながら戻すのは一挙に戻したということでございますので、金額的には予算上、人件費が予定よりも増額したということでありまして、次からの段階におきましては、議員から御質問がありましたように、内輪に甘い行財政改革でなくて、基本的には、これから中期財政計画、あるいは行財政改革実施計画の中でも御説明申し上げておりますように、人件費の削減にも取り組んでいかなければならないというふうに認識いたしておりますので、ひとつ17年度の部分については、そういう経過によってあらわれた数字であるということでお聞きをいただきたいと思います。

次に、自衛隊削減の問題でありますけれども、議員御心配のとおり、町の人口が減るということは非常に厳しい状況に相なるわけでありまして、これからの町づくりにも大きな課題を残すことに相なったわけでありまして。

御案内のとおり、日本の人口は、この17年度を最高ピークとして、次年度から減少していくというようなことで、我が国の人口は減少していく道をたどるといような状況にある中で、我が町の人口を確保していくということは非常に厳しいわけでありまして、現在いる自衛隊の部隊の再編は避けて通れないというふうに思っております。ということは、御案内のとおり、我が町の駐屯部隊は、特科と火砲で、あるいは戦車という、今防衛計画大綱の中での削減の目標に掲げられた部隊であるといようなことから、削減は避けて通れないという現状にあるところでございます。

しかし、新たにまた部隊の編制がなされる対応が防衛計画の中でありまして、そういったことをくみ置きながら、上富良野駐屯地の50年の歴史を振り返ってみますと、従前あった部隊がなくなり、新たな部隊が編制されて駐屯することによって、その繰り返しをしながら、現在の駐屯地規模に相なっているといようなことを含めながら、現在の部隊編制の再編に対してはやむを得ないというふうに思いますが、それにかわり得る部隊の編制を対応して、駐屯地の隊員削減については最小限にとどめるように、今後も地域を挙げて、また加えて、関係する市町村との連携をとりながら、要望運動の展開をしていかなければならないというふうに思っております。

おかげさまで、駐屯地、自衛隊と町との関係は、陸幕の方に、中央の方に参りまして、非常にいい関係であるというお褒めもいただいております。そういった関係からして、ある程度の削減はやむを得ないにしても、ある程度の対応を要望していくことによって、対処でき得るものといふふうに信じながら、今後の行動展開をしていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 一般会計の予算の説明資料の中でちょっと、農地問題についてお伺いしたいと思います。

「急傾斜地で条件の不利な農地には植林を進め」という、こういう言葉があり、これについては、けさほど担当課長さんの方から話を聞いて、すべての農地ではないと、一部の地域でということ、これは理解したのですが、問題は、優良農地の保全・確保といいますが、これは今、一番心配なのは、

水田地域の整備されていない地域です。それを今、非常に米の価格が下がってきているし、特に後継者もいない中で、今後、離農者が出た場合に、すんなり流動化が進んでいくのかどうか。特に水田の場合は改良区の賦課金等もありますし、国としては、水田をつくっていないところはもう、水田とみなさないという、そういうような言い方もしているし、結局、規模拡大していても、満度に米がつかない状態、今の状態では、そういう中で、そういった条件不備地域が流動化されるのかどうか懸念されるところでございます。

そして、まだ沢地帯、今、水田がつくられているところで沢地帯の人たちにも、排水不良ということで、転作をできないような状態。そういう地域の整備といいますが、そういうものを今後どういふふうに考えているのか、町長の意見を聞きたいというふうに思います。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

農地問題でありますけれども、議員おっしゃるように、私は常に申し上げておりますが、優良農地は何としても耕地として確保していかなければいけないというふうに思っております。そのための農地の流動化は促進していかなければならないというふうに思っております。また加えて、こういう状況でありますので、不良農地と申しますか、極端な傾斜地につきましては、作付の不便な、あるいはコストのかかるような、そういうような農地につきましては、ひとつ変更していくということを考えていかなければならないというふうに思っております。

また、一部の排水等々の対応だとか、傾斜地等々の対応につきましては、町は、国の制度あるいは北海道の制度等々で対処しております。やはり農家の皆さん方が、それらの対応について意欲的に取り組んでいただいて、そして、その制度の中で生かしていくと、町が単独で対応するということはなかなか難しいと、制度を利用した中での対応を促進する、地主の皆さん、農家の皆さん方の意欲的な対応を進めていただきたいと思います。

また、北海道におきましても、そういった小規模な部分についての排水整備等々についても、その対応を進めていきたいというように、北海道の事業としての展開も考えております。そういった制度を利用して、農業者みずからがその意思を持って取り組んでいただくように期待をいたしているところであります。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今回の施政方針の中には、住民が主役の取り組み、いわゆる情報発信・受信の取り組みという形で、表現は非常にやわらかで、当たりのいい表現になっておりますが、しかし、この間見てきましたら、今回の予算編成の中にも、住民にかかわる部分の負担増というのがかなり見受けられます。そういう意味では、確かに町民会議等の中での対話もやられてきたかと思いますが、しかし、住民の声をすべて取り組んだという形ではないかというふうに思いますので、こういった点は、やはり今の住民税の減税等の廃止や、あるいは、あらゆる公共料金等の引き上げが、住民の負担に新たに、やはり家計を、負担が圧迫するというような状況が生まれてきているのかなというふうに思いますが、この点について、十分住民との対話がなされてきたのかどうか、この点、お伺いしておきたいというふうに思っております。

次にお伺いしたいのは、9ページの「住みよい快適なまち」づくりということで、駅前周辺の整備のことを掲げられているかというふうに思いますが、よくわからないので質問いたしますが、この駅前周辺の整備というのは、町長は今後どのような想定のもとでこのような表現をなさっているのか、この点お伺いいたします。

次に、町づくりという点では、駐屯地に余りにも依存するがゆえに、みずから発想して、みずから考えるという点が非常に弱い町だと、他の町村から見ても考えております。しかし、職員の方は、それなりに一生懸命やっております、やはりトップである町長自身が、どうも他力本願的な部分があって、今後、自衛隊等の削減等が行われれば、おのずとみずからの足で生きなければならないという、そういったジレンマに直面し、もう既に直面しているわけであります。

そういう意味では、やはり商工会の発展、あるいは農業の振興策というのがその基本にきちりと座らなければ今後いけないというふうに思っておりますが、この点について、いま一度、町の進むべき方向として、町長はどのようにお考えなのか、改めて、いま一度その見解について伺っておきたいと思えます。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、住民と行政との情報の共有化、これは私自身、十分重要的な課題であると。往々にして、私自身の反省も含めてお話し申し上げさせていただくならば、今なおまだ、昔から見れば相当の情報開示がなされているというふうに思っておりますが、私の期待する範囲内にはまだ到達して

いないと。まだまだ行政情報を住民に開示する部分がたくさんあるというふうに思っております。これからは、これからもそういった観点から、行政情報の開示につきましては、住民とともに共有できる改正をしていかなければいけないと。

また、最も重要なのは、これを新しくつくらせていただいております行財政改革の実施に伴いまして、これら住民に負担を強いる問題につきましては、常に住民に情報を提供しながら、その対応を図っていかねばならないと。そのためには、御提案をさせていただいております住民の御意見を十二分に聞くパブリックコメント等々を生かしていくというような手法も含めながら、その対応を図っていきたいというふうに思っております。

次に、駅周辺整備の課題でありますけれども、これにつきましては、今後、これからの町づくりの中において、あの駅周辺と商店街の形成が、このままの状態ですという認識は、私は持っておりません。これからの中で、財政的に非常に厳しい中でありまして、駅周辺の整備とにぎわい地域の、連動して対応を図っていくためにどうあるべきなのかというようなことを含めながら、今、町づくりマスタープランを中心とした中で、駅周辺整備の構想もつくらせていただきました。その構想にのっとった整備をどのように進めていくのがいいのかというようなことを今後も、検討を加えながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、もう1点の駐屯地の依存という課題につきましては、私は当初からお話し申し上げておりますように、我が町は、基幹産業の農業と、商工観光業と、自衛隊の3本柱で構成されているということで、この町づくりの均衡のとれた町づくりを進めていくということを基本に今日まで取り進めさせていただいておりますし、今後もその気持ちで対応していきたいというふうに思っております。

商工業の発展におきまして、自衛隊の隊員が減ることによって、人口が減ることによって、消費者が減ることによって、商工会の発展ということは大変な結果としてあらわれるわけでありまして、農業につきましても、駐屯地のあることによって農業に対するいろいろな、地産地消の問題等も含めながら、あるいは生産コストの削減を図るためのいろいろな施設の整備を促進させていただいていながら、そういった関係で、この3本柱が連携のとれた、互いに密接な関係を持って、我が上富良野町はこれからも、その3本柱を中心とした中で町づくり

が進められていくものというふうに私としては考えているということで御理解をいただきたいと思ます。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 何点が質問をいたしたいと思ます。

まず、町長の3ページの中で、教育、文化、スポーツ、各領域にわたる学習の場の条件整備に努めるということと、それから、教育委員会の中での、2階には公民館機能を保ち、文化サークル活動や各種会合、そして公民館事業に利用できる整備を進めてまいりますというくだりがあるわけです。

現実に今、公民館が図書室から図書館になるということで、従来、1階には六つの各種団体が利用できる部屋があったのです。会議室、老人室、それから談話室、それから、かつて婦人の部屋、青年の部屋というのがあったのです。全部で六つあったのです。それが、青年の部屋は高齢者事業団、それから婦人の部屋は観光協会の倉庫になっているわけです。そうすると、四つしかない。それから今度は現実に、公民館になれば、その四つの機能が全部なくなる。

それから、2階には視聴覚室と和室があります。そうすると、本来的に八つあるのが、もう、三つしかなくなるのです。それで、こうすることで学習の場の整備拡充に努めたということはないと思うのです。ですからこの点、どうこの中で表現していることがそういうことになるのかというのが1点。

それから、もう1点、今、同僚議員がおっしゃった「共に創るまち」で、広聴というようなことと言ってありますけれども、この中で13ページに、パブリックコメントの制度化ということで出されております。現実に、平成16年、パブリックコメントをやって、町民からどれだけの意見があったかといったら、本当のわずかです。これが行政改革案になって具体的に進められるということになると、非常に恐ろしい面があります。

そういうことで、一つは、町長はこれからひざを交えてということで表現をされております。現実に、南富、占冠も、この1月、2月、自立を考えるということで町政や村政の懇談会をやっている。中富良野でもそうです。ですから私はやはり、ひざを交えてやるということであれば、積極的に、これから今後値上げが予想されるいろいろな問題、財政の厳しさ、こういうものを十分町民と積極的に、ひざを交えてやる体制をぜひ確実にとっていただきたいと思ます。

それから、3点目は、防災の関係です。先ほど同僚議員もおっしゃってございましたけれども、ただ上

の方の中枢系統、指揮系統がやるのではなくて、もう一つは、神戸の大震災、それから新潟の中越のあれを見ましても、最終的に道路がだめになる、そうすると、いかに地域のその周りの人たちがお互いに互助精神を発揮してやらなければならないという実態であると思ます。そういうことからすると、地域防災計画を全面的に改訂したとはいっても、できれば私は、町内会単位でこの防災組織の確立をしていくべきだと思ますので、その点いかがかということでお伺いいたします。

それから次に、教育関係で、郷土館と開拓記念館の関係です。実際にただ、郷土館を、開拓記念館をぜひ利用するようにということではなくて、もう一つやはり、昨年12月に行った北海道遺産の土の館、これらの形も連動した形で、あそこに標本がある、その実際のいろいろな映像や遺品が郷土館にありますよ、もしくは草分の開拓記念館にありますというような、そういう連動した形にしていけないと、もう本当に、ただあるということだけで、年々、来館者が少なくなるということであると思ますので、その点と、もう一つは、特別展示の関係なのですが、これは、教育委員会の職員ではなくていろいろな立場の人、例えば郷土をさぐる会だとか、それから、文化財保護委員会、いろいろな人たちの意見を聞きながら、こういう特別展示については考えていってはどうかという問題。

それから次に、図書館の関係なのですが、図書室が図書館になったということで、そのくだりの文が、というのは、今回、図書司書も養成をする、それによってやはり、図書館の機能充実があるということがこの中に具体的に僕は出てくるべきだと思うのです。ある程度、6,000何ほのお金をかけ、図書司書も養成をするということであれば。その点がちょっと欠けているのではないかという気がいたしますので、その点、お願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の、まず公民館の問題であります。これについて、細部につきましては、教育長の方からお答えさせていただきたいと思ますが、施設につきましては、いろいろな団体の施設ということで、建設当時はあったということではありますが、月日がたつにしたがって、それらの使用頻度等々との関係から、いろいろな形で使用が変わってきているということでもありますけれども、私といたしましては、その施設が、そのことだけで使われるのではなくて多方面で使われると。そして他の、今後のそれぞれの組織・機能の中で充実していくということが重要なことというふうに思っております。

次に、広聴関係であります、パブリックコメントというのは、我が町、昨年から取り組んだばかりの事業でございます、まだこのことにつきましては、地域住民には十分理解されていない部分が多々あると。ですから、その対応、そういった部分については非常に少ないわけではありますが、これからパブリックコメントというものを地域住民に十分に理解していただくような、そういう手法をとりながら、住民の皆さん方の意見が出していただけるような手法をとって、この制度を生かしていきたいというふうに思っております。

それから、ひざを交えてということですが、2月、3月に入りましてからも、私としては、町長と語ろうということで、それぞれの組織と、もう四つほど対応してきておりますので、そういった関係の中で、各組織の皆さん方、各地域の皆さん方に、その中に入った、町長と語ろうの充実を進めていきたいというふうに思っておりますし、また、昨年は実施されませんでしたけれども、町民トーク等々の対応を充実させながら、町民と行政との連携のとれた対応について進めていきたいというふうに思っております。

それから、防災関係であります、議員おっしゃるように、我が町にも自治防災組織ができておることに相なっておりますけれども、その機能が充実していないと。これはもう、防災組織の機能を充実させていくと、これが今後の大きな課題でございます。

防災訓練を何度も実施させていただいておりますけれども、課題一つ一つを解決はしておりますが、大きな課題が残された部分がまだまだたくさんございます。これは、言うならば北海道、国の出先機関としての現地対策本部ができる場合どこに置くか、あるいは北海道の現地対策本部をどこに置くか、あるいは今現在、いろいろな地域で災害が起きると、ボランティアの方々が大量に入ってきます。そのボランティアの方々をどう対処するか、あるいは、救援物資が多く入ってきます。この救援物資をどう対処するか、そういったいろいろな部分を、まだまだ未整備なところがございます。それと同じように、地域住民の皆さん方に対しても、避難所における対応をどうするのかと。やはりこれらにつきましても、自主防災組織が重要な役割を果たしていただけるものというふうに思いますので、そういったことの充実等々も今後の大きな課題として残っているということと認識いたしております。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の公民館の関係であります、町長の方からお答えがございましたが、当然、昭和46年に建てられてから、当時の使用状況と今日の使用状況は非常に変わってきているのが実態であります。そのような中で、今、公民館活動というのは、大半が定例の各種団体等が使っているというのが実態であります。

そのような中で、今、2階の図書室を細部区分したり、そういうことによって、今の定例で使われている部分については、十分、公民館の2階部分で間に合うかなというふうに押さえているところであります。

そのような中で、また当然、公共施設として、「かみん」とか、それからセントラルプラザの2階の学習等施設等もございますので、そこら辺との有機的な結びつきも加えながら御使用いただいて、公民館活動をより行っていたきたいというふうに考えているところであります。

次に、郷土館と開拓記念館の今後の活性化についての御質問であります、先ほど御提案がありました土の館とかの連携というようなことは十分、御意見として承りながら、やはり郷土館、開拓記念館というのは、設立当初につきましては、人が集まっていたところではありますが、やはり見学に来るお客さんは年々少なくなっているというのが実態であります。

ただ、郷土館には歴史資料の保存という使命もございます。そのような中で、見学者も、やはり数多く来ていただくという努力は、これから我々もしていかなければならないというふうに考えていますので、先ほどの、1点、土の館とかの連動というようなことも含めて、また、魅力的な特別展示をどのような形でやっていくか。職員だけでなく、文化財保護委員、また、郷土をさぐる会等の御意見も、それからまた、教育委員、それから社会教育委員さんや何かの御意見も伺いながら、どのような魅力的な特別展示や何かやっつけていけるのか、そこら辺も考慮しながら今後運営をしていきたいというふうに考えております。

また、図書館の司書のくだりがというところではありますが、やはり今、2階から1階部分を図書館にということではありますが、ここに当然、利便性と機能性を向上させるというようなことに、その利便性、機能性の中に図書館司書というような位置づけがなされています。そういうことで我々も考えておりますので、また図書館司書や何かの配置についても努力をしていかなければならないというふうに考えているところであります。

以上であります。

議長（中川一男君） 他にございませんか。

7番岩田浩志君

7番（岩田浩志君） 町長の執行方針の中で何点かお伺いしたいと思います。

まず、5ページ目の児童館の運営についてでございますけれども、東児童館、これは増員とありますけれども、17年度より地域子ども教室を固定化するということで、上小並びに西小で運営されると思うのですけれども、その時間が、午後4時までということで、これを実施されますと、恐らく児童館の利用がかなりそこに移動するのではないかとということが考えられます。その中で、留守家庭児童に対しての今後の対応をどのように考えているのか、まずお伺いいたします。

それと、2点目は、今回の予算の原資に対しまして、先ほども人件費の問題が同僚議員からありましたけれども、確かに今回、5億9,000万円という削減においては、各所管、職員においては大変苦勞されたのかなど、こんなふうに思っています。

その中で、2億7,000万円の繰入金ということで、基金の取り崩しをされるわけでございますけれども、今後、ただいまこのような社会状況の中で、2億7,000万円の取り崩しが果たしてどうなのかなど。本来であれば、今後の、例えば自衛隊削減並びに国の動向を考えたときに、もはや基金は1円も取り崩さないのだと、このような方向で進まなければならないのではないかなどという気がいたします。

その中において、まず残念なことは、先ほども人件費の問題が出ましたけれども、1.2%の増ということで、確かに、総務課長のお話では、一部人件費のやりくり等で増になった部分もあるかと思っておりますけれども、このような中で、町長がただいま申しおりました協働の町づくり、ひざを交えてという観点において、果たしてこれで町民に受け入れられるのかなという気がいたします。これだけ町民に負担を強いていながら、実際的に数字として2%の人件費増という姿を見たときに、果たして、それが本当に町民に受け入れられるのかなという点では、本当に協働の町づくりという観点においては、大変なマイナスではないかと、このように思います。

もう1点、防災に対してでございますけれども、昨年、台風18号において、かなりの町内でも被害がありましたけれども、この点において町長は、同僚議員から相談窓口を設けないのかと、こういう質問に応じて前向きな答弁ではなかったように記憶しておりますけれども、農業災害並びに町内の災害において、すべてのことを町が網羅するのだという観点においては、職員が災害現場を見て回っていると

いうことではなく、まず、農業ならその所管において、隣の災害でも電話をくれと。町内の、例えばトタンが飛んだと、隣のトタンが飛んでいるよと、こういうことを町民生活課の方に連絡くださいと、このような体制がなかなか、庁内では整備されていないのではないかと。

町長は先ほど、みずからはみずからで守るということをお願いしておりましたが、本来であれば、やはり地域で、ここにはこういうお年寄りがいるのだということで、余裕がある方はちょっと声をかけてくれと、これが災害に対して一番重要なことではないかなと、こんなふうにも思います。

その中で、一つ、案として、災害を連絡する際、私もちょっと気になったのですけれども、事故を起こした際に110番に電話したら、旭川に直接行くのですよね。それで旭川だと、住所を言ってもなかなか、一語一句説明しないと受け入れられないと。それからさらに富良野の警察署に行って、それから上富署に行くという点ではやはり、即上富良野の警察に連絡できるような電話番号の整備といたしますか、シール等で、例えば警察は何番ですよということを明記したものを、例えば電話に張るとか、それから冷蔵庫に張るとか、そういうことを徹底しないと、私もその事故で連絡する際にすごい苦勞したのを覚えていますけれども、私だけかもしれませんけれども、なかなか、町民にそういうことが行き渡っていないというのが実態かなと思います。そのような点も含めて、町長にお伺いいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 7番岩田議員の御質問にお答えします。

まず、東児童館の人員増につきましては、これは、東児童館の施設等々の範囲を考慮しなければなりません。今、放課後の児童対策として、人員をある程度受け入れていくためには、1名の方ではできないということで、人員を増員して、その対応を図っていきたいというふうに考えております。

ただ、さきの放課後の児童の対応につきましては、先ほど説明したように、教育委員会の中で今取り進めようとしておりますが、これらにつきましても、文部科学省の補助をいただきながら、その対応を進めていくと。そして、行く行くは、今、校長会にもお願いしているところでありますけれども、学校を開放していただくというようなことを含めながら、この事業の展開をしていくということで、今整備しておりますが、それまでの間、今教育委員会がやっております放課後対策、それともう一つは、東児童館の対応ということで取り進めていきたいというふうに思っております。

それから、基金につきましては、執行方針でも述べましたように、残念ながら2億7,000万円、昨年度よりも減額はしましたけれども、基金を支消しなければならぬという状況に相なったということではありますが、既に皆さん方のお手元に中期の財政計画を配付させていただいておりますとおり、今後、平成20年までの間、何としても当初から私の計画であります20年以降におきましては、歳入と歳出イコールの予算を編成していく。そのためには、今の現在の歳出構造を歳入構造に合ったものにしていくためには、行財政改革の推進を図っていかねばならないと、そういう観点でありますし、それらにおきましても、今の状況では、平成20年までの間に、歳入イコール歳出の構造に持つていくためには、少なくとも基金は、削減する部分につきましては、基金は3分の1、あるいは人件費は3分の1、他の町民の御負担をいただく部分は3分の1、それぐらいの金額の中で削減を進めていって、平成21年には歳入歳出ともにイコールの予算編成ができるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

それまでの間は、残念ながら、行財政改革を進めていっても、一挙にそこまで追いつかないということで、基金の支消をせざるを得ないというのが実情だということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、防災の件でありますけれども、今、岩田議員のおっしゃるのは、家庭の電話からはちゃんと通じると言うわけではありますが、携帯電話からの話だというふうに思っております。家庭電話におきましてはそれぞれに、消防は119番、警察は110番、それぞれに御理解いただいておりますが、携帯電話からは今のところは、そこに、119番をかけても、これは旭川の消防本部が出ることに相なっております。これは、平成17年度、今年度、言うならば携帯電話の発達にイコールした対応がとれていなかったということも起因するわけではありますが、今年度、消防におきましては、119番をこの地域でかければ、上富良野の消防本部が受信できるような体制整備を、17年度していきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

予算特別委員会の設置について

議長（中川一男君） お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第1号から議案第9号は、なお十分な審議を要するものと思われ

るので、この際、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、これに異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第9号については、議長を除く17名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

休 会 の 議 決

議長（中川一男君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月5日から3月9日までの5日間を休会といたしたいと思っております。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、3月5日から3月9日までの5日間、休会とすることに決しました。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明5日から3月9日までの5日間は、休会といたします。

3月10日は、本定例会の3日目で、開会は9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 0時18分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年3月4日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 徳 島 稔

署名議員 岩 崎 治 男

平成17年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

平成17年3月10日（木曜日）

議事日程（第3号）

第1 会議録署名議員の指名の件

第2 議案第36号 北24号道路改良舗装工事（H16国債）請負契約締結の件

第3 町の一般行政について質問

出席議員（18名）

1番	清水茂雄君	2番	徳島稔君
3番	岩崎治男君	4番	梨澤節三君
5番	小野忠君	6番	米谷一君
7番	岩田浩志君	8番	吉武敏彦君
9番	米沢義英君	10番	仲島康行君
11番	中村有秀君	12番	金子益三君
13番	村上和子君	14番	長谷川徳行君
15番	向山富夫君	16番	渡部洋己君
17番	西村昭教君	18番	中川一男君

欠席議員（0名）

早退議員（1名）

1番 清水茂雄君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	教育振興課長	岡崎光良君
建設水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君
ラベンダー・ハイツ所長			

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は18名であります。

これより、平成17年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日、議案第36号をお手元に配付いたしました。

なお、平成16年度建設工事総括表をお配りしておりますので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外6名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は、お手元に配付したとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。

質問の順序は、通告を受理した順となっております。

また、質問の日割りにつきましては、さきに御案内のとおりでございます。御了承賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 梨 澤 節 三 君

5番 小 野 忠 君

を指名いたします。

日程第2 議案第36号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第36号北24号道路改良舗装工事(H16国債)請負契約締

結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長(田中博君) ただいま上程いただきました議案第36号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、防衛施設庁所管の補助事業として実施するものであります。

全体事業量としまして、改良舗装工、延長525.31メートル、車道幅員7メートル、構造物といたしまして、東4線道路を横断するための管渠工1カ所、ほかに北24号排水路の一部つけかえ一式、仮道としての迂回路1条、仮栈橋2橋、一部盛り土部分へのアンカー式補強道擁壁4カ所などがございます。

本工事の概要としまして、道路横断管渠工、延長11.7メートル、高さ5メートル、幅員10.1メートル1カ所、仮設道路188.6メートル、幅員8.5メートル、仮栈橋2橋、アンカー補強道擁壁2カ所、北24号排水路のつけかえ工としまして141.8メートルなどが主な内容でございます。

次に、本議案につきましては、地元業者を含む7社を指名いたしまして、3月7日入札の結果、大北土建工業株式会社が1億140万円で落札、消費税を加算いたしまして、本議案の1億647万円であります。参考までに、2番札は新島工業株式会社の1億185万円であります。本工事につきましては、予定価格事前公表の試行実施としまして公表を行っております。落札率につきましては、95.26%でございます。

以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第36号北24号道路改良舗装工事(H16国債)請負契約締結の件。

北24号道路改良舗装工事(H16国債)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらる。

記。1、契約の目的、北24号道路改良舗装工事(H16国債)。2、契約の方法、指名競争入札による。3、契約金額、1億647万円。4、契約の相手方、富良野市本町8番1号、大北土建工業株式会社代表取締役社長荒木毅。5、工期、契約の日から平成18年1月31日まで。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。

本件に、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 町の一般行政についての質問

議長(中川一男君) 日程第3 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、13番村上和子君。

13番(村上和子君) おはようございます。冬に逆戻りのようですが、日差しが柔らかく、春近しを感じますきょうでございます。

第1回の定例議会に当たりまして、新たな気持ちで、さきに通告してあります5項目について質問させていただきます。

まず1項目めは、自立に向けての計画達成には、住民の協働と理解が必要でございます。地域形成の支援と、行政サービスのあり方の見直しについてお伺いいたします。

1点目、平成20年度は財政規模を60億円以内、これから4年間で24億円削減の数値目標を立てられましたが、果たして縮小財政に町民が耐えられるのか、行政が景気のいいときに抱え込みすぎている部分があるとしても、コストとサービスを対比して、もっとわかりやすく知らせる数字で訴えて、町民に理解してもらわなければならないと考えますが、いかがでございますか。

2点目は、地区ごとの地域担当職員を配置してはどうか。協働とともに汗を流すとすれば、住民の公園清掃や除雪、老人の労力活用など、ボランティアでの参加を啓蒙、また、育成が必要ではないか。そのためにも、地区ごとの地域担当の職員を配置してはどうかと考えますが、この制度の導入についてはいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

2項目めは、職員の人事異動についてお尋ねいたします。

11課に役場庁内の組織機構改革があったばかりですが、毎年4月に人事異動が行われていますが、この職種は何年ぐらいとか、一定の部署に長く置かないとか、庁内には5年以上かなり長く異動していない方もおられますが、人事異動には、町長はどのような基準で当たっておられるのか、やる気の出る

人事評価での異動をしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

3項目めは、これは3月4日の教育執行方針の中でも郷土館についてありましたけれども、私はその前に、2月25日に通告いたしておりますので、既存施設、郷土館の有効活用についてお尋ねしたいと思います。

1点目は、現在、郷土館は小中学生が時々社会教育の場面での活用はあるようですが、一般町民の方は余り利用されていないと思いますけれども、1年間の一般の方の利用者は何人ぐらいなのでしょう。また、町としては郷土館をどのように評価されているのか、お伺いしたいと思います。

2点目は、展示配置の工夫をしてはどうかということでございます。文化財保護委員の方がいらっしゃいますので、この方に現況を把握してもらい、特に玄関のところはもっと明るくしてはどうかと思います。また、陳列棚の展示配置をもっと工夫して、2階へ上がりますと、右側のニレの木と、田中常次郎氏の人形を展示している部屋がございますが、少し薄暗くて、ずっとそのままになっておりますので、これらを開拓記念館に移転するなど考えてみてはどうでしょうか。また、公民館図書室の改築に合わせて、郷土館との連携などはお考えにならないでしょうか、お伺いしたいと思います。

4項目めといたしまして、上富良野西小学校の2学期制の導入の効果はいかがでございますか、お尋ねしたいと思います。

地域に先駆けて、上富良野西小学校が2学期制を導入して3年目を迎えるわけでございますけれども、どのような教育効果が出ているのか、お尋ねいたします。効果が出ているとすれば、ほかの学校でも導入は考えられないものなのでしょうか、これは教育長にお尋ねしたいと思います。

最後に、5項目めでございますけれども、公営住宅の入居希望待機者が多く、自主財源確保の一つとして、あいている教員住宅を転用して待機者に貸し付けをしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

上富良野町には73戸の教員住宅がありますけれども、空き家になっている教員住宅が13戸もあります。一方で、公営住宅等に入居を希望していらっしゃる方は60人近くもおられて、なかなか入居できない状況にあります。公営住宅と同じ区分にならないかもしれませんけれども、所有を町の教育委員会から町へ移し、町営住宅と区別して、町民住宅として一律の家賃で貸し付けをしてはどうか、町有財産の有効活用で少しでも財源確保につなげてはどうかと考えますが、いかがでございますでしょうか。

以上でございます。よろしくお願いたします。
議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の御質問にお答えさせていただきたいと思ます。

まず、1点目の地域形成の支援と行政サービスのあり方についてお答えさせていただきます。

行政経費のコスト意識を持つことは、大変重要なことと考えるところであります。平成16年度より事業別予算を導入いたしましたことから、その精度を高めつつ、今後、可能なことからコストとサービスの対比を示しつつ、サービス提供のあり方や使用料・手数料等の設定に反映し、納税者であります町民の御理解をいただくよう努力してまいりたいと考えております。

次に、地域担当職員の配置につきましては、地域と行政をより身近につなぐ方法として取り組んでいる先進事例も承知しているところでありますが、現行財政改革実施計画におきましても、地域住民自治にゆだねていくべき公共サービスのあり方など、住民自治の推進を課題として位置づけておりますことから、地域の皆様方の主体的な活動を推進する一つの方法として、検討の参考とさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の職員の人事異動についてお答えさせていただきますが、毎年4月には定期的に職員の配置がえを行っておりますが、町長に就任して以来、この職員の異動が、この時期の大きな悩みの一つでございます。

お尋ねの人事異動の考え方でありましたが、昨年4月の組織・機構改革の中におきまして、スタッフ制の機能を充実するために、かなりの分担業務を多く経験して、町民の方々に柔軟に対応できるよう、課の中における職員の配置がえにつきましては、課長の采配によるところとしたところであります。また、課を超えた人事異動につきましては、専門職の職員は同じ部署での勤務が当然にして長くなりますが、一般の事務職においては、おおむね3年から5年を超えた者を対象として配置がえをするように心がけているところであります。

適材適所の配置をすること、また、職員の意思を重視し配置することが、より職場の活性化につながるものと考えております。数年前から、一般職の同じ部署で5年を超えた職員から、私あてに異動希望申告書を提出してもらい、異動における参考としております。なお、この提出は任意であります。しかし、この申告制度におきましても、それぞれの希望をすべて満たすことは、まず不可能であります。職員の中において、それぞれの部署が活力を持ち効率を上げること、そして、職員の能力を伸ばしていく

上においても人事異動は必要不可欠なものと考えております。

次に、最後の5点目の空き教員住宅の御質問にお答えさせていただきます。

教職員住宅は、現在、73戸を管理・保有しているところでありますが、近年の児童数の減少に伴う学級数の減により教職員数が減少傾向にあることや、教職員の通勤の動向等により入居者数が減っており、現在、17戸が未利用となっております。

教育委員会といたしましては、教職員住宅の今後のあり方として、現状を踏まえて、73戸のうち経年老化の大きい家屋を中心に、将来20戸を廃止し、管理戸数総体を53戸とする考えであります。廃止予定の内訳は、旭町10戸、泉町2戸、東中4戸、江幌3戸、清富1戸の予定で、昭和46年から昭和52年に建築した住宅であります。

一方、公営住宅入居希望待機者数は、現在59件あります。希望される事情については、それぞれの内容があるものと思ます。御質問のとおり、町有財産の効率的運用につきましては、行財政改革実施計画においても取り組み課題としておりますが、経年老化住宅に入居するための修繕整備や以降の維持補修を助案した場合、歳入効果を発揮し得るかどうかについては、現段階では未調査であります。今後、これらの調査とともに、状況によって限定的な利用をも視野に入れて、検討を進めたいと考えております。

なお、住宅対策の基本的な考え方といたしましては、民間住宅を積極的に活用し、公営住宅や教員教員住宅については、可能な限り減じていくことで行政のスリム化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思ます。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 13番村上議員の3点目、郷土館の有効利用についての2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目についてであります。郷土館は上富良野町が歩んできた歴史、人々の暮らしや道具などの展示品を見ていただくことにより、その当時の生活状況や文化を後世に伝える施設として、また、歴史的資料の保管を目的として昭和53年に開館し、現在もその目的に沿って郷土館の運営を行っております。また、郷土館の果たす役割は、後世への上富良野町の歴史保存と伝承という観点から、非常に大きい存在意義があるとも考えているところであります。

御質問の郷土館の入館者数についてであります。開館当時から比べると、郷土館の入館者数は減少傾向にあり、平成15年度の郷土館の入館者数は

1,538人となっております。

次に、2点目の展示のあり方に関する御質問ですが、展示の種類や場所等の移動につきましては、開館当時から基本的な配置等については、ほとんど変わっていない状況にあります。しかしながら、その間、来館者をふやすことを目的に、年に1回程度、手書き友禅とか映画ポスター展などの特別展示会を開催してきたところでもあります。

御質問の中で御提案賜りました陳列棚の展示配置の工夫や2階の田中常次郎氏の人形等を開拓記念館へ移転すべきとお考えを賜りましたので、郷土館の運営に関係する社会教育委員、文化財保護委員や町の歴史保存に御尽力いただいている郷土をさぐる会の方々からも御意見をいただき、魅力ある郷土館づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、公民館図書室の改築との連携につきましては、あくまで今回の改築につきましては、建物内部の改装でありますので、建物の一体化については考えておりませんが、今後はソフト面で、図書館事業と郷土館事業の連携を図っていくような学習の機会をつくってまいりたいと考えております。

次に4点目、2学期制についての成果等に関する御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町におきましては、2学期制を平成14年度から上富良野西小学校及び東中小学校で実施し、3年を経過しようとしています。この間の効果として、実践している学校からは、この2学期制が子供たちや教師、そして保護者、地域の方々にもようやく定着し、この2学期制がねらいとしている学校の教育活動にゆとりをもたらすことにより、学習の充実を図るとともに、児童・生徒には確かな学力を身につけさせるという点で、成果が上がってきているとの報告を受けているところであります。

成果の具体的な内容といたしましては、1年間が3学期から2学期になるということで、子供たちの学ぶ意欲、思考力が身につく、確かな学力の向上につながり、教師側からは長期的な視野で児童のゆとりができ、成長の評価をすることができたことなどが上げられています。

一方、一部の保護者からは、3学期制と2学期制の明確な違いがよくわからないとか、また、1学期から2学期へ移行するのが10月の体育の日を境にしていることから、今までの夏休みや冬休みの長期休業明けと違って、保護者を含めて子供たちの意識の切りかえが難しいというような意見なども聞いているところであります。

この2学期制の評価につきましては、2学期制を実施してからまだ日が浅いこともありますので、他の学校への導入は、それぞれの学校の規模や地域性

などにより導入の考えが異なってまいりますので、西小学校、東中小学校の実践評価をじっくり見きわめながら、他の学校への導入を検討していくべきと考えております。

議長(中川一男君) 再質問ございますか。

13番村上和子君。

13番(村上和子君) 1項目めの地域支援、行政サービス、1点目のコストとサービスの対比の件でございますけれども、手法としては確かに間違っていないと思いますけれども、町長はよくパブリックコメントということで、町民会議や庁内にあっては8ブロックに分けて、改革に向けて取り組まれています。だから、町長はこのようにやっていますよと言われるかもしれませんが、町民からの申し出があれば出向いていきますよと、そういうことで町長と語ろうと、こういうようなことをおっしゃいますけれども、なかなか町民には見えてまいっておりません。将来に向けて、財政規模を毎年6億円ぐらいの縮小を図っていくという計画はできたとしても、もっともっとスピードと、一つの行政事業ごとに、これぐらいの経費・コストがかかるのですよということで、だから町民はこれぐらいの負担をお願いしますと。これは受益者負担として適正だと考えますけれども、町民はどのように考えるのか、これが適正でないとなればどれぐらいのものでいいのか。フィードバックというのでしょうか、そういうのが必要で、何回も何回も訴えて町民もわかったと。自分たちも依存体質から抜けて、自分たちのことは自分たちでやらなければいけないのだというような、協働して町づくりをするという意識づけをさせるためには、もっともっと、もう3倍ぐらいスピードを上げて情報を詳しく提供して、今までの改革を、町民に向ける時間をもっともっととるべきではないかと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

2点目の地域担当職員の配置の件でございますけれども、地域の皆さんの主体性と言われましても、今、地域のつながりがなくなっているのです。それで、長年行政の依存度が高くて、まだまだ町民も長い間こういう形で来ていましたので、行政がやってくれて当たり前というような体質はなかなか抜けないものですから、やっぱり職員も地域に入ってきていただいて、そして地域との、住民とのかかわりを持っていただくと、もっともっと、そうしないと、いろいろ改革は、中でも一生懸命やっていますので、そこら辺をするためには、地域振興の意味では担当といいますが、そういう形をとっていただくのがいいのではないかと思うのですけれども、いかがでござ

ざいしょうか。

それから、2項目めの人事異動の件でございますけれども、専門職の方は長いよと、看護師さんだとか保育士さんだとか、そういった方が長いのはわかりますけれども、一般行政職の132名中5年以上同じ部署についていらっしゃる方が41名、31%、3分の1ぐらいはこういう状況があるということは、多いのではないのでしょうか。そういうふうに考えますけれども、そして、町長は3年から5年超えた人は、自発的に配置転換を心がけるのでその希望をとっているというのですけれども、結局これという特別な基準は持っておられないわけなのですよね。

それで本所の、部外にいらっしゃる病院に勤務される方だとか、そういった方は少し評価を違えて見るとか、これ希望から外れた人はどうするのですか。ことしもまた同じ部署で何年もという、本当にうざりしているのではないのでしょうか。やはりこれでは働く職員の意欲がなくなってしまうのではないのでしょうか。私も長年、民間で働いてきましたですけれども、ぴたっと希望がかなう正しい評価をされると、物すごくやる気が出て、結構3倍ぐらいの力が出せると思うのですけれども、これは民間と行政とは違いますのであれですけれども、職員の人も希望どおりいくのでしたらまたやる気も出ると思うのですけれども、希望に外れた人とかかわりといましようか、そういう人はどうするのですか。そういう、ある程度の、何というのでしょうか、もうちょっと職員とのコミュニケーションを図って、よく職員を正しく評価されるということが大切ではないかと思えますけれども、いかがでございましょうか。

それと、3項目めの郷土館の有効活用についてですけれども、展示のあり方としまして、これは教育長に再質問させていただきたいのですけれども、開館当時から、昭和53年ですから、もう23年間も一度も配置がえをしたことがないのだということをお聞きして驚いておりますけれども、歴史保存に伝承として存在意義があるとお考えになっておられますので、一度、保管されている道具いっぱいありますので、整理をしてはどうかと思えますけれども、何人が臨時の人でも雇って、きれいに磨けるものはきれいに磨くとか、一度あるものを整理というのでしょうか、そして配置がえを早急に取り組むべきだと考えますけれども、それと、今回、公民館図書室を改築するわけですけれども、郷土館と渡り廊下というのでしょうか、これまたお金がかかるということになるかもしれませんけれども、連携というのはどうしても無理でしょうか、もう一度お尋ねしたい

と思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

それから、4項目めの2学期制については、教育長はもう少し、3年目ぐらいではちょっとということをおっしゃっていますので、これから効果が、今、ゆとり教育、総合学習なんかも取り組まれておりますけれども、2学期制がいいということであればよく様子を見て取り組んでいただきたいと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、5項目めのあいている教員住宅を転用して財源確保にしてはどうかの件ですけれども、私は13戸だと思っていたのですが、17戸あいているということで、本当にもったいない話ですね。今、財政難だと言われている中で、こういう部分があるというのはいかがなものなのでしょうか。また、未利用がありながらどの程度の住宅になっているのか、調査もしていないというのは、ちょっとのんきな話なのではないかと思えますけれども、こういう部分というのはどんなものなのでしょうか。

また、将来的に20戸廃止の計画ということですが、これも、ことしも東中の教員住宅を2軒ぐらい解体する予算がついておりますけれども、1年に2戸ずつぐらいいくのだったら10年ぐらいかかってしまうと思うのですよね。住宅というのはあけておくとかえって傷みますし、泉町の公住も教員住宅と同じように51年ぐらいに建てられたものなのですけれども、現在、利用されております。早急に調査して、転用による入居で、少しでも町の財源の足しにしてはと考えるのですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願ひしたいと思います。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 13番村上議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のコストとサービスの問題、行政サービスの問題、これにつきましては御案内のとおり、今、行財政改革実施計画を立てまして、そして平成20年度までの町の中期財政計画見通しを立てまして、それに伴います歳入歳出イコールの財政構造に持ち込んでいきたいと。そのためには、大きな行財政改革を図らなければいけないと。議員のおっしゃるように、現在の80億円の歳出構造を歳入に合った60億円以下の歳出構造に改革を図らなければいけないというのが、今の行財政改革実施計画の中心的な、重要な課題であります。

今、その実施計画をもとに、中長期の財政見通しを立てて、それにいかにして対処していったらいいかということ、今、庁内では八つのブロックをつくって、プロジェクトチームをつくって検討しておりますし、また、行財政改革推進町民会議の皆さん方の御意見を承りながら、それぞれの対応をしてい

るという段階でありまして、今、議員の御質問にもございましたように、当然にしてその状況が出てきたときには、方向性を定めて実践の段階に入る前には、町民の皆様方に十分な情報提供をしていかなければならないというふうに思っております。御案内のとおり、16年の9月に行財政改革実施計画を立てさせていただいて取り組んでまいりましたが、17年度予算には大局的に取り組む行財政改革の成果をあらわす、あるいは町民の皆さん方のいろいろな意見を聞く、あるいは町民会議の皆さん方の大局的な意見を聞く、パブリックコメントによる意見を聞く、そういった一部の状況の中で取り組ませていただきましたけれども、この17年度におきましては、この実施計画をどのように実践していくかというところを組み込んで策定していく。その策定の状況につきましては、町民の皆さん方に十分理解をしていただくようにするという事は、議員の御質問のとおりでありますので、私は町民の皆さん方にそういう情報の提供を十分しながら、町民とともにこの財政的な改革を推進していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、地域担当職員であります。これから行財政改革の中にも位置づけておりますように、自治活動の推進を図っていくというようなことからすると、今、村上議員の御質問にありましたような、また、先進地でもありますような地域担当職員を配置するという事も一つの方法であるし、私もある面ではそのことが、地域自治の推進を助長することにもつながるのではないかなというふうなことで、今後検討してみたいと思っておりますが、ただ、問題は、現在行財政改革の中におきまして、職員の定数の削減、給与の減給、こういった対処をしながら町づくりを目指していかなければならないと。そういう中にありまして、勤務外の職務命令を発して残業手当を支給するという事は、到底このことによっては十分検討しなければならないと。あくまでも自主的なボランティア活動として、みずからが対応していくという意識改革がなされた中で支援、協力をしていただく。私が業務命令をかけるときは、これは勤務時間中としての対処をしなければならないという、そういうような部分がございますので、そういう部分も十分検討しながら、職員の理解と意識改革を対応していただきながら、この制度の有効な活用が展開できればなというふうには思っておりますが、大きな課題であるというふうに認識いたしておるということで、このことの対応によって自治活動の推進は促進されるであろうということ、期待できるというふうに思っておりますが、そういうよ

うなことでひとつ御理解を賜りたいと思っております。

次に、人事異動の件であります。ちょっと議員と考え方が違うのかなと、職員も議員と同じような考え方を持っておられる職員が何人いるのかなと。もしそんな職員がたくさんいるとすると、これは大変だなというふうな認識をしておりますが、私といたしましては、それぞれの職員の人事異動につきましては、その職員の人格、適性等々を配慮しながら、ある程度の年限を同一係で対応していく中で、異動の発令をしていきたいというふうに思っておりますけれども、ただ、職員には、その課にあってもいろいろな仕事があるわけで、一つの仕事でなくて数多くの仕事、分野があるわけでありまして、課外によっても他の仕事を幅広く経験を積み、認識を持つということが、その職員にとってプラスになるものがあるとするならば、必ずしも5年たったからということではなくて、ある程度その仕事・職種を十分に身につけ、理解できる段階になったと、専門的に対処できるようになるということも職員にとってある程度プラスになる部分もあるのかなというように考えてしながら、職員の意思を確認していくためにということで、レポートの提出を職員にさせております。

これは冒頭申し上げましたように任意でありまして、職員のレポートは、助役にもだれにも見せておりません。私だけのマル秘文書ということで、忌憚のない意見が書かれております。ですから、それらの意見については最大限、意思を尊重して配置をいたす、しているつもりであります。しかし、一般職につきましては、その職、係につきましては数ありますが、管理職につきましてはは必ず一つでありますから、2人も3人も希望されたとしても一つのいずにも何人も座らせるわけにはいきませんから、第2希望、第3希望ということで希望順位で対処させていただいております。

そういうようなことで、職員の異動につきましても、議員のおっしゃるように、一つの基準を定めるべきでないということは、私も以前からそういう認識をいたしております。人事権を持った私として、職員の人事異動につきましては、適材適所の人事異動をいたしましたということで人事発令をいたしますけれども、果たして何%の職員がよかったなと思ってくれるのかと、まず半分の職員はよかったなと思ってくれないだろうと思っております。しかし、これは意に沿うところに異動できなかったから私はやる気がないと、起こさないという意思の職員がいるとするならば、私はそれはちょっと違うのではないのかなと。やはりその部署で、その職、仕事を経験し、覚え、そこにずっと退職までいなさいと

いうことではないわけです。この職種を覚えなさいということで、あなたはこの職種も覚え、この職種も覚えて、幅広い行政マンになってくださいよということで配置するわけでありますから、私はこのこと嫌だよと、ここへ配置されたら仕事する気ないわという職員がいたとするならば、私はちょっと考え方が違うのではないのかなと。その仕事を覚えて、そして新たな仕事も覚えて、幅広い行政マンとして、町民の負託にこたえていける町職員として経験を踏んでいただけたらなど、そういう気持ちでありますけれども、ただ、行財政改革実施計画の中でも対応しておりますように、従前のように人事権を持った私がすべてを判断するというのではなくて、多様な人事管理制度の状況を見きわめた中で、ある面の制度化というものをつくっていかねばいけないのではないのかなと。

今、レポートを提出させていただいておりますが、これは任意でありますから、提出が出てこない、提出が出てくるのは本当に異動を希望する人たちだけしか出てこない、私は理解しております。異動を希望していない人は出してこない。中には、このままここでこういうことをしたいから、この部署にもっといたいというレポートも来ますけれども、ですから、そういう感覚の中で異動はさせておりますが、やはり一つのルールづくりというのは必要だろうと。そして、議員の御発言にありますように、人事評価制度というものもつくり上げながら、これから人事異動の対応については検討していきたいということで、行財政改革実施計画の中でもこの課題を提起させておりますので、ひとつそういった部分も含めて、今後の人事異動の対応を図っていきたいというふうに思っております。

次に、最後の教職員住宅であります。この教職員住宅につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、教育委員会からの報告によりますと、73戸を53戸に、20戸削減した中での位置づけをしたいということでございます。

確かに、町有財産の有効的な利用を図るためには、古くなったから、あるいは使わなくなったから解体してしまうということではなくて、さきにも申し上げましたように、この教員住宅に人が入っていただくように改修をして入っていただく。そして、その方々が公営住宅に入ったように、5年も10年も20年も長期間入るということになりますと、改修を重ねていって本当に投資した回収ができるのかどうかということの、そういったことの整備が未整備ですよということをお話申し上げたのであって、今、教員住宅はどういうふうになっているかということ調査してないわというお答えではな

いということで、誤解をしないようお願いしたいなど。

現状につきましての状況というのは教育委員会で把握し、この住宅には教員を入れないで、こっこの住宅に教員を配置するというようなことで、現在、限られた教員住宅の中で対処していると。今後は、やはり先ほども申し上げました、議員も質問にありましたように、コストをかけて、そのコストに見合う歳入があるかどうか、できるかどうか。そしてまた、行政が対応するということになりますと、今度はそこに入居された方々が長期になったときにどうなるのかと。それともう一つは、いろいろな支障を来したときは行政が責任を持って対処しなければいけない。そのときにここは改修してもどうにもならなくなったから立ち退いてくださいというときには、また立ち退き料から何からの負担をしなければならぬ。そういうようなことを考えますと、短期的な部分でどうかなというふうなことも検討をしながら、この再利用については、先ほどもお答えさせていただきましたように、これから調査をしながら取り進めていきたいなというふうに思っているところであります。

議長（中川一男君） 教育長、再答弁。

教育長（中澤良隆君） 村上議員の郷土館に関する御質問からまずお答えをさせていただきたいと思っております。

郷土館につきましては、歴史的な資料等の展示をいたしておりますが、これらの配置がえにつきましては、建物の構造、また、建てた当時の展示の流れとかコンセプトといいますが、考え方によりまして、非常に配置がえというのは難しいのかなというふうに考えています。また、そのためには相当な費用も予定をいたさなければならないというふうなことで、この配置がえにつきましては、相当考えなければならないというふうに感じているところであります。

ただ、議員の方から御指摘いただきました整理・整頓という面では、当然、適切な管理をしなければなりません。そういう観点から、早急に適切な管理をするような形の中で、整理・整頓を進めていきたいというふうに考えております。

また、先ほどもお答えをさせていただきましたが、展示等につきましては、郷土館の運営を含めて、また、社会教育委員だとかもろもろの関係機関・関係者の御意見を賜りながら、将来像を描いていきたいものだというふうに考えているところであります。

さらに、図書館との連携の関係であります。やはり今回は、公民館の建物の内部を改修するという

ことで、郷土館との連携については今のところ考えていないということで、御了承賜りたいと思います。

それと、2学期制の関係であります。この2学期制につきましては3年目ということで、当初、全国的にも非常に注目をされて取り入れられてきていますが、やはり三、四年たった段階では、まだ全国的にも実践数が非常に上がってきているという状況ではありません。そんな中で、評価も、先ほど申し上げましたように、学校の評価、教師の評価、それから保護者の評価、地域の評価というのは、それぞれ違ってきています。そういうようなことがありますので、我々といたしましても、やはりそれぞれの考え方を伺いしながら、今後の対応を図るべきというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 再々質問させていただきます。

1項目めの地域支援、行政サービスのところでありますが、パブリックコメントという言葉がひとり歩きしているような感じがしております。それで、先日、テレビを見ておりましたら、今、どこの自治体でも財政難で、個人の給料に例えるならば、30万円の給料の方が食費とか人件費、支払いのローンとか光熱費がかかって、実際に使えるお金は3万5,000円ぐらいだと、こういうふうに言っておりました。大変、これはわかりやすいことだと思います。こういうふうにもっともって、何か町民の方から声が上がればとか、町民の主体性があればとかとおっしゃいますけれども、なかなか今、行政がやってくれて当たり前というような感覚は、例えば家の前の除雪なんかにしましても、なかなか行政がやってくれないなんていう、やはり町民で文句を言っている方もいます。そういうことでなくて、町民も自分たちでできることは自分たちでやると、また、地域で行うという意識を出すために、もっともってわかりやすい情報と、町長も職員の方も住民とかかわっていただきたいと思うのですが、もう1回そのところをよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2項目めの人事異動の件ですけれども、職務とか職場ごとにメリハリついたらちょっと評価制度というのでしょうか、何かそんなのをつくった方がいいのだと思うのですけれども、職員の勤務実績を本当に正確に把握して、やっぱり頑張れば報われるというような人事、人事権は町長ですので、課を今回機構改革したわけですけれども、課長の采配に任せるというのではなくて、課長も難しいと思

いますね。課長、今、管理職手当ってストレス手当ではないかと思うぐらい、課がたくさん、二つ、三つ一緒になりましたし、だからやはりそういう評価、私は評価と人格は別だと思うので、町長は一緒みたいなことをおっしゃいましたけれども、私はちょっと違うなど。人格絡めると、ちょっとどうなのかなという感じがしておりますけれども、もうちょっと適材適所の人材を考えてみていただきたいと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

それから、教員住宅の転用ですけれども、73戸の教員住宅を20戸減らすとおっしゃるものですが、ことは東中の小学校の教員住宅を2戸解体するというのを申されていますので、それだったら10年ぐらいかかりますねと、そういうことではちょっとどうなのかということで申し上げたわけでございます。それで、これからまた少子化ですので、教員の方も3クラスから2クラス、1クラスになったりして、教員が減ってくるわけですよ。それと、今、通っていらっしゃる先生方も非常に多いですので、やはりどんどん、これは20戸廃止よりももっと減らしてもいいのではないかなというように考えしているのですけれども、そのところを申し上げているので、もっともっと早く考えていただきたいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

それから、郷土館と図書室との連携でございますけれども、今、郷土館担当の人が1人採用されているのですよね、教育長。それで今限りと聞いております。これは年間280万円ぐらいの給与かと思うのですけれども、今度、図書司書の方が兼務されると思うのですけれども、そうなれば郷土館の近くの方のところの入り口をつくって屋根でもつけて、またこれお金かかるとおっしゃかもしれませんが、そうやって勤務しやすい状態にした方が、1人分の給料のことを考えるとその分お金はかからないですから、今度、図書室も1階におろすわけですので、図書館に來ている人が郷土館も利用しやすくなるのではないかなというふうに思ひますので、一考していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 13番村上議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の地域自治活動の問題でありますけれども、これにつきましては議員の御質問のとおり、先ほど来何度もお答えさせていただきますように、行政情報というのは十分に住民の皆さん方に開示して、そして理解していただくという手法をより以上に取り組んでいかなければ、こういう改革は進

まないというふうに私自身も認識いたしておりますので、そういう対応で情報の開示については、十分に今後も進めていきたいというふうに思っております。

また、パブリックコメントにつきまして、ひとり歩きしているよだという御意見もございます。確かに、過般のパブリックコメントについては、一人もお答えがなかったという経験もありますが、昨年から取り組んだ課題でございまして、十分にまだ住民の皆さん方に認識、認知されていないというふうに私どもとしては受けております。今後、パブリックコメント制度をもっともっと住民の皆さん方に理解をしていただいて、住民の皆さん方が気楽にこれにお答えしていただけるような、そういうような今後の推進を図っていかねばならないというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと。

それから、人事異動につきましては、私としては常に適材適所の人事異動をしているというふうに認識いたしております。本人が異動をしたいところに行けなかったと、別なところに異動したから適材適所でないということではなくて、本人の能力、本人の今後の行政マンとしての期待をかけながら、この部署で数年間この行政事務を勉強してくれということで、そのことが本人のためになる、次の段階としてのステップになるということで考えながら、適材適所の人事異動をさせていただいておるということでありますが、これには先ほど申し上げましたように、何らかの決定的なルールをつくられますと、人事権というのは何なのだということになりますからそうはいきませんけれども、ある程度の人事異動について、あるいは今、我が町にない昇格制度、昇級制度、これについてもある程度のルールと申しますが、基準を定めると。昇格についても人事権者の一任ということではなくて、ある程度のルールづくりというものも必要ではないかというようなことを含めながら、人事評価等々も掲げて行財政改革実施計画の中で取り組んでいると。今後、新たな方向性を定めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

最後に教職員住宅の件であります、53戸にしたいと。今、73戸ある教員住宅を53戸にして、20戸を廃止したいということでありまして、53戸を廃止するのではなくて20戸であります。そういうことで、今現在いる教職員の数からして、いろいろな状況の中で、73戸を20戸減らして53戸にしたいと。議員の言うように、もっともっと減らしていいのではないかとということについては、これはひとつ私に聞かないで教育長に聞いていただきたい

いと。私の方で、教員住宅を何戸にしたいということまで、教育行政の中で立ち立っていきたくないというのが私の気持ちでありますので。ただ、今おっしゃるように町有財産の有効な利活用というのは、これは促進していかねばならないと。ただ、廃止する20戸、20戸を廃止する、ことは2戸しか処分の費用を組んでいないと。あと18戸残っているのを遊ばすのかと、これについては先ほどもお答えさせていただいたように、整備をして、そして、だれか短期間でも入ってもらって、それで、壊すまでの間利用して行って、コストをかけてもどうなのかということこれから、未整備だけれども、未調査だけれども、この調査をしたいと、してみたいと言ってお答えしていますので、ひとつそれらの調査の結果、コストをかけても採算ペイするよというようなことであれば、短期間でも、長期間ということにならない短期間だとかいろいろなことを検討しながら、町有財産の有効活用を図っていくように努めたいというふうにお答えさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思

います。

議長（中川一男君） 教育長、再々答弁。

教育長（中澤良隆君） 郷土館に関する御質問にお答えをさせていただきますが、現在、郷土館に管理業務員を1名配置をいたしているところであります。その人の予定年限が来たときには、次には配置しないというようなお言葉でありましたけれども、一応内部ではそういうことも含めて今検討をさせていただいておりますけれども、そこら辺についてはまだ決定をしている段階にはございません。

それで、私といたしましては、当然、今回の公民館の改修や何かに伴って、管理体制が非常に変わってまいります。そういうこととの郷土館との管理体制も同時に見ながら、将来像を描きたいなというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、13番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、4番梨澤節三君。

13番（村上和子君） 済みません、先ほど町長が御答弁の中で、私は20戸廃止と、53戸廃止なんて言っていないよ。20戸廃止するとおっしゃっていますがということですので、よろしくお願ひします。

議長（中川一男君） 梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 私は通告により質問いたします。

初めに、手厚い財政支援のある合併は、この3月いっぱいとなりました。4月からは、5年間財政支援のない合併新法が発令され、本格的合併は、これ

からが始まりです。この合併新法は、御承知のように、知事のあっせん勧告が強化され、交付税が今まで以上に減額され、これに加えて道州制が進められます。道州制と市町村合併は一体の話、それ以外の何物でもない話です。この富良野圏の合併の状況を見ますと、富良野市も上富良野町も合併の手は広げていると、やりますよと言っております。聞くところによると、間の中富良野町のごく一部が、感情的に合併反対を声高に言っているように聞こえます。合併は50年、100年の問題、感情論はせいぜい数年です。大滝村と伊達市が飛び地合併を決心しました。感情論に振り回されることなく、そしてしこりの残らぬように、上富良野町民のために、いずれ合併をするのであれば、財政支援のある今月中に飛び地合併の決心をしてはいかがでしょうか、お考えをお聞きいたします。

次に、上富良野町の個人情報保護条例には罰則がありません。今回、4月からの個人情報保護法の全面施行にあわせ、国が自治体に罰則を含めた条例制定を求めています。上富良野町は、法律に準拠した罰則を条例に加えたいのか、お聞きいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の市町村合併についてお答えさせていただきますが、市町村の合併に関しましては、関係する各自治体の合意をもって意思を決定するものでありまして、現在、そのような動きにはなっていない状況でありまして、議員の御質問にありますように、3月31日までに合併を決心すると、決定するということまでには全く至っていないということでございますので、その考えはございません。

次に、2点目の個人情報保護条例につきましてお答えさせていただきます。

当町におきましては、議員も御承知のとおり、平成13年10月から個人情報保護条例を施行いたしまして、町が保有する個人情報について、適正な取り扱いを図ってきたところであります。この条例におきましては、御指摘のとおり、罰則規定は設けておりません。また、今年4月から国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が施行され、全地方自治体も個人情報保護条例の制定を求めているところであります。議員御指摘の国の法律に遵守をした罰則規定につきましては、当面、個人情報保護条例に設けることは考えておりません。国における法律が施行されますことから、当町の個人情報保護条例において規制されています条項につきましても、この法律において当然に規制されているこ

とから、条例に罰則規定を設けなくても十分に運用を図っていけるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 再質問をいたします。

合併で、一番痛いのはだれかといったら町長と議員です。それから、自立が一番痛いのはだれかという、家庭で財布をあずかっている町民です。これが合併の要約です。このまま聞けば、合併をどうするということとはすぐわかります。これからは、さらに痛いを思いをするのはだれかというお話を私はちょっとしたいと思います。

幾ら小規模自治体が自立といっても赤字財政を目前にして、いかに町民に負担を強いても限界があります。合併が進められるのは、またはっきりもしております。町の財政状況のみならず、北海道もないそでは振れないのです。高橋知事も合併をしないところは、それなりの覚悟があつての選択だろうと言っております。このとき、上川北部の市町村長が名寄におつたのですが、びっくりしたということが報道されておりました。

これはこの地域にも当てはまるのです。自立が可能なら、だれもが望むところです。国も道も金はない、ないそでは振れないと。上富良野町は何を頼りにして自立をするのか。5年間で約25億円と言っておりますが、30億円にもいくのではないかと思います、これの圧縮予算。しかし、必要経費はかかります。あらゆるところを縮小・削減し、そして町民に負担を強いる、さらに、そこにもってきて2,000余りの権限移譲が来ていると。上富良野町ではこの状態では、当然、この権限を受けることはできない。そこでもって、何か5市町村で、合併準備のような広域連合を蒸し返しておりますが、このような無理がこの世の中に通るはずはないと、私は思います。合併についての法律はもうでき上がっておりますから、国会議員は一言も言いません。もう法律ができていますので、合併ということでは。

次に、富良野市の状況ですが、富良野市も中心市街地、市役所庁舎、病院改築等問題が山積してあります。いずれも莫大な経費がかかります。庁舎は修理ということですが、数年内の改築は目に見えています。

ここからよくお聞きいただきたいと思いますが、今月中に合併をすれば約230億円、70%補助の合併特例債が使えたのですが、この話は終わりです。なくなったのです。4月以降に合併となりますと、先ほどの富良野の負債がもろに町民の肩にかかります。補助金7割なんていうことは絶対にあり得

ないことですから。それだけではなく合併即選挙となり、議員の過半数は当然富良野が占めます。言うまでもなく、民主主義は数です。下手に条件をつけられた合併より、富良野市としてはやりやすいのです。合併当初から富良野市中心でいくようになっていきます。病院、学校、庁舎等、さらに上富良野独自の駐屯地、弾薬庫、演習場等の交付金も別海現象を起こします。別海現象っておわかりですか、わからなかったら次私に聞いてください。これらはすべて町民の負担となるのです。

3月までの合併はないと、鬼の首でもとったような答弁ですが、本当に町民のことを考えているのか、疑問に思います。

今度は逆に4月以降、何年間自立で頑張れるのか、町長の任期中頑張れるのか、何年間頑張れるのか、これは簡単な話です。合併をすれば、10年間というのは守れるのですよ、10年間。選挙2回守れるのです。はっきりしているのです。ものなんか上げないでやっていけるのですよ。それを、もうわかるはずなのです。だから、何年間住民に負担をかけて、それをどこまで頑張ってくれるか、そのところをどのような見積もりをされているのか、そのところをお聞きいたします。自立で何年頑張れるのかと。

次は、個人情報保護条例です。

次に、個人情報保護法の罰則の件についてお聞きします。本来なら、法律があればそれで全く問題はないのです。条例などというものがあるから話が二転、三転をするのです。町の条例は上富良野町にしか適用されないと。国の法律には罰則があり、町の法律である条例には罰則がない、これは欠陥条例ではないでしょうか。4月からの個人情報保護法全面施行に合わせ、国は自治体に個人情報保護条例を制定するよう求めている、これは当然罰則を含んでいると。この罰則がない場合は、職員が個人情報を不正使用しても処分や罰則を科せない可能性があるのではないかと。役場は個人の氏名、生年月日等、個人の基本的な情報のほか、個人の資産、所得状況、生活保護等の情報を扱っています。

このようなことから、いつときも早く条例を整備しては、しなさいというぐあいになってきているのですよね。既に、条例を制定している北海道では、職員の罰則規定のほか住民の利用停止、請求制度を盛り込んだ改正案を提案をしているという状況にあります。罰則の伴わない欠陥条例を改正するお考えはないか、再度、お聞きいたします。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再質問にお

答えさせていただきます。

まず、市町村合併の件でありますけれども、さきにお答えさせていただきましたように、3月31日までに合併する考えは全くないということで、御理解をいただきたいと思います。

しからば、自立でいつまでいけるのよということではありますが、町といたしましては、自立で対応していくと。合併状況が整うまで、地域が、広域の中でそういう雰囲気立ち上がり、町民の皆さん方もそういうふうな雰囲気が立ち上がるまでは、自立の道を歩んでいくということで、今、行財政改革で中期財政計画を立てながら、見積もりを立てながら町づくりを目指しているということで、御理解をいただきたいと思います。

ただ、現状におきましては、合併すればバラ色になると、10年間は保障されるからということで、本当に合併すれば10年間のいいのかということ、私はそれが確定していないと。例えば、函館市の合併のように、あの周辺で合併した17年度予算が、当年度予算よりも減額予算を組まなければならないという函館市の現実であります。ですから、交付税がある程度保障されるとは言っても、決して私は合併すればこのようになりますよというものが描ききれない現状であるということで、今、合併しても合併しなくても厳しい状況にあると。そういう中であって、自立の道を当分の間は続けながら、財政運営を図っていききたいというふうに思っておるということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、2番目の個人情報保護条例の罰則の問題でありますけれども、我が町におきましては、先ほども申し上げましたように、新たに罰則条項を設けるという考えはなく、法律の対応の中で進めさせていただこうという考え方でございます。この個人情報保護条例の中に、罰則規定がないといっても、公務員法の守秘義務だとか、いろいろな部分の適用を図りながら、法律は条例の上を行きますので、法律の適用を図って運用をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思

議長（中川一男君） 再々質問。

4番梨澤節三君。

4番（梨澤節三君） 合併の件なのですけれども、函館の場合、これ全部そうです。合併して、議員特例を使えばこれは同じなのです、ずっとかかるのです、財政は足りないのですよ。しかし、一、二年たつと、それがぱっとなくなって変わるのです。この辺のところが含まれております。

あと、町長は合併状況が整うというように言ったというふうに理解したのですが、そういうことでは

ちょっといかがかなというふうに思います。これからは、今月中に合併ということがないのであれば徹底して、22年までですけれども、これは5年間。町長はただ任期が21年で終わりますから、せめて21年の任期まで自立でやると、やらなければならないのですよ。合併したら、先ほど言った上富良野の場合、富良野市の、あれはどっと来ますよ、どっと来ます。そして議員は富良野市が圧倒的に多いのですから、選挙といたら上富良野から何名なんていうことは絶対にやりませんから、みんな一緒です、どっと。それで提案、議決、これで終わります。それがどっとくるから、合併状況を整えるような話はしないでください。これから逆の話になっていきます。自立で頑張らなければだめなのです、4月以降は徹底して。これは厳しいですよ。

ということは、職員の給料半分ぐらいにするまでの覚悟もいるし、覚悟ですよ、ここに。それから、住民に対して、きょうの新聞にも出ていましたですけれども、職員をカットして、今後は施設使用料などの値上げも検討せざるを得ないなんて、自立なら当たり前の話なのです。これをさらに上げていく、これも限界が来るのですよ。その限界というのをどの辺でもって来るかというのを、これは町長はやっぱり考えなければなりません。昔なら一揆ですよ、限界まで行ったら。これは町長として考えなければならないと思いますね。これよろしく願います。お願いではないのですけれども、お考えいただきたいというところです。

私だって一緒に、私は町長のお考えにはほとんど賛成しております。ここのところだけがかみ合っていないのですけれども、ここに来てかみ合うかなと思ったら今度また逆転しますからね、町長は合併の状況どうかこうとか、私は自立で行けと、今度逆転の状況になりかねないということにならないように、町長は町民をよく見ていただきたいと思います。もう怒りの声が上がっております。怒りの声が上がっております。前はやっぱり自立ですよと言っていました。多分、担当なんか聞いていると思う、怒りの声が、これずっとやって次またといたら、どっと上がってきます。そのときどうするかというようなところもあわせて、町長、お考えいただきたい。

それから、次、個人情報保護条例の、これ、こういうことですよ。私、個人情報保護条例制定したとき、助役とちょっと話したのですよ、罰則がないのではないかと言ったら、いや、これ法律ができますからと、そういう答弁もらっているのです。ところが、法律が出てきても、やりませんということですよ。個人情報保護

法自体、民間業者については名簿業者を規制できないなど抜け道があると、ここなのです。名簿業者ということですが、私、住民会長やっておいたら、新しくなったにもかかわらず書類がくるのですよ、どこから漏れているのかと。これ全部そうだと思いますね、公職についた人のそれ全部漏れて、その系統に全部私は行っているのではないかと思いますよ。

これは大変な話です。そういうことがあるから、それでこれをつくったところで抜け道があると。しかし、各自治体が創意工夫して個人情報を守るという実績を積み上げることで、逆に法律の不備を正していけるということなのです。ですから、罰則のない欠陥条例は不備なところを補整をして、そして、さらにみんなで守っていくという、この辺ではないかと思えます。この問題は、先ほど住民自治の問題が、質問、同僚議員からありましたけれども、ここに入ってくるのですよ。住民自治と行政が混然と一体となってくるのです、これからだんだん。別だなんていうことにならないのですよ。助役、いいですか。別ではないのです。行政と住民自治が、これからオーバーラップしていく時代に入ってくる。そうすると、ここでまた情報が錯綜するのです。そういう意味からも、法律というか、条例というのはきちっとしていた方がよろしいのではないのでしょうかと、私は言っているのです。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 4番梨澤議員の再々質問にお答えさせていただきます。

合併問題でありますけれども、現状で私自身は3月31日まで、以前から何度も申し上げておりますように、特例法のある期間に合併する考えはございませんということでお答えさせていただいておりますように、その意思はございません。

ただ、これからの課題で、合併新法の中においてどのような対応を図っていくのかと。やはり財政運営を図る上において、今、行財政改革実施計画を立てて中期の財政見積もりを立てておりますが、これもあくまでも財政見積もりでありまして、三位一体改革の16、17、18年度は過ぎて19年度以降の地方財政の国の方向性がどう定まるのか、これが全く見えないというような状況下で、非常に不安定な要素がたくさんあるわけでありまして、私といたしましては、現状における自治の中で、上富良野町という自治の中で自立の道を進めていくということが現状であるということ御理解をいただきたいというふうに思っております。

町民の皆さん方にも、合併すればこういうような

ことになりますよと、合併しなければこういうことですよということを明確に示して、そして合併した方がいいわというような、合併した方が自立よりも状況がいいというところが明確に出てくるのであれば、合併という選択肢もひとつ協議の中で考えていかなければならないけれども、現状では、私はどちらもこうだという将来像を描け切れない、国の方向性が定まっていな。ただ、国は一方的に合併を推進するだけ。しかし、地方財政をどのようにしていくのかということが全く見きわめられない。ただ10年間はこうしますよという形しか見えてこないという現状の中で、合併を焦ることは私としては考えていないということで、御理解いただきたいと思えます。

次に、条例の件でありますけれども、これは議員からも御質問にありましたように、国はことしの4月からこの条例をつくるわけですが、町は先駆けて個人情報保護条例を制定して今日に至っております。その罰則につきましては、すべての条例でありますけれども、町の条例にすべていろいろな部分で罰則規定を設けているかというのと、そうではない部分もございます。そのかわりに、その条例の上をいく法律が、罰則についての適用を図っていただくというような形でありますので、現状におきましては個人情報保護条例に新たに罰則規定を設けていくということではなく、法律の適用をもって運用していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、4番梨澤節三君の一般質問を終了いたします。

次に、3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 私は、2項目について一般質問をいたします。

1点目、自衛隊の上富良野町駐屯地の存続について。

上富良野町には、昭和30年から自衛隊上富良野駐屯地が創設されて、我が国の防衛はもとより、国際貢献活動や災害派遣などの任務で活躍されております。このほど政府より策定された新たな防衛計画大綱について、防衛庁は陸・海・空自衛隊の編成や装備などの素案をまとめたが、陸・海・空自衛隊の主要装備を削減する一方、テロなど新たな脅威に備える体制の強化や国際協力活動の充実に向けた装備体系と組織を変革する内容が発表されているのであります。

特に陸上自衛隊の主要装備では、戦車や自走砲など火砲を大幅に削減する方向が打ち出していることは、これら装備が多数配備されている当町の部隊への影響が懸念されるものであり、新たな体制への移

行に伴い、隊員の削減が行われた場合には、地域経済に対し、大きな影響を与えることは必至であります。広大な演習場と、近代設備の弾薬庫を抱える上富良野駐屯地の現状での存続を求める地域の意向を踏まえ、町長はどのような方針で存続に向けて行動を行っているのか、また、道内に駐屯する市町村の動きはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

次に、2点目の道州制について。

日本の新しい国の形の構築を目指し、検討が進められている道州制について、国や北海道においては、平成12年から北海道の未来を展望して道州制に関する検討を始め、平成15年8月には「分権型社会のモデル構想・北海道から道州制を展望して」をまとめ、道州制を基本とする分権型の社会のあり方について、広く道民の意見交換が進められてきているところであります。道州制が地域の活性化に結びつくと判断し、そのためには町民へ道州制の意義が理解され、どのようにつながっていくかが重要と考えることから、次の点についてお考えをお伺いいたします。

一つ目、国から道・市町村への移譲について。二つ目、町民生活への影響について。三つ目、道州制モデル事業について。以上、3点について質問をいたします。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の自衛隊駐屯地の存続に関する御質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、昨年秋以降、道内各地で大きなニュースとして、新聞等で報道されたところでもあります。これらを受けて、さきの12月議会においても、複数の議員から削減対策に関する一般質問を受け、私の基本的な姿勢について述べさせていただいたところでありますが、この問題に対しては、当町を初めとする自衛隊を抱える関係自治体はもとより、広く周辺自治体とも連携し、各関係する機関等に対して、削減阻止に向けた活動を行ってきたところでもあります。これら当町の活動については、既に12月及び3月の定例議会の行政報告でも述べさせていただいたとおりであります。

この問題に関しましては、今後とも、機会あるごとに、当町が他に誇れる自衛隊との協調関係をもとに地域を発展させてきたこと、また、演習場を抱える地域特殊性などを切に訴え続けながら、できる限り現状から大幅な隊員の削減にならないように、関係方面への働きかけをしていく覚悟でございますので、議員各位におかれましてもお力添えを賜ります

ようお願いを申し上げますとあります。

次に、2点目の道州制についての御質問にお答えさせていただきます。

道州制につきましては、分権型社会の構築であり、これまでの中央を起点とした仕組みから地方を起点とした仕組みへと、根本から改革しようとするものでありまして、その先行的な取り組みとして、道州制特区により北海道において種々検討されているところでありますが、現段階では、その方向が明確に示されている状況にないことを前提に、御理解をいただきたいと思っております。

まず、1番目の国から道・市町村への移譲につきましては、道州制における基本的な権限や事務事業の移譲については、国は日本国として一体として国際的に対処する役割を果たし、道州は管轄内における市町村の境界を超えて、その効果が及ぶ事項を果たす役割、市町村は住民の日々、日常生活に密着した多くの事項に対処する役割を骨子として、可能な限り地域を主体とする社会づくりを目指すべく、各種事務事業や権限の移譲が検討されているところであります。

2番目の町民生活への影響につきましては、現段階では自治体の人口規模等によって、権限や事務事業が配置されているものが多く、これらの取り扱いについて検討がなされている状況下にあります。特に、現下の厳しい自治体財政状況から、移譲に伴う必要財源や人的要素など、多くの解決されなければならない課題があり、北海道において検討が行われている段階であります。

3番目の道州制モデル事業につきましては、このモデル事業については道州制特区の推進のモデルとして、国の関与を大幅に排除し、あくまで道州の単位と想定される北海道が事業化しようとしているもので、現段階では直接市町村事業へ波及するものではありませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 再質問をいたします。

1点目のただいま自衛隊上富良野駐屯地の存続について、町長の答弁によりますと、広く周辺自治体とも連携し、各関係機関等に対して、削減阻止に向けた活動を行ってきたとありますが、その活動内容につきまして、町長はたびたび上京されているいろいろな行動をされていると思っておりますけれども、それらも含めまして、もう少し詳しく説明を願いたいというふうに思います。

次に、上富良野駐屯地には約2,000名の隊員がいるということとなっておりますけれども、この

方々の町内各方面に対する経済的にプラスになる波及効果というのは、大変大きなものがあるというふうに理解をしているところであります。この隊員さんの町内の在住者の数、それから町外からもかなりの方が通勤をされているというふうに伺っておりますけれども、美瑛、旭川方面、また、中富良野とか富良野近郊よりの通勤者がどのくらいの数がおられるのか、お伺いをしたいと思います。

それから、自衛隊の関係の固定資産的な措置や施設に対しての交付金等が年間相当来ているということでございますけれども、上富良野町に防衛庁の方より来ている額をお示し願えれば幸いかなというふうに思います。

2点目の道州制について、再質問をいたします。

国から道・市町村への移譲についての答弁の中で、道州は管轄内における市町村の境界を超えて、この市町村の境界を超えてという部分ですけれども、その効果が及ぶ事項を果たす役割、このお答えでは理解しにくい部分がございますので、暗に私が思うには、市町村の境界を超えるということは、市町村合併を指しての文言と受けとめられる部分がありますが、町長はどのように受けとめておられるのか、お伺いをしたい。

次に、町民生活への影響についてであります。自治体の人口規模によって権限や事業が配置されることとありますが、我が町は合併せず自立でいくと、町長のお考えであります。国よりの交付金の財政措置は大丈夫でしょうか。また、小規模自治体と言われますと、よそが合併するから、上富良野町は1万2,000から3,000の人口であります。道州制が発効された場合の住民サービス、福祉サービスに対して低下するようなことはないと思っておりますが、この点についてお伺いいたします。

次に、道州制特区モデル事業があるとのこととあります。この上富良野町において、道州制特区モデル事業はどのように置かれているのか、ありましたら事業名、その内容について御報告をお願いいたします。

以上。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

追加質問がございまして、まだ調整しなければならない部分もありますが、現段階の部分についてお答えさせていただきます。

まず、自衛隊関係であります。さきにもお答えさせていただきましたように、行政報告でいつも報告させていただいているとおりであります。ただ、この削減問題につきましては、昨年の12月10

日、防衛計画大綱が閣議決定されるまでの間は、オール北海道としての陸上自衛隊の4万人削減ということについての反対運動を北海道は大々的にやりました。知事は行きませんでしたけれども、北海道副知事を中心とし、経済界の代表、208自治体の代表等々含めて大々的な反対運動をいたしまして、御案内のとおり、それまでは各自治体共同の運動展開をしてまいりましたが、12月10日、閣議決定がされまして、防衛計画大綱が閣議決定されました。そして中期防衛計画5カ年の計画が策定された、その中に上富良野駐屯地の削減も出てきたというような段階になりますと、今度は共同で行動を起こすということはできません。各自治体の今度は綱引きでございます。今までオール北海道でやっていたのが、今度はもうあくる日からは各自治体の綱引きでございますから、自治体の綱引きに負けないように対処するために、我が町としては上富良野町だけが動くのではなくて、この上富良野駐屯地隊区的美瑛を含めた6市町村がこぞって組織をしております富良野地方自衛隊協会としての6市町村が、連名において防衛庁並びに陸上幕僚長、それから各関係機関に上富良野駐屯地の削減反対について、現状維持について要望を展開してまいっているところでございます。

それから、隊員によるいろいろな面の波及効果はどうかということですが、質問にありました隊員につきましては、約2,000名ということは既に公表されておりますが、そのうち約1,500名が上富良野に在住していると。500名近くが中富良野、富良野、美瑛、旭川、各周辺から通っているという状況でなかろうかなという、大枠であります。これは決して駐屯地が発表しているものでありませんので、私としての大枠の認識でございます。その中で、1,500名近くの自衛隊員が上富良野町に在住しているということによりまして、その家族等々含めて1人の年間消費額というのは、40数万円という統計が出ておりますから、言うならば、1,500名の隊員掛ける家族構成からすると、少なくとも2.5倍ぐらいの人員になるのかなと、それ掛ける40万円という結構な消費、20億円を超える消費がなされるのではないかと。また、税金関係で見ますと、幹部だとかいろいろな方で違いますけれども、大体平均20万円ぐらいの税を納めていただけるのかなということになりますと、1,500名掛ける3億円ぐらいの地方税が入ってくるのかなと。それから、また、基地交付金だとか関係する部分でありますけれども、調整交付金、あるいは基地周辺整備事業費、今農協さんの事業主体になっております麦の乾燥施設だとかつくっており

ますが、これらの事業費は年間大体10億円ぐらい、それから障害防止とか何とかを含めて、基地交付金等々含めているのと防衛施設庁の建物、これは固定資産税相当に当たるものを国からもらっているというような部分で約1,000万円弱ぐらいというようなことで、何だかんだ対応しますと、33億円ぐらい町に対する波及効果があるのではないかなというような試算をいたしております。

これがなくなれば、この33億円強の部分がなくなっていくということに相なるというようなことで、何としても現状維持の駐屯地を今後も町民挙げて、また、富良野圏域、自衛隊協力会傘下の6自治体挙げて強力に要望運動の展開をしていきたいというように思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、道州制の問題であります。さきにもお答えさせていただきましたように、私どもといたしましては現段階では道州制の確たる方向性を確認できない、よく示されていない状況下でありまして、微々細々についてお答えするというのはなかなか難しい。今、北海道と権限移譲につきましても2,000幾つかと、初めは2千二、三百というような話がありましたが、だんだんだんだん減ってきて、2,050以下になってきたと。これら権限移譲を市町村が受けれるか受けれないかということなので、今、北海道と調整をしている最中でありまして、あらゆる面でまだ議員の御質問に対しまして、こうです、ああですという細かい部分を、町民にはどういう影響が出てくるのかと、市町村にはどういう影響が出てくるのだということ今この段階でははっきりと明言できない、内容が十分わからない。

こういう場所でちょっとうまくないかもしれませんが、道州制の推進に当たっても、内閣が改造されたらどうなるのだろうというような部分もなきにしもあらずということで、全く北海道は今一生懸命になっておりますし、市町村も一生懸命北海道と道州制特区の推進について、今、一生懸命やっておりますので御理解ください。

それから、道州制は管轄内における市町村の境界を超えて、その効果及び事項を果たす、役割を果たすのではないかとこのお答えにつきまして、決して市町村合併を促進するという意味ではなくて、市町村を超えて道州という枠の中で道州制の事項を果たしていく、役割を果たしていくということだということで、御理解いただきたいと思っております。

答弁漏れもたくさんあるかと思っておりますが、御理解をいただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 行政改革推進事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 3点目のモデル事業の関連でございますが、これにつきましては、道州制の推進ということで、国と道の関係の中で進めているものでございますが、町の関連といたしましては、道路事案、それから河川事案がございまして、道路事案では3路線が継続されている改修等に3路線、それから河川につきましては富良野川流域の関連で、トラシエホロカンベツ川の関連の改修が新年度でまた予定がなされているという段階でございます。

以上であります。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 再々質問いたしますが、ただいま町長の説明の中で、町税、それから国よりの交付金についての説明がございまして理解をしたところでありますが、駐屯地内での使用で上水道並びに下水道の利用料についてはどのような収納になっているのかがわかれば、今、聞きました町税の分で、わかりました。

それで、町長は、定例会の初日の執行方針を述べた中で、上富良野駐屯地が50年の節目を迎える、自衛隊演習場については、13ページの執行方針の中でうたっているところでございますけれども、自衛隊演習場については整備拡充を求める意向という文言がございまして、発表になってございまして、内容についてはどのようなお考えか、伺いたいと思います。

それから、地元の隊員が1,500名、それから町外の通勤者が500名ということで、これらの隊員の波及効果についても詳しく説明いただきまして、上富良野産品の地産地消、地元商店街での買い物、通勤者のガソリンの消費だとか、また、アパート・マンションの利用等さまざまな分野で経済的な効果があるものと思われま。今後とも自衛隊の現状での存続に向けて、最善の努力を期待したいと思っております。

次に、2点目の道州制についてですけれども、道州制に伴う事務事業の権限移譲の受け皿づくりと、富良野地方広域市町村振興協議会内に事務者レベルによる専任のプロジェクトチームを設置すると、このようにうたっておりますけれども、振興協議会の事務所はどこ町のどのような場所に設置するのか、それから事務者レベルのプロジェクトチーム、1名を4月の定期異動で適任者ととありますが、このプロジェクトチームに派遣される職員は、広域の中で課題が出たときにだけ出向くのか、それとも専従として出向するのかをお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時51分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

3番岩崎治男議員の再々質問に対し、町長の答弁は演習場の拡張に対する考え方、この1点だけを答弁させていただきます。

町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番岩崎議員の再々質問にお答えさせていただきます。

行政報告の中で、自衛隊削減の反対要望の中で、演習場の整備拡充ということをやっているが、それはどういうことかということですが、行政報告でも申し上げておりますように、我が町の駐屯地は演習場と、多田弾薬庫という特殊なものがありますよ。そういうことを対応した中で、演習場というものを自衛隊の演習道場として使いやすいように整備をしながら、不足の部分については拡充も図りながら、駐屯地として、あるいは自衛隊として演習場の利用しやすいような整備を図ってくださいよ。そして、そのことによって自衛隊の駐屯の規模を縮小するようなことのないように、ひとつ演習場というものをよく理解してくださいと。多田分屯地、多田弾薬庫というものを理解してくださいということで、要望の中でお願いをしているということでございます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、3番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時15分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

次に、1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、さきに通告してあります2点について質問をいたしますが、質問は簡潔に、答弁は簡明にということですので、よろしくお願いたします。答弁が簡明でないと、どうしても質問も簡潔でなくなりますので。

初めに、次世代育成についてをお伺いいたしますが、社会における最も大切な次世代育成環境が危機にさらされております。幼い命を奪う凶悪犯罪、虐待、性犯罪、みずから犯す凶悪犯罪、窃盗、麻薬、売春などなど最悪の状況下にあります。彼らが育つ環境に何が起きているのか、彼らの心に何が起きて

いるのか、行政として審議、熟慮をし、環境改善対応を図るべきであります。

新聞・テレビで連日のように報道されているような最悪の事態が、ほとんど無防備な当町に発生しないとは、だれしも断言できないところであります。当町においても児童に対する不審者の出没が昨年11月にあり、大変に憂慮すべき事態であります。次世代育成全般について、行政の中での位置づけ、施策、若い人たちが安心して子を産み、育児に専念できる環境づくり及び健全育成に、行政は最大の努力をしなければなりません。次世代育成は行政はもちろん、全町民の責任でもあると考えるが、行政として育成の大切さ、あらゆる危険からの保護、環境改善などなどについて啓蒙に努めるべきであります。理事者としての施策・対応について、責任ある明確な答弁を求めます。

次に、ごみの不法投棄について質問させていただきますが、ごみの分別排出制定後において、規則を無視した不法投棄が頻繁にあり、各町内でいろいろと策を講じるが、依然として後を絶たず、万策尽きて困窮している現状であるが、行政として罰則を加えた不法投棄禁止条例を制定して対応を図ってはいかがかと考えるが、対策についての考えをお伺いしたいと思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の1点目の次世代育成についての御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、児童虐待や児童が犯罪に巻き込まれる事件、また、児童が凶悪な犯罪にかかわる事件など、児童がかかわる痛ましい事件が連日マスコミ報道される状況にあり、私自身も非常に憂慮しているところでございます。

児童虐待や非行、不登校など、いわゆる要保護児童の対策につきましては、昨年、児童福祉法並びに児童虐待防止法が改正され、これまで児童相談所が対応しておりました要保護児童に関する通告先として、新たに市町村が加わるとともに、相談窓口及び総合支援等について、市町村の責務として法的に位置づけられ、本年4月1日から施行されることとなりました。

このため、本町においても早急に体制の整備を図る必要があることから、関係機関で組織する上富良野町要保護児童対策地域協議会を本年3月中旬に設置して、連携を強化する中から児童虐待の予防、早期発見などの体制づくりに万全を期していく考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

また、児童が犯罪を起こさない、犯罪にかかわら

ないように安全・安心な町づくりを進めるために、町の次世代育成支援対策行動計画の基本目標を定めておりますところから、青少年健全育成をすすめる会等の活動を中心に、防犯協会・学校・保育所等関係機関が密接に連携し合い、さらに地域住民の協力体制を構築のための啓蒙活動の推進をするなど、児童の健全育成を地域で支える体制づくりのため、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目のごみの不法投棄についてお答えさせていただきます。

ごみの処理に関しましては、平成14年10月、一部有料化を実施し、地域の総合協力と行政がともに協力して取り組んでおり、排出から処分に至ります工程で、それぞれ役割区分されておりますことは、既に御承知のとおりであります。御家庭から排出されますごみにつきましては、分別を含め町が指定いたします集積場所への排出とその管理までは、排出者の皆さんが管理していただくことであり、収集運搬・処理に至る工程につきましては、町の管理責任で行うことで、その役割を明確にさせていただいているところであります。

御質問の町内における集積場所への不法投棄についてであります。あくまでもモラルによるものでありますので、クリーン推進員の皆様を中心に、町内の皆さん方が粘り強く秩序維持に努めていただかないのではないかと考えております。

したがって、町が独自に罰則を加え、条例を設けることにつきましては、取り締まり体制等種々の課題も多く、制定の考えはございませんので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再質問。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 初頭に申し上げましたが、明快な答弁とまではいかないのかなというふうに考えております。

ここで初めに、11月に発生しました不審者の出没により、防犯灯等の設置が迅速に行われたことは評価いたしますが、この問題については、以前に私は一般質問その他で再三要望しており、また、地域からも要望書が上がっていると思います。私は、ことがあってから行政が施策を講じるのではなく、それ以前に施策を講じるべきでないかなと思います。ちょっと苦言ですが、申し上げておきます。

町長の今回の答弁内容については、児童福祉法及び児童虐待防止法とか上富良野町要保護児童対策地域協議会云々とか何点が挙げられましたが、私も既に十分に説明を聞いており、承知しておりますが、質問内容について具体的説明がなく、質問内容に対

し不十分であります。これだけのことで解決できるのか、根本的に何が足りないのか考えていただいたでしょうか。物の価値観の変化、個人主義などなどによる人と人とのコミュニケーションの欠如が、大きな要因となっているものと考えます。

人と人とのコミュニケーションは、あいさつから始まると言われております。私は何回となく行政が中心となって、全町挙げて対応すべき重要性を要望いたしました。一向にその成果が上がっていない現状にあると思いますが、次世代を取り囲む環境の中で続発する犯罪は凶悪化し、2月4日の愛知の幼児刺殺は日本じゅうが震撼し、子育て中の親たちは驚愕し、恐怖におののいたことでしょう。

この新聞記事を見てください。即死したであろう、頭に包丁の刺さった我が子を抱えて、救急車をと叫ぶ母、この悲惨極まりない記事を町長、あなたも涙を流して読まれたことと思いますが、しかしながら、果たして、全国ではそうした方は驚くほど少ない数字でないかと考えます。議場の皆さんはいかがですか、こうした問題について私たちは不感症になっていませんか、このような社会環境をつくり出したのは、社会全体の責任であります。私たちは環境改善に最善を尽くし、取り組むべきであり、こうした問題に対する基本となる人と人とのコミュニケーションづくりを行政が中心となり、職員が範を示し、全住民に対して啓蒙して、町じゅうが明るくあいさつであふれる町づくりを目指すべきと考えますが、町長の熱意を持った施策について答弁を求めます。

次に、ごみの不法投棄でございますが、この点につきましては、なるほど町長の答弁のように、集積場所までの責任は住民が負うべきと、それからの搬出等については町が責任を持って行いますということですが、不法投棄というのは町内会に入っていない人、または他の町内から持ち込んで不法投棄を行う。それを見つけて注意すると、夜中に持ってきて投棄するという悪質な状況であります。町長は、クリーン推進員の皆さんを中心に、町内の皆さんが粘り強く秩序維持に努めてくださいということですが、もう限界を超えています。これは、町としても一つの方法を考えていただきたいと思えます。

先ほど申し上げたように、罰則を加えた不法投棄禁止条例などを設けて対応していただければ、それなりの効果があるのでないかと思えますが、再度、この点について誠意を持った答弁をお願いいたします。

以上です。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再質問にお

答えさせていただきます。

まず、1点目の次世代育成のいろいろな課題がありますが、私自身も新聞紙上等々の報道に出るようなああいう痛ましい事件が起こるということにつきましては、非常に憂慮いたしておりますし、あのような事件がこの地域で起きるなんていうことは本当に予測だにもしたくはないと。そういうことの起こらない町づくりを、安全で安心な町づくりを目指していかなければならないということで、現在、次世代育成による支援行動計画を策定させていただきました。その対応を進めているところでございます。

さきに申し上げましたように、お答えさせていただきましたのは、一つの課題として、今、法の改正に伴う児童虐待等々の件についての、町がその窓口を担うことにもなったということから、要保護児童対策地域協議会を設立して、そういった対応まで拡大していくように進めてまいりますよということ、新たな事業展開をしてまいりますよということ、新事業展開をしまして、議員も御承知のとおり、町はこれだけのことしかしてないわけではなくて数多くの、教育委員会としても児童生徒並びにいろいろな対応の中での事業の展開をしておりますし、また、町民生活課の方でもその対応を図っているというようなことで、新たには、また、昨年4月から新たな部署としてつくりました子育て支援班等々の中での次世代育成の対応を図ってきているということ、数多くの事業の展開をしておるということ、ひとつ御理解いただきたいということで、今、申し上げたことしかしていないということではないということ、ひとつ御理解をいただきたいと、数多くの事業の展開をしています。

議員のおっしゃるように、コミュニケーションづくりが必要だと、そのとおりでありますから、そういう中での事業展開も実施しておりますので、ひとつスポーツの面においても子供たちの育成の対応を図っていく各種事業展開もしているということで、御理解をいただきたいと思えます。

それから、もう1点の集積場の対応でございますが、さきにお答えさせていただきましたように、議員とは見解が違つかもかもしれませんが、町の基本方針は今さら変える考えはございません。どこまでが住民の責務であって、どこからが行政の責務であるということの位置づけだけは、これはその現状の中で対応していきたいというふうに思っておりますし、議員のおっしゃる不法投棄ということにつきましては、不法投棄があるとするならば、これは法律上も罰則規定がありますから、不法投棄に対する対処は進めていきたい。

しかし、議員のおっしゃる集積場に他の住民が

持ってきて置くということは、これは不法投棄ということには私は相ならないというふうに思っております。これらにつきましては、それぞれのモラルの中で今後も住民がやるべきもの、行政がやるべきもの、そういったものの中で対処していただくよう協力をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々質問。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 再々質問をさせていただきますが、次世代育成について、もうおわかりかと思いますが、1点だけを答えていただきたいと思いますので質問しております。

こうした現代社会における最悪の環境ということ、あらゆる階層においての人と人とのコミュニケーションの欠如が原因だと、私は思っているのです。そこで簡潔に申し上げますが、町として、再三私が今までも質問したのですが、人と人とのコミュニケーションはあいさつから始まると言われております。そうしたことを町づくりのスローガンとして全町民に呼びかけ、ここでちょっと苦情を申しませんが、職員の方たちの中にも顔を合わせてもあいさつしない方もいらっしゃいます。そんなことではなくて、やはり全町民が常に人と目が合ったらあいさつする、明るい声であいさつ、そうしたことがコミュニケーションを図ることであり、それが始まりであります。そうした根本的なことを解決しないで、こういう事態が起きたらこうしよう、ある事態ではこうしようということでは解決にならないと思うのですよ。町長は、この点についてどう考えているのか、今後、これからこうしたことを全町民に呼びかけて、人に会ったらあいさつ、目が合ったらあいさつ、子供に会ってもあいさつ、そうしたことが徹底できるような町づくりを目指していただきたいと思う。

ここでちょっとお聞きしますけれども、町長は町で子供さんに会ったら必ずあいさつしますか、知らない子供さんに。あいさつしないでしょう。町の理事者ともあるう方が、そんなことだから社会はおかしくなってしまう。これからは、職員も皆さんも必ず声をかけてあげてください、子供たちに。必ず元気な声が返ってきます。そうしたことを私は求めているのです。この点について、町長、今後腹をしっかりと据えてやっていただけるのかやっていただけなのか、はっきりした回答をお願いいたします。

次に、ごみの不法投棄であります。たしかごみのステーションにごみを持ってくるのは違法ではありません。それが指定された袋に分別してくるならいいのですよ。指定されていないごみ袋に、生ごみも缶詰缶もあらゆるものを突っ込んでぼんと投棄して

いくのです。どうかそういう点を踏まえて、ひとつ各町内が納得できるような施策を考えていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 1番清水議員の再々質問にお答えさせていただきます。

町長も子供さんや住民に会ったらあいさつすると言われるまして、はたと私も御指摘の部分はあるなというふうに再認識させていただきまして、これから町民の皆さん方にお会いしたら、あいさつはしなければならないなというふうに反省をいたしてるところであります。

議員のおっしゃるあいさつ運動の展開を町挙げて実施するという事は、非常にいいことであるというふうに思います。ただ、これを行政が主体になってやるのか、あるいは何らかのそういった組織が主体になってやるのか、そういうことも含めながら今後このあいさつ運動、昔からありますオアシス運動という運動が展開されておりましたけれども、そういったことの展開等々につきましては、今後、どの部署ということではなくて、縦割りでは物考えるのではなくて、こういったことについての推進についても、十分配慮していかなければいけないというふうに思っております。

次に、ごみの排出であります。これにつきましては、先ほど来お答えさせていただいておりますように、現在の排出方法についての対応について、行政と住民との部分についての部分を改正する考え方は持っておりませんが、議員御質問にありますように、分別がされていないということにつきましては、今後、所管を通じながら、また、広報、あるいは防災無線等々を通じながら分別収集の啓蒙について、今後、推進を図っていきたいというふうに思うところであります。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、1番清水茂雄君の一般質問を終了いたします。

次に、9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） さきに通告してありました点について、町長及び教育長に見解を求めるものであります。

第1番目には、訪問介護制度の見直しについて質問いたします。

今、国では、介護保険制度を導入5年後の介護制度の見直しを進めております。今、検討されている主な内容というのは、保険料の負担のあり方、施設介護、在宅介護等の利用料や、高齢者が地域で自立して生活送れるような体制づくりを進めるとしてあります。また、同時に、新年度からは一部前倒して

実施するとしています。訪問介護で見れば、現在の認定区分要支援を1から2に区分する、あるいは要介護1を区分するなど、全体的にサービスの向上を図るのだというふうにしています。

その内容を見てみますと、筋力トレーニングや栄養指導など、また、調理や洗濯など自立を目指す内容となっています。今回の改定の背景には、国が言っているのは、現在の家事代行型では高齢者の自立促進を抑制しているから、この制度を抜本的に見直すのだということ指摘しています。しかし、上富良野町の現状を見てわかるように、要支援と要介護1と認定された高齢者の方においては、例えば週1回の通所サービスを受けている高齢者、この高齢者にとっては通所サービスの中で、他のお年寄りとお話するのが楽しみだという状況の中で、ここにおいても引きこもりを防いでいるというのが実態であります。また、同時に、家事手伝いに至っても、高齢者は、ヘルパーさんが来るのを楽しみにしているという現状であります。ですから、きちんと介護を受けている人ほど、状態の悪化というのは軽減されているというのが現状で、現場の多くの方々を聞いても共通の認識となっているのが現状であります。

また、介護予防のあり方については、この制度が発足した当時から既に課題となっており、今、改めて介護予防が取り出されている背景というのを私たちは重視しなければなりません。この背景には、受診抑制を抑え、国の給付を削減するというねらいがあり、そこからはじき飛ばされた方々の対応という点でも多くの課題や問題点を抱えているものと、私は考えております。

以上のことを述べまして、町においては今回の制度の改正に当たって、問題点や課題点をどのように押さえているのか、この点について伺っておきたいと考えております。

次に、施設介護制度の問題について伺います。

今、国・政府においては、この10月から特別養護老人ホーム、療養型施設、老人保健施設、ショートステイ、さらに通所介護などの利用者からも介護保険の1割負担とは別に、住居費や食費代を徴収しようという計画がされております。その背景というのは、在宅と施設利用者との公平性を上げている、つまりギャップがあり負担感が公平でないから、これを導入して公平に保とうということでもあります。これが実施されるということになれば、施設の利用している方、在宅を利用している方にとっては、大幅な値上げとなるということは言うまでもありません。

今回の改正で、例えば国のモデルケースで上げて

いるところを見れば、介護度5の人では、相部屋では、年金266万円を超える人で、5万6,000円が8万7,000円になると指摘され、また年金額80万円から266万円の方では、相部屋で4万円が5万5,000円になると言われています。いずれにしても、入所者の負担感は当然出てくると言わざるを得ません。ですから、制度の改正された場合、上富良野町にも特別養護老人ホームがあり、そこに入所している方が当然おります。その制度の改正によって、入所者の負担額は変更前と変更後ではどのようになるのか、お伺いいたします。

次に、指定管理者制度の問題について伺いいたします。

国は、公の施設を指定管理者制度に移行しようとしています。現在、公の施設の管理規定は、これまでの委託方式から指定管理者制度に平成18年度までに直営にするのか、あるいは指定管理者制度に移行するのか、自治体に求めています。この間、町においてもその策定、今後の計画が進められ、現在、町においては104の施設があり、もう既に部分的な委託管理されている施設もあります。その中には、西保育所のように、もう既に指定管理者制度に移行している施設があり、この選定の過程においては、まさに選定の過程が、非常に不鮮明であったということをお伺いし、この選定に当たって指摘しておきました。

本来、こういう指定管理者制度に移行するに当たっては、その移行段階というのは住民にも、当然、透明性の上でも、きちっと明らかにされなければならない問題もたくさんあるわけですから、当然、住民の生活に深くかかわる施設がたくさんあり、行政の都合でいとも簡単に委託されるのでは道理がありません。

そこでお伺いしたいのは、町は平成18年度までにどのような施設を指定管理者制度に移行しようとしているのか、また、住民とのかかわりで極めて公共性の強い施設については、直営で管理すべきだと考えますが、この点についても明確な答弁を求めています。

次に、農業行政について伺いいたします。

今、農業の担い手というのは非常に高齢化社会、従事者が減少するという状況の中で重要視されております。また、後継者対策に至っては、各自自治体においては、それぞれの特徴を生かしているいろいろな手立てをとって、後継者対策の充実をうたっております。しかし、今回、上富良野町の予算を見ますと、従来の農業後継者対策制度が後退するという状況になっております。町の説明では、担い手対策や、あるいはこの制度の減額分を他の制度に移行したから

十分だという説明であります。しかし、今、どこの自治体でも農業後継者を育成しようということが合い言葉になっているときに、この農業後継者対策制度を減額するということは、当然、納得できるものではありません。

また、農業に従事するお父さん、お母さん、子供さんが従事するということで大変うれしく思い、また、特別の思いでこの農業者を何とか育てたいと思っているのは、当然であります。そういう意味では、特別の意味を持った農業後継者対策事業をなぜ廃止するのか、今こそ継続して、充実してこそ、その真価が問われ、その値があるものと考えます。この点について、町長の見解を求めます。

次に、給食センター問題について伺います。

給食センターが建設されてから25年間経過しています。現場を見ますと、狭く、また調理されている方も狭い状況の中で、また、湿度が高いという状況の中で、本当に厳しい、大変な調理をせざるを得ないという状況になっています。また、保健所においては、湿度が70%を超えると、衛生管理上からも施設が成り立たないということが指摘されており、まさにこの給食センターの施設というのは一層改善し、充実が求められることは言うまでもありません。

また、近年では0・157の発生以来、衛生管理面には特に配慮しなければならぬということが指摘されて、上富良野町における子供の栄養を管理するという点でも、貴重な、大切なセンターとなっていることは言うまでもありません。そういう意味では、ことしから一部修繕も行われますが、今後、施設が既に老朽化するという状況の中で、部分的な修繕も当然行い、延命策を図るということも大切だとは思いますが、同時に、老朽化している施設の今後の改築に向けた計画的な対応ということも必要だと考えます。この点についての今後の対応について、町長の見解を求めます。

次に、西小グラウンド整備について伺います。

西小のグラウンド整備というのは、既にもう多くの関係者からも要望が出されております。この間の質問に対しても、平成17年度から予算の中で対処したいと述べておりました。しかし、今年度の予算の中では、予算化されていないという状況であります。水はけが悪いという状況の中で、子供たちがバケツに水をくんでリレーして、それを排出するという状況であります。

子供たちというのは、その一瞬が環境整備が本当に学校での整備がいかに保ってられるか、これによって環境がよくなり、子供たちの関係もいろいろ

な面で改善されていくという点が当然出てくるわけですから、この西小学校のグラウンド整備をいつなされようとしているのか、この点について町長の見解を求めます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英議員の答弁は、昼食休憩後といたします。

昼食休憩に入ります。

午前11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩に引き続き、一般質問を続行いたします。

9番米沢義英議員の答弁を求めます。

町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の1点目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険制度の見直しに関する2点の御質問であります。今般の介護保険法等の改正につきましては、制度持続の可能性の確保や明るく活力ある超高齢化社会の構築、社会保障の総合化を骨子として、制度全般にわたって見直しが行われようとするものであります。

特に、今回の見直しにおきましては、軽度な認定者の方の自立を促す視点で、予防を重視した内容を取り入れられているのが大きな特徴であります。その内容につきましては、認定区分を現行の6区分から、要支援と要介護1の一部を要支援1、要支援2、要介護1に細分化し、7区分に改めるとともに、要支援1及び2を予防給付の対象とし、要介護1から5までを介護給付の対象として、保険給付の対象が区分される仕組みとなるところでございます。

御質問1点目の訪問介護につきましては、制度見直しの趣旨を踏まえ、要介護1から5までの方は従来どおりの介護サービスを受けられますが、要支援1及び2の軽度な方々については、単に生活機能を低下させるような家事代行型のサービス事業については、制約を受けることとなります。

このことにつきましては、要介護状態の軽減や悪化を防止することを趣旨としており、また、家事代行の訪問介護サービスが全く利用できないということではなく、例外的に必要なに応じて利用することができるものとなっておりますので、この点が制度見直しの要点かと存じますので、この点を踏まえ、適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、2点目の施設介護制度の見直しについての御質問にお答えさせていただきます。

特別養護老人ホームなど、介護保険3施設及び

ショートステイ等にかかわる制度の見直しにつきましては、在宅と施設の利用者負担の公平性、さらには介護保険と年金給付の調整の観点から、住居費と食費について、今年度の10月より保険給付の対象外とし、利用者本人の負担になることで予定されているところでございます。

現在と改正後の入所負担額の比較につきましては、詳細な金額等の内容につきましては、今後、政令や省令等で示されますが、現時点における国の情報によりますと、要介護5のケースで介護保険料階層の比較的所得の多い方においては、第3段階の方でおおむね月額1万5,000円、第4段階以上の方で3万1,000円程度の負担増になる見込みとされておりますが、第1及び第2段階の低所得者の方においては、負担軽減の視点から、現在と同程度の負担額になる見込みであるとの情報を得ているところであります。

次に、3点目の指定管理者制度についての御質問にお答えいたします。

指定管理者制度につきましては、御承知のとおり、地方自治法の改正に基づき、その対応を図ろうとするもので、既に本年度当初より西保育所を指定管理者によって、管理・運営の代行を行っているところであります。御質問の公の施設の管理・運営を民間にゆだねる対象施設につきましては、本年度指定管理者制度導入プランをパブリックコメントを経まして策定したところであります。現在、町が保有しております104の公の施設のうち、管理委託制度による7施設については、制度移行が求められるものであり、当面この7施設について平成18年4月をめどに、指定管理者に移行する考えであります。

その他の施設につきましては、それぞれ施設の特性によって、今後、指定管理者への移行を検討するもの、直接職員を配置するもの、地域の自主的な運営を促進するものなど検討を重ね、民間の力を導入することで、より効率的な行政サービスが展開できるもの、また、地域における雇用の場としても効果を発揮するものなども視野に入れ、検討を進めてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、4点目の農業後継者対策費に関する御質問にお答えいたします。

農業後継者対策については、これまで新学卒者、あるいはUターンして農業につく方々を対象に、就農祝い金として1人当たり10万円を贈り、激励申し上げてきましたが、平成17年度よりこれらの方々に対して、従来の方から、農業経営を実践していただくために、経営管理、営農技術についての研修会、講習会を開催する中で、後継者としてはく

くんでいけるよう激励してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（中川一男君） 次に、教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 5点目の学校給食センターに関しまして、老朽化が進む中、衛生管理面での今後の対応についての御質問にお答えをさせていただきます。

御承知のように、本町の学校給食センターは、昭和55年1月に完成し、同年4月から小中学校に給食を提供し、今日に至っております。建物につきましては築25年を経過し、老朽化が進んでまいりますが、施設を適正に管理する上で、計画的に緊急度の高い部分から改善を図り、平成17年度においては蒸気ボイラーの更新や配管の取りかえなどを、防衛補助事業により実施するよう予算計上しているところであります。

衛生管理面におきましては、毎年、富良野保健所の定期検査を受け、改善指導事項については、その都度改善を図るとともに、調理業務に携わる職員にも衛生管理の指導徹底に努めています。

また、平成15年8月に大量調理施設衛生管理マニュアルの一部改正がなされ、給食施設などにおける食中毒予防対策が強化されており、今年度の富良野保健所の定期検査では、特に改正後の翌年ということで6月と9月の2度、多項目にわたる検査を受け、何点かの指摘を受けております。

この指摘事項につきましては、既に大方の改善を終えてまいりますが、新年度において実施するもののほか、建物の構造を変えることが必要となるような項目もありますので、この点は将来的課題として受けとめているところであります。

今後におきましても現状の施設において、適切な衛生管理の維持に努めるとともに、職員の衛生管理意識の向上を図るよう指導を徹底し、安全で安心できる学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

6点目の西小学校のグラウンド整備についての御質問にお答えいたします。

この西小学校のグラウンド整備につきましては、これまで町議会を初め学校関係者や子ども議会の中で早期実現の要望を受け、役場内部での協議も終え、平成17年度で予算化し、整備するよう計画をしていたところであります。

教育委員会といたしましては、平成17年度の実施に向けて計画を進めてまいりましたが、この事業の実施に向けましては、町の厳しい財政状況から少しでも有利な財源である防衛庁の調整交付金を予定しての実施を考えてまいりましたが、平成17年度におきましては、町全体で調整交付金を財源とする事業が数

多く予定されたことから、やむなく西小学校のグラウンド整備については、平成17年度実施は見送らざるを得ない状況となってしまったところであります。

しかしながら、この事業につきましては、長年の学校関係者、また、子供たちにとっての懸案の事業でありますので、何とか1年でも早く実現するよう鋭意努力してまいりたいと考えております。ただ、町の財政状況は、一段と厳しさを増してきている状況にありますので、教育委員会といたしましても町理事者、財政当局に事業具現化に向けて十分な協議を進めていかなければならないと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 再質問を受けます。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 介護保険の訪問介護制度についてお伺いいたします。

詳細については、細部についてはまだ出てない部分がありますが、しかし、はっきりしていることは家事援助についての制約、いわゆる制限ということは、はっきりしています。国の目標数値としては、40万人を現在の制度から抑制させようということがあります。そのために、従来型の生活援助機能では、当然、そういったことはできないということで、介護予防という形の名目を打った中での施策が出てきたわけでありまして。

しかし、上富良野町の現場の方に聞きましても、専門の方に聞きましても、今の国が言っているような軽度の方が家事援助などを行っていることによって、重度化しているのかということを知った場合、決してそうではないのだと。今、軽度の方ほど介護予防によって、その重度化を抑えることができているのだということでありまして。既に、国のとらえ方と現場のとらえ方というのは、この点でも違うわけでありまして。やはりこういう制度の改正というのは、その中身をより前に前進させるということが基本だということに考えています。

また、要介護1の方においても、やはり一律に家事援助を廃止した場合どうなるのかという問題も当然出てきています。認知症の方もおられ、また、こういう方に筋力トレーニングという形の中で筋力トレーニングを取り入れたとしても、その効果もいかにばかりのものかということが現場の声であります。

国の方では、こういう区分けをしながらということをおっしゃっていますが、区分けをする以前に、現状の制度の中でいかに充実させるかということが大事だということが言われているわけでありまして。そういう意味で、上富良野町の現状においてもこういうことですから、今の国の進めようとしているこの制

度の改正というのは、こういった部分から見てもやはりずれているのではないかとこのように考えているところでありますが、町長はこういう実態を、上富良野町の実態を御存じなのかどうか。この答弁の中には、問題点を今後よく踏まえながら適切に対処したいということだけで、課題と問題点はどこにあるのかという質問に対しては、明確な答弁になっていないわけでありまして。

そういう意味で、町長自身、現場のことを知って、もう一度国に対して現行制度の充実、また、訪問介護制度が導入された時点から自立サービスというのは、自立というのはささやかれていたところがあります。そういう意味では、40万人がこの制度の中から抑制されるのではないかとこの懸念と心配というのが、こういったところに既にあらわれているわけで、町はこういった問題に対してもっと現実を見た制度の改正というのを私は要望、また、要請すべきではないかとこのように考えているところであります。

高齢者に至っても、本当に訪問介護が、家事援助してくれて助かるということで、この部分においても国は家事援助できるようにいろいろ手伝いしながら今度はやるということで、そうなる、時間がかかってしょうがないという問題が出てくるわけですよ。そういう問題もあるわけですから、もっとこの制度の中身を十分考え直すという点でも、行政として実態踏まえた、国に対する、見直しをするのだしたら、実態に即した見直しを今こそ要請すべきだと思いますので、町長はどのようにお考えなのか、この点についてお伺いいたします。

次に、施設入所の問題ですが、答弁の中にもありましたが、おおむね第3段階で月額1万5,000円、第4段階以上では3万1,000円の負担増になるということで、まさにそのとおりなのです。確かに低所得者層においては、一定調整という形の中で、給付調整という形の中で調整されます。それはどういうことかということ、いわゆる手持ちの年金が3万5,000円を下らない範囲で調整して、徴収するのだということになるのですよね。お互いの入居者、あるいは減価償却費も含めて、食費も含めて、実費負担に近づけようということなのです。今までは、余りにも在宅と施設介護の差が大きいというこの調整を図るということなのです。

しかし、認定見ましたら、今度、所得税法が改正されて、いわゆる高齢者に対する控除額も廃止、いわゆる改定されるという形の中で、逆に高齢者の負担がふえて、なおかつ段階的な補正によって、負担がさらにふえるというのが状況なわけですね。そういう

う意味でも、ここでは、約3,000億円の入所者の負担という形で国は見ているそうです。とりもなおさず、負担を押しつけて公平負担というのですから、おかしい話です。上富良野町の多くの方は、非課税世帯が多いという話であります。実態として課税されている方においてもそう年金が多いとか、家庭の所得が多いとかという状況ではありません。それぞれぎりぎりの生活の中で生活しているというのが実態で、ここへもってきて1万5,000円、3万円の負担ということになれば、その分家計にもしわ寄せが来ること明らかであります。また、同時に、配偶者特別控除の見直し等や老齢年金控除の見直し等がありますから、逆に所得がふえてしまって、さらにこれも数値よりは恐らくまだ負担率で言えば、ふえるのだらうというふうに考えています。そういう意味で、実態に見合ったいわゆるホテルコストという形の中で、実費負担というのは余にもひどい話ではないかというのが私の認識であります。

そういう意味では、もっと現状を見た中で、もう10月から始まるとしておりますが、最後の最後まで現行の制度の中での負担のあり方を見直すのも必要だし、今回、このようにはね上がる負担では当然所得のある人、ない人の差が歴然と開いて、だんだんだんだん制度の改悪がされて、入所したくてもできないという状況も生まれかねないというのが実態ではないかと。そういう意味では、今回の施設介護に当たっても負担のあり方という点では、本当に入所者や家族負担というのが重く負担という形で、重税感という形で残ります。これをもっと、この点についても行政として、現状を踏まえた中での対応を国においても迫るべきだというふうに考えていますので、この点について町長の見解をお伺いいたします。

次に、指定管理者制度については、既に部分的に移行している部分もあります。私がお聞きしたいのは、保育所についても部分的にも移行しているのがあります。今後、老人ホームやあるいは水道、保育所、体育館、給食センター、病院、こういった関係の施設についても町の方では、答弁の中でも今後柔軟な対応するということであって、これを指定管理者に移行するということなのでしょう、恐らく、形になっておりますが、こういった部分については直営という形で行政がきちっと守らなければ、やはり住民のサービスの低下、いわゆる市場主義になって、利用料や負担感の増大というのが一層強まる懸念が私はあるというふうに考えているわけです。そういう意味で、こういった部分については今後とも直営でやられるのかどうか、もう一度、明確な

答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

次に、農業の問題で、後継者制度の問題でありますが、確かにいろいろな技術習得という点では、従来もこういった部分での研修はやられてきました。こういった研修については、別に私は否定するものではありません。しかし、今回、新規就農、学校卒業されて就農された方に対する激励の意味もあってやってきたわけでありまして、とにかく行政改革という形で、数字合わせという形の中で削られた部分もあるのかもしれませんが、私はもっと充実させてこの内容を発展させるということが今必要ではないかというふうに考えています。

後継者持っておられる方の話聞いたら、やはり就農したとしても幾ばくのお金を出したくても、給料という形で出したくてもなかなかそこまでは手は回らないという話も聞かれますし、土地を求めるといってはいないという話も聞かれますし、機械を求めるといってはいないという話も聞かれますが、リースという形の中で負担軽減する制度もありますが、いかにしても、やはりこういう制度を残してほしいというところが共通な願いです。

そういう意味では、今まで実態に即した内容の制度であったのかどうかというところの検証が全くされてないのだらうというふうに思うわけです。やはり実態に即した制度にすれば、何もこういった部分で予算を削らなくても、もっと充実していかねばならないという考えが出てくるのだらうというふうに思うわけです。そういう意味では、こういった部分の後継者制度がせっかくあるわけで、やはりなぜ、もう一度、わかりませんが、切るのか、内容を充実させてよりよい後継者対策という形での制度の充実というのが今必要だというふうに思いますので、この点についてももう一度見解を求めておきたいというふうに考えております。

給食センターの問題でありますが、将来的な課題という形で今後の建物の構造上、検討する必要があるということでもありますから、いつごろをめぐりに改善・改築という形の構想が教育長の中であるのか、この点伺っておきたいというふうに思います。

現場を見ましたら、ネズミよけ対策として非常に涙ぐましい努力もされています。台についてもみずからそれをつくって調理したものを置く、安全上からも努力されています。湿度が70%超えると、腐るだとか、カビだとかいろいろな発生上の問題がありますから、それ以下に抑えるというような施設でなければならぬのですが、もう20数年もたっておりますので、この点の空調という点では一定の改善部分もありますが、まだまだ十分な対策という点ではとられていないのが実態です。

夏になれば本当に暑い中で調理されている方、汗を流しながら一生懸命働いているというのが実態でありますから、やはりこの食材においては衛生管理がきちりできて、これからますます給食センターの役割というのは重要です。こういったことも含めれば、いつごろに建物の改築という計画があるのか、部分的な延命の措置もとるということは必要だと思えます、今の財政事情ですから。それと同時に、一方でそういう計画をきちり持つということも必要だと思えますので、この点明確な答弁を求めます。

次に、西小グラウンドの問題については、いつごろこの対処されるのか、その年度はいつなのかということをお聞きしておきたいと思えます。

議長（中川一男君） 町長、再答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、介護保険制度におきます1点目の訪問介護の件でありますけれども、このことにつきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、国の方の今回の見直しの中で、自立支援をより徹底する観点から制度の見直しを図って、要支援者に対する予防給付体制を整備したということですが、このことにつきましては、家事支援等々において全くしないということではなくて、言うならば要支援者の方ができる作業までヘルパーの方々が全部してしまうと。例えば洗濯物をおろしたり、洗濯物をたたんだりする手の操作だとかそういうようなことぐらいは要支援者が、本人ができる作業も全部ヘルパーができてしまっていて、要支援者は何もせんでよくなる。そのことによって体が余計動かさないために、高度な要介護の段階に入っていくということでもありますので、そういった本人のできる仕事については本人にしてもらうと。本人のできないものの家事手伝いだとかそういうようなものは対応するというので、従前とその点は変わりがないということでもありますので、私としては、今、国が施策として改正をしておりますこの制度というのは、現場におけるホームヘルパー並びにケアマネージャーが十分にそういった認識をしながら対処していくということを実施することによって、より改正の効果があらわれるものというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

私はそう思っていると。問題点としては、従前の何でもかんでもみんなしてやるということではなくて、本人ができるものは本人にしてもらいながら、体を動かさせるということが大切だということを考えておりますので、大きな問題点として考えてはいいないということ御理解いただきたい。

次に、施設入所者の食費・住居費等々の負担であります。私といたしましては、国の制度の中で今回10月から見直されるこの制度につきましては、ある面において、当然にそういった食事というのは、どこにいても食事はするわけありますから、必要なわけありますから、その食事等々につきましては、自己負担というのは応分の負担とするのは、ある面では理解をしなければならないと。それをしないことよって、介護保険制度の中で食事をすべて負担するということは、当然にして施設入所者における介護保険費用がかかるわけありますから、そのかかる費用はだれが負担するかということ、介護保険料の値上げをしていかなければならないということでもありますので、そういう全体的な値上げをしていくということよりも、当然にして自宅にいても食事はとると、入所しても食事はとると、そのための応分の食事代を自己負担するということについては、私としてはある面では介護保険料の高騰を抑止するためにも必要であるというふうな考えておるということで、理解をいただきたいと思えます。

次に、指定管理者制度の件であります。さきにお答えさせていただきましたように、現在、委託をしている7施設につきましては、18年3月末までには何とか指定管理者制度の対応の中で推進をしていくように取り進めていきたいと。その他の件につきましても、基本的に私の考え方といたしましては、民間の力を導入することによって、より効率的な行政サービスが展開できるような施設について、また、小さな行政組織をつくと、そして経費の削減を図るという意味からしても可能な限り、指定管理者制度の利用を促進していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

次に、農業後継者対策でありますけれども、このことにつきましては、さきにもお答えさせていただきましたように、第4次農業振興計画の中におきましては、農業就農者、新規就農者、Uターン就農者に対しましてお祝いとして一時金をお支払いするというような計画を立てて、推進させて今日までまいりました。

御存じのとおり、第5次農業振興計画を立案して、現在、第5次農業振興計画が進められているところでありますが、その中で大きな課題としてとらえている担い手対策につきましては、従前のように一時的に10万円のお金、あるいは幾らのお金にする一時的なものを支給するのではなくて、後継者が居つめるような農業経営基盤の確立を図っていくと、経営の安定化の促進を図っていくと、そういう

ような事業の推進を図っていくということを図ることによって、新規就農者の就農、定着がスムーズに図られていくような農業施策の展開をしていきたいわというようなことで、そういう観点から自然に条件を有利に活用し、奨励作物を中心とした農業の定着をさせるような農業施策の展開を図りつつ、次世代を担う後継者の意欲的な農業の担い手確保を図っていくと、農業経営基盤の確立を図っていくことに重点を置いた第5次農業振興計画に基づいて対処させていただいているということで、御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 次に、教育長、再答弁。

教育長（中澤良隆君） 米沢議員の給食センターの御質問にお答えをさせていただきます。

御承知のように、第4次総合計画、これは20年度までであります。この総合計画の中に給食センターの改築・改善等についての計画は、今の建物を現状維持で直していくというような計画はございますが、新築するというような考え方は、この計画内ではございません。

そのようなことから、次の総合計画のできるだけ早い時点で、当然、現在で25年を経過しておりますし、また、先ほどから御指摘いただいておりますように、空調が十分でないとか、また、機能的にも不十分な面もございますので、そのようなことから、教育委員会といたしましては、次期総合計画のできるだけ早い時点で計画が位置づけられるよう努力してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、西小学校のグラウンドの関係であります。この問題につきましては、議会での答弁のやりとり、また、子ども議会での約束等もいろいろございます。そういうような意味から、教育委員会では、1年でも早く、できれば18年度には何とか実現をするよう努力したいというふうに考えておりますが、1回目の答弁でもお話しさせていただきましたが、町の財政状況等も非常に厳しくなっているというふうなことでありますので、当然、そちらとの調整や何かもしなければならぬというふうに考えているところであります。

議長（中川一男君） 再々。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 町長は、家事援助という形で、従来もそういう形でやられてきた部分というのはあるわけです。今、国は取ってつけたようにそれを持ち出しているところに、今回の問題点がある。要支援、介護1あたりについては、そんなに頻繁に家事援助利用しているという方もそう多くはありません。週1回であったり、多くても2回ぐらいだっ

たりだとかという形で、特に自立促進という形で家事をしてもらおう人、あるいは洗濯してもらおうという点では、それなりに自分なりにやっている部分というのも従来どおりあるわけです。

そういうことを考えたときに、町長が言うようなこと、あるいは国が言うような視点というのは、全く現状から離れているというふうに私は考えているところであります。月、あるいは週1回の訪問というのは、本当に心待ちにしていまして、お互い話に花が咲いて会話が弾むという形になっておりますので、そういった部分での制度という点でも、今回の制度の見直しというのは、問題点が多いのではないかとこのように考えているところです。当然、負担という点でだれが負担するのかという点であります。従来、国の負担率をもっと引き上げるという点で、こういう点での要請を行政がしなければなりません。この点、改善しなければなりません。

また、今回の制度の改正で、訪問介護に当たる部分の報酬も引き下げられるという動きが出てきておりますから、その分多く利用している福祉協議会においても経営が大変になるということは、明らかになってくるわけです。この支援と要介護1の占める割合という点でも、5割以上利用している方の層という点でも、そういう対象者が全体の5割から6割占めるということが上富良野でも言われているわけです。そういう意味では、本当にもっと内容の充実と報酬の改定、こういったものを実態に即した中で進めなければなりませんし、こういった部分の問題点があるわけですから、もう一度この点について、ただ国に従順だけではなくて、それは認めるべきときは認めて、いいものはいいということは必要だと思いますが、一方で、悪いものは改善すべきものとして指摘するという、そういったところが今の制度の中では必要ではないかなというふうに思っておりますので、この点、もう一度町長の見解を求めておきたいというふうに考えています。

次に、指定管理者の問題では、最終的にはすべての施設を指定管理者に移行しようということであり、そういう話だと思います。

先ほども言いましたが、病院、老人ホーム、また水道や保育所、給食センター、こういったところについては再三再四伺いたいと思いますが、直営で管理されるのかどうなのか、もう一度確認しておきたいというふうに思います。

非常にこういった部分の管理というのは、いわゆる競争原理という形の中でコストという形の中では、当然それだけで問題を解決するということができない分野でありますから、行政がやってこそ、その内容の充実を図れますし、仮にそれはできないと

すれば、勉強不足だということです。なぜ民間でできて公ができないのか、公でできてなぜ民間でできないのかという、両方が対立し合えるという状況ですから、この点を十分考えて、もう一度こういった部分については、行政として見るべき必要があると思いますので、この点についてお伺いいたします。

あと、後継者問題については、従来の制度ではむだだったとは言いませんが、なじまない制度であったということなのだろうと思いますが、僕はなじむような制度にもっとすべきだったのではないかと考えているところです。農業機械取得にしてもお金がかかります。そういった部分についても、やはりこういった制度を活用して、より一層充実させるという方法もあります。担い手という制度がありますが、担い手という点では、従来の制度を踏襲しただけなのですよ。

私が言いたいのは、なぜ特色ある農業づくりをやれないのかということ、もっと後継者に対してできないのかということです。担い手対策という点では、従来の制度を生かすという点では、何ら創意も工夫もない制度なのですよ、これは。せっかくこういういい制度があるのだから、それをなぜ充実させないのかということが、農業に対する創意と工夫の自発性や本当に欠ける上富良野町の農業政策の部分ではないかなというふうに思いますので、この点をきっちり存続させるということをもう一度私求めたいと思いますので、なぜ存続できないのか、この点についてもう一度答弁求めます。

西小グラウンドについては、来年もできるかどうかかわからないということですから、来年必ずやってほしいと。予算がないということではありますが、いろいろな予算見直ししてほしいです、今、今回の予算の中でも。美晴台のところの予算がついていますし、それがなかったらそれをやめるというところまで踏み込んで、予算の配分をこちらにシフトさせるということも改善させなければ、子供たちの大切な部分の予算がどんどん後にされてしまうというのでは困るわけですから、そういった見直しも含めて、来年度必ず実現させるということを教育長どのようにお考えなのか、この点、答弁願いたいと思います。

議長（中川一男君） 町長、再々答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、家事援助の関係でありますけれども、過般も担当職員に現状報告をさせて、今の改正介護保険制度との比較等々の報告を受けて調整させていただきましたが、我が町におきましては、家事援助につきましても議員がおっしゃるように、ヘルパーの

方々がそういったことを十分に認識しながら、支援者の本人の行動のできるものについては、極力その方に手伝ってもらおうというようなことで、我が町の対応は円滑に進んでいるというふうに聞いております。

ただ、国で言っているのはそういうのではなくて、何でもかんでも今まではしてやっていたと、本人ができるものまでしてやっていたというところを、今度はそうなくていいような制度に今改めるのだと。うちの町のようなヘルパーの方々のように対応してくればいいのですが、そうでない、決まった枠の中でこれだけのものをして、これだけ料金をもらうよというような形のものが進まれていくと、それが介護保険料の高騰につながっていくと。また、本人の行動を抑止していくことにつながっていく、そういうことを是正しようというのが今の国の見直しであるということでもありますので、私はこのことについては今後、ケアマネジャー並びにホームヘルパーが十分に認識しながら運用することによって、大きな課題として残るものではないと、我が町にはないというふうに認識しております。

それから、入所者の食費等々の自己負担の件でありますけれども、これらにつきましては、基本的に先ほどお答えさせていただきましたように、応分の御負担をいただくことによって、介護保険料の高騰につながらないということが必要であるというふうに思いますし、いろいろな問題点につきましては、これは議員も御承知のとおり、今回の介護保険制度の見直しに当たりましては、私どもの組織であります全国町村会、全道町村会、上川管内町村会、私ども町村会として是正する部分について、是正対応につきましては国に要望運動を展開し、今現在、対応されております国の一般財源化の中で市町村が負担を強化されるようなことのないように、要望展開をいたしておりますことを御理解いただきたいと思います。

次に、指定管理者の件でありますけれども、指定管理者の104項目の中に、給食センターは含まれていないということで、公の施設でないということでひとつ御理解いただきたいと思います。他の施設につきましては、私といたしましては民ができるものは民にということで、民間に委託していくと、指定管理者制度の適用をしていくということが大切であるというふうに思っております。

行政ができないから民間に渡すということではなくて、行政がやることによってコスト高になる、あるいは民間がやることによってより民間活力が導入され、そしてなかおつ行政がやるのとサービスの低

下につながらないで、地域の活性化につながっていくというような状況があるということに期待をしているのであって、決して議員おっしゃるように、行政ができないから民間にやらすということではないということで、ひとつ御理解いただきたい。行政がやることによってコスト高になる部分を対象にしたいということで、民間活力のお力をかりて運営していただきたいということであるということ御理解いただきたい。

それから、農業後継者の祝い金の問題であります。私といたしましては、議員の考え方と違って、いつも就農祝賀のときに、激励会のときに10万円ずつお祝い金をやると。今、10万円お渡しして背広1着買えるのかな、どうなのかということをお考えますと、その一時金の祝い金がたとえ20万円になっても30万円になったとしても、それよりも、就農者がこれなら農業に就農してもいいわと言えるような経営基盤の確立を図っていくと。そういうことを進めていこうということできり出したのが、第5次農業振興計画の中でそういう位置づけをされて、そういう体制整備を進めて農業振興計画に基づいた農業の振興施策を進めているということでありますので、私といたしましては、一時金の5万円や10万円のお金と言うと失礼ではありますけれども、一時金を「就農してくれたね、おめでとう」とお渡しするよりも私は効果的であると。

しかし、これが今まではむだだったということではなくて、第4次農業振興計画の中では、そういうお祝いをしてみんなで祝ってあげましょうやと、就農してくれた人を祝ってあげましょうやという気持ちの中で祝い金制度が発生していたと。ただ、お祝いということに過ぎなかったということで、ひとつ御理解をいただきたいと思えます。

議長（中川一男君） 次に、教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 西小グラウンドの関係であります。私といたしましては、今までの経過からいたしましてもまた西小学校の事業につきましては、大変重要なことというふうにとらえております。

この場で必ず実現させるというようなことで、私の口からはちょっと約束はできないのでありますけれども、教育委員会といたしましては、具現化に向けて本当に熱意を持って最大の努力をしていきたいというふうを考えておりますので、御理解賜りたいと思えます。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、9番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 報告申し上げます。

3月11日は、本定例会の4日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時51分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年3月10日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 梨 澤 節 三

署名議員 小 野 忠

平成17年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成17年3月11日（金曜日）

議事日程（第4号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第22号 上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第23号 上富良野町ラベンダーハイツ施設整備基金条例
- 第 5 議案第24号 上富良野町子どもセンター条例
- 第 6 議案第27号 上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第28号 上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例を廃止する条例
- 第 8 議案第29号 上富良野町遠距離通学児童生徒の通学費援助交付条例を廃止する条例
- 第 9 平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の訂正について

出席議員（17名）

2番	徳島稔君	3番	岩崎治男君
4番	梨澤節三君	5番	小野忠君
6番	米谷一君	7番	岩田浩志君
8番	吉武敏彦君	9番	米沢義英君
10番	仲島康行君	11番	中村有秀君
12番	金子益三君	13番	村上和子君
14番	長谷川徳行君	15番	向山富夫君
16番	渡部洋己君	17番	西村昭教君
18番	中川一男君		

遅参議員（1名）

8番 吉武敏彦君

欠席議員（1名）

1番 清水茂雄君

早退議員（1名）

15番 向山富夫君

一時退席議員（1名）

4番 梨澤節三君

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	尾岸孝雄君	助役	植田耕一君
収入役	樋口康信君	教育長	中澤良隆君
代表監査委員	高口勤君	農業委員会会長	小松博君
教育委員会委員長	久保儀之君	総務課長	越智章夫君
企画財政課長	田浦孝道君	行政改革推進事務局長	米田末範君
産業振興課長	小澤誠一君	税務課長	高木香代子君
農業委員会事務局長	佐藤憲治君	町民生活課長	尾崎茂雄君
保健福祉課長	田中博君	教育振興課長	岡崎光良君
建設水道課長	早川俊博君	町立病院事務長	垣脇和幸君
ラベンダーハイツ所長			

議会事務局出席職員

局長	北川雅一君	次長	中田繁利君
主査	大谷隆樹君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 16名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 昨日に引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、16名であります。

これより、平成17年第1回上富良野町議会定例会、4日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、さきに御案内の日割り表のとおりでございます。

以上でございます。

議長(中川一男君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、

6番 米 谷 一 君

7番 岩 田 浩 志 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(中川一男君) 日程第2 昨日に引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、16番渡部洋己君。

16番(渡部洋己君) おはようございます。

以前に通達してあります2項目、農業問題、また観光問題、2点について御質問をいたしたいと思えます。

まず初めに、農業問題の一つ目として中山間地等直接支払制度の導入はということで、これは以前にも私質問させていただきましたけれども、制度の延長があったときには、この中山間地等直接支払制度の導入ということをご希望したいということで、質問させていただきました。

農水省は、さらに17年から21年までの5年間の延長を決定したところであります。以前にも詳し

く説明いたしましたけれども、上川管内では対応されていないのが我が町を含め4市町村であることから、ぜひ導入を考えていただきたいということで、質問させていただきたいと思えます。

二つ目に、町の農業振興対策ということで、非常に目まぐるしく変わる世界の農業情勢、それに向けた国内対策で、国内の農業政策も非常に短い間隔で変わってきているところでございます。我が町においても、第5次の上富良野町農業振興計画ということで、昨年16年から平成20年度を目標に策定していますが、5年間といえばちょっと今の農業情勢から踏まえて、少し長いような気がするのではないかとということで、質問させていただきます。

3点目に、認定農業者と後継者対策ということで、21世紀の貿易ルールの構築に向け、世界の国々が共通のルールを決めるWTO、また特定の国、地域で行う自由貿易協定FTAの交渉が進むにつれて、我が国の農業は不安に立たされておるわけでございます。今後においても関税の引き下げが懸念されるところでありまして、それに向けて国は国内農業の農政改革を図り、所得補償、直接支払いに転換しつつあるところでございます。それで、平成19年度より試験的に導入されるとありますが、直接支払所得補償ですか、いずれにしても、認定農業者、これが条件であることから、今後の我が町の対策としてお聞きしたい。また、非常に厳しく先の見えない現在の農業情勢の中で、今、若い経営者が自分の子供たちに農業を継がせるべきかどうか、非常に悩んでいるところであります。

そんな中で我が町の農地を守るためにも、後継者に対して魅力ある後継者対策をぜひ考えていただきたいというふうに思っております。

続きまして、観光対策ということで、道内の観光地で富良野圏域はトップクラスということで、夏のラベンダーシーズンには非常に多くの観光客が入り込んできております。我が町の日の出公園は以前から町民にとっては非常に楽しみ場として親しまれておりますが、町外の観光客、特にルートに乗った観光バスなどは非常に国道から入り込んでいるということで、敬遠されがちであります。

現在、西側の国道バイパス沿いに公園化の構想がありますが、将来は道の駅の誘致をいたして、地産地消を考慮した物産館等を含めた観光地にはどうかなど。

また、昨年土の館が北海道遺産に認定されたこともあり、観光客が多くなることも予想されることから、あそこの道に歩道の設置を要請してはどうかということで、御質問いたしたいと思えます。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） ただいま、16番渡部議員の1点目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の中山間地等直接支払制度についてお答えさせていただきます。

中山間地等直接支払制度につきましては、平成12年度から平成16年度までの5カ年間と、次期対策として平成17年度から平成21年度までの5カ年間が予定されているところであります。

この制度は、農業生産の維持を通じて、耕作放棄地の発生を防止することや、農業の多面的機能を確保する観点から、平地地域との生産条件の格差を直接農業者に支払うものであります。この制度の基本であります水田においては、傾斜地100分の1から20分の1、畑においては8度から15度までが対象で、本町の対象面積に当てはめると、約370ヘクタールとなります。このことをもとに種々検討を重ねてまいりましたが、本町の耕地面積5,857ヘクタール、平成11年2月の基本調査の面積でありますけれども、これに対しまして、制度の対象となる面積が6%程度と極めて少なく、さらに傾斜地等を測定する費用も多額にかかるということから、投資効果の面を考慮すると、農業者間の平等性が保たれないとの判断にも立ちまして、制度の導入を断念した経緯にあります。

私といたしましては、この制度に代わり得る政策として、多くの農業者が将来にわたって安定的な農業基盤が確立されるよう、土地改良事業の推進に意を注いでまいったところでございます。

私は、農業の転換期において、農業施策も含め目まぐるしく変化してきておりますので、よく見きわめ判断するとともに、これら農業振興施策として導入可能なものについては、積極的に取り進める考えでありますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2番目の農業振興対策について、農業振興計画の計画期間が長過ぎるのではというような御質問であります。御案内のとおり、第5次上富良野町農業振興計画においては、3点の基本施策と11の具体項目を掲げ推進する計画をいたしておるところであります。

今日、社会情勢、農業情勢は目まぐるしく変化する中において、農業分野の各施策制度も少なからず変化を生じてはきておりますが、計画の柱となる3点の重点基本施策については、計画期間の長短により施策の推進に大きく影響を受けることはないものと考えておりますし、計画はあくまで将来的動向を予測し、政策の推進目標を定めるものでありまして、農業振興における期間としては、これまでの経験からしても5年が適当な期間と考えておるところであります。当然に大きな変化がある場合は、計画

を見直していく柔軟な対応が必要であると考えております。

次に、3点目の認定農業者と後継者対策について、お答えさせていただきますが、御質問のように、国における農業情勢は、WTO農業交渉や加速するFTA交渉など、世界の貿易ルールの確定に向けた交渉が行われ、これまでの護送船団的な政策から農業の競争力を強化する施策に展開しようとしておるところであります。

その中で、農産物価格などの変動によって生ずる収入、所得の変動を緩和する施策として、品目横断的 direct 支払制度を平成19年度より導入しようとしておるところであります。

今後においても、国は農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が認める認定農業者に集中的に、重点的に施策を展開しようとしておりますので、これらの動向を見きわめ、1人でも多くの農業者が認定申請ができるようにPRに努めてまいりたいと考えております。

先行き不透明な農業行政の中で、農業経営をどのように継承させていくことがよいのか、私自身も非常に悩むところでありますが、親としてでき得る限りの姿勢を示すことがよい結果を生むことにつながるものと考えます。行政として、そのための支援をでき得る限り行うよう考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の観光対策についての御質問にお答えさせていただきます。

富良野地域の観光入り込み客数は総じて低下傾向にあります。道内観光の人気スポットであることに変わりがないところであります。当町としても、観光客の誘致活動や関連施設のあり方について、絶えず検証する必要があると思っております。

さて、国道バイパス沿いの公園化の問題については、さきの執行方針でも述べましたように、光町3丁目にある現国有バイパス駐車帯に併設して、国が簡易駐車場を設置する計画であることから、当町としても隣接地において、地の利を生かした公園整備を行うものであります。

御承知のようにこの場所は、夏場を中心に相当な数の通行者がおりますので、休憩を兼ねて簡易駐車場を利用される方々に対し、観光情報や地場産品のPRをしたり、またこの場所にできる展望デッキから、町並みや十勝岳連峰などをゆっくりとした気分で眺められる環境にありますことから、周辺の景観にマッチした内容の整備を行おうとしておるところでございます。

御質問の将来道の駅を誘致し、物産館等を含めた観光地としてはとのことであります。道の駅に関

しましては、昨年9月議会においても他の議員にお答えさせていただきましたように、経営的に採算の取れる施設運営などを考えると、民間の参画なくして取り組めない課題であると思っております。

また、道の駅は道路利用者の利便性を向上させるとの大きな目的があり、そのことを果たすための施設設置基準として、駐車場やトイレ、道路情報提供施設等が通年で24時間の利用ができるものでなければならないこととされていることや、既に国道237号線の上富良野区間では、深山峠を中心に民間会社が目覚ましい展開がなされている実態を考えると、物産館等を設置するなど、大規模な観光拠点とすることについては慎重な対応が必要であると考えております。

また、同地区周辺には、昨年北海道遺産として認定を受けた土の博物館・土の館が位置しており、その入館者の年齢階層も幅広く、今後さらに利用者の増加が予想されますので、実態を十分に押さえた上で、引き続き北海道に対し歩道の設置要望等を行ってまいりたいと考えております。

議長（中川一男君） 再質問。

16番渡部洋己君。

16番（渡部洋己君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、中山間地の問題でございますが、対象面積が370ヘクタールということですが、これは実際その数字なのかはちょっと疑問なのですが、東中地区だけでもかなりあるように思うわけでございますが、この制度は国が初めて取り入れた直接支払制度ということで、我々も大いに期待しておったのですが、面積がそういうことで少ないということで、残念であります。

ただ、我々心配するのは、そういった条件不利地域、将来耕作放棄といいますが、おのおの経営規模が大きくなってくると、どうしても条件の悪いところは敬遠されると、そんなことで、将来そういったことが心配されるので、ぜひそこら辺の対策といいますが、耕作放棄のできないような対策を考えていただきたいのと、こういうふうに思っております。

続いて、振興対策ということで、確かに町の農業振興ということでは、非常に十分と思うのですが、ただ、4年、5年目になるとだんだんかけ離れていくというか、そんなことが懸念されるところであります。また、今の自由貿易だとかWTO、そういったことを踏まえた国内対策ということでは余り触れていないというふうに感じるので、また、我が町も農業振興審議会というのがありますので、そこら辺で農業者の意見も十分取り入れたことでやっていただきたいというふうに思っております。

でございます。

続きまして、認定農業者。前回も同僚議員が質問されておりましてけれども、現在230名ぐらいですか、大体我が町の農業者の半分ぐらいですね。今後の農業政策ということではWTOの国際規定上、安定した政策を目指して我が国は構造改革ということで、それを獲得しているところでございまして、担い手を重視した政策ということで、それには必ず認定農業者が義務づけられているというふうな。

今後においても高齢者だとか、規定にはまらないというか、そういったことで認定農業者になれない農業者に対しての対策、また、集落営農という形もありますので、そこら辺の対策をどう考えているのか聞きたいなというふうに思います。

続いて、後継者対策については、先日同僚議員が十分話してくれたので、そこら辺で改めてする必要はないかなと思っております。

次に、観光対策でございますけれども、町民の中には今回の開発局と同時に公園というか進めていっても、なぜ今の時期に公園という話があるのですよね。そういったことで、将来のことを踏まえてこのことを考えていかなければならないのかなというふうに思っております。

そこで、先ほど質問いたしました道の駅ということなのですが、現在道内では83カ所の道の駅があるのですよね。それで、一番多いのは275号線であって、これは12号線と並行して走っている路線なのですが、ここは6カ所の道の駅がある。また、5カ所ずつあるのが2路線あって、237号線、この国道については旭川と占冠の2カ所があるということでございます。

昨年、札幌近郊の長沼町のあそこの道の駅に寄りましてけれども、非常に地産地消を生かした直売所といいますが、それが非常にあそこは交通量も多いということで、札幌近郊ということで非常に人が多いので、そういったことで野菜なんか非常に売れておるといようなこと。また、雨竜町だったと思えますけれども、あそこの道の駅に寄ったときには、中に農産物の加工場があるのですよね。そういったことで、お互いに地産地消ということで、農業と抱き合わせて進められているというか、そんなことで、うちの町もそういった観光と農業といった、うちも地産地消ということで随分話があるので、そういったことを踏まえて町民にアピールすると理解してもらえるのかなというふうに思っております。そこら辺を聞きたいなというふうに思っています。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の再質問に

お答えさせていただきます。

まず、中山間地等の直接支払制度の問題でありま
すけれども、これ平成12年に制定された当時、町
といたしましてもいろいろな機関、あるいは農家の
皆さん方等々の意見を聞きながら、町の施策の中
でどう対処するかということで取り進めた経緯がござ
いますが、その中で、先ほどお答えさせていただきました
ように、これを対応するのに巨額の財政投資
をした調査が必要であると、航空写真等々の調査が
必要であると。それと対象面積が非常に少ないと。

東中地区につきましても、想定した面積が非常
に少ないということと、それともう一つは、川を挟ん
だり、道路を挟んだり、あるいは農地のあぜを挟ん
だりして、隣の農地までは対象になるけれども隣の
農地が対象にならないと。わずかの差で対象になら
ないという面積が出てくると。そういう場所が出て
くると。そうすると、私の耕作地と隣の耕作地とど
う違うのと。それは極端に言えば変わりはない。そ
うのような隣接地における不公平さというような
ものも十分調査させていただきながら、最終的には
総体面積の問題、かかる投資の問題等々から、この
ことについては我が町にとっては決して農業振興の
中で大きなプラスにはならないというようなことか
ら、全面的な対応するためには、先ほどお答えさせ
ていただきましたそういった限られた面積でなくて、
全体的な面積の中での耕地整理等々に対する行政
支援をしていくということに方向を進めさせてい
ただいたということで、御理解を賜りたいと思いま
す。

次の、農業振興計画でありますけれども、御指摘
のように目まぐるしく変わってくる現在の農業情勢
の中で、5年間というものの中身につきましては、
それぞれに大きく変化するものについては、即、行
政に似合った変化に即して見直しを図られなければ
ならない部分も出てくるであろうというふうに思
いますが、今、掲げております大きな柱であります基
本的な事項につきましては、単年度で成果はなかな
かあらわれない。ある程度の年度経過をしなければ
成果をあらわせられないというような部分が多いと
いうようなことから、こういう形で通常の従前のよ
うな5カ年計画で推進を図っているところでありま
すが、その推進内容につきまして、もう少しみずか
らの農業者の意見を十分酌み取った農業振興計画の
作成を進めてほしいという御意見につきましては、
ごもっともでございますので、今までの中におきま
しても、JAさん、あるいはそれぞれの農業者の意
見を聞いた中で策定をしているところでありますけ
れども、より一層農業者個々の御意見が反映される
振興計画作成ということに努めてまいりたいという

ふうに思います。

次に、認定農業者につきましては、今、議員から
も御質問ありましたように、私としては、全く農業
経営戸数からすると認定者戸数は全く少ないと。常
に私は担当の方にも、また、農業委員会の会長さ
ん、農業委員会の皆さん方にもお願いしているところ
でありますけれども、認定者をもっともっとふや
してほしいと。現在農業戸数の半分足らずというよ
うな状況でありますので、これからの国の施策にお
きましては、この農業認定が受けられてない方に対
する施策の展開は、まず今後生じてこない。担い手
確保される中におきます認定農業者が中心になる
ということを前提とした中で、町としては、この認定
農業者の認定者をふやしていくということに今後も
意を注いでまいりたいと。そして、そのことにより
ます担い手確保の基盤が整備されていくように推進
をしていきたいというふうに思っております。

それから、最後の国道バイパス島津駐車帯の拡幅
事業でありますけれども、この事業につきましては、
議員の御質問にございますように、道の駅等々の
大きな事業展開をということでありますが、これ
につきましては、そういった大きな展開がちょっと
難しいということでございますが、ただ、今、開発
建設部の道路管理者の方に、国道管理者の方にお願
いしていることは、トイレを拡幅していただいて、
その中に道の道路情報等々の、あるいは観光情報
等々の提示ができる施設をつくってほしいというこ
とで、要望をいたしておるところでありますし、ま
た加えて、さきにもお答えさせていただきましたよ
うに、町の地域の観光、地域の物産案内等々につ
きましては、町が開発を進めようとしております駐
車場の隣接地にそういった対応の施設をつくって、今
後の推進を図っていきたいというふうに思っており
ます。

従前、町の玄関というのは、JRの駅が町の玄関
として栄えてきておるし、また、現状におきま
しても、町の玄関は駅であるということでありま
すけれども、今、車社会を迎えた現在、JRの駅が
町の玄関と進めるとともに、車社会における車の
町の玄関の中への導入の玄関を、あの今国が整備
をしていただける駐車場拡幅のあの地域、留辺
薬上富良野線、整備されておりますあの道路が
一つの車社会におけます町の玄関口として、町
への誘導、十勝岳、あるいは日の出公園等々の
誘導の起点となるような、そういうような施設
に整備をしていきたいというふうに思っており
ます。

道道留辺薬線につきましては、御案内のとおり
すばらしい整備をしていただいておりますので、
これから開発が進めていただく予定になっており
ますこ

の島津駐車帯の拡幅事業について、町もそれなりの資本投資をしながら、ひとつそういった観点の中でこの見晴台として市街地を眺め、十勝岳連峰を眺めるよき景観の場として、我が町が策定いたしました景観条例に沿った、行政が公共事業として進める場所としてふさわしい見晴台を造成していきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 再々、ございますか。

16番渡部洋己議員。

16番（渡部洋己君） ちょっと1点だけ再々質問させていただきます。

観光の面の道の駅の件なのですけれども、今、駐車場、開発が駐車公園といいますが、あれをつくろうとしている中で、うちの町としてあそこへさらに道の駅という要望はできないのか、そこら辺だけちょっと。先ほども話したのですけれども、さっき6カ所あると言ったのですが、あと5カ所の中で、229号線というのは江差から小樽までの日本海側ですね、ここは決してそんなにそんなに交通量の多いところとは思わないのですよね。それと、もう1カ所の路線は稚内から網走までの、これはオホーツク海側ですね。これも5カ所。あるいは紋別にはもう一つあって、6カ所固まっているような状態で、そんな中で、今、開発に対してそういった先の先までは要望はできないのか、そこら辺だけちょっと聞きたいのです。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 16番渡部議員の再々質問にお答えさせていただきます。

道の駅の要望につきましては、あの地域を道の駅にということについては、なかなか難しい面があるのかなど。先ほどお答えさせていただきましたように、民間の方々がそれにどう参画していただけるか。その参画する民間の方々が、手を挙げる方々をどう確保するかということをもとにして、開発の方にもお願いしなければならないというふうに思っておりますが、ただ、現時点で、今、道の駅の設置を一生懸命になっておりますのが、深山峠地区で今一生懸命道の駅をつくるのに努力いたしております、あの地域の方々が。そういう中であって、行政がここに深山峠地区と競争してということにはなりませんので、深山峠地区の皆さん方からも行政もバックアップして、支援してくれやというような協力支援も受けております。実際のところから、そういう観点からしても、今あの地点を道の駅として造成していくということには面積的にも、また、場所の、先ほど申し上げました景観条例に沿った、これから策定する基本計画にも沿った見晴台の造成とい

う視点場づくりということから考えると、いささか道の駅という大々的な建物を建設するということには、なかなか難しいのではないかなというふうに認識いたしているということで、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、16番渡部洋己君の一般質問を終了いたします。

次に、11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 私は、さきに通告をいたしました3項目、13点について一般質問をいたしたいと思います。

まず、1項目め、空き教員住宅の町営住宅的な転用により、財源確保と町営住宅入居希望待機者の対策に。

上富良野町立小中学校の教職員97名に対し、教員住宅は73戸が普通財産としてあります。現在、教員住宅の入居状況は教職員が51戸、その他5戸の合計56戸で、その入居率は76.7%であります。空き教員住宅は17戸、23.3%で、そのうち旭町教員住宅は38戸のうち11戸が空いており、江幌2戸、東中4戸、本年度解体の2戸を含めてとなっております。空き教員住宅の要因は、町外からの通勤者37名、町内の自宅、借家等からの通勤者9名になっております。

毎年4月の定期人事異動で教員住宅への入居率は若干変わりますが、この空き教員住宅の状態は今後も続くと思われまます。町営住宅入居希望者は、平成15年6月の申込者を含めまして、現在50数名の町民の皆さん方が待機をしております。

町行財政改革実施計画の健全な財政基盤の確立として、行政資産の適正な運用を図るとの方針から、自主財源を少しでも確保することと、町営住宅入居希望者の対策をあわせて、町有財産の有効活用を図るために、空き教員住宅10戸前後を教員住宅目的を変更し、整備費を最小限にして町営住宅的に転用し、活用を図るべきと考えるが、町長の決断のある所信をお伺いしたいと思います。

次に、2項目め、町営住宅家賃滞納と少額訴訟についていたします。

町営住宅の平成16年9月30日現在の管理戸数は9団地430戸であるが、入居者のさまざまな事情によって住宅使用料の未納額が年度ごとに増加の一途で、平成12年10月末での未納額339万3,010円が、平成16年10月末では584万4,880円となり、対比で72%増の状況にあります。

町は行財政改革の対策として、平成13年度に新規施策として、町営住宅家賃滞納者少額訴訟費用として、簡易裁判所に対する即決和解の申し立てをす

る経費を32万円計上、以後平成14年度30万円、平成15年度30万円、平成16年度30万円と予算措置をしている。しかし、新規施策とした平成13年度から平成15年度の3年間は、予算は執行されず不用額となって決算報告をされている。町営住宅家賃滞納の収納対策の強化と少額訴訟について、下記についてお伺いしますので、その実態と対策を明確にさせていただきたいと思います。

まず1点目、現在の管理戸数と入居世帯数及び17年2月末滞納額について。

2点目、入居世帯者の連帯保証人数。

3点目、連帯保証人との面談は行っているのか、行っているとすれば、その回数。

4点目、連帯保証人への催告の有無。あるとすれば、その件数と金額及びその収納状況。

5点目、家賃滞納について、滞納年数、滞納額、滞納入居世帯数を3カ月から1年、以後1年ごとにその実数を。

6点目、少額訴訟を予算計上しながら、13年度から15年度の未実施の理由を明らかにしていただきたい。

7点目、平成16年度の少額訴訟の実施状況は。

8点目、年々ふえている町営住宅家賃滞納に対する収納対策を具体的に。

次に、3項目め、富良野協会病院の移転改築にかかわる基本構想確認書についてお尋ねをいたしたいと思います。

懸案であった富良野協会病院の移転改築に伴う諸問題が、富良野地区広域市町村圏振興協議会会長高田忠尚、富良野市長高田忠尚、富良野市医師会会長高橋尚志、社会福祉法人北海道社会事業協合理事長塚田守雄の4者による確認調印が平成17年2月17日に行われました。

その内容について、平成17年2月24日開催の議員協議会において町長より報告され、また、報道機関の内容とともに確認したい事項についてお伺いをいたします。

1点目、基本構想の決定者に、富良野市長、富良野市医師会長、社会事業協合理事長の3者に加え、5市町村でつくる富良野地区広域市町村圏振興協議会会長（高田市長）を入れることにしたと報道され、確認書調印もそのとおりになっている。地域センター病院としての位置づけと基本構想の確認書の内容からすると、富良野市を除く圏域4町村の意見反映の場を強くするために、4町村からの代表者を基本構想の決定者に入れるべきが妥当と考えるが、町長の所信をお伺いします。

2点目、富良野協会病院の移転改築総工費59億円を見込まれ、本年秋に着工し、2007年開業を

予定している。圏域5市町村は沿線の医療機関から患者を受け入れる開放型病床新設に3億円、高度医療機器導入に5億円、合計8億円を上限に支援すると新聞報道されているが、確認を求めます。

3点目、5市町村での支援8億円のうち、自治体医療機関を持たない富良野市が8割の6億4,000万円を拠出し、残る2割の約1億6,000万円は過去3年間の富良野協会病院を利用した患者数を基準に富良野市を含めた5市町村で比例配分する。これにより、富良野市が7億5,000万円（93%）、4市町村が約5,000万円の負担をすることし、上富良野町の負担は2,068万8,000円と町長から報告を受けたが、5市町村別の負担額を明らかに。また、財政が厳しく、赤字が続く町立病院を抱える上富良野町の支援負担額について、町長の所見をお伺いいたします。

4点目、基本構想の確認事項の中で、6番目の沿線自治体医療機関への地域医療支援の推進について、7番目の医療ニーズに沿った病院運営の改革・推進について等は、いずれも努めるとの表現になっているが、確認書調印直前の2月13日開催の市町村首長会議でこの事項についての協議内容を伺いたい。

5点目、基本構想についての確認事項の9番目地域センター病院運営委員会の設置、10番目の共同利用施設運営委員会の設置については、協議、検討することになっているが、この両委員会に4町村関係者が入るのか伺いたい。

以上でございます。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の1点目の空き教職員住宅の御質問にお答えさせていただきます。

さきの村上和子議員の御質問にお答えしたとおりであります。町有財産の適切な管理運営の観点から、所管いたします総務文教常任委員会においても御意見をいただきながら、最善の方向を見出していきたいと考えております。

次に、2点目の町営住宅家賃滞納と少額訴訟の御質問については、1番目から8番目までの各項目につきましては、所管課長から答弁させます。

次に、3点目の御質問にお答えいたしますが、この件に関しては、さきの議員協議会、また、本定例会初日の行政報告でも述べたところでございますので、簡潔に申し上げてまいりたいと思います。

まず、1点目の確認書の調印に関して、富良野市を除く4町村の代表を入れるべきではなかったかとの御質問であります。最も重要なのは、4町村を含む決定者がそれぞれ対等な立場で基本構想の各事

項の確認ができていくということだと思っております。

したがって、決定者の取り扱いについて、沿線の5市町村長が一堂に会し、互いの立場を相互に理解し合うとともに、責任と義務を自覚したもとの、富良野地区広域市町村圏振興協議会を決定者に加えたことであり、妥当であると考えております。

2番目の財政支援に関しましては、議員の御質問にあるように、総額を8億円を限度に支援する内容に相違ございません。

次に、3点目の5市町村別の負担額についてですが、当町は行政報告で述べたとおり、2,068万8,000円です。富良野市は8割分の6億4,000万円に1億691万2,000円を加えた7億4,691万2,000円で、中富良野町は1,737万6,000円、南富良野町は1,065万6,000円、占冠村は436万8,000円となります。

また、当町の負担に対する考えはどの御質問ですが、さきの議員協議会などでも述べたように、協会病院と町立病院との間での病病連携を通じて支援や、当町の救急業務に関する支援、乳児、妊婦などの検診業務に対する支援を受けている実態にあり、このことにより町民の健康や安心を保つことに寄与しております。

また、簡単に別な方法に代替することのできないことなどを考え合わせると、厳しい財政状況ではありますが、やむを得ないものと考え、決断をいたしました次第であります。

次に、4番目の医師派遣等に関する2月13日の協議会の内容をお伺いしたいとのことですが、医師派遣などの問題については、以前から話し合いの中で十分な医師の確保ができない現時点では、難しい旨説明を受けておりますことから、当日は特別な協議はありませんでした。

次に、5番目の運営委員会に4町村が入ることの質問ですが、この運営委員会組織は、確認書に記載のとおり、組織として果たす役割がありますので、沿線の5市町村長が参画メンバーに入ることを確認いたしておるところであります。

以上です。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 11番中村議員の町営住宅家賃滞納の収納対策の強化と少額訴訟につきましての御質問にお答えさせていただきます。

1番目の現在の管理戸数と入居世帯数及び平成17年2月末までの滞納額につきましては、2月末現在の管理戸数が430戸、入居世帯数が396戸。また、2月末の滞納額が540万2,980円と

なっております。

2番目の入居世帯者の連帯保証人数であります。現在の入居世帯は396世帯で、連帯保証人が576人となっております。

なお、平成17年12月までは連帯保証人が2名で、平成18年1月の公営住宅法改正により1名となっております。

3番目の連帯保証人との面談は行っているのか、また、その回数についてであります。本年度につきましては、1名の保証人と2回の面談を行っております。

4番目の連帯保証人への催告並びに件数、金額についてであります。連帯保証人への催告通知は行っておりません。

5番目の家賃滞納年数、滞納額、滞納入居世帯数の3カ月から1年ごとの数であります。平成17年2月28日現在の家賃滞納状況につきましては、3カ月から1年の世帯数は3件、14万2,000円、2年間の滞納者は5件、60万5,300円、3年間の滞納者は3件、41万9,300円、4年間の滞納者は3件、50万5,800円、5年間の滞納者は4件、120万1,600円、6年間の滞納者は1件、32万6,100円、7年間の滞納者は4件、102万8,880円、8年間の滞納者は1件、28万6,300円、9年間の滞納者は1件、88万7,700円となっております。

6番目の少額訴訟費用を13年度から15年度まで予算計上しながら、未実施の理由であります。このことにつきましては、その都度滞納者との面談で支払いの約束を履行し、誠意が示されたため、訴訟等に至らず、決算で未執行となったものであります。

7番目の平成16年度の少額訴訟の実施状況についての御質問ですが、現在1件の滞納者に対し、公営住宅明け渡し等訴訟事務の準備のため、2月23日に弁護士に相談している状況であります。

8番目の年々ふえてきている町営住宅家賃滞納に対するの収納対策であります。滞納者への督促を根気よく行い、支払い計画、支払い期限を書面で提出させるなど、なお支払いが滞っている場合には、連帯保証人へも面談し、催告通知などを行い、滞納額の解消に努めてまいりたいと考えております。

また、特に、悪質と判断される滞納者には、明け渡し等訴訟事務を継続して行い、訴訟も視野に入れ慎重に取り組んでいきたいと考えていますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再質問ございますか。

11番中村有秀君。

11番(中村有秀君) まず、1項目めの空き教員住宅の関係でございます。

昨日の同僚議員の質問と重複しないような形で再質問を行いたいと思います。

まず一つは、教員住宅の管理規則第2条入居者の資格というところがあります。この中で、第2条に入居者の資格は本町の学校に勤務する教職員とすると。それで、ただし町長が特に必要と認めた場合は、この限りでないというくだりであります。恐らくその関係で、その他の5戸といううちの2戸は、教職員に準じていいのかなという気がしますけれども、あとの3戸のこのただし書きでの教育長の特認による入居件数は、恐らく実数は3戸、その他外国の関係、それから派遣の種々の関係がお二人だろうと思いますけれども、過去の入居件数、言うなれば教育長の特認事項による入居件数があると思います。その数字を明らかにしていただきたいと思います。

それから2点目は、この教育長の特認の場合の教員住宅入居申込書はどのような形になってるかということで、特に公営住宅の場合、退居するのいつまでということでは明らかになってはいるのですが、現実の問題として、教員住宅の入居申込書の中身はそういうものがないので、どういう形でされているかということで、その中で当然貸し付けする期間、それから貸付料は規則第5条の別表の定め料金をしているのかというようなこと。それから、もう1点は、退居の条件をどういう形にされているのかということ。特に今、清富に3戸入っております。ですから、1号のところは昭和48年につくられて、月額5,760円、それから2号は昭和35年につくられて、月額が3,150円、それから4号は昭和54年につくられて、1万3,100円ということになっておりますけれども、その利用料金はどうなっているかということ、貸付料ですね。

それから次に、平成17年度の予算で106万1,000円ということで、東中の教員住宅17号、18号が解体予定ということになっております。しかし、この建設年度は昭和52年でございます。ですから、それより年度が古いのはまだ25戸あるんですね。そんな関係で、私はこの空き教員住宅17戸あるうちの10戸前後、最小限の修繕整備で町営住宅的な形で転用はできないかということです。

その内容的には先ほど申し上げた行政資産の適正運用、それから健全な財政基盤の確立、自主財源の確保、それから町営住宅入居希望者59世帯が現在待っています。その方の対策。それから酪農ヘル

パーということで、1戸か2戸をできればあればいいというような関係が一つあります。それから、離農地の新規就農者、この方が離農されても住宅がそのまま置いておくということになると、新規就農者が非常に住宅確保に苦労されているということなので、それらの関係。それから、東中、清富地区では利用の実態があるので、これらについてはどう考えるか。

それから、3番目は、町長は昨日の答弁で、住宅対策の基本的な考え方として、民間住宅を積極的に活用云々ということが答弁されました。現実の問題として、公営住宅に入りたいという人は、言うなれば民間住宅は家賃が高い、それからもう一つは所得が少ない、それから住居手当等のない人たちがどちらかという町営住宅入居を希望している実態でございます。そういう関係で、町長の言う民間住宅を積極的にというような基本的な考え方について、お尋ねを申し上げたいと思います。

それから次に、第2項目めです。

1点目の問題で、平成16年10月末の滞納額が584万4,880円で、年度末には私は600万円になるのではないかというような危惧をいたしましたけれども、現在540万円台に減少しているということで、収納努力がうかがえるということで、この関係については評価をいたしたいと思います。

それから、2点目の入居世帯の連帯保証人の関係でございます。

町営住宅の管理条例第11条に住宅入居の手続きで、連帯保証人の関係についてお伺いをいたします。

まず1点目は、第11条3項に、町長は特別事情のある場合はということで、入居請書に保証人の連署を必要としないということのくだりであります。これは恐らく災害だとか何かの事情がということと理解をしますけれども、この連署を必要としない件数があれば教えていただきたいと思います。

それから2点目は、連帯保証人576人ということで、平成11年12月と平成12年1月以降で変わってくるということで、今報告を受けましたけれども、法改正前の連帯保証人は何人、それから法改正後の連帯保証人は何人ということで、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、3点目は、連帯保証人576人は、条例、施行規則に沿って現行になっているかどうかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

というのは、入居決定者と同程度の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署を請書等に提出をするということになっておりますので、その点どうかということ。

それから次に、町営住宅管理施行規則第5条の入居の手続の中で、入居請書、私は町営住宅に入居するに当たり、町営住宅管理条例その他の法令を遵守し、私の責により上富良野町に損害が生じたときは連帯保証人と連帯して、賠償の責を講じますとあります。したがって、連帯保証人の責任の範囲の中にこの家賃滞納も当然含まれていると私は理解しておりますので、その点を確認したいと存じます。

それからもう1点、町営住宅入居請書の連帯保証人についての明文化です。

中富良野と美瑛町の条例を見ました。そうすると、中富良野の場合は、1番目の連帯保証人には収入が同等というようなことと、徴税のないということがありますけれども、その次に、連帯保証人には所得証明、納税証明書を提出してください。それから3番目に、連帯保証人は実印を使用し、印鑑証明を添付してくださいとなっております。それから、美瑛町も連帯保証人は給与証明及び印鑑証明書を提出してください。

このことは、連帯保証人が勝手に活用されているのではないかという心配がある、もしくは連帯保証人に、言うならば家賃滞納、その他があった場合の請求をできる根拠をここで美瑛も中富良野もはっきりさせているのです。うちの場合はないのですよ。当然印鑑証明だとかそういうものも何も書いておりませんので、その点で非常に疑問に思いまして、こんなことで今後少額訴訟だとか、それからもしくは明け渡し請求する場合でも、当然滞納額が残った場合、そのあれはどう責任がとれるのかということに危惧するものですから、その点を今中富良野はどうなっているか、美瑛町はどうなっているかということで調べたものを、今申し上げましたので、これらについての見解を求めたいと思います。

それから次に、連帯保証人の面談の関係です。

滞納家賃の収納に連帯保証人の面談はもう不可欠なのです。1名の保証人に2回の面談を行ったということでございます。私はこれだけ滞納があるのに、この連帯保証人に対しての面談、もしくは催告、こういうことに連帯保証人の認識がもう担当者の中に全然ないのではないかという気がいたします。その点でどうなのかということでお尋ねします。

それから次に、連帯保証人の面談未実施の理由です。これは後ほどまた出てきますけれども、理由。それからもう一つは、今回面談した保証人の家賃滞納年数はどの分類に入っているかということで、お尋ねしたいと思います。

それから3点目は、今後連帯保証人への面談の取り組みについてどうしていくのかということで、お

伺いたいと思います。

それから次に、連帯保証人の催告の有無です。

先ほど申し上げた連帯保証人の認識欠如が大きな問題で、何回かの面談等によって採決を進めなければならないというのが一般的に進めることになるかと思います。その前段での面談すら1回、2回では、当然催告までは進められる実態であろうかと思います。

今後面談と連動してそれらの催告も進むべきと考えるが、その方針についてお伺いをいたしたいと思います。

それから次に、家賃滞納額の実態の関係です。

確かに3カ月から1年では3世帯ですけれども、ひどいのは9年間で1世帯で88万7,700円という金額。トータルにすると25世帯、540万2,980円という実態がわかりました。

私は、滞納者は当然当月分の家賃と、滞納額の分納をされていると思いますが、それらの関係についてどうしているかということで、お尋ねをいたしたいと思います。

それから次に、少額訴訟の関係の6番目の関係です。

予算を計上しながら13年から15年まで未実施の理由ということで、今、課長の方からお話がありましたけれども、まず、1点は少額訴訟というものはどういう内容、手続をされているか、一応課長の認識をお伺いしたいと思います。

それから2点目は、町営住宅家賃滞納の少額訴訟の予算計上、13年度32万円以下、30万、30万円と来ています。これの少額訴訟予算計上の算出根拠ですね、これを明らかにしていただきたいと思います。というのは、当然、何件あるその中の悪質なものということであろうかと思っております。

それと、3点目は、未実施の理由で、その都度滞納者との面談で支払いの約束を履行し、誠意が示されたとの答弁がありました。現実に平成12年度末の滞納額が339万3,010円です。それが本年2月末の滞納額は540万2,980円ということで、200万9,970円、63%の増なのです。これで誠意が示されたということで、しなかった理由、全く僕は詭弁だと思うのです。なぜこういう形になるのかという点も理解ができませんので、その点も明らかにしていただきたいと思います。

それから、16年度の少額訴訟の実施状況ということで1件、公営住宅明け渡し等の訴訟事務の準備のためということでございます。それで、この明け渡し訴訟準備ということ、1件の滞納者はどの分類の人かということでお尋ねをいたしたいと思います。

す。

それから、この関係で、明け渡し訴訟事務を遵守しなければならないということですが、私は前段に連帯保証人の責任を明確にしなければならない。そのために明け渡して滞納家賃がそのままというケースは当然考えられるわけですから、そうするとこの前段のことをきちっとしないで、明け渡しだけということには相ならないと思うのです。ただ、滞納額を納めていくということになると、ある面で少額訴訟で裁判所の中ではっきりしてやるべきだと思うのです。

それで、当然前段の連帯保証人の面談、催告、それから少額訴訟での支払いの関係、そういうものとあわせて明け渡し請求ということが連動していかなければならないのではないかと思います。

それから次に、8番目の年々ふえている家賃滞納に対するの収納対策でございます。

根気よくやっていく、支払い計画、支払い期限を書面で提出させる、このことは皆さん方今までやっているのです。やっているのだけれども、現実に年々年々ふえているわけですから、それであればどうするかという別なアクションが起きてこなければならないのではないかという気がいたします。そういうことで、明け渡し等の訴訟事務を継続して行い、訴訟も視野に入れて慎重に取り組むと、答弁はございましたけれども、現実に年々増加している。そのための対策ということで、まず、一つは、町税等の滞納処理対策のプロジェクトの体制です。

以前行ったこれについては年3回、計画的に滞納世帯を訪問し、徴収並びに納付督促を行うと。これは町営住宅ばかりでなくて、そのほかの全部の関係を九つの班に編制してということでございます。それらの機能が十分果たされているかどうかということです。

それからもう1点は、平成16年4月から組織機構改革をされましたけれども、その組織改革に対する町職員の皆さん方の意見等の一覧というのが出ております。私それを見ましたら、注目すべき意見ということで、税や使用料の徴収業務、これを統合一元化が検討すべきでないかという項目が一つあります。

それからもう一つは、厳しい財政状況、職員数の減少の中であって、公共サービスを原点から見直し、業務の廃止、縮小、統合、民間委託など、しがらみにとらわれることなく大胆な改革が必要だと。これに対応した組織機構の構築を図る必要があると。ですから、私はこういう職員からそういう意欲を持ってやるということであれば、何とかそういうことで徴収業務の一元化ということができないかどう

か。

それから、もう一つは、これ道南の方でありましたのですけれども、町税等の滞納案件を引き受ける機構を、これを富良野広域圏で検討してはどうか。言うなれば、こういう機構をつくって、その中の悪質な長期なものをそこにゆだねるというような方法を、何とか富良野広域圏で考えていただきたいということで、その道南の方ではやはり顔見知りの者が行けば、もうやっぱり事情を聞かれればあれだということで、町民を苦しめるということではなくて、やはり払うものは払ってもらわなければならないという形で、やっぱり受益者負担で税金をちゃんと納めている人、納めない人、公営住宅をちゃんと納めている人、納めてない人、そんなことには公平、公正の面から言えばぜひ是正をしなければならないという関係がありますので、この点もひとつ検討課題として考えていただきたいと思います。

次に、3項目めの富良野協会病院の移転改築にかかわる問題でございます。

一応町長の答弁は基本的には理解ができます。一つは、第1点目の基本構想の決定者の関係です。

富良野地区広域市町村の振興協議会会長の富良野市長が入ったということですが、ただ、いろいろ富良野の状況を山部の厚生医院の問題等も含めると、どっちかという沿線4町村でなくて富良野市中心のスタンスになるおそれもあるのです。そんな関係で、やはり私は4町村の代表として、どなたかということは人口からいえば尾岸町長になるかと思っておりますけれども、ぜひ入っていただいて、その意見を反映させていただきたいということですが、ただいま町長の答弁では振興圏の協議会で十分やって、その意見反映ができるということでございますので、そうすると、町村圏の振興協議会で語られた意見等は十分意見統一をする、それがどう反映されているかということで、やはり検証を強めていただきたいというのが要望でございます。

それからもう1点は、地域センター病院整備検討委員会というのがあります。これは検討委員11名いらっしゃいます。それからオブザーバーは3名いらっしゃいます。それから事務局ということで5名、これが全部富良野市の皆さん方でございます。

そんな関係で、やはり整備検討委員会の委員、それからオブザーバー、事務局員もこの4町村から1人ぐらいずつ入ってもいいのではないかと考えてみます。そういうことで、その点をお伺いをいたしたいと思います。

それから、移転改築工事59億円を見込まれた関係で、8億円を出すという根拠になったということで、一つは、開放型病床20床、この新設に3億

円、それから、高度医療機器導入に5億円、合計8億円を圏域5市町村で分担ということでは理解ができますけれども、例えば将来、今出した、例えば高度医療機器5億円、これが今後更新だとか新規に新しいものを入れたいということになると、そういう名目で入れたのであれば、そのことを入れる段階でまた財政負担が出てくるのかどうかという心配があるのです。当然町長の言う、いろいろ二つの委員会の中でまた出てくると思いますが、やはり我々上富良野町立病院を抱えているから、なおその点を心配をしています。

それから2点目は、確認書の中で明示されている脳神経外科の開設を将来的に図るということになっています。

この脳神経外科の関係は去年の段階でいろいろ論議をされて、西病院もあるからやる、やめる、やるというような繰り返しがあったのは事実でございます。したがって、一応確認書の中で明示されているので、そういった場合に脳神経外科が上富良野町立にはない、やっぱり利用するということになると、そういう財政支援が出てくるのではないかと心配があります。そんな関係で、市町村圏の振興協議会の中で、その点の論議がされたかどうかということで、お伺いをいたしたいと思います。

それから次に、負担額の関係です。

本年2月の段階では総工費59億円と。そのうちの2割ということで11億8,000万円ということが最初私の頭の中で数字は出てたのです。しかし、5市町村の財政支援がそのことで特に尾岸町長が利用人口の関係等も入れて非常に、私は1億円以上の財政支援かと思って心配していたのですが、町長のリードで大きく縮減されたということで、町長の労を多としたいと思います。

それで、現実にはちょっと私調べてみましたら、富良野が市立病院を持ってない関係で、地域センター病院に市の助成金、資金等の援助を平成6年から平成16年、11年間で2億9,514万円なのです。これはもう富良野市の総合保健センターからいただいた資料でございます。それから、上富良野はそれではこの11年間、幾ら町から3条、4条の関係で出しているかというのを調べましたら、26億6,338万円でございます。そうすると、富良野の7億4,000万円というのはうちが出している3年分ぐらいにしかならないのですね、現実の問題。

ですから、私はもう富良野がまだまだ負担をしなければならぬということを言いたかったのですが、当初11億8,000万円が8億円になって、そしてまたその部分で下がったということでご

ざいますので、今後、私先ほど申し上げた脳神経外科の問題だとか、それから新しく高度医療機器の関係だとかということになると、やっぱり上富良野もそうですし、中富良野も財政規模としますと大体規模に応じた財政負担を強いられているのですね。

そんな関係で、今後地域センター病院に対する財政支援の内容を異にして出てくるのが予想されますので、その際のどう対処するかという見解をお伺いしたいと思います。

それから、あともう1点、4番目の医療ニーズの関係等も含めて、努めるという表現があります。

それで、平成17年2月3日の道新に植田助役のコメントが載っております。植田助役は、自治体医療機関への医師派遣が基本構想では努めるとなっている点に不満を漏らす。努めるでは担保にならず実施時期も不明確、根底が確約されないと財政支援には応じられないという厳しい姿勢を出してたということで、ある新聞で。この関係等を含めてこの医師派遣の問題、非常に難しい問題はあるのは承知しております。ですけれども、内々でどのような動きがあったのかということも含めて、お尋ねを申し上げたいと思います。

それから、5番目のこの病院運営委員会の設置、それから共同利用施設運営委員会の設置については、5市町村が参画メンバーに入っているということで、確認をしたということで理解をいたしたいと思います。

以上でございます。

議長（中川一男君） 今、再質問の中で質問の趣旨が変わってきているところもでございます。例えば、教育長の認定したというか認めた入居者と、これの方はどちらかといいますと質問の趣旨からかんがみ、通告外に当たるのではないかなと思いますので、それから、町税プロジェクトの面がございました。町税ということになりますと、またこの入居者の問題と徴税の問題、別の問題でございますので、その点、今意見調整しまして、ですが、この2点については通告外と認めますので、よろしく願います。

それで、20分間、暫時休憩をいたします。

事務局長（北川雅一君） 再開時間を10時45分といたします。

午前10時21分 休憩

午前10時45分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩に引き続き、一般行政についての質問を続行いたします。

11番中村有秀君の質問に対し、町長、答弁お願

いたします。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、教員住宅の件でありますけれども、このことにつきましては、町といたしましては、さきの村上和子議員のときにお答えさせていただきましたように、コスト等々の対応を図りながら、また、所管であります総務常任委員会の皆さん方の御意見等々もいただきながら調査をさせていただいて、その対処を進めていきたいというふうに思っております。

なおまた、公営住宅の待機者対策等々の御意見もございましたが、今現在、公営住宅がなければ住まわれないということだけでなく、住居は持っておられる方々が大半であるということで、報告を聞いているところであります。さきの村上議員にもお答えさせていただきましたように、町はこれから公営住宅につきまして、建設増をする考え方はございません。現状の戸数を維持していこうというふうに思っておりますが、御案内のとおり国の財政事情から、公営住宅の改築等々についても適用な助成策等々が、だんだんだんだん厳しくなってきたということをかんがみますと、公営住宅の改築等々も計画どおり進めるのには非常に厳しい状況にあるということから、民間の方々の対応でひとつ民間活力を大いに対応していくように、今後考えていきたいというふうに思っております。

それから、2点目の公営住宅の家賃の滞納問題であります。議員御心配のとおり、私自身もこの滞納につきましては懸念をいたしているところでありますが、現在、町は特に現年度分の回収に意を注ぎながら、少しでも滞納額を過年度に送らせないというようなことで、現年度回収に努力をいたしております。それとともに、過年度滞納についての回収も取り進めているところでありますけれども、どうしてもこういう経済情勢の中で現年度分を納めていただくと、過年度分まで手が届かないというような状況で、過年度分の収納率が伸びてこないというのが現状でございますが、議員御指摘にございましたように、この滞納対策につきましては、議員が御心配のとおり私自身も案じている、懸念しているところでございまして、御提言ありましたような条例の整備改定等々も含めながら、また、当然にして保証人という制度をとっているわけにありますから、その保証人の対応等々も含めつつ、最悪の場合においては少額訴訟の対応を進めながら、滞納回収に全力を尽くしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3点目の地域センター病院、協会病院の件でありますけれども、このことにつきましては、議員御心

配いただいております確認書に、富良野地区広域市町村圏振興協議会会長としての富良野市長による捺印で、4町村長の捺印がなかったということに対する懸念を感じられるというお話であります。このことにつきましては、私もこの協議会の委員会で十分意見を交換させていただきました。5市町村長が連署して押捺すべきかというような話をしたところでありますが、この圏域の協議会におきましてはその都度議事録も作成しておりますし、そういうようなことから圏域の会長という職で十分であるということで、会長職として確認書に押捺するということで、委員会として方向を定めさせていただいたと。

しかし、会長職についての富良野市長でありますけれども、この圏域のすべてのことについては会長で一任、すべて自由になることではなくて、各5首長が平等、対等の立場で意見を交換しながら物事を決定していくという組織でありますから、会長の意のままになるということには全くならないと。市長がそれぞれの意思を統一して対処しているということで、この件につきましては会長職でお話したことに懸念を私自身は持っておりません。

次に、脳外科等々今後の対応だとか、あるいは現在8億円の対応の中で高度医療機器等の部分に圏域が協賛すると、支援するということについて、今後これらの補充、あるいは更新に当たって、再び支援することがないのかと、今後の負担が生じないのかという懸念であります。このことについては全くございません。現在、地域センター病院を建設すると、新設するということに対する圏域の支援でありまして、協会病院の経営に対する支援ではないということでもありますので、これからそういう状況にはないということで、ひとつ私どもは押さえておりますので、そういう認識にあるということで御理解を賜りたいというふうに思うところであります。

それからもう1点、負担額の2,068万8,000円の我が町の負担の部分でありますけれども、議員のお話にありましたように、当初の状況からすると、我が町の負担は1億円以上の負担をしなければならぬ状況に当然にしてあったということですが、御案内のとおり、富良野圏域の中で上富良野町だけが今回の富良野協会病院の建築に当たり、建築資金に対して支援でき得ないということで、はっきりと明言いたしていたと。

その一つには、議員の御質問にありますように、富良野市におかれては自治体病院を持たないで、協会病院、西病院等々の民間病院によって地域住民の健康管理をしていただいていると。我が町におきましては、町立病院という自治体病院をもって、年間

2億五、六千万円の財政投資をしながら、赤字経営で苦しみながら自治体病院で町民の健康維持管理を進めているという現状の中で、他のところの支援には手が届かないということを基本姿勢として、委員会の中で広域圏の協議会の中で意見を申し述べておりました。

最終的には、私自身が予想をしておいた以上に富良野市の負担が大きくなる、富良野市が93.36%、総体的には8億円の総額の93.36%を負担していただくようになったと。本来であれば8億円の8割を負担すると、残りの2割、1億6,000万円を4市町村が出す。そうなりますと、町の規模からいって1億6,000万円を4町村が持つとすることになれば、当然にして上富良野は半分近くの負担をしなければならない立場にあるというようなことも認識をしながら、基本的に対応していたわけですが、富良野市が応分の負担をするということで、こういう結果に相なったということで御理解をいただきたいと。その負担につきましても、我が町の町民が富良野協会病院にお世話になっている3カ年間の実数の率で負担をさせていただいたということで、御理解をいただきたいと思います。

それから、最後に、4番目の医師の派遣問題等々に関してであります。基本的にこのことにつきましては、13日に最終締結を結んだ1日には、この話が出なかったわけですが、その以前に2月7日に富良野協会病院院長と富良野市長が上富良野町においでいただきまして、いろいろと細部にわたって、先ほど議員からお話のありました助役の報道等々の関連につきましても協議をさせていただきました。その中で、医師の派遣について、もう少し明確な文書にしると。それができないのであれば、上富良野町と協会病院とで覚書を交換しようという提言をいたしました。現状の協会病院の医師の確保が不足していると。この協会病院としての医師の確保を充実しない限り、支援のところまで手は届かないと。そのためには新しい病院を建設して、これから研修医指定病院に発展することによって医師の確保が十分に対応でき得る時点になれば、医師の派遣等々の支援も協力はでき得るというお話等々を細部協議をさせていただき、先ほど冒頭、あるいは行政報告でも申し上げましたように、これからのセンター病院として、地域センター病院としての上富良野町立病院に対する支援に大いに期待をしながら、現状お世話になっている部分としての、私は2,068万8,000円の支援をするという考え方であるということで、御理解をいただきたいと思います。

他の部分につきましては、私どもとしてお答えできない答弁漏れもあろうかと思いますが、それに

ついては議員からの通告外の部分も含まれているということで、御理解を賜りたいものだなということと、町営住宅の滞納の問題について、重ねて担当課長の方から御答弁をさせていただきます。

議長（中川一男君） 建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 中村議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

御質問の2点目のところの連帯保証人の法改正前、後と、いないものの人数でございますけれども、以前につきましては482人、それから改正後につきましては94人、それからいないものが39戸ございます。

それから、連帯保証人の責任のところでございますけれども、これにつきましては、上富良野町につきましては入居者と同等以上の収入のある者ということでの申請を受けまして、許可をしているところでございます。

3点目の未実施の理由でございますけれども、これにつきましては、分納等の支払いの約束をしているために、保証人までの面談に至っていないと、そういうことでございまして、今後の取り組みにつきましては、こういうことから履行されない場合につきましては、保証人の面談を行っていきたく、そのように考えております。

4点目の連帯保証人への催告の有無等でございますけれども、これにつきましては先ほど、あるとすればその件数と金額及びのところではありますが、これで行っていない理由といたしましては、先ほど申し上げました、分納と支払い期日が約束されておりまして、数年、数カ月後には完済の見込みがある場合ということで、行っておりません。その都度ふえるようなことのないように、早期完済するよう指導を行っているところでございます。

5点目のところの分納についてどうなっているかということでございますけれども、これにつきましては、分割納入している者は何名いるかのところでは、25件中の6件、今分納の約束をしております。

次の、6点目の少額訴訟の認識ということでございますけれども、私といたしましては、本人の和解を基本と考えているというふうに考えております。

それから、予算計上などにつきましては、これは主に弁護士費用の計上でございまして、これらは弁護士の費用プラス印紙代とか、通信運搬費とか、そういうものが積算の内容でございます。

それから、未実施の理由につきましては、これにつきましても、本人からの支払い意思を確認していることから、今まで未実施にあったということでございます。

それから、今回訴訟事務などを行っている者につきましては、これはうちの方で相当の納入などの催告を行っておりますが、余り納入の誠意が希薄であるという、そういうような様相のことから、そのようなことで今後も慎重に進めてまいりたいと、そのように考えております。

訴訟事務に要する期間でございますけれども、これにつきましては、いろいろなことも状況調査等もありますので、五、六カ月間ぐらい必要なのかなというふうに考えております。

それから、8点目の年々ふえている滞納に対しての収納対策ということでございますけれども、これにつきましては、今後ともさらに他の徴収ものなどと横断的な連携を密にしながら、さらに徴収率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時04分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

11番中村有秀君の質問に対し、建設水道課長、答弁いたします。

建設水道課長（田中博君） 大変申しわけございません。

面談のランクでございますけれども、これにつきましては、9年のところで今考えているところでございます。

議長（中川一男君） 暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時08分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解き、答弁を求めます。

建設水道課長、答弁。

建設水道課長（田中博君） 面談のランクのところでございますけれども、これにつきましては4年の滞納者のところでございます。

それから、明け渡しのところにつきましては、今、弁護士と相談しているところにつきましては、9年間のところ。

それから、少額訴訟のあり方につきましては、弁護士から指導を受けてきておりますのは、明け渡し請求訴訟に応じない場合には裁判所による強制執行となるため、その費用については強制執行のそれなりの金額もかかります。それから、なった場合に、明け渡しの必要な実費といたしましても、また1件

当たりの費用が、1件当たり五、六十万円ぐらいかかると、そのような弁護士からの指導を受けてまいるております。

以上でございます。

議長（中川一男君） 再々ございますか。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） まず、空き教員住宅の町営住宅的な関係ということでございますけれども、先般、道南の七飯町でこの公営住宅、これはコンクリートブロックづくりでございますけれども、そういう経過があり、先般の新聞報道ではニセコ町がコンクリートブロックの町営住宅を国の補助で改築ができる。そうすると新築より安いというようなことが出されておりました。

したがって、私はできるだけある施設を完全にだめであればいいけれども、何とか補修をしながらやっぱり入れていく、そして収入を上げる。そして行政資産の適正な運用を図っていただきたいということでございます。町長、最終的に総務文教委員会で現状を確認し、そしてまた検討をして最善の方向を見出していきたいということなので、私どももそういうことで、何とかこの実現のためにまたやってまいりたいと思います。

それから、2点目の家賃滞納の関係です。

一応町長から現年度の回収に最善の努力をする。それからもう一つは、滞納解消に努力をするということでございますけれども、現実にやっているやっているといても、200万円以上ふえているわけですから、そうすると私は現年度ものがきちっと入って、それから過去の滞納の部分が少しずつ分納されているという認識持っているけれども、そうでない現状ということでございますので、これらについてもまた最大限の回収に努力をしていただきたいと思っております。

それから、管理条例による連帯保証人の関係です。

改正前は482人、それから改正後は94人ということ。それで、上富良野町に貸し付けだとか使用料、利用料の連帯保証人を持っている条例、もしくは規則がある。町営住宅の場合は今1人ですね。それから、町立病院の入院同意書も1人、それからもう一つ、上富良野高等学校の奨学資金の貸し付けが、これも1人。それから、水洗化の改造資金貸与に関する、これも保証人が要るわけです。

ただ、私が富良野簡易裁判所から旭川の裁判所へ行って確認したら、先ほど申し上げた印鑑証明がなくて、そして保証人になっている。それが私はしてない、してるというような論議が出てくる可能性が十分ありますよと。これは旭川です。そうすると、

先ほど申し上げたように、連帯保証人の給与証明書はいいのですけれども印鑑証明等、中富の場合は実印を使用し印鑑証明を添付するということになってますから、そうすると、上富良野もこういう形で条例、規則を改正しないと後々紛争が残るよということで、これがまず第1点。

それから、もう1点は、言うならば、連帯保証人に対する認識が僕は甘かったと思うんですね。というのは、入っている人も納めなければ連帯保証人に請求できる。しかし、連帯保証人が死んだ場合、上富良野にいない場合、収入がなくなった場合、いろいろなケースが想定されるのです。

それで、それでは中富良野はどうなってるかで見ますと、中富良野には施行規則の第6条で、入居者は連帯保証人が亡くなったとき、もしくは適正を失ったとき、または連帯保証人を変更しようとするときは、新たな連帯保証人の連署する請書を町長に提出しなければならないと。この中で新たなときは所得証明、納税証明書、実印を使用した印鑑証明ということになっている。

それで、上富良野のあれはどうなっているかといいますと、これが全然ないんですね。ところが、上富良野高等学校就学資金貸付規則の中では、借受人は連帯保証人が欠けたとき、またはその他の事由によりの確性を失ったときは、連帯保証人変更届(様式3号)を教育委員会に提出をしなければならないという項目があるわけです。

それから、水洗化の中では、死亡したとき、住所、氏名、職業、または勤務先を変更したとき、それから、連帯保証人を変更したとき、または町外に転出したときは、この変更届をしなければならないとなっているのです。そうすると、今、私は心配するのは、この576人の保証人が現在どういう状況になっているかというのが心配なのですよ。

今後少額訴訟を起こす場合も、先ほど旭川の裁判所で聞いたけれども、そういう印鑑証明やなんかを含めてどうなっているか、私は知りません。勝手に押したのではないですかということが、出てくるおそれがあるということなのです。そうすると、実際に今やっているような形の保証人の変更届をきちっと維持管理しておかないとだめですよということなのです。ですから、これについて当然、僕はやっていかなければならないと思うので、これらの関係について、一応早急にやるということでの確認をいたしたいと思います。

現実に上富良野高校や水洗化等の改造貸付金に対しては、もうやっているわけですから、何でこれがやらなかったのかということでございますので、言うならば連帯保証人に対する認識が欠けていたのか

なという気がいたします。

それから、もう一つ連帯保証人の面談を1名の保証人と2回行っているって。なぜ4年間の人だけが対象だったのかということで、極端に言えば、僕はもう1年、2年がいいとして、全部25世帯うちの17ぐらいは3年間以降のやつぐらいは、やはりやるべきだとは考えているのです。

ですから、その点なぜ4年間の人にとということで、何か事情があったのかどうかということで、お伺いをするとともに、今後連帯保証人の面談、それから催告等を含めてどうするかということについて、お尋ねをいたしたいと思います。

それからもう1点、分納者は滞納者で6件ということで言われました。そうすると、25人のうちの6人なのですね。こんなことをやっているから僕は滞納額がどんどんどんどんふえていくと思うのです。ですから、やるのであれば、この滞納者の25世帯全部やって、金額はそれぞれ家庭の事情があるからいたし方ないと思いますよ。だけどそういう姿勢がないから、こうやって滞納が僕はふえていくという実態があるので、先ほど出されてましたその都度滞納者との面談支払いの約束を履行し、誠意が示されたため訴訟に至らずと。こんなことを言って200万円も増えていることは、やってないのと同じでないかという気がするのです。

ですから、これについては厳密に対処をして、それぞれの家庭に応じてある面で分納をやったりきちっと誓約の中にして、やっていただきたいと思います。

それから次に、少額訴訟の関係なのですが、ちょっと明け渡し訴訟の関係と混同していると思うのですけれども、少額訴訟は60万円以下、言うなれば最初起案した段階ではだろうと思うのですけれども、平成16年1月から裁判手続等の手数料が変更になりましたと。例えば、支払督促書の申し立て、60万円までは3,000円なのです。そして、これはもう1日で即決されるのですよ。

ですから、もう内容は全然わからないで、ただ少額訴訟だ、32万円、30万円、30万円ということで上がってきているのではないかなという気がいたします。現実の問題、これ少額訴訟は同一人が1年間に10回しかできないのです。言うならば悪徳金融業者が全国にそういうことをばらまいてやれば出てこなかったら出てこないで、それでもう判決が出ちゃう制度ですから。ですから、これはもう1年間に同一人は10回しかできないということですから、だから私は、32万円、30万円の予算措置した内容を聞きたいというのは、そういうことなのです。

ですから、現実に裁判所の手数料、これに特別送達の郵便料が両者の分だけかかるわけですよ。それで済むのですよ。だから少額訴訟と言っているのですよ。だから、問題はその後、仮に仮執行するとか何かということになると、いろいろ問題が出てきますけれども、現実の問題、少額訴訟の段階では、そういう金額で済むのです。

だから、私も一生懸命あっちこっち行ったり、資料を集め勉強させていただいたのですが、そういう形でございますので、何とか少額訴訟をやって、その中で判決が出る。言うなれば分納もやる、それから誠意を持ってやるということで、やるのが大きな要素になってくる。ですから、訴訟なんていうのは、これはもう簡易裁判所は簡単ですよ、こういう書式で書いてくださいということで。ただ、僕が今一番心配しているのは連帯保証人がそういうことで催告の対象になって、私は知らないとか何とかという問題が僕は出てきそうだし、それから、もう一つ、人数が多い関係で、言うならば576人おられます。2人のところと1人のところとありますけれども、そういう関係で、そういう問題が僕は出てくるおそれがあるということなのです。

そういうことで、何とかこの問題については、きちっと整理をしていただきたいということでございます。

それから、明け渡し訴訟なのですけれども、当然明け渡しが極端に言えば、条例では3カ月以上滞納したら、明け渡しを請求することができるということになっています。ですから、これからいけば、もう25人の方があれだけでも、そんな酷なことは言えないのが自治体としての実態だろうと思います。

したがって、僕は明け渡し請求は9年間の人ということですが、一つは、明け渡しただけで出て行って、後のやつがどうなのかという問題があるから、当然その前段でやっぱり支払うことの措置をしていかなければならないということでございます。そういうことで、ちょっと課長の方でなかなか御理解がいただけない部分があったので、その点をお願いしたいと思います。

それから次に、協会病院の関係です。

一応、全くというのは先ほど申し上げた高度医療の関係等は、今後新設するときの状況で支援をするのだと。今後、更改等が万が一あっても、それは協会病院が独自で積み立てをしたり、富良野市から援助をいただいたりということ。それから脳神経外科についても、開設時ということでやっているということであれば、僕はその脳神経外科の場合は、ちょっと心配なのだけれども、町長はもう全くなし

と、しないということでございますので、そのことを信用していきたいと思います。

以上、再々質問を終わります。

議長（中川一男君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 11番中村議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず教員住宅の空き住宅の件であります。これにつきまして、さきに村上議員のときにもお話し申し上げましたように、町有財産の有効活用を図っていくということを前提としながら、コストを十分に考えることと、公営住宅の現在の数をふやすと。公営住宅に変更するという考え方ではなくて、別なサイドからの利用について総務常任委員会の皆さん方と、現状を見ていただきながら対処していきたいということで、御理解を賜りたいと思います。

それから、家賃滞納の諸問題につきましては、先ほど再質問のときに、私の方から総括的にお答えさせていただきましたように、この滞納問題については、重大な問題として位置づけしておるところでありまして、これらにつきましては行財政改革実施計画の中でも税すべてのものを含めた中での、この滞納の解消施策に取り組んでいくということで、今、行革の中でも取り進めている段階でございます。

そういう中にありまして、この家賃の問題について議員から種々御指摘いただきましたことにつきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、条例の整備改正等々も含めながら、その対処を図っていく。その中には保証人制度の問題等々の対応も含めて、そして少額訴訟等々の措置の方法等も含めながら、この滞納額減少の対策を講じていくということで、取り進めていきたいということで、再質問のときにお答えさせていただいておるとおりでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、地域センター病院につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたように、現在の改築、新築という問題の中で、地域センター病院としての協会病院の充実強化を図っていく施設を、今建てるのだということを前提で財政支援をするということでありまして、今後のその地域センター病院としての機能を充実する、建物が建ってあと経営上の問題については、これは我が町において町立病院に、経営が厳しい中で財政投資をしている町立病院を抱えている以上、よその病院にまで資金援助をするなんていうことは全く考えておりません。これから協会病院のセンター病院としての資金援助については、上富良野町としては考えていないということで、明確にお答えさせていただきたいと思います。

議長（中川一男君） 以上をもちまして、11番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

日程第3 議案第22号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第22号上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

農業委員会選挙委員定数条例につきましては、平成16年11月、農業委員会の活動の重点化や組織体制のスリム化・効率化等に向けまして、農業委員会等に関する法律の一部改正が行われたところでございます。このことを受けまして、上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の改正を行うものでございます。

条例の改正に当たりましては、現行の選挙委員定数14人から5人を減数し、9人に改めようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第22号上富良野町農業委員会選挙委員定数条例の一部を改正する条例。

上富良野町農業委員会選挙委員定数条例（昭和29年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

本則中「14人」を「9人」に改める。

附則。この条例は、次の一般選挙から施行する。

以上、説明といたします。御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 農業委員会の定数の見直しということで、今回農業委員を14名から9名ということで5名削減されるということですが、これ四つの団体から各1名減で、議会からも推薦枠を1名減にしたところですが、これ反対ということではないのですけれども、こういうことを6名とか4名とかという考えも考えられると思うのですけれども、その5名に減にされた根拠といたしますが、その理由というのをちょっとお聞かせいただきたいのです。今、農業委員の方も農地流動化とか、いろいろ今の時期重要な役割を担っていらっしゃると思うのですけれども、これらで支障を来さないのか、その5名減というところに落ち着いたと

ころの、その根拠というのはどういうことなのでしょう。

それから、以前に女性の農業委員をとということをお願いしたら、何かの機会、農業委員会の何か改革とか何か、改正とか何かするとき、今回は定数の見直しということになっておりますけれども、そういったところで検討をしたい。でも大変厳しいと、こういうことを申されておりましたけれども、ますます将来どうしても女性が農業委員になるというのは大変難しいようですけれども、実現するのに育成していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） 村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、選挙委員定数、現在の14名から5人を減らしまして9名にしたその根拠でありますけれども、一つは、提案理由の中でも申し上げましたように、組織体制のスリム化、こういうのであります。効率化に向けて法律の中においてそういうぐあいに明示されておりますので、それに加えて農業委員会等の補助金が、この17年から平成19年まで3年間の間に20%程度削減されるというのが一つでございます。その辺を踏まえまして、農業委員会としての決議をしまして、町長が今回の提案理由になったと、それが一つ大きな原因であります。

それで、9名につきましては、当初いろいろな考え方がございました。現在のままでいいのではないかと、それから10名、あるいは8名、12名、いろいろな考え方出ましたけれども、結果的にはやはり農業委員が1人受け持つ耕地面積等も一つ勘案させていただきました。そう申しますのは、現在上川管内を比較してみますと、おおむね350ヘクタールから600ヘクタールぐらいまでの1人当たりの受け持つ面積といえますが、そういう状況になっております。本町を見ますと、現在三百七、八十ヘクタールが1人の受け持ち分です。今回この9名にすることによって、大体500ヘクタールぐらいになると、そういうことも種々検討をいたしまして、農業委員会と内部決議をし、今回の提案となったものでございます。

それから、女性の農業委員でありますけれども、これにつきましては、国もそういう方向は示しておりますけれども、現実問題として選挙にかかわることですので、そこに女性の方も選挙に出てくれば、そういうことにはなりませんけれども、考えているようなことにはならないのかなというふうに思います。

それから、推薦議員の方もおりますけれども、こ

れもそれぞれの組織から推薦をされるということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第23号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第23号上富良野町ラベンダーハイツ施設整備基金条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） ただいま上程されました議案第23号上富良野町ラベンダーハイツ施設整備基金条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

ラベンダーハイツの施設につきましては、施設整備後21年を経過し、老朽化が進んでいるところでございます。このことから、今後設備基金関係の更新及び施設の修繕等を計画的に行い、入所者が安心して生活していただくための居住環境の整備を図る必要がありますことから、ラベンダーハイツ事業特別会計決算における繰越金の一部を施設整備の基金として積み立てることを目的に、本条例を制定するものでございます。

以下、条文を要約して説明させていただきます。

議案第23号上富良野町ラベンダーハイツ施設整備基金条例。

第1条につきましては、設置の目的を定めたものでございます。

次に、2条ですが、基金の積立額はラベンダーハイツ事業特別会計予算で定める額とする規定でございます。

第3条は、この基金の用途につきましても、予算に計上して使用するものでございます。

第4条につきましては、基金管理のあり方について定めたものでございます。

第5条は、繰り替え運用についての規定でございます。

第6条は、運用益金の処理についての規定でございます。

第7条は、委任規定でございます。

次に、附則についてですが、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） ラベンダーハイツの整備ということで、25年間経過しているということでありますが、当面こういう基金整備という形で費用を要する、あるいは整備計画が当面多額の費用を要するというような、いわゆる事業計画、あるいは整備計画、そういったものは当面出て、何年ごろにこういう整備が必要なのか。既に部分的に整備もされている部分もあると思いますが、その点。

それと、これは期限がありませんから、どのくらいまで必要額という形で、目標の基金設定というのはされているのか、この点についてお伺いしておきたいというふうに思います。

議長（中川一男君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

ラベンダーハイツ所長（早川俊博君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

施設整備の計画につきましては、第4次総合計画の実施計画に基づきまして、項目でいきますと11項目、来年度接続します下水道の浄化槽の整備関係、それと来年度は大型食器洗浄機、そして、温水ボイラーの取りかえということで計画しておりますけれども、この関係につきまして当面計画しておりますのは、21年までということで、毎年500万円から800万円程度の基金を積み立てたしまして、こういった整備を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

目標金額につきましては、8,000万円程度というふうな概算計画ですけれども、金額を見積もっているところでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

た。

日程第5 議案第24号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第24号上富良野町子どもセンター条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程されました議案第24号上富良野町子どもセンター条例につきまして、提案の趣旨を説明申し上げます。

本条例につきましては、現老人身障者保健センターを本年4月1日より、母子通園センター及び子育て支援センター事業の活動拠点とするために、当該施設の目的や利用内容にふさわしい施設名称に改める必要があることから、本条例を制定しようとするものでございます。

以下、条例内容につきまして、条文ごとに要点のみ申し上げます。

議案第24号上富良野町子どもセンター条例。

第1条は、子どもセンターの設置に関する事、及び条例制定の目的規定でございます。

第2条は、名称と施設内容及び位置を定めるものであります。

第3条は、職員配置の規定であります。

第4条は、母子通園センターで実施する事業の内容を定めております。

第5条は、その事業を利用することができる対象児童の規定であります。

第6条は、母子通園センターの利用定員を20人とするところであります。

第7条は、母子通園センター利用者の負担額徴収に関する規定であります。

第8条は、その利用者負担額につき負担が困難であると認められる者に対して、減免することができることを定めるものでございます。

第9条は、当該施設で行うもう一つの事業であります子育て支援センターにおいて実施する事業内容についてを定めるものでございます。

第10条は、子育て支援センター事業を利用することができる対象児童の規定であります。

第11条は、その事業の利用における利用料は無料とするものであります。

第12条は、当該施設の目的以外に施設使用をさせる場合の定めでございます。

第13条は、損害賠償について定めるものであります。

第14条は、必要な事項の規則への委任規定でございます。

附則。施行期日。1、この条例は、公布の日から施行する。

2、経過措置。この条例の施行の日の前日までに、上富良野町母子通園センター条例（平成15年上富良野町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3、上富良野町母子通園センター条例の廃止。上富良野町母子通園センター条例（平成15年上富良野町条例第6号）は、廃止する。

4、上富良野町福祉センター設置条例の一部改正。上富良野町福祉センター条例（昭和46年上富良野町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条の表 上富良野町福祉センター（老人、身障者保健センター）の項を削る。

5、上富良野町福祉センター管理条例の一部改正。上富良野町福祉センター管理条例（昭和46年上富良野町条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中、ただし書きを削る。

このただし書きは、本条例中、老人身障者保健センターの使用料を無料とする定めでありますけれども、子どもセンター条例の施行に伴う条文整理として、削除するものであります。

6、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例（昭和62年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。28項、子どもセンター。

以上で、説明といたします。御審議賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 第6条の母子通園センターの利用定数ですけれども、これは何を根拠に20人と定めたのか。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 岩崎議員の定員の御質問でございますが、この母子通園センターの事業はこれ児童福祉法に基づきます児童デイサービス事業ということで、障害者・障害児支援費事業の位置づけで、それに基づきまして事業所として定員20名ということで、指定を受けていることでその事業を展開するというところでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。
他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第27号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第27号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第27号上富良野町社会教育総合センター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

社会教育総合センターは、昭和62年の開設以来本条例に規定する使用料を負担していただいておりますが、一部使用料の設定されていない部屋などがありまして、この使用料のない部屋の貸し付けを今後ふやしていくというようなことで、施設利用の統一性を欠くことから、この使用料についての使用料を設定するものであります。

議案の内容につきまして、要点を申し上げます。

上富良野町社会教育総合センター条例（昭和62年上富良野町条例第17号）の一部を次のように改正する。

まず、1点目といたしましては、コミュニティセンター使用料に四つの部屋の使用料を加えます。使用区分といたしまして、娯楽休憩室、団体室、指導員室A並びに指導員室Bでございます。料金はごらんのように中央の欄は昼間の基本料金の1時間当たりの設定でございます。右側は夜間の1時間当たり各部屋ごとの設定をいたします。

ただし、指導員室Aと同じくBにつきましては、アリーナを使用許可した場合は、無料とするという規定を加えます。

2点目といたしまして、屋外運動広場使用料を設定いたします。施設名といたしまして、センター南側に位置する芝生の広場ですが、屋外運動広場南側、もう一つとして、屋外運動広場東側です。使用時間及び基本料金はごらんのように設定をいたします。

この屋外運動広場使用料につきましては、先ほどのコミュニティセンター使用料の前に加えようとするものであります。

附則。この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上をもちまして、説明といたします。御審議いただきまして議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 屋外運動広場の使用料の関係なのですが、備考の中の3、使用者が町内在住でない場合は、基本使用料の3倍の額とするということですが、上富良野町のどこかのチームと旭川のどこかのチームと試合をするという場合の、この利用料金のこの備考の欄はどのような形で、一応対処するかということをお願いいたします。

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 11番中村議員の御質問にお答え申し上げます。

条例の備考には第3項として、一応使用者が町内在住でない場合というような規定がございますけれども、教育委員会規則におきまして、この使用料につきましての減免を規定している規則がございます。この中で、小中学校、高等学校、保育所等の利用につきましては、使用料は免除という規定がございます。町外の学校と町内の学校の対外試合というふうに使われる場合においても、この規定を適用するというふうに考えてございます。

この減免規定は、小中学校ですけれども、一般ということになりますと、企業等が使う場合とか、そういった場合については、有料となるというふうに考えてございます。（発言する者あり）

議長（中川一男君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（岡崎光良君） 町外の団体等につきましては、交流活動をする場合においては、その団体が社会教育関係団体という場合においては、減免を適用するというようになります。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ただいまの中村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一般もすべて含めてですが、当然うちの町のチームなり町の団体等が使うと。そして、対外試合やなんかをしたり、練習試合をするというような想定の中では、この減免行事の中では社会教育を目的にしているときについては、その都度委員会において定めるという事項がございます。そのような減免基準

に基づいて判断をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

なお、子供たち、学生生徒については、先ほど言ったように免除ということになります。

議長（中川一男君） わかりましたか。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 54 分 休憩

午前 11 時 55 分 再開

議長（中川一男君） 暫時休憩を解きます。

教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） ちょっと説明不足でありましたが、本町の団体が申請したときについては、先ほどお答えをさせていただいたとおりであります。ただ、そこで、まるっきり町外の方が利用するというになれば、3倍というようなことでありますので、もし町内のチームと町外のチームが交流試合やなんかやるときについては、町内のチームが申し込んでいただければ、先ほど言ったとおりの形の中で判断をさせていただきたいと思えます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7 議案第28号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第28号上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第28号上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例を廃止する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本町におけるスポーツ振興を図るため昭和37年に条例を制定し、スポーツの施設設備の整備やスポーツ事業の実施、奨励等につきまして調査研究し、建議してスポーツ審議会はまいりましたけれども、社会教育機構の見直し、附属機関の見直しを図

り、スポーツ振興審議会の任務は社会教育委員の会議において社会教育及び社会体育に関する事項を一体的に審議するものとし、本条例を廃止するものでございます。

以下、議案朗読をもちまして説明といたします。

議案第28号上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例を廃止する条例。

上富良野町スポーツ振興審議会に関する条例（昭和37年上富良野町条例第6号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成17年4月1日から施行する。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

11番中村有秀君

11番（中村有秀君） スポーツ振興審議委員は、言うなれば社会教育法の中ではスポーツ振興審議委員を別に設けることができるということだけでも、行財政改革の中でなくすということは、ある面で理解はできます。それで、社会教育委員の中のスポーツ関係の、言うなれば前は1号、2号、3号という委員があったのですけれども、今は学校教育関係団体、その他学識経験者という三つの分類でなるのかという気がしますが、これが3、5、7という分類で委員が別れてたのです、委員の名簿を見ますと。そうすると、今後スポーツ振興審議委員の人たちが入るかどうかは別にして、言うなれば社会教育委員にスポーツ関係者がどの部門で、何人入るような一つの構想も、あくまで教育長の発令ということではございますから、あれですけれども、そういう枠組の関係はどうなっているかということが1点聞きたいのと。

それから、今、ここに社会教育委員兼公民館運営委員会規則というのがありまして、この第4条に、委員会は委員長が招集をする。それから委員定数の3分の1の者から委員会招集の請求があったら、これを招集しなければならないというのがあります。それから、社会教育委員会の会議運営規則では、会議の招集第3条、会議は教育長が必要と認めるとき、その日及び場所を会議にすると事件とともにあらかじめ通知をする。3分の1以上の委員が招集を求めたときは、教育長は会議を招集するということになると、社会教育委員会の会議規則では教育長、それから教育委員兼公民館運営委員会の規則では委員長ということになっているので、その点がどうなのかというのが1点と。

それから、社会教育委員会兼公民館運営委員会規

則の附則の中に、この規則は、平成 年何月何日か、全部 から施行するという事になっているのですね。それで、これらはどうなのかということで、3点ちょっとお伺いいたします。

(「関連」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) これは今言われたように条文の整備というのも当然上がってきてしかなるべきかなというふうに思うのですが、こういった条文の整備等については、今回の中では出てきておりませんが、これは問題ないのか。普通でしたら、条例の改廃がある場合は、他のこの社会教育委員に移行するというのであれば、それに付随する条文の整備等が新たに普通であれば出てこなければならぬというふうに思うのですが、この点は問題ないのか、お伺いしたいと思います。

議長(中川一男君) 教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

今後におきまして、社会教育委員の会議に移行するわけですが、その構成等の枠組等につきましては、今後社会教育の現状、それからスポーツ振興審議会の構成等を勘案しながら、今後煮詰めてまいりたいというふうに考えてございます。

招集につきましては、今後におきましては、社会教育委員の会議の中での規則に基づく運用をしているように考えてございます。

米沢議員の質問でございますけれども、廃止条例にかわる条文の整備ということでございますけれども、教育委員会の規則に照らしまして、社会教育委員の会議の規則に基づきまして今後は運用していくように考えてございますので、よろしくお伺いいたします。

議長(中川一男君) 昼食休憩にいたします。

再開は、午後1時といたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(中川一男君) 昼食休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

11番中村有秀議員、9番米沢義英議員の質問に対する答弁を、教育振興課長、答弁。

教育振興課長(岡崎光良君) 改めまして答弁させていただきます。

中村議員の御質問の条例の廃止後の考え方といたしまして、社会教育委員の会議に移行していくわけですが、社会教育部門、それから社会体育部門の枠組の中で、スポーツに詳しい方などを社会教育委員

に当てるように、この人選を進めてまいりたいと思います。

それから、社会教育委員、教育委員会規則の中での関係規則でございますけれども、御指摘のように不備な点もございまして、これらにつきましても改めるように改善を努めてまいります。

それから、米沢議員の御質問でございますが、中村議員の1点目の御質問にお答えしましたとおりでございます。今後の人選の中でバランスのとれた委員の配置をするという考えでございます。他の条例等の条例改正等は必要を要しないというふうに考えてございます。

議長(中川一男君) よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 私たちにすればどういう、今回のそれぞれの役割が違う条例なのですよ。そういう意味で本当に水と油が一緒になるということとはなかなか難しいわけですから、その調整をやはり事前にどういふものなのかということが、やっぱりわからなければ、審議に入るところにまで今は行かないと思うのです。

今の答弁では、言われたからそれとなく何かやっているのかなというふうな部分もありますが、もう既に、それではお聞きいたしますが、そういう規則の整備というのはもう既にやられているのですか。こういうものはもう既にこういう条例が出た時点で、おおむねこういう方向でやりたいというようなものが内部で審議されて、その上でこういった条文が出てくれば、おおむね納得できる部分もあります。規則と条例というのは上下関係はありませんが、議決が要るか要らないかの、その部分の違いがあります。

そういう意味では、私たちにとっても住民にとっても、後でつけ加えられてやっぱり改廃された本文の中身が活かされないという、こういう問題があったときに、どうするのかという問題が出てくるわけですよ。きょう、振興条例のこの本文条例見ましたら、本当にすばらしい条例ですよ、きちんと意見も述べられるし、将来のスポーツ計画についてどうなのかだとか、そういうものがきちんと項目に述べられているわけですから、こういうものがその規則によって活かされれば、それはいいことにこしたことはありませんが、今の段階では活かされるものかどうなのかもわからないと、そういう状況の中でこういう条例の改正が出てきて、本当に私たちにしてみれば、本当に何なのかということをお伺いするを得ません。

そういう意味で、もう一度お伺いいたしますが、こういうものは既にもう審議されているのですか。

これからなのか、この点きちんと明確にしていきたいと思います。

議長（中川一男君） 教育長、答弁。

教育長（中澤良隆君） 9番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

スポーツ振興審議会につきましては、もともとの法律といえますのは社会教育法の中で、社会教育委員とか公民館運営審議会委員、またスポーツ振興審議会を市町村に置くことができるということになってございます。そのようなことを受けて当町ではスポーツ振興審議会を設けて、いろいろと御審議をいただいております。

その中で、今、社会背景を考えますと、スポーツ振興審議会を置くことができるということですが、社会教育委員の会議の中においても十分その目的は達成されるだろうというようなことで、このスポーツ振興審議会条例を廃止させていただくよう提案をしているところであります。

また、今、規則の見直しについて、先ほど課長の方から御答弁させていただきましたが、規則の見直しにつきましては、先ほど中村議員の方から御指摘を賜りました会議の招集について、一つの規則では教育長が招集する、もう一方では社会教育委員長が招集するということがありましたので、これらについてはどちらかわからないというような御指摘を賜りました。そういうことから、この規則については見直して整理をしなければならないというふうを考えているところであります。

なお、スポーツ振興審議会条例を廃止することによって、社会教育委員条例の方の影響はないものというふうを考えているところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第29号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第29号上富良野町遠距離通学児童生徒の通学費援助交付条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第29号上富良野町遠距離通学児童生徒の通学費援助交付条例を廃止する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、町内の小中学校遠距離通学児童生徒に対し、通学費負担軽減を図るため昭和49年に制定いたしました。昨年10月1日より、上富良野町スクールバス条例が施行され、スクールバス通学が可能となったことから、この条例を廃止するものであります。

以下、議案朗読をもちまして、説明といたします。

議案第29号上富良野町遠距離通学児童生徒の通学費援助交付条例を廃止する条例。

上富良野町遠距離通学児童生徒の通学費援助交付条例（昭和49年上富良野町条例第16号）は、廃止する。

附則。この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案の訂正

議長（中川一男君） 日程第9 議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の訂正の件を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） 議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算の訂正について、御説明申し上げます。

本件は、3月3日に提案理由の説明を申し上げましたが、議決事項の一時借り入れ最高額が、議案文書作成時の精査不足により、誤った数字記載のため、このたび議案の訂正をお願いするものであります。

す。

訂正箇所につきましては、別紙訂正表の記載のとおり、議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、第3条中、一時借入れの最高額1億4,300万円を4,300万円に訂正をお願いします。

以上、今後このようなことのないよう十分注意を払い取り進めますので、御審議の上、訂正許可を賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、訂正理由の説明を終わります。

本件の質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、許可することに決しました。

この際でございます。理事者側に申し上げます。

今後、このようなことのないよう十分注意し、取り進められることを希望いたします。

休 会 の 議 決

議長（中川一男君） お諮りいたします、

議事の都合により、3月12日から3月17日までの6日間を休会といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月17日までの6日間、休会とすることに決しました。

散 会 宣 告

議長（中川一男君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

事務局長（北川雅一君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、明12日から3月17日までの6日間は休会といたします。

3月18日は、本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

なお、休会中の3月14日から17日の4日間

は、予算特別委員会を、いずれも午前9時から開会いたしますので、各会計の予算書等関係議案並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻まで御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時12分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年3月11日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 米 谷 一

署名議員 岩 田 浩 志

平成 1 7 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 5 号）

平成 1 7 年 3 月 1 8 日（金曜日）

議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 議案第 17号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
第 3 議案第 18号 上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
第 4 議案第 19号 上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例
第 5 議案第 20号 上富良野町土地開発基金条例を廃止する条例
第 6 議案第 21号 上富良野町商業振興条例の一部を改正する条例
第 7 議案第 25号 上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例
第 8 議案第 26号 上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例
第 9 議案第 30号 上富良野町財政調整基金の一部支消の件
第 10 議案第 31号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件
第 11 議案第 32号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
第 12 議案第 33号 上富良野町道路線廃止の件
第 13 議案第 34号 上富良野町道路線認定の件
第 14 予算特別委員会付託
議案第 1号 平成 17 年度上富良野町一般会計予算
議案第 2号 平成 17 年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
議案第 3号 平成 17 年度上富良野町老人保健特別会計予算
議案第 4号 平成 17 年度上富良野町介護保険特別会計予算
議案第 5号 平成 17 年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
議案第 6号 平成 17 年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
議案第 7号 平成 17 年度上富良野町ラベンダー・ハイツ事業特別会計予算
議案第 8号 平成 17 年度上富良野町水道事業会計予算
議案第 9号 平成 17 年度上富良野町病院事業会計予算
第 15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
第 16 発議案第 1号 町長の専決事項指定の件
第 17 発議案第 2号 日本郵政公社存続に関する意見の件
第 18 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（18名）

1 番	清 水 茂 雄 君	2 番	徳 島 稔 君
3 番	岩 崎 治 男 君	4 番	梨 澤 節 三 君
5 番	小 野 忠 君	6 番	米 谷 一 君
7 番	岩 田 浩 志 君	8 番	吉 武 敏 彦 君
9 番	米 沢 義 英 君	10 番	仲 島 康 行 君
11 番	中 村 有 秀 君	12 番	金 子 益 三 君
13 番	村 上 和 子 君	14 番	長 谷 川 徳 行 君
15 番	向 山 富 夫 君	16 番	渡 部 洋 己 君
17 番	西 村 昭 教 君	18 番	中 川 一 男 君

欠席議員（0名）

早退議員（1名）

14 番 長谷川 徳 行 君

一時退席議員（1名）

4 番 梨 澤 節 三 君

地方自治法第 121 条による説明員の職氏名

町長 尾岸孝雄君
収入役 樋口康信君
代表監査委員 高口勤君
教育委員会委員長 久保儀之君
企画財政課長 田浦孝道君
産業振興課長 小澤誠一君
農業委員会事務局長 佐藤憲治君
保健福祉課長 田中博君
建設水道課長 早川俊博君
ラベンダー・ハイツ所長

助役 植田耕一君
教育長 中澤良隆君
農業委員会会長 小松博君
総務課長 越智章夫君
行政改革推進事務局長 米田未範君
税務課長 高木香代子君
町民生活課長 尾崎茂雄君
教育振興課長 岡崎光良君
町立病院事務長 垣脇和幸君

議会議務局出席職員

局長 北川雅一君
主査 大谷隆樹君

次長 中田繁利君

午前 9時00分 開議
(出席議員 18名)

開 議 宣 告

議長(中川一男君) 出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、18名であります。

これより、平成17年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(中川一男君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(北川雅一君) 御報告申し上げます。

議案第33号及び議案第34号の審議資料として、道路網図をお手元にお配りしておりますので、審議の参考にしていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

予算特別委員長から、平成17年度各会計予算について審査結果の報告がありました。

議会運営委員長並びに各常任委員長より、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

なお、さきに御案内のとおり、諮問第1号につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(中川一男君) 以上をもちまして、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(中川一男君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 吉 武 敏 彦 君

9番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 議案第17号

議長(中川一男君) 日程第2 議案第17号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(越智章夫君) ただいま上程いただきました、議案第17号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨について御説明を申し上げます。

まず1点目につきましては、国家公務員に準じました55歳昇給停止を導入しようとするものでございます。

2点目につきましては、平成16年度人事院勧告に基づく寒冷地手当の見直しを図り、支給額の引き下げをしようとするものであります。

なお、この引き下げにつきましては、4年間の経過措置を設け、減額の緩和を図るものでございます。また、基準日につきましては、現行の8月31日から11月1日とし、支給につきましては、10月10日に一括支給することでの規則を整備する予定でございます。

3点目につきましては、ラスパイレス是正措置として、平成15年より暫定的に実施しておりました定率による給与の削減措置につきまして、平成17年度から昇給・昇格の見直しにより給与水準の適正化を行うことから、この是正を廃止しようとするものであります。

以下、条文の要約をし、説明を申し上げます。

議案第17号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項につきましては、昇給・昇格等の規定でございまして、56歳以上の職員の昇給延伸の規定を廃止しようとするものであり、第7項につきましては、昇給停止を55歳以上の職員としようとするものであります。

第18条につきましては、寒冷地手当の規定でございまして、全面を改めようとするものでございます。

第1項につきましては、基準日に在職する職員に寒冷地手当を支給するとするものでありまして、第2項につきましては、世帯等の区分に応じた支給額の規定でございまして、世帯主で扶養親族のある職員は13万1,900円、その他の世帯主である職員は7万2,900円、その他の職員には5万1,700円と定めようとするものであります。

第3項につきましては、条例の第22条及び地方公務員法の適用を受けている職員の支給についての規定でございます。

第4項につきましては、基準日から年度末までにおけます新たな支給対象となる職員及び支給対象外となる職員についての規定で定める額とするもので

ございます。

第5項につきましては、支給日、支給方法を規則で定めるものとするものでございます。

第18条の2から18条の5につきましては、改正前の寒冷地手当に関する条項でありまして、削除をするものでございます。

第24条中の削除につきましては、条文の整備であります。

附則第2項から第4項の条文の削除につきましては、平成15年度から暫定的に給与の定率で減額した措置についての廃止をしようとするものであります。

附則、施行期日、第1項、この条例は、平成17年4月1日より施行する。

第2項及び第3項につきましては、寒冷地手当の経過規定でありまして、平成17年度から19年度までにおきまして、改正前の条例において支給されたとみなす額から、表におけます各年度の減ずる額を引いた額が改正後の条例の額を超えていますときは、特例支給額の寒冷地手当として支給するものであります。

第4項は、規則への委任事項でございます。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

失礼いたしました。

規則において一括支給する予定月日は11月10日でございます。誤りましたことをここで深くおわび申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第3 議案第18号

議長（中川一男君） 日程第3 議案第18号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（越智章夫君） ただいま上程いただき

ました、議案第18号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を説明申し上げます。

現行、職員等の出張におきましては、片道100キロメートル以上の日帰りの旅行に日当の倍額を支給しておりますが、支給の適正化を図るため、この日当倍額支給を廃止しようとするものであります。

以下、議案を要約し、説明といたします。

議案第18号上富良野町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員等の旅費に関する条例（昭和36年上富良野町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1、第1項の表、備考中、第1号に規定している片道100キロメートル以上の日帰り旅行の場合の日当は、町外日当の倍額を支給するという条文を削りまして、第2号を第1号とするものでございます。

附則、施行期日。この条例は、平成17年4月1日より施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認め、よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4 議案第19号

議長（中川一男君） 日程第4 議案第19号上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

行政改革推進事務局長。

行政改革推進事務局長（米田末範君） ただいま上程されました、議案第19号上富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続条例につきまして、提案の要旨につきまして説明申し上げます。

平成15年9月に、公の施設の管理に関する地方自治法の一部が改正され、3年間の経過措置をもって施行されることから、管理者の指定など、共通す

る手続に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

指定管理者につきましては、従来の管理委託制度を廃止し、新たに指定管理者制度が創設され、これまでの限定された団体への管理委託から、個人を除く法人や団体に、議会の議決を経まして、管理運営の代行を行わせることができることに改められたものであり、民間の質の高いサービス提供や効率的な運営ノウハウを導入し得る制度として、民間へ窓口が開かれたことを意味するものでもあります。また、指定管理者には、管理権限の行使を含め代行させることが法の上で定められている制度でもあります。

条例の主たる内容といたしまして、1点は、指定管理者の募集、申請、選定、指定に至る共通の手続を定めようとするものであります。

2点目といたしまして、指定機関と指定管理者の間で結びます協定の必要事項について定めようとするものであります。

3点目といたしまして、指定管理者の適正な管理運営等を求めるために、必要な事項を定めようとするものであります。

4点目といたしまして、本条例施行に際し、関係する条例につきまして、その一部を改正し、整備をしようとするものであります。

関係条例といたしましては、情報2条例、また、保育所条例に基づきまして、既に西保育所が指定管理者によって管理運営をいたしておりますが、本条例の施行によって、保育所条例に規定されております指定手続等に関する条文を整理しようとするものであります。

5点目といたしまして、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例につきまして、その一部の名称等を整理しようとするものであります。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成17年4月1日としようとするものであります。

以下、条文総体を要約いたしまして説明いたします。

第1条につきましては、本条例を制定すべき趣旨につきまして規定しようとするものであります。

第2条から第6条につきましては、公の施設を指定管理者によって管理の代行をさせようとする場合の募集、申請事項、選定に関する基準、地域等の活力活用など、公募によらない場合の候補者等の選定等に関し、その適正を期するための事項を定めようとするものであります。

第7条につきましては、指定管理者の指定に関し、議会の議決を経て指定することを定めようとする

ものであります。

第8条から12条につきましては、指定の決定、公表等から管理に関する協定、業務の状況報告及び指定の取り消し、年度ごとの報告など、施設管理の適正を期するための事項について定めようとするものであります。

第13条につきましては、施設管理上における個人情報適切な管理を遵守させるための規定を定めようとするものであります。

第14条から15条につきましては、原状回復及び損害賠償義務の規定であります。

第16条につきましては、規則への委任規定を定めるものであります。

附則に関しましては、1は、条例施行を平成17年4月1日からとしようとするものであります。

2といたしまして、既に指定管理者により管理の代行を実施いたしております西保育所に関しましては、この条例の相当規定によるものとみなす規定であります。

3の、町が定めます情報公開条例の一部改正につきましては、1点は、同条例第2条で指定管理者を実施機関と定めておりますが、管理の代行でありますことから、実施機関から削除しようとするものであります。

2点目といたしまして、第6条におきまして引用しております独立行政法人通則法等に関し、関係条文の整備をしようとするものであります。

3点目といたしまして、第29条の2として、指定管理者が管理する公の施設に関し、自己が保有する文書の公開に関し規定する条文の追加をするものであります。

4の、町の個人情報保護条例の一部改正につきましては、1点は、第2条で定めます実施機関に関しまして、情報公開条例と同様に、削除しようとするものであります。

2点目といたしまして、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法により、関係条文の整理をするものであります。

3点目といたしまして、指定管理者に対し、管理させる施設の個人情報の適切な取り扱いに関し、その適正を期するために、協定等により、その講ずべき措置を定めるために追加整備をするものであります。

4点目といたしまして、15条、42条に関しましては、条文整理であります。

5点目といたしまして、指定管理者に関する特例として、個人情報を取り扱う場合の関連条文の準用等について、追加条文を規定しようとするものであります。

5の保育所条例の一部改正につきましては、1点は、第4条括弧内の整理であります。

2点目といたしまして、保育時間、保育料等に関する事項について、保育に関する条例の規定によることを明記しようとするものであります。

3点目といたしまして、指定管理者の指定手続に関し、条例で定めようとすることから、関係する条文の削除等の整備を行うものであります。

6の議会に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正につきましては、第2条にB&G海洋センターを追加整備、第3条中の第1号が特別養護老人ホームの名称のままとなっておりますこと、また、12号にデイサービスセンターを単独規定いたしておりますが、既にラベンダーハイツの一部施設として位置づけておりますことから、今回、整備するものであります。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、お認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 条例の関係で、第8条、それから第9条の関係に、両方にまたがっているのですけれども、指定期間の関係なのですが、西保育所の関係を3年ということでやっておられました。基本的にそれぞれの施設の内容によっては異なると思いますけれども、一応町としては、指定期間を何年ぐらいということで目途にしているかということ。極端に言えば、公募をして、一応選定を受けたということになると、それぞれ施設、それから人的な投資だとか、準備からいろいろな関係がありますので、それぞれによってあれですけれども、原則として何年かということでお尋ねをいたしたいと思います。富良野の条例、施行規則を見ると、一応原則として5年と。そしてその内容によってはまた変わるというような表現の仕方がしているので、それらについても伺いをしたいと思います。

それから、第2点は、指定管理者が、3年でもいいし5年でもいいのですけれども、終了した場合、新たに公募する形なのか、もし問題がなければそのまま更新をするのかという、その基本的なところ、それをお尋ねをしたいと思います。

それから、3点目は、指定管理者の公募の関係で、例えば複数の施設が出ましたよと、そういった場合の取り扱い、どういうことになるのかということで、例えば中村商事があそこもあそこもやれるからやるということで公募して、あそこはとれたからやるかということになるのかどうか、複数が出た場

合の措置の関係。一つは、似たような施設で、その方が効率上がる場合ということも考えられると思いますけれども、一つは、今度はそういうところがあれば、そこが独占をしていくという可能性があるという、排除もしなければならぬということもあるものですから、基本的な考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（中川一男君） 行革事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 中村議員の御質問にお答え申し上げます。

まず第1点目の、期間は何年かということでございます。現況で既に行っていることもございまして、基本的には3年を基本的にベースとして考えてございまして、これらについては、さらにそれぞれ、先ほど議員御発言のとおり、施設等によってもいろいろ問題あると思いますので、検討の中で、やはり整備をしていくことになろうと思いますが、状況によってはそれぞれ変化もあり得ると思いますが、基本的には今そんなような考え方を持ってございます。

次に、終了した場合に、そのまま引き続いて行うかどうかという問題でございますが、これにつきましても、実質、内容として継続して対象指定管理者といいますが、事業者を続けていけるかどうかというのは、当然にして検討を加えるべきものだろうと思いますので、現在の段階でそれを続けるという、もしくは続けないというふうにはちょっと言い切れないということで、検討を加えていくものだというふうにご覧いただけます。

次に、3点目の、複数の施設に指定管理者として受けたということをご想定してということによろしゅうございましょうか、それとも応募してということによろしゅうございましょうか。（発言する者あり）複数の施設をどのように指定管理者ないし管理をしていくかということによっては、効率的なことを考える必要もございまして、状況によっては単品で整理をしていかなければならないという場合もあると思いますが、それぞれにつきまして、施設ごとの特性等を考えながら、対象を定めながら行くべきものというふうに思います。

以上であります。

議長（中川一男君） 11番中村有秀君。

11番（中村有秀君） 指定期間の関係なのですが、私も話をします、それから局長もお話のように、現実の問題として、施設を指定管理を受けるといことになる、いろいろな面で、やっぱり施設整備もしなければならぬ、それから、雇用が要するものであれば、その雇用もある程度責任を持ってやっぱり確保しなければならぬという関係

もありますので、一応西保育所の関係は3年ということでございましたので、特に瑕疵がなければ継続するという話は、答弁として僕はいただいていたのですけれども、基本的に今回の場合、3年でそれぞれのケースでまた考えるということでございますので、承知をいたしましたけれども、問題は、指定管理者の指定期間が経過した後の問題で、富良野の場合は原則として公募をします。公募の対象に入れると。でなかったら、1業者が独占的に継続することにもなりかねないので、そういうことも配慮しながら、しかし選定の過程でまたどうなるかわかりませんが、担当者に聞きますと、やっぱり原則として公募しなければ、一定の業者が継続してということにはならないのではないかということでございますので、その点の考え方を再度聞きたいと思えます。

それから、もう一つは、複数の施設が出た場合、あれもこれもということになると、富良野の場合は、これが無制限にやっていると、事実上、新規の参入ということがもう難しくなってくると。結局それらのノウハウを持ったり、施設なり人材を持っているということになるものですから、二つの、複数が出た場合は、できるだけ一つの施設に対しての指定管理者の申請を受けるといようなことという、基本的に思っておりますけれども、例えば上富の場合、富原球場があって、こっちに運動広場があると。そうしたら、こっちとこっちというのだったら、あそこ全体という、いわば効率的なことも考えての方法もある面でやらないとだめだといような考え方も僕はあるような気がするもので、基本的にそういうことできちっと線引きをしていく、それから、そういう効率的にあれであればそういうこともあり得るといことで確認をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 中村議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、基本的には、この条例上からいきますと、公募原則でございますので、期間が終わりましたら一応公募をしていくというのを原則にいたしたいと思えます。

それと、施設の複数の問題でございますけれども、基本的には、これは単品扱いをしておくのが原則というふうに考えてございます。その中で、町として効率的に運営することが好ましいという場合については、複数で指定管理者に持っていきたいということをお原則にしていきたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

10番 仲島康行君。

10番（仲島康行君） 関連になると思えますが、基本的には入札だからどこから入ってきて構わないよというような形になるのかなと思うのだけれども、でき得るならば、やっぱり我が町の、町内の業者で選定をしてやっていただきたいというのと、仕事は何社とっても構わないと思うのです、僕は、入札なのだから。日の出をやろうと何をやろうと、一つ一つの入札はするだろうけれども、一つ、例えば日の出山をとってしまったら、もうほかのやつはだめだぞというふうにはならないと思うのです、僕は。そこの入札に参加できないということなので。参加はできるでしょ、とる、とらないは別にして。金額で決めていくわけだから。一つとったらほかのやつはとれないという理屈にはならないと思う、僕は。三つとろうが四つとろうが、入札だから、安い方に落ちていくのは当たり前だから、そういうところも配慮しなければならないと僕は思うのです。

それと、これいつからやるのかわからないけれども、これは決まれば明日からやるのかという形になるのだろうと思うのだけれども、そういう考え方が現在、今あるのかどうかという問題です。例えば、公となれば、商工会としてもやれないわけでもないわけですから、一つの機関としては。そういうことも考えているのかいないのか、それもあわせてひとつお願いします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 仲島議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、今、仲島議員御質問で、これは入札でございませぬので、あくまで公募でございます。したがって、公募ですから、公募した中で、町として適切な業者かどうかということを選定して、そして手続上は議会に提案して、議決をいただくという中で進む制度でございますので、一般の委託業務の入札とは違うということで御理解賜っておきたいと思えます。基本的には、この指定管理者、なぜかという点は、維持管理、それから管理執行までを含めて指定をしていただく、管理を代行していただくということでございますので、町にかわって代行してもらおうというところでございますので、通常の業務の委託とはまた違う性格であるということで御理解いただきたいと思えます。

そういう中で、公募につきましては、これは自由でございますので、その中で、町としてどの公募者が一番適切かということで、審査会を内部で設けて、場合によっては民間を入れた中で、必要に応じて入れていくというような措置で、規則の方でそのような運営を考えてございまして、そういう対応の中でやっていくということで基本的に考えている

ところでございます。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） そうすると、例えば公募するにしても何にしても、例えば商工会でこれもやらせてもらえるよと、申請をするとするわね。それはどういうふうに判断するか、それはわからない、行政として判断するわけだから。そうしたら、こっちの方も我々ではできると、ノウハウがあるわけだから。それはだめだと、理屈ではならないだろうと僕は思うのです。その辺はどうなのかなと思うのです。それをいつからやっていくのか、明日からでもいいということなのかという問題なのです、僕は。それ、どうも話すのが話さないのか、今現在は振興公社でやっているのだけれども、その問題が即民間に移ってくるということで理解していいの。そこら辺、わからないのです。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 仲島議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、基本的には、個人を除く団体ということでございますので、応募権はございます。あくまでも町が、こういう施設について指定管理者として公募しますよという中で応募に応じただけという形になりますので、そして出てきたものについて審査して、町長として提案をしていくという形になります。今現在、指定管理者に、この法律にかかわって、該当するものとして、今7施設がございます。その中で、今、振興公社が五つぐらい、六つですか、六つぐらい持っているわけがございます。この辺のところ、振興公社において部門がございますから、この辺はどう切り離していくかという点も一つございます。それと、管理上、効率性があるかどうか、その辺のところを十分見きわめた中で判断をしていきたいというふうに思っております。

今回、この条例につきましては、4月1日施行ということになりまして、手続的に公募期間だとかございますから、17年度中にそういう手続を起こしまして、18年の4月から指定管理者制度に移行していきたいというのが原則的に考えてございます。7施設以外におきまして、今後、指定管理者として、この条例に適用させる方法で公募していくかどうかということにつきましては、次の段階というふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） 10番仲島康行君。

10番（仲島康行君） そうすると、今現在、振興公社で仕事をやっているわね、六つなり。18年の4月1日からの場合、参加する業者が出てきたとすると、どう判断するかわからないけれども、現在、人を使ってやっているわけだから、振興公社

は、そこを外して違う人にやるということも当然あり得るわな。そうでしょ、行政としては。その時に、今現在の振興公社の人たちは一体どうするのだという問題が出てくる、雇っている人間もいるわけだから。その辺を本気でやる気があるのかどうか。これは法律で決められたから、条文としてつくらなければならないわなという程度のもなのか、そこら辺をはっきりしてもらわないと困る。そこが一番肝心な問題だから。そうでしょ。そこをちゃんと。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 仲島議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

一番私も頭を悩めているのは、振興公社、町の出資会社であるという点がございまして。この条例の中にも、そういう面で、町の出資会社につきましては、管理のあり方について、今までではできなかったから振興公社にやってきたという点がございまして、その辺のところを加味した中で判断をしていかなければいけないというふうに思っております。ただし、現在の状況の内在する問題、いろいろございます。例えば白銀荘の問題でございますと、建物を貸し付けた状態でやっておりますから、そういう中で、今、経営的には黒字の状況でございます、そういう面で、振興公社としては、その剰余につきまして、寄附の措置等によって町の方に対応している部分等もございまして。そういうところ、内在するそういうような問題も総合的に判断をしていかなければいけないというふうに思っております。

ただ、今受け持っている中で、パークゴルフ場とかオートキャンプ場がございます。それから、日の出山の管理という点もございまして。この辺のところにつきましては、原則的には、これは切り離してやっていく方がいいのかどうか、その辺のところ、大きな判断材料になるのだというふうに思っておりますので、この点、十分内部で、町長を先頭に、どう判断していくかということも十分検討して、その辺の判断をしていきたいというふうに思っております。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今の問題なのですが、今回の条例等の中にも、やはりそのところがきちり明文化されていないという問題があるのではないかとこのように考えております。現に、既に受託者が管理良好であるとするならば、その旨、やはり引き続きやっぱり受託をできるという旨の条文も明記しなければならないと私は思いますが、この点については、至ってあいまいな部分がこの条文の中にあります。その点はどうなのか。例えば北海道町村会の法務支援室の条例試案というのがありますが、この

条例試案の中には、公募によらない指定管理者の候補者の選定については、町長等、または公の施設の性格、規模、機能を考慮して、設置目的を効果的かつ効率的に達成するためには、地域の活力等を期待できる場合にはという形の中で、団体等の、いわゆる従来の候補者選定にあたっては、候補の一つとして指定ができるというふうな試案というの提出されているわけですから、こういった部分を見れば、やっぱりそういった条文もきっちり明記することも大事だし、そういうこともできるのだということをやられていると思いますが、この点、お伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、当然、こういう道が開かれたということにおきましては、まちづくりの観点から、町内のそういう方に応募していただくということを原則にすべきだというふうに考えてございます。そういう面で、今いろいろとお話ございました。公募しないで、町長が、ひとつ町のことを考えたときに、こういう形でやっていきたいという点につきましては、5条の中でその辺のところを原則的にうたっているところでございます。この辺のところを運用しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、そういう面で、他町村からという点につきましては、極力町が活性化になるような形で、町内の業者がそういう参画の機会を得られるということを基本に、この指定管理者を運用していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 当然、地元が優先されなければならない部分というのがあるというふうに思います。そういう意味では、今回の条例の中にも、やはり申請団体等においては、福祉法人や公共的団体等も、そういった分の中に明示されていく必要があるのと、同時に特定の団体に偏らないという点では、いわゆる便宜供与や癒着、こういう問題が発生しないとも限らないし、わかりませんから、何とも言えませんが、やはりそういった条文の中にも、こういったものもきっちり明記する必要があるのではないかなと思いますので、この点についてもあわせてお伺いしておきたいと思います。

また同時に、5条の中を最大限に運用させたいという話でありますから、やはりこういったところについては、きっちりとその条文の趣旨をやはり生かすということを前提に羅列すべきだと思いますので、この点、もう一度答弁お願いしたいと思います。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

基本的には、この指定管理者、町長がこういうものを指定管理をしていきたいという中で進めるわけでございます。そういう場合におきまして、公募をしていくということを原則にしてございます。そういう中で、いろいろとこの辺のところはそうやって多くの方が参入する中で、公平を期していかなければいけない。そして、その状況に応じては、継続的に行えるような配慮ということも加味していかなければいけない。その辺のところを十分考えた中で、この辺を運用していかなければならないというふうに思っております。法的にこういう措置に講じたわけでございますので、そういう中で、いろいろと実施していく中におきまして課題が出てくるかとは思いますが、その辺、十分御意見を伺った中で、対応を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

8番吉武敏彦君。

8番（吉武敏彦君） 指定管理者制度に移行していくということは理解できるのですが、この指定管理者に指定したときに、今までの委託とどのように違うのか。財政的に補助、負担金も同じように出ていくのか、増加するのか、それとも減少するのか、財政的にはどのような影響があるのか、お伺いをします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 吉武議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

この指定管理者が法律で定められた経緯の中におきましては、やはり民間のノウハウ、公共のものを民間でやっていくことによってサービスの向上が期待できるという点が1点ございます。そういう面と、それから、町としても経済的な面で、民間が大きな力を発揮していただくことによって、経済的な面でも発揮していただけるということを期待する面がございますので、この点を踏まえて、この指定管理者というものにつきまして運用していきたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 今、上富良野町には公の施設が104ございます。それで、とりあえず今回は指定管理者制度で7カ所、今、振興公社が6カ所やっているわけですね。それで7カ所やるということで、私は、今財政難の折から、指定管理者制度に移行していくということは、管理経費の縮減を

図っていくという上で大変いいことだと思うのですが、今、同僚議員の方から出ておりました、今、高田幼稚園で、専誠寺学園で、上富良野町の西保育所、これを指定管理者制度でやっておりますけれども、経費削減のところでは、1,700万円から800万円ぐらいの経費縮減になっておりますけれども、ここは3年ということではやっておりますので、今度改めて直営の施設が96カ所ございますけれども、移行していくのに、これを大体今3年にするか5年にするかということでありまして、今現在やっておりますところの3年というところがどうなるのかなと思うのですけれども、いかがでございましょうか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 村上議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、先ほどもお答え申し上げておりますが、西保育所の関係につきましては、一番最初の指定管理者ということもございまして、その先がなかなか見えないということもございまして、3年という形で議決を賜ったところでございます。状況といたしましては、当然、雇用の問題だとか、そういうものが内在する大きな問題でございますから、その点、十分踏まえて、大きな瑕疵がない限りにおいては、できればこの指定期間を幅広く持つていくことが望ましいというふうに考えてございますので、その点、十分今の指定管理者の状況を見きわめた中で判断をしていきたいというふうに考えております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） わかりました。

そうは申せ、町が直営していくことが妥当と考えられる施設というのは絶対あるはずで、水道業務などは、ちょっとこれはどうかというふうに考えるのですけれども、そういった業務はなかなか難しいということをはっきりそういうふうにあらわしたらどうかと思うのですけれども、いかがでしょう。当面直営で、これはどうしても指定管理者制度には持っていけないなというものも、施設もあるかと思っておりますので、今、業務の一部を委託してやっている施設が96カ所ございますけれども、これはどうしても指定管理者制度よりは、町で直営しなければ、その方がいいのではないかと施設もあると思うのですけれども、そこらはどうのように考えていらっしゃいますか。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 村上議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、私ども、この指定管理者の事務条例を起こすに当たりまして、この指定管

理者の導入プランというものを一応さきの議員協議会等にもお配りした中で、そういう中で、当面的にやるものと、今後やるものと、そういうような区分を設けまして、その辺のところを状況を見ながら判断をしていきたいということで、導入プラン計画を立ててございますので、その導入計画プランに沿いまして、十分内容を判断し、状況判断をして、今後考えていきたいというふうに思っております。中に、地域の集会施設等があります。そういうものについては、地域として管理すべて許可行為から全部やっておりますから、そういう面につきましては、できれば即やっていけるような環境を整えば、地域としてお受けしようということになれば、即、限定的でございますから、そういう場合については5条を適用してやれることもございますので、あくまでも導入プランの中で、やれるものについてはできるだけ早い時期にやっていくという考え方でございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 1点質問させていただきたいのですけれども、いわゆる指定管理者が、富良野あたりの条例を見ますと、指定管理者が清掃ですとか警備等々の個々の業務を、例えば第三者に委託をすることは差し支えないけれども、管理一括を、いわゆる言葉が適切ではないかもしれませんが、丸投げという形はだめだという条例が1項入っているのですけれども、その部分が上富良野の条例には定められていないのですけれども、その辺の整理というのはどのようになっているのか、お伺いいたします。

議長（中川一男君） 行革事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長（米田末範君） 金子議員の御質問でございますが、これにつきましては、協定の中で再委託の禁止について事項として定めていくということを規則の中で定めてございます。

議長（中川一男君） よろしいですか。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） それは規則だけということですか。条例の中には盛り込まないということですか。

議長（中川一男君） 行革事務局長。

行政改革推進事務局長（米田末範君） あくまでこれは協定していく中で制定していくということで、協定の中身として整理をさせていただくということでございます。

議長（中川一男君） よろしいですね。

米沢議員の場合、先ほどの質問、2回してあります。確かに3回目なのですが、あそこで終わったと

見なしておりますので、本来ならば3回ということですが、連続3回ということになっております。今回だけ、9番米沢義英君、認めます。以後、認めませんので、よろしく願います。

9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 今回の2条の中で、選定基準の問題についてまず伺っておきたいと思います。この選定基準の中には、首長や議員、あるいはその関係者等にかかわる団体等の、やはり問題等がきちり明記されておられません。とかくやっぱりこういった部分が、特定の団体が独占する、あるいはこれらに關係する団体が営業しているところの独占が問題になるということもありますので、やはり今回、こういう条文をきちり条例の中で禁止するという条例を設ける必要があるのではないかとということです。

次にお伺いしたいのは、これとあわせてなのですが、選考基準の中で、いわゆる町の規則では、助役等、あるいは町長、総務課長、企画財政課長、税務課長、町民生活課長、当該の施設の主管課長という形で、第6条の第3項の中には、選定委員の審議に当たっては、専門家の意見を聞くという云々かんぬんという形で、第三者等の意見もつけ加えるというような条文になっておりますが、これでは不十分ではないかなというふうに思います。その第三者を呼ぶか呼ばないかというのは、あくまでもこの6条の選定委員が結局決めるのかどうかということところがちょっとわからないのですが、この点。それであるとすれば、最初からその施設の利用者、あるいはその施設を利用している団体、あるいは第三者、住民という形、あるいは専門職という形で、きちり明記した中で、この選考に当たってもすべきではないかという点。

さらに運営に当たっても、やはり運営というのは、その施設の利用者ですから、そういった条文も今回きちりこの中で網羅すべきではないかという点です。

さらにもう1点お伺いしたいのは、例えば選考に当たって、有効的な施設管理を行っている団体ということで、5年になるか3年になるかわからないという話でありますから、こころもいろいろ矛盾のある問題点なのですが、やはり雇用されなかったと、選考されて、そこに公募して、選定されなかったと、Aという業者が、今度2回目については、そうすると、そこで雇用されている職員の雇用という問題が発生するわけです。もう既に本州の自治体の中では、こういう問題が発生して、雇用が途切れてしまって、さあどうするのかということで大変になったという事例があるというふうに聞いておりま

す。そういう意味では、その保証があるのかどうかという問題が大事ではないかと。そうすると、その引き続き雇用させるべきだという条文をこの中にもきちり明記する必要があるのではないかと。いうふうに考えておりますので、この点はどのようになるのか、この点についても伺っておきたいと思います。

あと、29条の關係なのですが、情報の公開に努めるものとするということで、努めるものという形で、公開することにするというふうな、きちりと条文を明記するというのも私は必要だと思いますので、こういった点。

例えば第4条の中には、経費の縮減が図られることという形になっております、第3項の中に。この経費の縮減と、雇用された職場の職員等の雇用や給与体系の見直し、あるいは減額という問題が出てきています。ここは、こういった問題も、やはりこの条文から外して、同時に雇用をきちり、その施設を維持するための福祉や増進のために、維持できる雇用と給与体系を守るというような、そういう条文もきちり明記すべきだが、今回、こういった条文等が明記されていません。そういった意味では、まことに今回の条文というのは不備だというふうに思いますので、これらの点についてお伺いしたいと思います。

議長(中川一男君) 行革事務局長、答弁。

行政改革推進事務局長(米田末範君) まず第1点目の、町委任という形のかかわりのある場合についての御質問でございましたが、法の公式見解の中におきましては、これは通常の委託等と変わりがなくて、これについては特に制限はされていないというのが現状、公式見解としてございます。そのようなことをベースにして、今回規定をしていないということでございます。

次に、選定委員の關係でございしますが、それぞれの施設の特性等によって、その形は非常に異なる場合がございますので、少なくともそれらについて、第三者の方々の意見を聞くことにつきましては、その選定委員会が定めていくわけでございますが、これらについては可能な限り意見を聞きながら進めていくということが基本になって定めているものでございますので、御理解をいただいております。

それから、いわゆる指定の期間の問題でございますけれども、これにつきましては、先ほど助役の方からお答え申し上げましたとおり、雇用等の問題については非常に大きな課題であるということもございまして、先ほどの答弁で御理解をいただいております。

次に、指定管理者制度にかかわりまして、先ほどの第4条の3項にかかわりましての御質問でございますけれども、あくまで指定管理者制度にかかわって施設の管理代行をお願いすることにつきましては、もちろん施設の機能の発揮もでございます。しかし、やはり今後の対応の中でいけば、その維持にかかわります効率的な運営というものについては、どうしても希求していくことが基本にその中にあるということも大きな要素でありますので、これらについては、基本的にはこのような形で進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、情報公開条例のかかわりの中で、第29条の関係につきましてでございますけれども、努力規定ではございますけれども、これはあくまで代行をさせる側の町、もしくは教育委員会等につきましては、これらについては少なくとも同等の努力を求めていくことについては、協定等の中も含めて進めていくというのが基本になってございますので、あくまで今の段階では努力ということをお願いをしていくものであるというふうに思っております。

以上であります。

議長（中川一男君） これをもって質疑、討論を終了いたします。

この件は、起立により採決いたしますので、これより、議案第19号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第19号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第20号

議長（中川一男君） 日程第5 議案第20号上富良野町土地開発基金条例を廃止する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（田浦孝道君） ただいま上程されました、議案第20号上富良野町土地開発基金条例を廃止する条例の提案要旨を御説明申し上げます。

この土地開発基金は、昭和46年当時、公共用地を先行取得することを目的に、地方交付税の一部を原資として条例で設けられております。また、その後の昭和48年には、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、同じく公共用地の先行取得等

を目的に、土地開発公社を設立し、以後、今までの間、双方が公有地の先行取得機能を発揮してきたところでございます。

しかしながら、今まで右肩上がりでも推移してきた地方交付税が平成13年度から減少に転じ、これから将来に向けましてさらに縮減していくことが予想されている中であって、公有地を先行取得的に行う行政需要も減少している状況などにあることから、当町の公有地先行取得機能につきましては、土地開発公社に一元化し、土地開発基金は廃止することを判断し、本条例を提案した次第でございます。

このことによりまして、土地開発基金の平成16年度末現在高7,450万3,000円のうち、2,304万7,000円の土地につきましては、町長への保有管理へ移行することとしまして、残る現金5,145万6,000円につきましては、運用益を加えまして、一般会計予算へ繰り入れすることで、同基金のすべての清算を終える予定としておるところでございます。

なお、現金の運用上から、本条例は、平成17年5月31日から施行することといたしているものであります。

以上、議案第20号の説明といたします。原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 現金だということで、一般会計の中に入れるのですけれども、他にもいろいろな基金がありますけれども、それぞれ目的を持って積んできて、それぞれ機能しているわけで、これはそういう基金の他の目的基金の方に振り向けて、さらなるその目的のために発揮させるように積んでいくという考え方をしたのかどうかということの1点だけお聞きしたいと思います。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 17番西村議員の御質問にお答えいたします。

ただいま提案の要旨御説明申し上げましたように、非常に一般財源総額が減少している中で、行政事情にどう対応するかということで苦慮しているところでありますが、今回につきましては、ただいま申し上げましたように、特に土地開発基金につきましては、土地開発公社が同様の機能を果たすというようなことから、今御説明したとおりでありまして、他の基金につきましても、今後の状況に応じましては、相互は弾力的に運用できるような方法があ

るのかどうかについては十分検討しなければならないと思いますし、今回、特にこの基金につきましても、条例を廃止しまして、他の基金に積み戻しをするというような方法もあるかと思いますが、当面の行政事情に対応するというようなことに向けたことから、今申しあげましたように、一般会計に繰り入れて、行政需要、いわゆる一定の行政水準を維持するというものに向けたことについて、御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） よろしいですか。

17番西村昭教君。

17番（西村昭教君） 考え方としては理解はできるのですけれども、今、いろいろな厳しい状況の中で、新聞等にも載っておりますけれども、いわゆる行政機関なり農協が、いわゆる土地を持って、産業の振興に当たっていくことも求められているという部分もあります。今、こういう部分で、住民の要望にこたえるためにはやむなしという決断だったと思うのですけれども、私としてはそういう部分も理解はできるのですけれども、やはり将来に向かって地域がどうなっていくかといったときに、やはり何がしかのこういうものがある、あるいはそういうものを残していく、それを将来に向かって生かしていくのだという一端でもこの中に残っていればいいのですけれども、もうなくしてしまうというのは、非常に現在に追われて将来も一つも考えていないのかというような感じがしないわけでもないのです。やむなしということで理解はできるにしても、今後、今のような理由で、もし他の基金にも考えが及ばないとも限らないと思うのです。だからそういう部分でいくと、やはりすべてのものの考え方の中に、今こういうことで住民の要望にこたえていかなければならないということはわかるけれども、私は、苦しい中に、一分でも二分でも、やっぱり将来を考慮に入れた気持ちというものは、やっぱり行政の進めていく中に私は残していくのが本来大事なことだと思うのです。ですからそういう部分で、そういう考え方も、先ほど言った、全面的に他の基金に積み増していくという考え方を含めて、そういう今のような考え方もできなかったのかどうかということも、もう1点、お聞かせ願いたいと思っております。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 17番西村議員の再質問にお答えしますが、基金につきましてはそれぞれ目的がございまして、目的に沿って運用してございますし、今後将来に向けましても、一定の秩序を当然保持しなければならないということでございますので、私ども行政内部では、それぞれの趣旨に沿いまして、使途計画につきましても若干持ち合わ

せているところでございますので、その中で、特に横断的に、基金の趣旨から逸脱して弾力的に使うということについては、今のところそういう段階まで予測はしていないところでございます。

それと、この基金の保有額についても、それぞれ現金でございまして、使途については非常に幅広く考えられるところでございますが、特に土地の先行的に取得する機能につきましては、冒頭も申しあげましたように、土地開発公社が法に基づきましてその任に当たるということで、十分今までも機能発揮をしてきましたし、これからにつきましても、そういう事由があれば、当然土地開発公社に町長が要請をしまして、十分今までもおり発揮できるということでございますので、必ずしも5,000万円程度の現金を他の基金に保有することで、その機能をそのみで温存するというだけでなく、もっと幅のある中で十分対応できるということを判断したことから、今回につきましては、繰り返すことになりませんが、当面の行政水準の維持を優先しまして、会計に繰り入れするという判断をいたしましたので、御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 再々、よろしいですか。

3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） この土地開発基金条例を廃止する条例に反対するものではございませんけれども、手続の順序として、これではよろしいのかどうかということで、この土地開発に関する委員というのがおられるのではないかとと思うのですが、これはないのでしょうか。委員会がもしあれば、委員会なり何なりを開いて、この本会議に上程する前に何らかのものがあってもよろしいのではないかなと。一発で本議会に提案されるということはいかがかということで、お尋ねをいたします。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） この基金につきましては、条例をもって設けているものでございまして、いわゆる町長に専属する基金でございますので、これの手続上としましては、今回上程しているように、議会の議決をいただくための条例の廃止の手続で事が済むということでございます。いずれにしましても、町長の権能のもとにある財産のうちの基金ということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。町長以外の独立した組織だとすれば、それぞれまた定められた手続を経ることになるかと思いますが、そのようなことで、特に手続上問題ないというふうに理解をしているところであります。

議長（中川一男君） 3番岩崎治男君。

3番（岩崎治男君） 今の答弁では、手続には問

題なしということでございますけれども、やはり町長の権能という、権限というのはわかりますけれども、その前に、やはり委員なりに周知することも大切なことでないかというふうに思いますけれども、そういった面は省略してよろしいのかどうか、もう一度伺います。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 再度お答え申し上げます。

土地開発公社につきましては、当然、町から独立した法人でございますので、定款に基づきまして役職員を有しているところでございますが、この基金につきましては、くどいようですけれども、町長の権能の中での財産の一つの基金ということでございますので、この同基金に関係する、そういう運営上の組織というものについてはございません。したがって、議会のいろいろ所管委員会、協議会等を通じまして、財産の取り扱いということで、事前の御協議を申し上げてまいってききましたので、それで十分手続としては特に問題ないというふうに認識しているところであります。

議長（中川一男君） 再々、よろしいですか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 今回の一般財源化、一般会計に編入するというのもありましたが、例えば今回、各種の条例、あるいは手数料等や、農業新学卒者等の見直しということで廃止されております。やはりこういった、もしもいわゆる財政需要にこたえるということであれば、そういったわずかな部分のところにそういう財源を使って、やはり十分配慮できる要素もあったのではないかと。確かに公共事業等や、いろいろこれから借金の返済等に係る部分もあるかもしれませんが、やはりそういう財源のフリーという点では、これだけではありませんが、ほかにもありますが、どうだったのかという点では、私は今回のこの財政の支消に当たっても、一般会計へ振り向けるといふ点についても、やっぱり問題点と疑問点が残るのですが、この点はどのようなのでしょう。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9 番米沢議員の御質問にお答え申し上げます。

財政運用上の問題でございますが、この基金につきましては廃止しますと、いわゆる目的のない、いわゆる一般財源、どこに充てるかについては町長が政策的に判断をし、回せるものというふうに認識しているところでございますし、繰り返すこととなりますが、町の総体の一般財源が縮減傾向にあるという中で、今の現状でありますと、今まで行ってきま

した行政の多様なサービスをすべて維持することができないという中で、その財源手当てに苦慮しているところでありますが、そういう中で、一つの役割を終えていると。また、有していた機能につきましては、先ほど来申し上げてございますように、土地開発公社で十分機能が果たしているということで、廃止をしたわけでありましたが、しかしながら、今までのすべての行政需要を維持するまでの財源確保ということについては、結論から申し上げますと困難でございますので、歳出におけます各種の行政サービスの中で、さらに将来に向けて維持をするもの等につきまして、取捨選択をせざるを得ないということでございますので、この点も十分御理解をいただきたいというふうに思うところであります。この基金の一般会計への繰り入れの行方につきましては、なかなか一般財源ということでございますので、どこに充てているかについては明確にお答えすることについては困難かと思っておりますが、私どもとしましては、いろいろなソフト事業のものに下支えをすることで、十分財源の機能は果たされていると思っておりますし、繰り返すこととなりますけれども、全部を賄うことの財源の確保については困難でございますので、その点も十分御理解を賜っておきたいというふうに思うところであります。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9 番米沢義英君。

9 番（米沢義英君） 確かに廃止という点では、いろいろ目的が達した部分だとかというのはあるのだろうと思いますが、その運用の仕方だということに私は思っているものですから、やはり確かにいろいろなところに、全般的にという形になっているのですが、やはりこういうものを廃止する場合は、やはり一般会計等に繰り入れするという点になれば、やはりそれにふさわしいような施策の展開ということが必要だし、また、今回いろいろな団体等の補助金の削減等があつて、全部が全部悪いとは言えませんが、やはり必要な部分まで削減されているという部分もありますので、しかしそういうことを考えたら、この運用等についてももう一度再構築する必要があつたのではないかとこのように思いますので、この点もう一度、十分ということではありますので、同じ答弁の繰り返しになるかと思っておりますので、もう 1 回確認しておきたいと思っております。

議長（中川一男君） 企画財政課長、答弁。

企画財政課長（田浦孝道君） 9 番米沢議員の御質問にお答えします。

議員が言われている趣旨については、私ども十分理解できますので、今後の財政運営につきましても、いろいろな面で広範囲な見直しをしてございま

すが、その中でも、できる限りきめ細かな対応ができるように、十分私どもも、今も、引き続き将来に向けましても政策として残さなければならないものにつきまして、十分吟味をしまして対応しなければならないことについては、十分またそういう面に意を用いてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他になければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第20号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第20号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第21号

議長（中川一男君） 日程第6 議案第21号上富良野町商業振興条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長、答弁。

産業振興課長（小澤誠一君） ただいま上程いただきました、議案第21号上富良野町商業振興条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を申し上げます。

商業振興条例につきましては、平成13年、商店街の活性化と商業振興を図ることを目的に制定し、これまで23件の事業者に適用し、その効果を上げてきているところでございますが、平成17年度におきましても、多数の事業者から事業計画の提出がございます。このことから、町の予算確保を勘案し、平成17年3月31日までに事業計画書の提出があり、実施可能な事業について、平成17年度と平成18年度の2カ年の年度割りを行い、事業量の確保と財源の平準化を図るため、条例の一部を改正を行うものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第21号上富良野町商業振興条例の一部を改正する条例。

上富良野町商業振興条例（平成13年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中、「平成18年3月31日」を「平成17年3月31日」に改め、附則に次の1項を加える。

3、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までに行われた第6条の規定による事業計画書を提出した補助事業に係る補助金等の交付の申請については、この条例は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成19年3月31日までに当該補助事業が完了しないときは、同日後はこの限りでない。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、説明といたします。御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時45分 再開

議長（中川一男君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

日程第7 議案第25号

議長（中川一男君） 日程第7 議案第25号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程いただきました、議案第25号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例につきまして、改正要旨の説明を申し上げます。

在宅福祉事業につきましては、日常生活に支障のある在宅の虚弱高齢者及び障害者等の在宅福祉の向上を図るために、平成12年に条例を制定し、実施してまいりましたが、制度化してから5年が経過し、利用者の増加や必要経費の増に加え、介護保険サービスの利用者負担額との格差が生じるなど、利用料負担の均衡と適正化を図る必要があることから、一部の在宅福祉サービスに係る利用料について、費用の応分の御負担をお願いすることを趣旨と

しまして、本条例を改正しようとするものでございます。

以下、議案を朗読しながら、改正内容等につきまして御説明申し上げます。

議案第25号上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町在宅福祉事業に関する条例（平成12年上富良野町条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、利用料について別表に定めてございますが、その別表の改正でございませぬ。

別表1、理容サービスの項中、「1,000円」を「2,000円」に改めることにつきましては、現在、技術料として3,000円、交通費として2,000円で、合計5,000円の費用を要してございますが、施設に入所されている方は2,500円程度負担している状況にありますので、負担額の均衡を図る上で、費用の4割負担の2,000円とするものであります。

次、同表、移送サービスの項中、「75円」を「125円」に改める。このことにつきましては、15分当たりの負担額であります。移送サービスにつきましては、要介護2以上で、特殊車両でなければ通院等ができない方が対象でありまして、1時間当たりに換算しますと、利用者負担が300円と、非常に安い負担で利用することができる状況にあります。一方、同程度の介護を要する方で、歩行器や杖などを使用することにより、普通車両に乗れる方は移送サービスの対象としていないことから、これらの方はタクシー等の利用により、町内の病院等に通院する場合、1,000円以上の負担ということになってございまして、格差が大きいため、利用者負担額を15分当たり125円、1時間当たりで500円とするものであります。

3点目の、同表、配食サービスの項中、「300円」を「350円」に改めることにつきましては、介護保険適用のホームヘルプサービスの食事支援を受けている方や、デイサービスを利用している方の食事負担額と比較しまして、負担額に格差が生じておりますので、負担の均衡を図る上で、1食当たり350円とするものであります。

4点目、同表、除雪サービスの項中、「35円」を「75円」に改める。これは15分当たりの負担額であります。除雪サービスにつきましては、平成12年度以降の除雪単価の上昇と、独居老人や老人世帯の利用者が増加していることから、事業費が増加しており、経費の1割負担から2割負担に改めるものであります。1時間当たりでは、現行140円

が300円となります。

附則、この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上で、説明にかえさせていただきます。御審議賜り、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） それぞれのサービスの利用実績は現在どのようになっているのか、お願いいたします。過去3年間でもよろしいですが、お伺いいたします。

次に、これに伴って利用料が130万円ほど見込めるといような説明でありました。今、いろいろな各種の手当見直し等で、やはり暮らし向きは大変になってきています。確かに均衡を図るといふことであります。もう既にそれぞれのやはり利用されている方の生活状況を見ても、そう生活が楽でないという部分も見受けられます。今後、いろいろな諸控除等が廃止されるという状況の中での負担ということ考えた場合に、一定の据え置きもの等があってもいいのではないかというふうには私自身考えておりますが、こういった点についてどのような見解なのか、お伺いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、在宅福祉サービスの利用の実績という御質問でございますが、今回改正をさせていただきます4点のサービスにつきましては、それぞれ利用人数も限定された方で、一つの基準で利用していただいている方でございますが、一つ一つ申し上げますと、理容サービスにつきましては、現在、登録人員が25人ぐらいを予定してございます。この方々は在宅で寝たきりの方の要介護度4、5の方でございませぬが、これらの方については、年6回ほどの利用の基準でこのサービスを提供させていただいているところでございます。

それから、次の移送サービスにつきましては、登録の見込みが50人ぐらいを予定してございます。これらの方については、先ほど申し上げました対象者につきましては、要介護度2以上の方で、車いす等で生活されている方で、そういう病院等の通院においては、通常、普通乗用車の利用で乗れない方を対象にしてございまして、同じ要介護度2以上の方でも、先ほど申し上げましたように、杖とか歩行器等の利用の方で、普通乗用車で利用される方については、このサービスについては対象となっております。

ませんけれども、そういう方が対象ということでございます。

それから、配食サービスでございますが、現在月平均で大体34人ぐらいの利用がございます。登録の見込みは50人ぐらいを17年度においては見込んでございます。

最後に除雪の関係でございますが、除雪については、独居世帯の高齢者、それから老人世帯の高齢者の対象でございますけれども、虚弱で自力で当然除雪できないというような方を対象にしたサービスでございますけれども、これらの方が登録で130人ぐらい、利用の申し込みをされているということで、現状としては、月平均125人から128人ぐらいの平均で利用をいただいているという状況でございます。

それから、2点目でございますが、今回の改正案の部分についての御質問でございますけれども、この点については、先ほども申し上げましたとおり、このサービス、それぞれ4つのサービスを今後も継続していく上で、必要性は十分この事業については、今申し上げましたように、利用者や何かの見込みもかなりおられますので、継続していかねばならないという必要性を承知した中で、この事業については、一方、国庫補助の対象になってございましたけれども、これが一般財源化等も加わりまして、町の財政負担も当然ふえてございます。そういう部分もございまして、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、同じ身体の状態や何かの同じ程度の方が対象外となっている方で、そういうような類似したサービスを利用されている方との負担の均衡を図るといのが、まず一つの費用に対する応分の負担の物の考え方で、今回改正をさせていただいてございますので、そういうふうなことについては、ちょっとその辺は、そういう趣旨でございますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 理容では倍という形になります。確かに持ちだし等もあるかというふうに思います。一般財源化という形の中で、大変財源的にはという形になっておりますが、やはり今、それぞれの利用状態は、確かに施設等においても違うとは思いますが、施設なら施設のやはり入所している方のやっぱりよさもありますでしょうし、在宅は在宅での利用する問題点が、カバーしながらやっぱりやっているところがあるのだらうと思います。そのことを考えたときに、同一に見れない部分というのは多分にあるのではないかと私は考えるわけです。そういったことを考えたときに、同一的に料金

が、いわゆる実費負担あるいは料金を平準化しようというようなやっぱり考えというのは、ちょっといかがなものかというふうに考えているわけです。

理容を利用している方にしてみれば、そういう年金生活で暮らしている方もおられます。その上で介護保険料や利用料という形で払ってきているわけです。そのことを考えたときに、またこの負担ということであれば、どうなのかということなのです。やはり全部引き上げというのではなくて、据え置いたりだとか、やっぱりやるべきではないかと。例えば理容は今回は据え置きますと。ほかは若干改定もありますという形の中で、やっぱりそういう考えを持ってやるべきではなかったのかと。一律にやはりこういう引き上げということになれば、それだけ負担がかぶっていきます。これからの、昨日も言いましたが、年金もらっている方のやっぱり制度そのものがどんどん変わって、やはり180万円ぐらいの方でも、今度住民税等が加算されるという状況になってきます。100万円超えた場合でも、もう既に住民税が均等割等がやっぱり加算され、またその分、保険料や利用料や、やっぱりそういったところに上乗せされるという状況を考えてときに、もう据え置きということが必要だと思いますが、この点、もう一度お伺いいたします。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

この値上げをすべきでない、据え置くべきでないかという御質問でございますけれども、今回の御提案させていただいている4つのサービスにつきましてでございますけれども、この在宅福祉サービスは、全部で10のサービスを今事業展開をさせていただいてございますが、それぞれ10の他のサービスについても、その辺、事業評価といいますか、いろいろな経費の部分とか、利用者の、対象者の状況とか、いろいろその部分も精査させていただいてございます。その中で、今回、この4点のサービスについて、先ほど申し上げました背景と理由で、このたび改正案を提案させていただいているという状況でございますので、その辺、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 再々はよろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 他になければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず原案反対者、次に原案賛成者の順に行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、本条例に対して反対をするものであります。

この間の町の行政の進め方というのは、確かに限られた財政ということもありますと思います。しかし一方で、やはり先ほどの基金条例の設定のあり方についても、一般会計に繰り入れるという状況の中でも、その使途、使い道等に、やはりこういった部分に対しての負担軽減するというような対策が求められているにもかかわらず、そういった部分をされていないという問題点であります。

また、今回の住民手数料等の見直し、補助金等の見直しによって、1人当たり6,000円から5,000円ぐらいの負担ということになってきます。また、今後、所得税控除等の改正によって、年収100万円を超えただけでも住民税が課税される、あるいは均等割額が導入、賦課される。それと連動した中で、介護保険料や国民健康保険税、また、公営住宅等に入っていれば家賃等の増につながるという状況の中で、本当に耐えられない、限度のぎりぎりまで今来ているというのが実態ではないでしょうか。

そういうことを考えたときに、現行を据え置いて、その利用者の負担を軽減するという立場での、やはり条例を改正するという中身が抜け落ちているのではないかという立場から、私は反対といたします。

議長（中川一男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番村上和子君。

13番（村上和子君） 私は、上富良野町在宅福祉事業に関する条例の一部を改正する条例に賛成する立場で討論をいたします。

我が町の総人口は、平成17年1月現在、1万2,714人で、減少の傾向にあります。一方が高齢化が、65歳以上の方の増加が進む中にありまして、要介護者や要支援の人も増加してきている現象があります。この要介護者や要支援者に対しまして、このサービスは各市町村が条例を定めまして、独自の保険給付を行っているものでございます。上富良野町は10種類の在宅福祉サービスを行っておりますが、これらのうち、今回は4つのサービスの利用料の見直しをしようということでもあります。いずれのサービスも、利用者の増加や必要経費の増嵩、介護サービスが低下しないように、低下することなく、利用者負担額との均衡を図るなどの趣旨をもって行うということでありまして、さらに該当業務に係る国の補助が一般財源化されるというような状況も生じていますので、厳しい財政事情の中で、

今後もこの事業を継続してやってまいりますためには、利用者の方々に応分の費用負担をお願いすることはやむを得ないものかと考えまして、本条例改正に賛成するものであります。

議長（中川一男君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、原案は、可決されました。

日程第8 議案第26号

議長（中川一男君） 日程第8 議案第26号上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤憲治君） ただいま上程されました、議案第26号上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例につきまして、改正の要旨を御説明申し上げます。

敬老祝い金につきましては、平成15年度から、一般的な敬老者の祝い年齢とされている節目年齢の方及び100歳以上の方を対象に、長寿を祝福し、敬老の意を表する趣旨で、祝い金の支給を行ってまいりましたが、平均寿命も延び、より一層の高齢社会となっている状況にあることから、敬老祝い金の対象者と支給内容の見直しを図るために、本条例を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、1点目といたしまして、敬老祝い金の支給の対象を、喜寿、米寿、白寿の節目年齢の方のみとし、満100歳以上の方の長寿祝い金の廃止を行おうとするものであります。

2点目は、支給方法につきまして、地元商店街の振興、地域経済の活性化を図る観点から、現在の現金支給から金品の支給に改め、商品券により贈呈しようとするものであります。

以下、議案を朗読して説明にかえさせていただきます。

議案第26号上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例。

上富良野町敬老祝い金支給条例（平成14年上富良野町条例第28号）の一部を次のように改正す

る。

第2条の表中、「2万円」、これは喜寿祝い金であります。これを「2万円相当の金品」に。次、米寿祝い金であります、「3万円」を「3万円相当の金品」に。次、白寿祝い金でございます。「5万円」を「5万円相当の金品」に改め、同表、満100歳以上の者の項を削る。

附則、この条例は、平成17年4月1日から施行する。

以上で、説明といたします。御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を受けます。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 今回の条例改正に当たって、何点が質問いたしたいと思います。

金品相当支給という形で変更になりましたが、これは全額商品券という形になるかというふうに思います。これは一部現金と商品券という形の支給方法というのは考えられたのかどうか、この点。

次にお伺いしたいのは、この制度ができてまだ間もないという状況がありました。2年ぐらいという状況です。そういう状況で、すぐ100歳以上の長寿祝い金を廃止いたしました。財政難という形で見直しということでありました。私、この制度ができるときに、将来を見据えて、この金額が妥当なのかどうかということ、やはり質問いたしまして、やはり将来を見据えた場合に、もっと金額を引き下げた方が、町の財政負担を軽くするのではないかと質問に対して、将来を見据えた中で、いわゆる支給条例だから、すぐそういうことにはならないという答弁だったわけです。それが2年もたないうちにこの条例の改正が出てきたというところに、先の見通しの甘さというか問題点というか、一体何なのかということなんです。

確かに財政難ということで、いろいろ財政のやりくりは必要な部分もあります。しかし、余りにも唐突ではないかということを考えております。そのことを考えたときに、今一度、この全体のやはり金品支給のあり方というものが、やはりどうだったのかというところの説明も一向になく、ただ高齢者、いわゆる100歳以上の方が今後ふえるであろうからというような説明だけに終始しております。それでは納得できるものではありません。将来的に、やはり財政的に大変だということであれば、そういう見通しを持った条例の改正という考えもあってしかるべきだけれども、そういうような内容というのが一切聞かれないということありますから、これらの点

について、なぜ今回、この100歳以上の祝い金を廃止するに至ったのか。また、それぞれのいわゆる対応する人員というのは何人おられるのか、お伺いしておきたいと思います。

議長（中川一男君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（佐藤憲治君） 9番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

3点ございます。

1点目は、支給方法の御質問でございますけれども、提案説明で申し上げましたとおり、地域経済の振興という視点で、全額商品券でお贈りさせていただきたいなというふうに考えてございます。

2点目でございますが、この制度、敬老祝い金の制度の発足、17年度で3年目でございますけれども、発足後2年目で100歳以上の方の廃止という考え方に対しての御質問でございますけれども、当初、平成15年、条例提案は平成14年でございますが、このときの背景では、それぞれの祝い金の金額につきましては、いろいろな管内の状況や何かを十分見きわめながら、この祝い金についてはその当時設定して、今日に至ってございます。したがって、そのときも100歳の設定については、管内においても設定している自治体もございました。それらを考慮して条例制定をさせていただいた背景にございます。

その中で、今回、この100歳以上の方の廃止についての理由の御質問でございますけれども、これにつきましても、冒頭申し上げましたとおり、こういう高齢化社会ということで、どんどん高齢者がふえているという背景もございしますが、一般的には、敬老者の祝い年齢という節目年齢の節目祝い金の形でこの制度を存続していこうというような趣旨で、このたび、喜寿、米寿、白寿という方を対象とする考え方で、そういう理由で100歳以上の方については廃止をさせていただくという理由でございますが、この100歳以上のこれによって対象者でございますが、現在、4月1日以降、100歳以上となられる方は6人該当者がおられるということでございます。

以上でございます。

議長（中川一男君） 9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） やはり説明ができないのですよ。単に高齢者という形の中でふえるからというような説明だけなのです。全体的なこの敬老祝い金のあり方については一向に説明しないという、ここに町のやはりこの条例の設定のあり方の問題点があるのではないかと。私は、やはり3年目に入ったとはいえ、2年たって3年目に入ることですから、やはり最低でも、この間言われているように、やっ

ぱり5年、7年ぐらい継続する必要があるのではないかと。いきなり3年目から廃止というのでは、やっぱりたまったものではないのですよね。

何を問題にしようとしているのかということで、その見通しの甘さと、やっぱり全体の敬老祝い金のあり方をどうするのかという、その部分の説明が全然出てこないわけです。そういう説明をきっちりしていただきたいと思います。この敬老祝い金の改正に当たっても、住民会の敬老会を、今まで町でやってきたのを住民会におろして、その分の経費を軽減しているという形になってきています。そういう経過があるわけですから、それぞれ住民会の敬老会も負担しながら、また、資金の範囲でやっているところもありますが、やはりそういう経過の中で、やはりこういう敬老祝い金についても、一律から節目年金という形で支給しようという経過があるわけですから、それを2年でぱっきりと100歳以上を削ってしまうというところに問題があると思いますが、どうなのですか、そこら辺。全体の節目年金のあり方等についての将来の考え方というのは持っておられるのですか。質問するからああだこうだということと言えるけれども、その前にきっちり説明する必要があるのではないですか。この点、伺っておきたいと思います。

(「議長、関連」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 関連は、米沢議員の許可を得なければできないのです。

まだするだろうと思うので、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時20分 再開

議長(中川一男君) 暫時休憩を解きます。

助役、答弁。

助役(植田耕一君) 米沢議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、2年でという中で、もう変わるのかというようなことで、この祝い金に対する姿勢として、どうもまずいのではないかといいことでございますけれども、町の財政におきましても、ここのところ急激な変化を遂げてきてございます。そういう中で、行政改革の観点で、あらゆる分野について、できるものからやっていきたいという願いがございます。こういう祝い金、お年寄りの最終の場の中で、こういうものを削るということはまことにしのびないわけでございますけれども、こういう点につきましては、できれば御家族の中で温かくお祝いをしてあげていただく方法で今後考えてい

ただ方法でお願いができないかというようなことで、この点の削減の方向で御提案を申し上げているところでございます。非常に状況としては、100歳を超えている中におきましては、課題点といたしましては、何か本人の御意思の中で喜んでいただけるような状況にもないような状況も中にはございますので、その点等も踏まえた中で、今回御提案をさせていただいているところでございます。当然、財政状況が大きく変化してきてございますので、この点、あらゆる分野でできることからやっていきたいという願いのもとに、この点につきましても物差しを当てましてやっているところでございますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

議長(中川一男君) 9番米沢義英君。

9番(米沢義英君) 要するに助役の答弁でしたら、意義がない、意味がないということですよ。100歳以上の方に至っては、行ったら、もう寝たきりのような状態で、自分の意思表示をすることができないということを答弁しました。私はこの点について本当に非常に冷たい、やっぱり助役の印象を持ったわけです。町長はこの点について、こういう問題点を許していいのかと。この2年間ということで、3年目の中で、やっぱり見通しの甘さということもみずから反省しないで、ただ100歳以上の方の置かれている状態で判断すると。それだけで廃止だということでは納得できないのですよ。なおかつ、全体の給付のあり方について説明しなさいということを行っているのだけれども、一向に言わない。やはり私は、お金を支給する、しない以前に、町のやっぱりこういう問題の見通しの甘さや考え方が終始一貫していないと。事業評価するということを行っているのだけれども、きっちりこれは本人がそこに生活しているわけですよ、寝ていようが車いすで生活していようが。聞いたら、きっちり本人は意思を持っている、そういう人も中にいるわけですから、仮にそうでないとしても、やはり生活しているということであれば、そこに立派に1人の人格、いわゆる長年生きて、生活してこられて、いろいろな苦しみや悲しみを体験された、そういう人たちを祝おうということでこの条例を設定されたわけですから、そういうことを簡単に2年間終わったからもういいのだというような、そこに問題があります。もう一度町長、この点と、今後の敬老祝い金のあり方等について、きっちり説明していただきたい。問題があると思います。

議長(中川一男君) 町長、答弁。

町長(尾岸孝雄君) 9番米沢議員の再々質問にお答えさせていただきます。

確かに議員御発言、御意見のとおり、2年間で改

正するということにつきましては、十分に私どもとしても対応、認識を持たなければならない部分がありますが、御案内のとおり、地方財政の方向性というのが全く見えない中で、当時、14年に策定し、敬老者に対する節目年齢におけるお祝いをしてあげようということで進めてきたところでありまして、けれども、財政運営が非常に厳しくなりました。行財政改革の中で、平成15年までの改革の中では、予想だにできなかった大きな地方財政の厳しさが出てきたというようなことで、平成16年、今年度から新たな行財政改革の計画を立て、実施計画を立てまして、今後、平成20年までの財政運営を破綻しないように対応していくべく、今、聖域なき行財政改革を取り進めさせていただいております。

そういう中にありまして、先ほど来、助役、担当課長が説明申し上げておりますようなことで、今回、この対応でき得る部分から見直しを図らせていただいているということでございますし、また、将来的にこれを継続していくかどうかということにつきましては、町の財政状況を見きわめながら、敬老者に対するお祝いというものと判断しつつ、この部分についての見直しということも絶対あり得ないということではなくて、その状況においては、敬老者に対するお祝いという意味と、財政運営の状況と、見きわめながら対応していかなければならないというふうに認識いたしておるところであります。

議長（中川一男君） 1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 同僚議員と重複する点多々あるかなと思うのですが、私もこの改正に対する内容について疑問を感じます。所管委員会でも申し上げてはありますけれども、まず第1には、同僚議員からも質問のあったように、余りにも以前改正からわずかな期間で再度改正するという点。それから、財政難ということは私も十分に承知しております。しかしながら、昨今、人生80年時代と言われておりますけれども、私は、高齢になれば高齢になるほど、1年というのは大変な年月だと思うのです。上富良野町で100歳以上というのは、所管でお聞きしましたところ5名と。わずか5名の方のお祝いがあげられないというのは甚だ遺憾だと。私は、先の方を削っても、後の方はやはりしっかりお祝いしてあげるべきだと。まずこの議場におられる皆さん、100歳まで生きる自信ありますか。恐らく皆無だと思うのです。そのぐらい、1世紀を生き抜くということは大変なことなのです。御本人は当然のこと、御家族もそれなりに大変な努力をされて生きてこられたことだと思うのです。そうした方にお祝いをしてあげられないというような形は、町としての条例としては甚だ不備なのではないかなと

私は思います。100歳以上は、先ほどからいろいろ理由、理事者の方から言われましたが、私は、100歳以上をそんな形で、例えば昔のことわざで言いますと、うば捨て山のな条例の改正ということは納得できません。その理由について、もう一度、再度、なぜ100歳以上がお祝いできないのか、その辺をしっかりと、もっと納得のできる御回答をいただきたいと思います。

以上です。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 清水議員の御質問にお答え申し上げたいと思いますが、基本的には、白寿という中で一度お祝いをしてあげるということで、全くそれを否定する話ではございませんので、毎年やっていくことで、この辺を何とかお願い申し上げたいということで御提案をしているところでございますので、その点、御理解を賜りたいと思います。

議長（中川一男君） 1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 助役初め、町長の先ほどの同僚議員の答弁の中で、思惑はわかるのですが、ただ、私申し上げているのは、財政難はわかります。財政難はわかりますけれども、今改正される2万円相当、3万円相当、5万円相当の金品となっておりますが、この中でそうしたものをもう少しお考えいただけないのかなと思うのですよ。何も予算を余分にふやせということではないのです。その点、もう一度お願いします。

議長（中川一男君） 助役、答弁。

助役（植田耕一君） 御提案申し上げている内容でございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（中川一男君） よろしいですか。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

なお、この討論は、まず原案反対者、次に原案賛成者の順に行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

9番米沢義英君。

9番（米沢義英君） 私は、本条例、上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例に反対するものであります。

第1番目には、事あるごとに財政難だということを書いてあります。確かにお金は限られた予算ということもあるでしょう。しかし、そうであるならば、今回の改正というのは余りにも唐突ではないでしょうか。制度が始まってまだ2年、そして3年目という状況なわけで、いきなりお金がないという状

況の中で、この敬老者の年金をなくす、100歳以上に支給されていた年金をなくすというのは、余りにも冷たい話ではないでしょうか。また、この間の質問のやりとりの中でも明らかになったように、その100歳以上の方については、行ったら寝たきりの状態だった。だからお金を支給してもその意味がないということをおっしゃっています。しかし私は、そこに生活して生きている限り、立派な人格を持っている1人であります。永年この町に住まれ、幾多の困難も乗り越えて、そして生活して、現在に至っている。そういう人の祝い金をなぜ支給しないという状況になるのでしょうか。また同時に、財政難であるというならば、この年金支給条例の将来のあり方をきっちり示すべきであるにもかかわらず、それをも示さないという状況であります。

今回の条例の2年前、平成14年に設定されたときに、私は幾つかの点について申し上げました。将来の財政事情を考えたとき、この金額でよいのかどうか、もっと減額して負担を軽減すれば、将来の財政難に対応できるのではないかという質問をしました。ところが、これに対する答弁者の回答というのは、今回の改正というのは将来を見通した内容であり、十分これは耐え得るものだという答弁でありました。私は、こういう答弁にもかかわらず、今回、2年経過したという状況の中で、条例を改正するという、ここにこそ町の財政を考えない問題点が逆に私はあるということを指摘しておきたいというふうに思います。

私は、もう一度、今回の以上のことを述べまして、今上富良野における今回の条例に対し、反対の討論といたします。

議長（中川一男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番金子益三君。

12番（金子益三君） 私は、敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から意見を申し上げさせていただきます。

敬老祝い金については、高齢者の長寿を祝福し、敬意を払う意味から、平成15年に、喜寿、米寿、白寿及び100歳以上の高齢者に対して、祝い金という形で支給をしてきた経緯にあります。

このたびの条例改正に当たっては、100歳以上の高齢者に対しての祝い金を廃止し、また、各節目の長寿のお祝いに対して、祝い金の一部金品への支給への条例改定であります。

私は、敬老のあり方というものは、何もお金の支給だけではないものと考えます。御承知のとおり、年輩者を敬い、大切にするという気持ちは、上富良野町民全員が持っている気持ちは、さら

には、近年、何かとお金で解決を図るという風潮を持っている次世代に対しても、敬老というものは本当に心であるということを図るいい機会でもあるとも考えます。

本町がこれまでにとってきた政策の中において、高齢者に対しての福祉、介護、さらには健康寿命の延伸に対しての予算措置及び前年度建設された保健福祉総合センターがみんなにおける、すべての町民が健康で健やかに暮らせる政策のため考慮された保健福祉の予算配分のあり方等を考え、この厳しい財政の中において、単にお年寄りのお祝いのお金を財政の中から切るということではなく、次世代を担う子供たちの健やかな成長に役立てるためにとられた予算を執行するためにも、限られた予算配分を適切に措置したと考えます。厳しい財政状況ではありますが、少額でもありますが、貴重で大切な高齢者の祝い金の一部を削減いたしますが、人生の節目においてのお祝いは引き続き継続をいたし、町長を初め、町民総意で日本古来の慣習でもある大切なお祝いをいたして、さらに近年、大型店の進出により、購買力の大きな流出が図られ、地域地元の厳しい商店街の少しでも地域経済活性化を図る観点からも、商品券などの支給に改められたことに対し、繰り返しますが、100歳以上の高齢者に対して、単に金品ではなく、真に長寿を町民総意の気持ちで感謝と敬意を表してお祝いする機会であると判断いたしますので、本条例の改正について賛成いたします。

議長（中川一男君） 次に、原案に反対者の発言を許可いたします。

1番清水茂雄君。

1番（清水茂雄君） 私は、上富良野町敬老祝い金支給条例の一部を改正する条例について、反対の立場から反対討論を簡潔に申し上げます。

私は、先ほども申し上げましたように、財政難は十二分に私も承知しております。そうした中で、財政難の中から予算をふやして祝い金を設定してほしいということではなくて、この祝い金の予算の中で100歳以上の方にもお祝いしてあげられる方法があるのではないかとということで申し上げたのですが、その点、私は大変に不満に感じます。特に100歳以上の切り捨てに対しましては、反対の立場をとります。

以上です。

議長（中川一男君） 次に、賛成者の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中川一男君) ありがとうございます。
起立多数であります。
よって、原案は、可決されました。

日程第9 議案第30号及び

日程第10 議案第31号

議長(中川一男君) 日程第9 議案第30号上富良野町財政調整基金の一部支消の件、日程第10 議案第31号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。
企画財政課長。

企画財政課長(田浦孝道君) ただいま上程されました、議案第30号上富良野町財政調整基金の一部支消の件及び議案第31号上富良野町公共施設整備基金一部支消の件につきまして、一括して提案の趣旨を御説明申し上げます。

このたびの平成17年度一般会計予算におきましては、国の三位一体改革に関連しまして、地方交付税などが削減される影響を受け、当町が裁量を持って使うことのできる一般財源総額が縮減する中、現段階で継続的に進めています道路などの公共施設の整備を初め、地域特性を生かしました振興策などに引き続き多額の財源を必要としております。

これら行政課題を具現化するために、最終的な財源確保としまして、財政調整基金及び公共施設整備基金の一部を取り崩しする必要から、同基金条例の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第30号上富良野町財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めます。

記。1、支消金額、6,000万円。2、使用目的、多額の経費を必要とする特別な建設財源に充当するため。3、使用年度、平成17年度。

続きまして、議案第31号に移ります。

議案第31号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次により使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第3条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

記。1、支消金額、6,000万円。2、使用目的、公共施設の整備財源に充当するため。3、使用年度、平成17年度。

以上、議案第30号及び議案第31号の説明いたします。原案お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(中川一男君) 提案理由の説明を終わります。

これより、議案第30号、議案第31号を一括して質疑に入ります。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第30号上富良野町財政調整基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決しました。

次に、議案第31号上富良野町公共施設整備基金の一部支消の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号

議長(中川一男君) 日程第11 議案第32号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(尾崎茂雄君) ただいま上程されました、議案第32号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計におきまして、歳入財源であります国民健康保険税、国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付費に充当し、予算の計上をしておりましたが、なお不足する2,500万円を財政調整基金から支消し、保険給付費に充てようとするものであります。

なお、財政調整基金の当該支消後の予定残高につきましては、1億177万3,000円となるところであります。

以下、議案を朗読し、説明いたします。

議案第32号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。1、支消金額、2,500万円。2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当するため。3、使用年度、平成17年度。

以上で説明いたします。御審議をいただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第33号及び

日程第13 議案第34号

議長（中川一男君） 日程第12 議案第33号上富良野町道路線廃止の件、日程第13 議案第34号上富良野町道路線認定の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（田中博君） ただいま上程いただきました、議案第33号並びに議案第34号につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

参考資料といたしまして、道路網図を提出させていただきますいております。

議案第33号と議案第34号の裏面、路線廃止及び路線認定の表と道路網図をごらんいただきたいと思っております。

緑色の路線に黒色の添い線が廃止路線で、同じく緑色の路線に赤い色の添い線の矢印までの区間が認定予定路線でございます。

廃止7路線につきまして、初めに、図面左上の認定番号53番扇町通につきましては、泉町北団地町営住宅整備事業に伴いまして、終点を北27号道路へ接続することにより、終点の位置が変わることによるものでございます。

次に、認定番号135番、泉町3丁目1条通、同

じく認定番号136番、泉町3丁目2条通につきましては、先ほどの泉町北団地町営住宅整備事業により、通路として整備されることにより、終点の位置が変わることによるものでございます。

次に、図面右下の方の、認定番号236番、南町3丁目2条東通、同じく認定番号237番、南町3丁目3条通につきましては、道路用地として既に寄附を受けており、また、地域のアクセス道路としまして、それぞれ終点の位置が変わることによるものでございます。

次に、図面右上の、認定番号278番、新町5丁目2条通につきましては、一部未供用区間において、今後、道路としての改築が見込めないことなどから、終点の位置が変わることによるものでございます。

次に、図面左下の、認定番号356番、富町2丁目公園通につきましては、終点を認定番号126番富町1丁目1条通へ接続することにより、地域住民の日常生活にも利用されることから、終点の位置が変わることによるものでございます。なお、用地につきましても、既に道路用地として寄附採納をされております。

この7路線につきましては、それぞれの延長が変わるため、一度廃止をして、再認定をお願いするものでございます。

なお、これらの分が認定されますと、町道の路線数は変わらず、429路線、実延長では507.4メートル増の413.04キロメートルとなる予定でございます。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第33号上富良野町道路線廃止の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり廃止するため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

裏面をごらんいただきたいと思っております。

議案第33号の別紙、路線廃止の表につきましては、先ほど御高覧いただきました道路網図のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思っております。

次に、議案第34号上富良野町道路線認定の件。

上富良野町道の路線を別紙のとおり認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

同じく裏面をごらんいただきたいと思っております。

議案第34号の別紙、路線認定の表につきましても、同じく道路網図のとおりでありますので、省略をさせていただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議

いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（中川一男君） 提案理由の説明を終わります。

議案第33号、議案第34号を一括質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

初めに、議案第33号上富良野町道路線廃止の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第34号上富良野町道路線認定の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

昼食休憩といたします。

午前 11時5分 休憩

午後 1時05分 再開

議長（中川一男君） 昼食休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

日程第14 予算特別委員会付託

議長（中川一男君） 日程第14 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算、議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長西村昭教君。

予算特別委員長（西村昭教君） 予算特別委員会

報告を、朗読をもって御報告申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託の議案は、審査結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査等の経過等を付し、報告します。

議案第1号平成17年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

議案第2号平成17年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第3号平成17年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

議案第4号平成17年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第5号平成17年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第6号平成17年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第7号平成17年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

議案第8号平成17年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

議案第9号平成17年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

審査の経過。

本委員会は3月4日に設置され、同日、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号が付託されました。

3月14日、委員会を開き、正副委員長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第1号歳入各款と歳出第1款から第4款まで、款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めました。

3月15日、委員会を開き、議案第1号歳出第5款から第10款途中まで、款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月16日、委員会を開き、議案第1号歳出第10款途中から第15款まで、款別ごとに質疑を行い、その後、一般会計全般にわたる質疑を行い、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号につき、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めました。

3月17日、委員会を開き、各議案の審査意見を集約してから採決を行いました。

議案審査での主な意見は、別記のとおりであります。

表決。議案第1号は討論を行い、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号及び議案第9号は、討論を

行わず、議案ごとに起立による採決を行った結果、いずれも賛成多数により原案可決となりました。

なお、別記、平成17年度各会計予算特別委員会審査意見につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会審査意見の報告といたします。

議長（中川一男君） お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、いずれも原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号は、委員長の報告のとおり決しました。

日程第15 諮問第1号

議長（中川一男君） 日程第15 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、尾岸孝雄君。

町長（尾岸孝雄君） ただいま上程いただきました、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきまして、要旨につきまして御説明申し上げます。

現在、我が町の人権擁護委員には、三島功士氏が就任いただいているわけですが、三島功士氏の任期が今年度8月をもって任期満了になることから、法務大臣に対し、再任の推薦を申し上げたいということで、御提案をさせていただきたくでございます。

三島功士氏の経歴につきましては、別紙参考資料として配付させていただいておりますので、御高覧を賜りたいと存じます。

それでは、朗読をもって御提案させていただきます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件。

人権擁護委員の候補者として、次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記。住所、上富良野町本町4丁目6番33号。氏名、三島功士。昭和14年8月5日生まれ。

以上でございます。

御審議賜りまして、御承認をお願い申し上げたいと思います。

議長（中川一男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） 異議なしと認めます。

これより、諮問第1号を起立により採決いたします。

お認めいただけることに御異議のない方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（中川一男君） ありがとうございます。

起立多数でございます。

よって、適任と認めることに決しました。

日程第16 発議案第1号

議長（中川一男君） 日程第16 発議案第1号町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番向山富夫君。

15番（向山富夫君） ただいま上程いただきました、発議案第1号町長の専決事項指定の件につきまして、提案要旨の説明を申し上げます。

平成17年度、地方税法改正に伴います個人町民税における所得割額の定率減税の見直しなど、所要の改正を行うため、町長において専決処分をすることができるよう指定しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号町長の専決事項指定の件。

町長の専決事項指定の件を、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく岩崎治男。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものと指定する。

記。平成17年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部を改正すること。

以上でございます。御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（中川一男君） これより、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（中川一男君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

これより、発議案第1号を採決いたします。

原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17 発議案第2号

議長(中川一男君) 日程第17 発議案第2号 日本郵政公社存続に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

15番 向山富夫君。

15番(向山富夫君) ただいま上程いただきました、発議案第2号日本郵政公社存続に関する意見の件を、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第2号日本郵政公社存続に関する意見の件。

日本郵政公社存続に関する意見の件を、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員向山富夫。賛成者、上富良野町議会議員村上和子、同じく岩崎治男。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、郵政・経済財政政策担当大臣。

日本郵政公社存続に関する意見書。

郵政事業は、明治4年の郵便制度創設以来、133年にわたり、あまねく全国に設置された2万4,700の郵便局を通じて、郵便、郵便貯金、簡易生命保険などの国民の日常生活に必要な生活基礎サービスを提供している。

そのような中で、政府は、郵政事業の民営化を2007年4月に実施するとして、経済財政諮問会議で審議を開始し、民営化を行おうとしている。

しかしながら、民営化となれば、不採算地域からの撤退、不採算事業の縮小は、経済原則から見ても明らかである。各種料金の値上げや、郵便局が統廃合されることは目に見えており、現在の全国あまねく公平なサービスの維持は困難になり、町民が受ける影響は甚大なものとなる。

よって、国におかれては、郵政事業の民営化の検討にあたっては、公的、社会的役割の重要性にかんがみ、郵便局の窓口ネットワークの有効活用やユニバーサルサービスの維持などにより、国民の利便性を確保し、地方切り捨てにつながるような郵政事業の民営化を行うことなく、国営公社として、日本の郵政公社の存続を堅持されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

お認めいただきますよう、よろしく願い申し上

げます。

議長(中川一男君) お諮りいたします。

本件は、質疑、討論を省略し、直ちに起立採決をいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

これより、発議案第2号の件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(中川一男君) ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、発議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 閉会中の継続調査申出の件

議長(中川一男君) 日程第18 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、目下、委員会において調査中の別紙配付申出書の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中川一男君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することを決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

町長 あ い さ つ

議長(中川一男君) 本年最初の定例議会でありますので、町長からごあいさつを皆様方に申し上げます。

町長。

町長(尾岸孝雄君) 3月3日から本日18日までの16日間にわたり開催されました平成17年第1回上富良野町議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただき、平成16年度の締めくくりを兼ねてごあいさつを申し上げます。

今定例会におきましては、上程いたしました平成16年度各会計補正予算案及び平成17年度各会計予算案並びに条例改正案など、多くの案件につきまして御審議、御検討、御討議を賜り、すべて原案どおり御議決いただきましたことに対し、心から厚く

お礼を申し上げます。

それぞれ議案審議に際し、議員各位からお寄せいただきました御意見及び御提言につきましては、今後、執行上におきまして十分なしんしゃく、吟味しながら、公明、公正、町民本位を旨として、情報の共有化と説明責任の遂行のもとに、この反映に努めてまいり所存であります。

昨今の我が国の経済状況につきましては、設備投資や外需などにより、全体的には回復基調にあるとされておりますが、地域や業種により大きく異なり、北海道においても依然として厳しい経済環境にあり、このことは、我が町の地域産業と町民生活のさまざまな分野に深く影を落としており、まことに憂慮に耐えないところであります。

加えて、地方の財政につきましては、国が進める三位一体改革により、地方交付税、国庫補助、負担金等の制度において大きく見直しが行われ、地方自治体の財政は一段と厳しさを増している状況にあります。

このことは、当町におきましても例外ではなく、本年度予算はもとより、今後の財政見通しについてもさらに厳しい状況にあるとの認識を議員各位と共有しながら、予算の審議を賜ったところであります。

今定例会中には、町政執行方針を初め、さまざま場面で発言させていただいたところですが、昨年策定いたしました行財政改革実施計画に基づき、位置づけをいたしました項目を着実に実践し、歳入に見合う歳出構造をつくり上げていくことが私の責務であると強く認識をいたしているところであります。

したがって、平成17年度には、この新しい行財政改革実施計画の実質的な推進を図る初年度であり、安定した財政基盤に転換していくことを目標に、諸改革を具体的に取り進めてまいります。困難な課題も多くありますことから、ここに議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力をお願いするところであります。

最後になりましたが、慎重な御審議を賜り、御議決をいただきましたことに重ねてお礼を申し上げますとともに、新年度からの行政執行に際しまして、議員各位の特段の御協力をお願い申し上げ、平成17年第1回定例議会終了に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（中川一男君） この際でございますので、私の方からも一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

本当に長丁場のこの予算議会、本当に御苦労さまでした。

今、厳しい財政の中で、いかに活発化していくのか、本当に皆さん方の議論をいただきまして、予算特別委員会においては、委員長の名采配で、本当に皆さん方が思っていることを引き出し、議会の活性化に役立ったのではないかな、大きな成果があったな、本当にここ何年か、変わってきております。

一番驚いたことは、町長に対する附帯意見の中に、水道をとめても構わないと、それぐらい厳しく臨めと。昔であったら、何でそんなことをするのだ、そんな慈悲のないことをするのかと、圧力をかけたものでございます。私が入ったときはそうでした。今は違ってきた。それだけやはり地域住民のためを思い、また、平等、不公平感のないような、そういう社会にしなければならない、皆さん方の本当に切実なる、少しでもこの上富良野をよくしようということが、本当に胸が打たれるほど、皆さん方の討論の中で、議論の中、質疑の中で、本当に感銘したところでございます。

4月1日からは、きょう議決されました予算は執行されます。しかし、西村委員長のあいさつの中にもありましたように、議決したからには、町長も議会も一心同体であります。どうぞこれから町政の執行に対し、私ども議会も鋭い目を向けながら、町民のための議会であり、また、町政でなければならないということを心に据え、頑張っていきたいと思えますし、皆さん方の御協力もよろしくお願い申し上げます。

本当に長丁場、御苦労さまでした。

ありがとうございます。

閉 会 宣 告

議長（中川一男君） これにて、平成17年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

午後 1時27分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成17年3月18日

上富良野町議会議長 中 川 一 男

署名議員 吉 武 敏 彦

署名議員 米 沢 義 英

